

令和 7 年度山形県男女共同参画白書



男女共同参画

山 形 県

目 次

第1章 令和7年度の男女共同参画に関する主な動きと取組み

1	男女共同参画の推進	1
2	ワーク・ライフ・バランスの実践拡大	3
3	女性の活躍促進	5
4	地域における男女共同参画の推進	6
5	山形県男女共同参画センター「チェリア」の取組み	8
6	DV未然防止に向けた意識啓発の強化	13
7	多様性が尊重される社会づくりの推進	15
8	提言等	18

第2章 山形県における男女共同参画社会づくりの状況

1	概要	
(1)	山形県における男女共同参画を推進するための枠組み	21
(2)	山形県男女共同参画計画の体系	22
2	基本の柱ごとにみる山形県の男女共同参画の現状と課題	
基本の柱Ⅰ	「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」から見る現状と課題	23
基本の柱Ⅱ	「いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり」から見る現状と課題	25
基本の柱Ⅲ	「安全・安心に暮らせる社会づくり」から見る現状と課題	30
3	男女共同参画に係るデータ集	
(1)	行政の取組み	33
(2)	政策・方針決定過程への女性の参画状況	35
(3)	各種職業・団体役員等における女性の参画状況	47
(4)	教育分野における男女共同参画の状況	53
(5)	企業（職場）における男女共同参画の状況	60
(6)	仕事と家庭、家事・育児等の状況	67
(7)	多様な人々が多分野で活躍できる環境の整備をめぐる状況	77
(8)	DV、その他女性に対する暴力の状況	82
(9)	安心できる生活の確保をめぐる状況	88

第3章 山形県男女共同参画計画に係る令和7年度の実施計画一覧

令和7年度山形県男女共同参画関連施策一覧	90
基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
施策の方向 1 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	93
施策の方向 2 若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信	96
施策の方向 3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進	98
基本の柱Ⅱ いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり	
施策の方向 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	100
施策の方向 5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現	101
施策の方向 6 家庭・地域における男女共同参画の推進	104
基本の柱Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり	
施策の方向 7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶	108
施策の方向 8 生涯を通じた健康支援	111
施策の方向 9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備	113

附属資料

1	法令・規定集	
	男女共同参画社会基本法	116
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	121
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	131
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	133
	山形県男女共同参画推進条例	135
	山形県男女共同参画推進本部設置要綱	139
2	山形県ワーク・ライフ・バランス憲章	141
3	ワーク・ライフ・バランス推進協定書	142
4	やまがた女性活躍応援連携協議会設置要綱	144
5	やまがた女性活躍応援宣言	146
6	山形県男女共同参画推進員設置要項	147

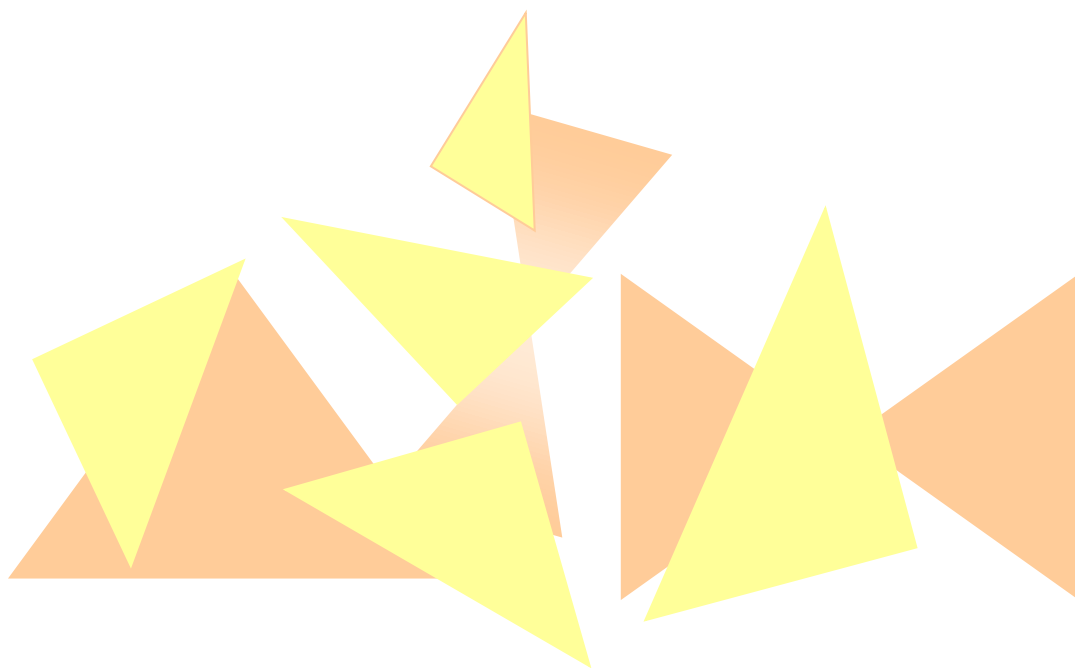
7	審議会等への女性委員登用の推進について（部長会議申し合わせ）	149
8	女性活躍推進に向けた北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言～輝く女性 ほくとう宣言～ ..	150
9	山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱	151
10	男女共同参画のあゆみ（年表）	155
11	男女共同参画に関する用語集（キーワード）	160

第1章

令和7年度の男女共同参画に関する主な動きと取り組み

県では、令和3年3月に山形県男女共同参画計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定し、男女共同参画による豊かな地域社会を築くための取り組みを進めています。

第1章では、「Yamagata Women's Link」などの男女共同参画社会の推進に向けた取り組み、「やまがたスマイル企業認定制度」などのワーク・ライフ・バランスの実践拡大に向けた取り組み、山形県男女共同参画センターの実施事業、DV未然防止に向けた意識啓発、多様性が尊重される社会の実現に向けた理解促進など、令和7年度の男女共同参画に関する主な動きと取り組みを紹介します。



1. 男女共同参画の推進

(1) Yamagata Women's Link

若手社会人女性と女子学生を対象として、同世代や異業種の方と交流しながら、自分のこれからの働き方や将来のビジョンについて本音で語り合い考える交流会「Yamagata Women's Link」を開催しました。

当日の交流会では、パネルディスカッションと、社会人同士・学生同士・社会人と学生の混合グループに分かれてのグループトークを中心に、それぞれのテーマに沿ってざっくばらんにお話をさせていただきました。

参加者からは、「参考となるロールモデルを知ることができた。私もチャレンジしたいと思った。」
「山形が大好きな皆さんから良い刺激を受けて、より山形が好きになりました！」といった前向きな感想を数多くいただきました。

【開催日】 令和7年9月11日（木）

【参加者】 山形で暮らし働く若手社会人女性 47名
県内外の女子学生 14名 計61名

【内 容】

① パネルディスカッション

テーマ：多様なロールモデルから学ぶ私の未来

パネリスト：佐藤萌以氏（一般社団法人雪と暮らし舎代表理事）

高橋涼子氏（ND ソフトウェア株式会社開発第1部3課課長）

山川唯美氏（エンター合同会社代表）

② グループトーク

○1回目

- ・社会人同士のグループトーク

テーマ：仕事と生活の両立×キャリアアップ・管理職を目指すために

- ・学生同士のグループトーク

テーマ：山形で暮らし働く未来の自分

○2回目

- ・学生と社会人との交流

テーマ：山形で暮らし働くために～学生のホンネ×社会人のホンネ～



〔グループトークの様子〕

【交流会で出された主な意見】

- ・色んな生き方、働き方があることを知って、山形に残るメリットが自分の中で多くなった気がする。
- ・人それぞれ様々な働き方やキャリアの形があると感じた。
- ・学校や会社以外でのつながりを持てる場やロールモデルと出会える場があると良い。
- ・リモートワーク、フレックスタイム、柔軟な休暇制度の導入など、多様な働き方を自分で選べる環境が理想。
- ・なんだかんだ言っても山形が大好き。暮らしやすい県だし、ずっと山形で貢献したい。

(2) アンコンシャス・バイアス気づき発信事業

職場や家庭、地域でのアンコンシャス・バイアスの解消に向けた新たな取組みとして、令和7年11月1日から11月30日までの1か月間、民放2局で、地元タレントを起用したテレビCMを放映しました。

併せて、SNSを活用した情報発信や特設サイトを開設してエピソードを募集するなど、若年層から高齢層まで、幅広い世代に向けて、アンコンシャス・バイアスへの気づきを促しました。

特設サイトには、「組織のリーダーは男性のほうが向いている」「親戚の集まりで結婚して一人前と言われる」「避難所での炊き出しは婦人会の役割」など、県民の皆さんが直接経験したり、見聞きしたりした多くの事例も寄せられました。



媒体		期間・内容等
①	テレビCM	放映期間：令和7年11月1日（土）～11月30日（日） 放送局：山形放送、テレビユー山形 ・職場、家庭、地域編（各15秒及び30秒CM）の放映
②	特設サイト 「やまがたアンコンシャス・ バイアス解消大作戦」	開設期間：令和8年3月31日（火）まで ・スペシャルムービーの公開 ・職場、家庭、地域編（各15秒及び30秒CM）の公開 ・アンコンシャス・バイアスのエピソード募集
③	X	開設期間：令和8年3月31日（火）まで ・アンコンシャス・バイアスの事例発信
④	YouTube 広告、Instagram 広告	掲出期間：令和7年11月1日（土）～11月30日（日） ・職場、家庭、地域編（15秒CM）の発信
⑤	県公式 YouTube	掲載期間：令和7年11月1日（土）～11月30日（日） ・職場、家庭、地域編（各15秒及び30秒CM）の公開
⑥	映画館における動画広告	上映期間：令和7年11月7日（金）～11月27日（木） 令和8年1月2日（金）～1月15日（木） 上映場所：ムービーオンやまがた、フォーラム東根 ・15秒動画を映画開始前に上映

担当課：①～⑤は多様性・女性若者活躍課、⑥は村山総合支庁こども家庭支援課

2. ワーク・ライフ・バランスの実践拡大

(1) やまがたスマイル企業認定制度

企業におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍の取組みを促進するため、働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を県が3段階で認定する「やまがたスマイル企業認定制度」を実施しています。令和8年3月1日現在の認定企業数は、634社となっています。

認定区分	スマイル	ゴールドスマイル	ダイヤモンドスマイル (最高ランク)
認定マーク			
認定数	56社	285社	293社

(2) やまがたイクボス同盟の普及・拡大

女性の活躍や男性の家事・育児への参画促進など、男女が共に仕事と家庭生活を両立できる社会の実現を目指し、山形県知事や経済団体などのトップが発起人となり平成27年度に「やまがたイクボス同盟」を設立しました。令和8年2月末現在の加盟企業・団体数は、898組織となっています。「やまがたイクボス同盟」では、以下の取組みを行いました。

○ やまがたトップセミナー

経営者や管理職、組織のリーダー等を対象に、誰もがいきいきと働き続けられる職場環境をつくることを目的として、「やまがたトップセミナー」を開催しました。

【開催日】令和7年7月11日（金）

【参加者】経営者、管理職、組織のリーダー等 339名

【内 容】

基調講演

演題：「山形県の人口の未来は「経営者」が守る

- 情動論から脱却し、県民オールで攻めの山形へ -

講師：天野馨南子氏

(株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部人口動態シニアリサーチャー)



令和7年度
やまがたトップセミナー
7/11(金) 13:30~15:30
対面会場：パレスグランデール 2階大ホール 山形市東町1-15-48
リアル＆オンライン200名同時開催
対象：経営者、管理職、組織のリーダーなど
定員：150名(オンライン無制限) **参加無料**
お申し込み：お申し込みフォームよりお申し込みください。
【申込み締切り】7月8日(火)
第1部 基調講演
山形県の人口の未来は「経営者」が守る
一情動論から脱却し、県民オールで攻めの山形へ
講師 天野馨南子氏
第2部 パネルディスカッション
「女性や若者から選ばれる企業になるために」
経営や社会の未来を担う女性、若者たちのためのアイデアについて、県内で先進的な取り組みを行う企業に聞く
パネリスト：株式会社ニッセイ基礎研究所 生活研究部 人口動態シニアリサーチャー 天野馨南子氏
株式会社ニッセイ基礎研究所 代表取締役 中野寛生氏
山形県知事 佐々木 康二氏
主催：山形県・やまがたイクボス同盟 共催：一般社団法人 山形県経営者協会

(3) 各地域における企業交流会実施事業

県内企業の働きやすい職場づくりの事例を共有し、各企業の取組みの参考としていただくため、人事・労務担当者等を対象としたセミナーを開催しました。

【開催日】 山形会場：令和7年10月6日（月） 庄内会場：10月7日（火）

【参加者】 68名

【内 容】

基調講演

演題：「福利厚生だけじゃない！多様化する時代を生き抜くためのワーク・ライフ・バランス」

講師：佐藤ユウキ氏（株式会社トアイリンクス代表取締役）

事例発表

山形会場：株式会社後藤組（米沢市）

庄内会場：株式会社東洋開発（酒田市）

交流会

参加者同士で自社の取組み事例や課題などを話し合いました。

(4) 女性の新規就業支援・女性活躍支援事業

マッチングコーディネーターが直接企業を訪問し、やまがたスマイル企業認定制度や各種アドバイザー派遣などに関する県や国の制度等の紹介などを通して、女性も働きやすい職場環境の改善を支援するとともに、女性の雇用を拡大することを目的として実施しました。

令和7年度の訪問企業数は149社（令和8年2月末時点）となっております。

3. 女性の活躍促進

(1) マザーズジョブサポート山形・庄内の取組み

就職を希望している子育て中の女性を支援するため開設したマザーズジョブサポート山形及び庄内では、離職してからのブランクに対する不安や、お子さんの預け先に悩みを抱えていらっしゃる方などの相談に対応する窓口として、マザーズ・コンシェルジュによる総合相談を実施しています。

併せて、保育ルームを設置し、相談中や就職面接時等における託児サービスの提供を行っています。また、パソコン講座や社会保険のしくみといった、利用者の就職促進等につながるセミナーを実施しています。



〔出張相談会の様子〕

【令和7年度利用実績（令和8年2月末時点）】

	県窓口利用者数	保育ルーム利用者数 (託児数)	セミナー受講者数
マザーズジョブサポート山形	747人	122人	252人
マザーズジョブサポート庄内	569人	43人	134人

(2) やまがた女性活躍リーディング企業認定制度

企業における女性活躍に向けた機運を高めるため、女性管理職登用に積極的に取り組んでいる企業を認定する「やまがた女性活躍リーディング企業認定制度」を実施しています。令和8年3月1日現在の認定企業数は、38社となっています。

4. 地域における男女共同参画の推進

(1) 山形県男女共同参画社会づくり功労者等知事表彰

男女共同参画社会づくりに特に顕著な功績のあった個人若しくは団体又は仕事や地域活動等様々な分野でチャレンジし活躍している個人若しくは団体を顕彰し、その功績を称え、男女共同参画社会づくりに対する県民の一層の関心を高め、男女共同参画社会の形成の促進を図るため、「山形県男女共同参画社会づくり功労者等知事表彰」を実施しました。

令和7年度は、功労者表彰を1名、チャレンジ賞を1団体が受賞され、令和7年10月16日(木)に表彰式が執り行われました。



撮影：しゃしんやメモリー

受賞者概要（功労者表彰）

功労者表彰は、男女共同参画社会づくりに積極的に取り組み、その功績が特に顕著であると認められる個人・団体を表彰するものです。

柿崎 悦子氏（米沢市）

男女共同参画の視点に立った教育が重要との認識のもと、長年にわたり主に教育分野において精力的に活動し、女性の理工系人材の育成や教員の意識改革などを進め、本県の若い世代に対する男女共同参画の推進に寄与している。

県立高校理科教員時代には、女子生徒が女性研究者や大学院生と交流できる機会を積極的に創出し、また、生徒に近い存在として自らがロールモデルになるなどして、女子生徒の理工系分野への進路選択の促進に貢献した。教員退職後は、学校教育における男女共同参画の推進に向けて、教員への研修等を通して意識改革を推進している。

さらに、県民向けの講座や企業を対象とした講演会など様々な場で講師を務め、広く男女共同参画の重要性の普及にも取り組んでいる。

受賞者概要（チャレンジ賞）

チャレンジ賞は、仕事や地域活動など様々な分野で活躍している個人・団体を表彰するものです。

特定非営利活動法人 Sisterhood（山形市）

本県初となる若年女性に限定したフリースペース「mayflower」を開設し、地域社会の中で生きづらさを抱えている女性が気軽に立ち寄り安心して過ごせる居場所や交流機会を創出している。若年女性の孤独感や孤立感を軽減し、自分らしい生き方や働き方で社会参画していくことにもつながる先駆的な取り組みであり、若年女性の県外流出が深刻な本県において、選ばれる地方になるための取り組みとしてモデルになり得るものである。

さらに、これまでのノウハウを活かして様々な事業に積極的に取り組んでおり、今後も社会情勢や利用者のニーズを踏まえた新たな事業にチャレンジしていくことが期待される。

(2) 山形県男女共同参画推進員の取組み

県では、平成28年度から、県内の各地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るために、各地域の実情や特性を踏まえ、地域の中で男女共同参画を推進する「山形県男女共同参画推進員」を設置しています。

男女共同参画に関する普及・啓発や県や市町村が実施する施策の地域への情報提供などのほか、自治会や団体などからの要望に応じた出前講座等を実施しています。令和7年度の活動実績は延べ429回（令和7年12月末時点）となっています。

【推進員の設置状況】

村山地域	最上地域	置賜地域	庄内地域	合計
15名	5名	2名	7名	29名

5. 山形県男女共同参画センター「チェリア」の取組み

(1) 「チェリア」の概要

山形県男女共同参画センターは、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に共同参画する「男女共同参画社会」の実現をめざす活動交流拠点として、平成13年4月1日に遊学館（山形市）内に開設しました。

愛称である「チェリア」は、チェリー（さくらんぼ）とエリア（場所）の組合せによる造語です。さくらんぼは山形県の名産であり、また二つの実が一緒になっている形が男女仲良く並んで男女共同参画を表現しているように見えることからセンターのシンボルマークとしています。



〔チェリアシンボルマーク〕

＜チェリアの主な取組み＞

① 県民の男女共同参画に関する意識改革

民間団体・グループが実施する男女共同参画に関する講座等の開催経費に助成金を交付する県民企画事業や、広報誌「チェリア」の発行やホームページによる情報提供を行っています。

② 地域における身近な男女共同参画の推進

登録団体・グループの発表など県民の参加と交流を目的としたチェリアフェスティバルの実施の他、県内4ブロックにおいて団体等が主体となって企画・実施するネットワーク活動や講座等の開催を支援しています。

③ ワーク・ライフ・バランス及び女性の活躍推進

企業や地域において男女共同参画を推進するキーパーソンや女性リーダーを育成する「チェリア塾」、企業で働く女性を対象に職場で活躍するためのキャリア開発に必要なビジネススキルを学ぶ「やまがた女性キャリアアップセミナー」、男性の意識啓発促進のための「男性セミナー」等を開催しています。

④ 男女共同参画に関する相談・支援

一般相談、男性相談、専門相談（弁護士による法律相談、臨床心理士によるこころの相談）に加え令和7年度から性の多様性相談「にじいろホットライン」（弁護士による法律相談、臨床心理士によるこころの相談）を実施するとともに、相談機関の初任者研修会・実務者研修会やDV防止講座を開催しています。

⑤ その他男女共同参画に関する業務

(2) 令和7年度の主な実施事業

○ チェリアフェスティバル山形 2025 を開催

令和7年度のチェリアフェスティバルは、「偏見って意外と身近？～気づいて変わる第一歩～」をテーマとして令和7年10月11日（土）、12日（日）の2日間、遊学館で開催しました。

初日は、山形大学の学生サークル「style&表現研究会」のストリートダンスによるオープニングに続き、東京大学大学院 教授 林 香里氏による講演を行いました。また、2日間にわたって、チェリア登録団体等によるワークショップや展示・発表、高校生によるマルシェなどが行われ、会場の案内では高校生ボランティアが活躍しました。

【基調講演会】

講師：林 香里氏（東京大学大学院 教授）

林氏から「AI時代のメディアと多様性 見えない偏見、語られない声を考える」をテーマに講演いただきました。



〔林 香里氏〕

○ 「チェリア塾基本コース」を村山地域で開講

企業や地域において、男女共同参画を推進するキーパーソンや女性リーダーを育成するとともにそのネットワーク化を図ることを目的に、村山地域で開講しました。地域の実践者から事例発表を行ってもらうなど、新たな取り組みを行いました。活発な意見交換、交流が行われ、修了者数は14名で、次年度の実践コースに進む準備を行っています。

- ・第1回「男女共同参画基礎知識で読み解きましょう」

講師：渡辺 美穂氏（独立行政法人 国立女性会館 研究国際室長）

- ・第2回「モヤモヤのもとを知る ～ジェンダーと人権～」

講師：伊藤 眞知子氏（山形県男女共同参画センター館長）

- ・第3回「山形県における男女共同参画の現状や取り組みを知る」

講師：遠藤 智子氏（山形県しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課長）

「対等な関係を築くコミュニケーション」

講師：齋藤 由美子氏（東北文教大学非常勤講師）

- ・第4回「絵本でみるジェンダー」

講師：村山 恵美子氏（チェリア塾ネットワーク村山）

「ジェンダーで読む日本の少女マンガ・女子マンガ」

講師：トミヤマ ユキコ氏（白百合女子大学人間総合学部准教授）

- ・第5回「今日はゴールをスタートに変える日～ふりかえりと次のステップへの踏み出し～」

講師：廣瀬 隆人氏（一般社団法人 とちぎ市民協働研究会代表理事）

○ 「チェリア塾実践コース」を最上地域で開講

基本コース修了生を対象に、受講者自らが自主企画講座を企画・運営し、実践力を身につけるとともに確固たるネットワークを築くための講座で、最上地域での令和6年度基本コース修了生のうち7名が参加しました。「私のライフヒストリー」と題して、各自のこれまでの振り返り発表し、感想を述べあうことで、ライフステージや日常の様々な場面で主体的に多様な選択をしてきたことに改めて気づき、自信を深めました。

今後は、参加した受講生がゆるやかなグループ活動を継続していくことを確認しあいました。

講師：廣瀬 隆人氏（一般社団法人 とちぎ市民協働研究会代表理事）

支援：もがみチェリアの会

回数：全5回（令和7年5月24日（土）、6月14日（土）、7月12日（土）、8月30日（土）、10月25日（土））

○ 「チェリア塾専門コース」（ワークショップ技法の習得）を開講

チェリア塾修了生や山形県男女共同参画推進員を対象に、出前講座等で男女共同参画を分かりやすく伝えるための「男女共同参画ワークショップの技法の習得」講座を開催しました。チェリア塾修了生で男女共同参画推進員の有川富二子氏、石澤多貴子氏、沼野慈氏、村山恵美子氏を講師とし、アドバイザー・オブザーバーとして東北文教大学短期大学部特任准教授の齋藤由美子氏から助言等をいただきながら、全3回の講座を開催しました。また、今年度は、受講生（7名）が「仮想出前講座」を行い、出前講座の要請にいつでも対応できるよう、ファシリテーションスキルや実践力の向上を図りました。今後、講師・ファシリテーターとしての活動が期待されます。

○ 「やまがた女性キャリアアップセミナー」を開催

県内企業等で働く女性を対象に、職場で活躍するためのキャリア開発に必要なビジネススキルを学ぶ講座を開催しました。多様な業種、幅広い年齢層からの参加があり、受講生の意識も高く充実したものとなりました。

講 師：安達 隆司氏（ヒューマンアプローチ研究会 代表理事）

・第1回

【開催日】令和7年10月2日（木）

【会 場】三川町公民館

【参加者】12名

・第2回

【開催日】令和7年11月6日（木）

【会 場】遊学館 第1研修室

【参加者】28名

○ 男性セミナーを開催

男性を対象に男女共同参画への気づきを促すセミナーを開催しました。開催に当たって、企業経営者等で組織されたイクボス同盟の加盟企業へ案内したことで、企業からの参加者もありました。

【開催日】令和7年9月11日（木）

【会 場】遊学館 学習室

【参加者】19名

【内 容】

テーマ：「イクメンからチーム育児へ

～男性のさらなる家事育児参加とイクボスが地域と企業を強くする～

講 師：五十嵐 健裕氏（NPO法人ファザーリング・ジャパン東北 理事）

（3）男女共同参画ユースリーダー養成講座事業

山形県内等の短大・大学に通う学生を対象に、男女共同参画社会づくりについての学びを深めてもらうことを通し、ライフステージや日常の様々な場面で主体的に多様な選択ができる人材（ユースリーダー）を育成するため、「男女共同参画ユースリーダー養成講座」を村山地域で開催しました。

講座は全4回開催し、学生がジェンダー平等や多様性等について学び、自ら作成したジェンダーカード※を用いたプログラムで高校生に出前講座を行いました。講座を修了した7名の学生がユースリーダーとなりました。

学生からは、「自分にも何かできることがないか探してみたい」「自分の学びだけで留めず、たくさんの人に伝えたいと思うようになった」といった感想が寄せられました。

※カードに記載された「質問」に対する考えや疑問を話し合い、ジェンダーの問題を考えるきっかけにするもの。

◆事前学習

山形県男女共同参画センター「チェリア」伊藤真知子館長による「人権」、「ジェンダー平等」、「日本の現状と課題」、「アンコンシャス・バイアス」等をテーマにした講義動画を各自の予定に合わせて事前に視聴し、男女共同参画について広く学びました。

◆第1回

【開催日】令和7年8月8日（金）

【内 容】

- ① 能條 桃子氏（NO YOUTH NO JAPAN 代表理事）を講師に、「私たちが生きやすい社会のつくりかたージェンダー平等実現に向けての現在地ー」をテーマに、ジェンダー平等を実現するために必要なこと、一人ひとりができること等について理解を深めました。
- ② 能條氏と伊藤館長を交えて、身近なジェンダー問題について、ワールドカフェ形式で意見を出し合いました。

◆第2回～第3回

【第2回開催日】令和7年8月23日（土）

【第3回開催日】令和7年8月28日（木）

【内 容】

高校での出前講座に向けて、ジェンダー問題について高校生に伝えたいことや気づいてほしいことをまとめ、ジェンダーカードを作成しました。

◆第4回

【開催日】令和7年9月8日（月）

【内 容】

県立小国高等学校1年生17名を対象に、ジェンダーカードを使用して出前講座を行いました。

◆受講生の感想

- ・色んな考え方の人がいて、正解に関わらずそういう考え方もあるのだと受け止めることが大切であると改めて感じた。
- ・ジェンダーの問題に関する知識がなかったため改めて考えるきっかけになった。
- ・同年代の方々と対話してみてもみんな様々なジェンダーに関する違和感を抱えていることを知り、疑問に思っているのは自分だけではないという実感を得ることができた。
- ・学習している分野や育った環境が異なる人の話を聞くことができ、ジェンダーだけでなく、社会の仕組みについても目を向けることができた。
- ・最前線で男女平等のために働いている人とお話することができてとても貴重な経験になった。

○ 男性相談の実施

男性は、悩みがあっても誰にも話せず、一人で抱え込んで頑張り過ぎてしまう傾向があると言われ、深刻な事態に発展してしまう場合もあります。このため、男性が相談しやすい環境整備を目的に、「やまがたいのちの電話」に協力をいただき、男性専用の電話相談窓口「男性ほっとライン」を設置しています。

(毎月第1・第2・第3水曜日：19:00～21:00)

○ 相談機関初任者・実務者研修会の実施

県内の各種相談機関で相談業務に当たっている相談員等を対象に、男女共同参画の視点での相談のあり方や技術の向上を目的に、初任者研修及び実務者研修を実施しました。

(1) 相談機関初任者研修会

【開催日】令和7年6月11日(水)

【会場】遊学館 第1研修室

【受講者】43名

【内容】

テーマ：「相談対応の基礎と支援について」

講師：伊藤 洋子氏（山形県公認心理師・臨床心理士協会 会長）

(2) 相談機関実務者研修会

【開催日】令和7年9月12日(金)

【会場】遊学館 第1研修室

【受講者】51名

【内容】

テーマ：「思春期における「こころ」の支援 ～不登校・進路支援・学校連携～」

講師：わだ ゆきこ氏（看護師、保健師、公認心理士）

○ 「DV防止講座」を開催

女性に対するあらゆる暴力が重大な人権侵害であることや、暴力を許さない社会の形成に向けた普及啓発を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せ一般県民向けの講座を開催しました。

【開催日】令和7年11月28日(金)

【会場】遊学館

【参加者】32名

【内容】

テーマ：「DVはなぜ起こるのか～傷つきとしてのDV～」

講師：永田 悠芽氏（上町カウンセリングオフィス 臨床心理士）

6. DV未然防止に向けた意識啓発の強化

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、一般的には「配偶者など親密な関係にある、またはあった人から加えられる暴力」、デートDVとは、一般的には「婚姻関係にない10～20代の交際関係にある、またはあった人から加えられる暴力」をいいます。

令和6年度男女共同参画に関する県民意識調査では、「DV」の認知度が87.7%、「デートDV」の認知度が62.4%となっています。

県では令和3年3月に「山形県DV被害者支援基本計画」を策定し、男女が互いに人権を尊重し、暴力のない社会の実現に向け、取り組んでいます。県の令和7年度に実施した主な取組を紹介します。

（１）デートDV防止出前講座の実施

若年層におけるDV、デートDV事案の未然防止、意識啓発のため、平成24年度から県内公立・私立高等学校、短期大学、大学等の生徒を対象に「デートDV防止出前講座」を実施しており、講師による講話のほか、事例紹介、ロールプレイ等により啓発を行いました。令和7年度は、10校、約760名の生徒・学生等が参加しました。

【事業実施状況】

	高等学校	大学・短大	専門学校	計
実施校数	7	1	2	10
受講者数	499	193	65	757

【令和7年度アンケート結果】※分母に未回答を含む

＜この講座を聞くまで「デートDV」という言葉を知っていたか＞

言葉も意味も知っていた	32.3%
言葉は知っていたが、意味は知らなかった	31.8%
言葉も意味も知らなかった	35.9%

＜デートDV（人権問題）についての関心や理解は深まったか＞

深まった、大変深まった	63.9%
分からない、変わらなかった	36.1%

【参加者の声】

- ・具体的にどのようなことがDVに該当するのか分からなかったので、今回その部分を詳しく知ることができ、理解が深まった。
- ・相手を尊重することだけでなく、自分自身も大切にすることが大事、という言葉が特に印象に残った。

(2)「女性に対する暴力をなくす運動」パープルリボンキャンペーン

パープルリボンキャンペーンとは、パープル（紫）色のリボンを身につけることで、「暴力のない世界にしたい」という想いや、被害者に対する理解・支援を行う運動です。県内各地で広報・啓発活動を行いました。

【主なキャンペーンの内容】

①パネル展

県庁、チェリア、
市町村庁舎等で実施



〔チェリアでのパネル展〕



〔文翔館でのパープルライトアップ〕

②市町村広報紙による周知・啓発

③パープルライトアップ

文翔館、寒河江市役所庁舎、上山城、旧米沢高等工業学校本館、川西町役場、荘銀タクト鶴岡、日和山公園六角灯台、高島町文化ホールまほら

《参考》DV相談ナビ「#8008（はれれば）」について

DV相談ナビとは、配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のための、全国共通の電話番号です。「DV相談ナビ「#8008」」にかけるとお近くの配偶者暴力相談支援センターにつながります。（ご利用には通話料がかかります）

相談は、匿名で行うこともでき、相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。DVと思ったらすぐにご相談ください。

7. 多様性が尊重される社会づくりの推進

すべての県民が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分に発揮できる社会づくりに向けて、「山形県パートナーシップ宣誓制度」を運用するとともに、性の多様性に関する理解促進を図る啓発動画の作成や、専用の相談窓口を開始しました。

(1) 山形県パートナーシップ宣誓制度

すべての県民が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、令和6年1月から「山形県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。本制度は、双方又はいずれか一方が性的マイノリティのカップルが、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であることを宣誓するものです。県は、お二人が宣誓したことを証明する「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」(以下、「宣誓書受領証」)を交付します。

本制度は法律上の婚姻とは異なる制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありませんが、宣誓書受領証を活用することで、行政や民間の各種サービスが利用可能となることや、パートナー同士の関係性の説明が円滑に行えるようになることが期待されます。

【宣誓の要件】

双方又はいずれか一方が性的マイノリティのカップルであり、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であって、以下の全ての要件を満たすこと。

- ① 双方がともに成年に達していること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
 - ・双方又はいずれか一方が県内に住所を有していること。
 - ・双方又はいずれか一方が3箇月以内に県内への転入を予定していること。
- ③ 双方が現に婚姻をしていないこと。
- ④ 双方に当該宣誓に係るパートナー以外にパートナー及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
- ⑤ 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係にならないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

山形県パートナーシップ宣誓書受領証

(表面)

交付番号	
山形県パートナーシップ宣誓書受領証	
山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 お二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
【本人】	【パートナー】
様	様
(年 月 日生)	(年 月 日生)
年 月 日	
山形県知事 ○○ ○○	
見本	

(裏面)

○この受領証の提示を受けた方は、山形県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。	
問い合わせ先：○○○○○ ○○○○ Tel ○○○-○○○-○○○	
○氏名 (通称を使用している場合、戸籍上の氏名)	
【本人】	【パートナー】
○子の氏名	
(年 月 日生)	(年 月 日生)
○特記事項	
○緊急連絡先 (この欄の記入は自由です。)	
私が急病やけが等で緊急の場合、パートナーへ連絡してください。	
パートナー	本人
連絡先	自筆署名
見本	

【宣誓書受領証の利用】

宣誓書受領証は、県立病院及び一部の市町村立の公立病院における面会等や、県営住宅及び一部の市町村の公営住宅への入居申込において利用できる。

また、生命保険、自動車保険、携帯電話等の一部の民間サービスにおいても利用が可能。

【自治体間連携】

令和6年11月1日から、宣誓者の転居時の負担を軽減するため、制度実施自治体間における連携ネットワークに参加。

本連携により、連携自治体間で転居する場合に必要な手続きが簡素化され、転出した自治体への宣誓書受領証の返還、転入した自治体での再宣誓、独身証明書等の提出が不要となる。

参加自治体：22県、265市区町村（令和8年2月1日時点）

＜県ホームページ掲載場所＞

トップページ ＞ くらし・環境 ＞ 人権・男女共同参画 ＞
男女共同参画 ＞ 山形県パートナーシップ宣誓制度



（２）性の多様性に関する電話相談窓口「にじいろほっとライン」

性的マイノリティの当事者やその家族など周囲の方が、性的指向や性自認等に関する悩みや困りごとについて相談できる専門窓口として、令和7年6月から新たに開設しました。

（県男女共同参画センター「チェリア」に委託）

＜電話番号＞

023-616-6500

＜受付時間＞

公認心理師または臨床心理士への相談

毎月 第3水曜日 13:30～16:30

弁護士への相談

毎月 第4水曜日 13:30～16:30



＜県ホームページ掲載場所＞

トップページ ＞ くらし・環境 ＞ 人権・男女共同参画 ＞

男女共同参画 ＞ にじいろほっとライン（性の多様性に関する電話相談）について



(3) 性の多様性に関する啓発動画「YAMAGATA 性の多様性への ACTION」

性の多様性について一層の周知を図るため、県民向け・企業向けの啓発動画を作成しました。令和7年9月1日から令和8年3月末まで、山形県公式YouTubeチャンネルにて配信を行いました。

※現在は視聴することはできません。

①県民向け動画：「多様な性ってなんだろう？」

～互いのちがいを受け止めあえる社会を目指して～

②企業向け動画：「多様な性ってなんだろう？」

～全ての人にとって安心・安全な職場づくり～



＜県ホームページ掲載場所＞

トップページ ＞ くらし・環境 ＞ 人権・男女共同参画 ＞

男女共同参画 ＞ 「YAMAGATA 性の多様性への ACTION」セミナー動画について



8. 提言等

(1) 全国知事会提言

全国の知事が男女共同参画について総合的に調査・研究等を行い、適切な施策を強力に推進するため、全国知事会に男女共同参画プロジェクトチームが設置されています。本県の吉村知事が平成24年からチームリーダーに任命され、各都道府県知事と協力し政府への提言書を取りまとめています。

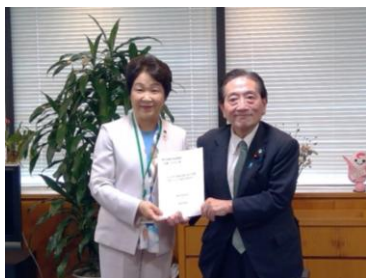
令和7年度は、国の第5次男女共同参画基本計画が終期を迎えることから、次期計画において特に強化が必要な取組みを反映してもらうべく、緊急提言をとりまとめ、令和7年6月4日（水）に三原じゅん子内閣府特命担当大臣に対して要請活動を行いました。

また、令和8年度の政策提案に向け、令和7年7月22日（火）～24日（木）に青森県で開催された夏の全国知事会議において、若年女性の地方流出の大きな要因と指摘されている賃金の地域間・男女間格差に触れ、女性非正規労働者の正社員への転換や賃金向上に向けた取組みが重要であり、国と地方が一体となり実効性のある施策を展開していく必要があると訴えました。



〔全国知事会議の様子〕

令和7年8月8日（金）には、厚生労働省大臣政務官の安藤たかお氏及び内閣府大臣政務官の友納理緒氏に対し、要請活動を行いました。



〔政府に対する要請活動の様子〕



さらに、9月には、当プロジェクトチームに代わり「男女共同参画推進本部」が設置されました。本部長に任命された吉村知事が、活動を進める上で重視する視点等について、令和7年11月26日（水）に開催された秋の全国知事会議において、決意を新たに報告しました。

《提言の内容》

■ 第6次男女共同参画基本計画に関する提言 ～若者・女性に選ばれる地方の実現を目指して～

- 1 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みの促進
- 2 地域間及び男女間における賃金格差の是正とライフスタイルに応じて働き続けることができる環境づくり
- 3 デジタル分野や理工系分野で活躍できる女性人材の育成
- 4 男女共同参画の視点を踏まえた調査・分析
- 5 完全なジェンダー平等の早期実現

■ ジェンダー平等の実現に向けた提言 ～完全なジェンダー平等社会の実現を目指して～

【第1部】ジェンダー平等を実現するために

- 提言1 ジェンダー平等の実現に向けた基盤の整備
- 提言2 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの推進
- 提言3 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- 提言4 生涯を通じた健康支援の強化

【第2部】あらゆる暴力を根絶し、様々な困難を克服するために

提言5 暴力の根絶に向けた対策の推進

提言6 生活上の困難に対する支援

提言7 多様な人材が活躍できる環境整備

【第3部】地方で女性も活躍できる環境を整備するために

提言8 女性活躍の推進に地方が力強く取り組むための十分な財源の確保

提言全文は、全国知事会ホームページをご覧ください。

男女共同参画プロジェクトチーム

検索

（2）「女性首長によるびじょんネットワーク」会議

「女性首長によるびじょんネットワーク」は、令和元年に小池東京都知事と本県の吉村知事が立ち上げ、全国すべての女性首長が参画しています。

令和7年10月18日（土）、小池東京都知事と本県の吉村知事が共同座長を務める、女性活躍推進に向けた女性首長による会議「第7回女性首長によるびじょんネットワーク会議」が東京商工会議所 Hall&Conference Room を会場にオンライン併用で開催されました。全国の女性首長と駐日女性大使、女性経営者が、「女性活躍の輪を広げるために ～変わる社会、変えるリーダーたち～」をテーマに、意見・情報交換を行いました。

会議では、女性首長と駐日女性大使、女性経営者によるパネルディスカッションが行われ、最後に女性が輝く社会の実現を目指した宣言文が発表されました。

令和7年度 市町村における男女共同参画に関する主要事業

市町村名	令和7年度に実施した男女共同参画に関する主要事業	
山形市	・男女共同参画審議会の開催 ・男女共同参画プラン進捗状況調査 ・情報紙「ファアラ」の発行 ・DV相談窓口担当者研修会開催 ・男女共同参画センターの貸館 ・市報・ホームページ等での啓発 ・市民を対象とした性の多様性に関する理解促進講座の実施 ・市職員を対象とした性の多様性に関する理解促進研修会の実施 ・男女共同参画に関する作品募集 ・生理の貧困に係る生理用品配付事業	・男女共同参画センター運営委員会の開催 ・女性人材バンクの整備及び活用 ・パープルリボンプロジェクトの啓発 ・連携中核都市圏連携事業 ・男女共同参画週間における啓発パネル展示 ・市民企画講座開催 ・小中学生用男女共同参画学習資料の配布活用 ・情報収集提供事業 ・相談事業 ・交流事業 ・公民連携による女性人材育成事業 ・イクボス推進事業 ・小・中学校向け及び事業所向け出前講座の実施 ・自主企画講座の実施 ・性の多様性に関する周知・啓発等理解促進事業
寒河江市	・男女共同参画週間の市報・市HPによる啓発	・パープルリボンプロジェクトの啓発
上山市	・男女共同参画週間パネル展示 ・「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展示	・市報での啓発 ・男女平等・多様性に関する講演会の実施 ・パープルライトアップの実施
村山市	・男女共同参画パネル展示	・山形県パートナーシップ宣誓制度活用調査
天童市	・機関紙「ぼっふ」の発行(年3回) ・女性に対する暴力をなくす運動のパネル展示 ・男女共同参画を進めるための写真コンテスト募集 ・男の料理教室の開催	・男女共同参画を進めるための標語募集 ・男女共同参画週間の啓発及びパネル展示 ・ジェンダーについての周知活動
東根市	・男女共同参画週間の市報による啓発、パネル展 ・女性に対する暴力をなくす運動の市報による啓発 ・「やまがたイクボス同盟」の周知・啓発	・パープルリボンプロジェクトの啓発 ・男女共同参画推進計画進捗状況調査 ・男女共同参画推進本部幹事会・本部会・推進懇親会の開催 ・市内企業への育休取得状況調査 ・市報・ホームページでの啓発
尾花沢市	・女性活躍推進研修会の開催 ・イクボス宣言の実施 ・人事労務担当者研修会の開催	・パープルリボンプロジェクトの啓発 ・やまがたイクボス同盟の周知 ・男女共同参画週間の啓発 ・市報・ホームページでの啓発
山辺町	・男女共同参画パネル展示 ・男女共同参画講座の開催	・町広報紙による啓発 ・パープルリボンプロジェクトの啓発 ・男女共同参画週間の啓発
中山町	・女性に対する暴力をなくす運動のポスター展示 ・男女共同参画推進講座「家事ってチーム戦！家族で実践ワクワクお片づけ」	・町報での啓発 ・男女共同参画パネル展示
河北町	・男女共同参画週間の啓発 ・パープルリボンプロジェクトの啓発	・男女共同参画計画審査会の開催 ・男女共同参画講演会の開催 ・広報による啓発 ・イクボス行動宣言の実施
西川町	・男女共同参画週間の啓発	・男女共同参画関連図書展示
朝日町	・男女共同参画週間の啓発	・パープルリボンプロジェクトの啓発
大江町	・男女共同参画週間の啓発	・庁舎内等職員研修
大石田町	・パープルリボンプロジェクトの啓発	・町広報誌による啓発
新庄市	・関係機関との連携による男女共同参画の広報	・多様性理解促進に関する啓発
金山町	・広報による啓発 ・第2次金山町男女共同参画計画策定委員会開催	・男女共同参画週間の啓発 ・パープルリボンプロジェクトの啓発
最上町	・男女共同参画週間の町報での周知	・男女共同参画週間の啓発
舟形町	・男女共同参画週間の啓発	・男女共同参画に関する講演会の開催
真室川町	・男女共同参画週間の啓発	・男女共同参画に関するパネル展の開催
大蔵村	・男女共同参画週間の啓発	・パープルリボンプロジェクトの啓発
鮎川村	・男女共同参画週間の啓発	・広報誌による啓発
戸沢村	・広報・ホームページでの周知活動 ・男女共同参画計画策定委員会の開催	・パープルリボンプロジェクトの啓発 ・第二次戸沢村男女共同参画計画の策定
米沢市	・男女共同参画週間の市報による啓発 ・男女共同参画パネル展 ・男女共同参画職員研修 ・女性向けキャリアアップセミナー	・「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展 ・旧米沢高等工業学校本館パープルライトアップ ・山形県パートナーシップ宣誓制度との連携
長井市	・男女共同参画社会啓発パネル展示 ・男女共同参画関連書籍の展示 ・男女共同参画推進員による自主防災組織向け研修会の実施	・市報・HP等での広報活動 ・パープルリボンプロジェクトの啓発 ・やまがたイクボス同盟の周知 ・やまがたスマイル企業認定制度の周知
南陽市	・パープルリボンプロジェクトの啓発 ・男女共同参画関連書籍展示	・えくぼ女性ネットワーク会議の開催 ・男女共同参画推進セミナー ・男女共同参画週間の市報等による啓発 ・男女共同参画パネル展
高島町	・男女共同参画関連図書企画展 ・文化ホールパープルライトアップ ・「防災×福祉×男女共同参画連携セミナー」の実施	・相談窓口の周知、啓発 ・女性に対する暴力をなくす運動関連パネル展 ・各種取組の周知・啓発
川西町	・町報・HP等での啓発 ・パープルリボンプロジェクトの啓発 ・男女共同参画パネル展	・男女共同参画講座の開催 ・女性に対する暴力をなくす運動展 ・男女共同参画職員研修の実施 ・パープルライトアップの実施
小国町	・男女共同参画週間の啓発	・パープルリボンプロジェクトの啓発
白鷹町	・パープルリボンプロジェクトの啓発	・男女共同参画週間の啓発
飯豊町	・男女共同参画週間の啓発	・広報誌による掲載
鶴岡市	・鶴岡市男女共同参画推進懇談会の開催 ・男女共同参画週間パネル展示 ・新規創業促進助成金 ・広報誌による啓発 ・市民意識調査の実施	・荘銀タクト鶴岡のパープルライトアップ ・かがやき女性塾 ・イクボス宣言 ・山形県パートナーシップ宣誓制度との連携 ・男性料理教室 ・つるおか小町café
酒田市	・ウィズ講座開催 ・男女共同参画出前講座の開催 ・日和山公園六角灯台パープルライトアップ ・デートDV防止講座 ・女性活躍関連パネル展示 ・日本一女性が働きやすいまち宣言に賛同するリーダーの会(セミナー、メルマガ配信) ・女性活躍推進に関する広報啓発 ・ウィズサポーター会議の開催 ・「これアンコン！」募集 ・国際女性デーの啓発 ・これアンコン！企画展	・ウィズレターの発行 ・男女共同参画推進センターの運営 ・パープルリボンプロジェクトの啓発 ・相談事業 ・男女共同参画・女性活躍推進懇話会の開催 ・女性活躍推進に関する奨励金制度 ・女性の活躍応援セミナー、高校生向け講座 ・家事シェアチェック宣言 ・生理用品サポート事業 ・文化芸術×男女共同参画連携事業 ・登録団体研修会・交流会 ・男女共同参画推進センターの運営 ・市広報、ホームページ等での啓発 ・LGBTQ+&SOGI講座 ・“自分らしく”を応援するポータルサイト ・パートナーシップ宣誓制度 ・登録団体委託講座の開催
三川町	・町広報紙による啓発	・男性の料理教室の開催
庄内町	・防災講座	・ダイバーシティ研修
遊佐町	・男女共同参画週間の啓発	・町広報誌の啓発

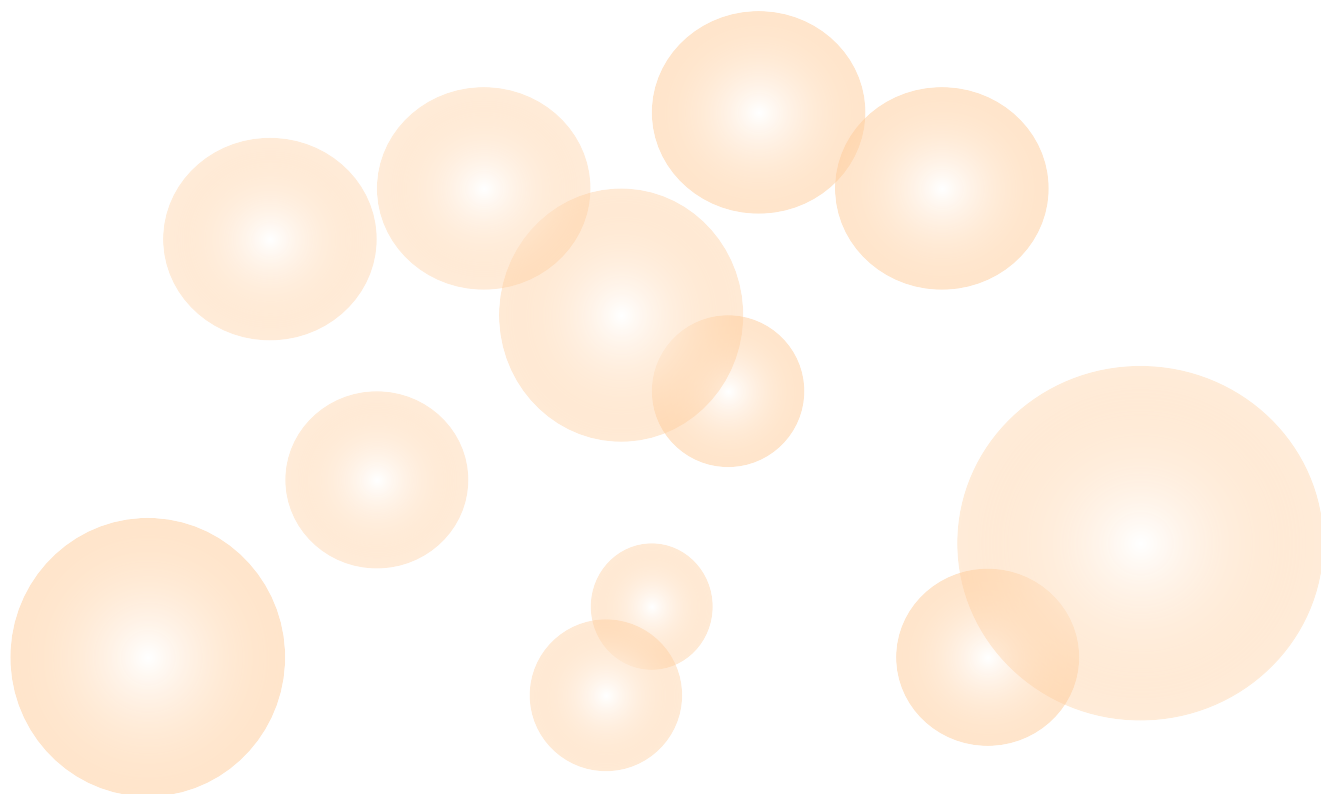
第2章

山形県における男女共同参画社会づくりの状況

男女共同参画を推進していくためには、本県の現状を正しく理解し、県民・行政・企業・団体等が一体となって取り組んでいく必要があります。

このため、本県における男女共同参画を推進するための枠組みと、山形県男女共同参画計画の体系を示すとともに、基本の柱ごとに現状と課題を提示しています。

併せて、本県の男女共同参画の現状について知っていただくため、関連データを掲載しています。



1 概 要

(1) 山形県における男女共同参画を推進するための枠組み

条 例

山形県男女共同参画推進条例 (H14.7.2 公布・施行)

- 【基本理念】
- 1 男女の人権の尊重
 - 2 社会における制度又は慣行についての配慮
 - 3 方針等の立憲及び決定への共同参画
 - 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
 - 5 生涯にわたる健康の保持
- 【構成】
- ・責務（県・県民・事業者）
 - ・性別による権利侵害に関する配慮
 - ・男女共同参画の推進に関する施策の実施
 - ・男女共同参画審議会

具 体 化

計 画

山形県男女共同参画計画 (R3.3 策定)

【これまでの経緯】

- 平成13年3月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成13年度～22年度）
平成18年3月 山形県男女共同参画計画（改訂版）策定
平成23年3月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成23年度～27年度）
平成28年3月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成28年度～令和2年度）
令和3年3月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：令和3年度～7年度）

- 【目標】 互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会
～暮らし・仕事・地域で幸せになれる山形県～

- 【基本の柱】
- I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
 - II いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり
 - III 安全・安心に暮らせる社会づくり

推 進 体 制

山形県男女共同参画審議会

【組織】 委員：15人

【機能】 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議

山形県男女共同参画推進本部

【組織】 本部長：副知事

【所掌事項】 山形県男女共同参画計画の推進や、男女共同参画に関する施策にかかる関係部署間の連絡調整に関することなど

県民との対話・連携

市町村との連携強化

企業との連携

NPOや女性団体との連携

山形県男女共同参画センター（愛称：チェリア）

- ・平成13年4月1日に開設
- ・本県の総合的な男女共同参画施策を具体的に実施

山形県男女共同参画推進員

【組織】 推進員：28人

【機能】 地域における男女共同参画に関する普及・啓発活動、県の施策推進のための支援・協力活動等

総 合 的 な 推 進

男 女 共 同 参 画 社 会 の 実 現

(2) 山形県男女共同参画計画の体系

〔施策の方向〕

〔主な施策〕

〔基本の柱〕Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

1 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	(1) 互いに尊重し合い、主体的に進路を選択する教育・学習の推進 (2) 性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取組みの加速化 (3) 多様なメディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の推進 (4) 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進
2 若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信 重点	(1) 女性の意見を施策に反映し発信する機会の創出 (2) 多様な暮らし方や働き方の発信 (3) ライフスタイルに応じた仕事の創出、働き方支援 (4) 若年女性の回帰のための支援
3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進 重点	(1) 防災分野への女性の参画促進 (2) 環境分野における男女共同参画の推進 (3) 科学技術・学術分野等に偏りのある分野への女性の参画促進 (4) 女性の起業に対する支援

〔基本の柱〕Ⅱ いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり

4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点	(1) 管理職、役員等への女性の登用促進 (2) 審議会等委員への女性の参画促進 (3) 政治分野における女性の参画促進 (4) 農林水産分野等における女性リーダー等の育成 (5) 政策・方針決定過程に参画する人材の育成とネットワークの形成促進
5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現 重点	(1) 中小企業における柔軟な働き方の導入の推進 (2) 働き方の見直しに向けた事業主・労働者の意識改革と女性の職域拡大に向けた職場環境づくりの推進 (3) 結婚・出産・育児等で離職した女性の再就業に向けた支援体制の強化 (4) 関係法令の遵守と男女間格差の是正 (5) ハラスメント防止対策の促進
6 家庭・地域における男女共同参画の推進 重点	(1) 男女共同参画に関する気運醸成及び自治会やPTA、地域づくり等、各分野におけるリーダーとして女性の参画の促進 (2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進 (3) 男女の多様な選択を可能とする子育て・介護支援対策の拡充

〔基本の柱〕Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり

7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対するあらゆる暴力の防止 (2) DV防止の普及啓発及び被害者の保護等の推進 (3) DV対応と児童虐待対応との連携強化 (4) 性犯罪・性暴力・ストーカー事案への対策の推進
8 生涯を通じた健康支援	(1) ライフステージに応じた健康の保持増進 (2) 性と生殖に関する正しい知識の普及啓発・教育の推進 (3) 妊娠・出産・育児に関する保健医療対策の充実
9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備	(1) 子育て中のひとり親家庭への経済的支援、相談体制の充実 (2) 貧困、高齢、障がい等により生活上の困難に直面する人への支援 (3) 多様な性的指向・性自認への理解促進

※ **重点** 施策の方向2～6は重点分野

※ 枠部分は「女性活躍推進法」の推進計画

目指す社会

互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会
「暮らし・仕事・地域で幸せになれる山形県」

2 基本の柱ごとにみる山形県の男女共同参画の現状と課題

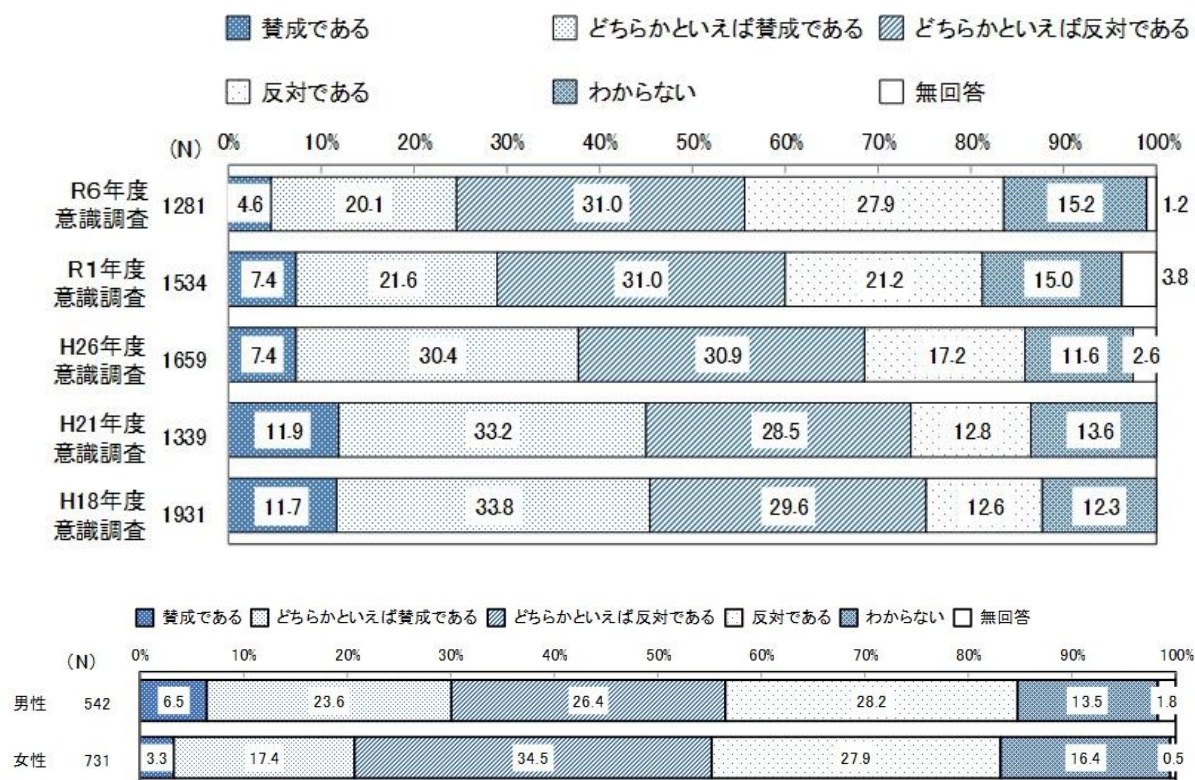
基本の柱Ⅰ 「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」から見る現状と課題

現 状

- 「令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査」(以下「県民意識調査」という。)によると、「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という考え方については、『反対』は前回調査(令和元年度、52.2%)から増加し58.9%となりました。『反対』が『賛成』(24.7%)の2倍以上となるなど、前回調査よりも意識の改善がみられますが、固定的な性別役割分担意識が未だに残っていることが窺えます。
- 「男女共同参画社会」という言葉の認知度については、「言葉も意味も知っていた」が54.3%と最も高く、前回の調査に比べて11.2ポイント高くなっています。
- 各分野への女性の意見・考え方の反映について、女性の意見が「反映されていない」と考える割合は、「政治」、「県や市町村の施策」及び「防災・災害対応」で高くなっています。

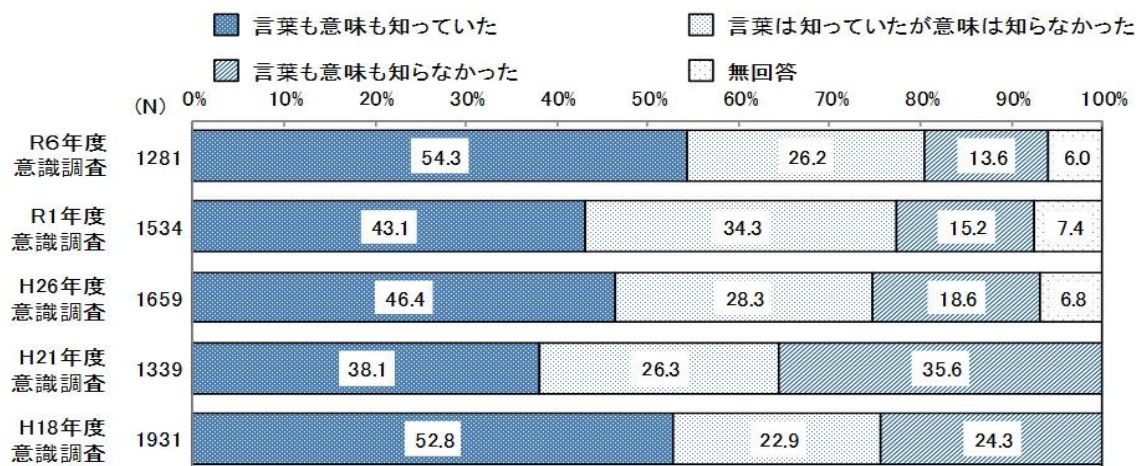
◇ 「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という固定的な性別役割分担意識

男女別では、『賛成』は男性(30.1%)が女性(20.7%)よりも9.4ポイント高く、『反対』は女性(62.4%)が男性(54.6%)よりも7.8ポイント高くなっています。



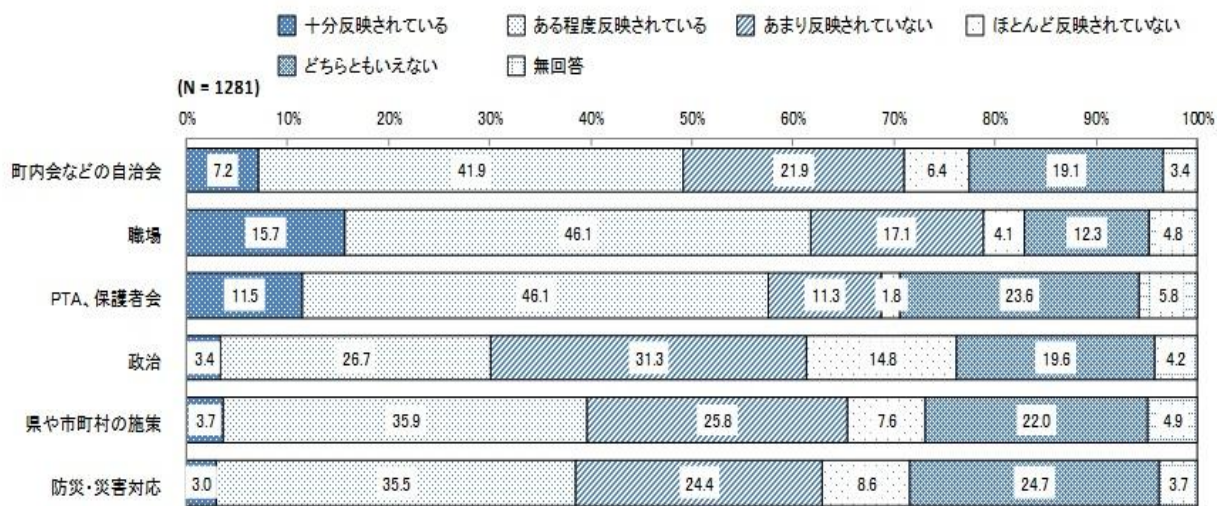
(R6 男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

◇ 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



(R6 男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

◇ 各分野への女性の意見・考え方の反映について



(R6 男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

課題

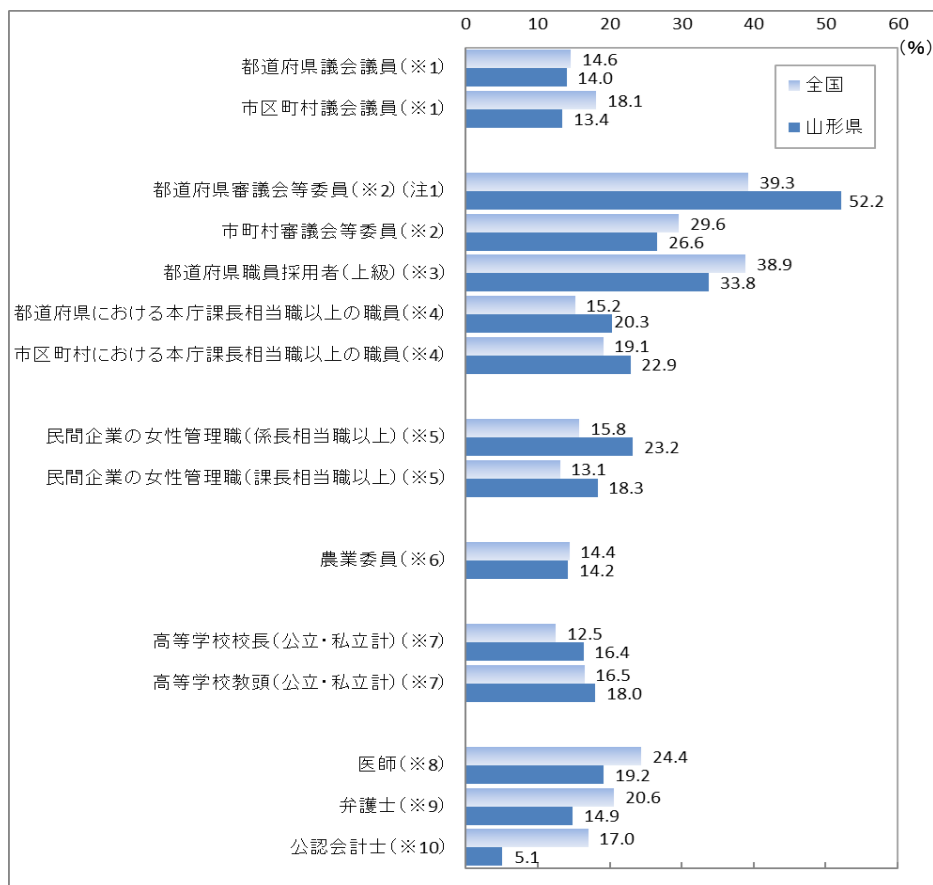
- 将来にわたって、持続可能で活力ある地域社会を維持していくためには、性別にかかわらず、個人として尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できるよう、幅広く男女がともに参画していくことが求められます。
- 男女共同参画社会の実現を阻害している要因の一つに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることから、子どもの頃からの教育・学習の推進や、家庭・職場・地域におけるより一層の意識改革・啓発が必要です。
- あらゆる分野で男女が意思決定の場に参画していくことは、多様な視点が確保されることにより、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。若年女性の県外流出が続く状況などもふまえ、女性のニーズや意見を把握し施策に反映するなど、女性の参画を促進していくことが求められます。

現 状

- 「指導的地位」に女性が占める割合をみると、多くの分野で男性より低くなっています。
- 一方、女性の就労環境では、子育て期の女性の労働力率は全国に比べ高く、特に、育児をしながら働いている女性の割合（87.2%：全国2位）、夫婦の共働き率（59.9%：全国2位）は全国平均を大きく上回っています。
- また、地域における女性の参画をみると、市町村の男女共同参画計画の策定率は97.1%と全国平均を上回るものの、自治会長やPTA会長など、女性の参画が低い分野があります。

◇ 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

女性が各分野における「指導的地位」を占める割合は、政治や医師、弁護士、公認会計士等の分野で、全国よりも低い傾向が見られます。



〈各出典〉

(※1) 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調査（R6.12.31現在）

（山形県の都道府県議会についてはR8.3.2現在）

(※2) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（調査時点は原則としてR7.4.1現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。）

(※3) 採用期間R6.4.1からR7.3.31が対象

(※4) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況（調査時点は原則としてR7.4.1現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。）

(※5) 雇用均等基本調査（R6.10.1現在）、山形県労働条件等実態調査（R7.8.31現在）

(※6) 農業委員会及び都道府県農業会議実態調査（R6.10.1現在）

(※7) 学校基本調査（R7.5.1現在）

(※8) 医師・歯科医師・薬剤師調査（R6.12.31現在）

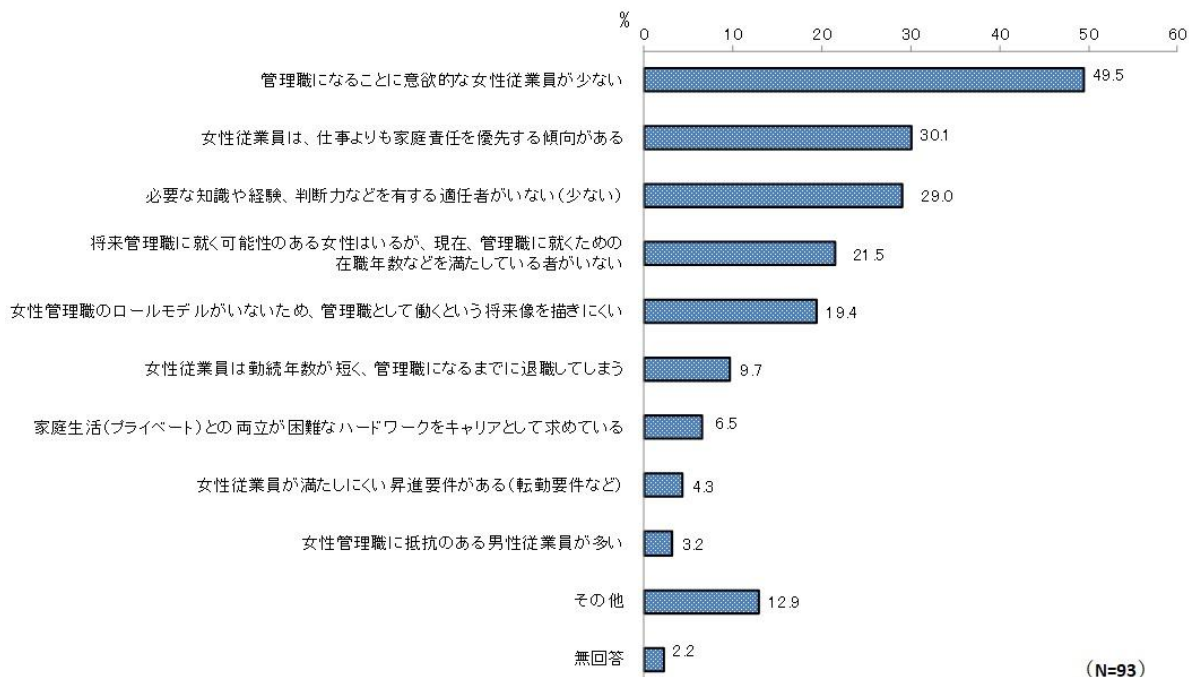
(※9) 女性の政策・方針決定参画状況調べ（R7.11.1現在）、山形県弁護士会調べ（R8.1現在）

(※10) 女性の政策・方針決定参画状況調べ（R7.7.31現在）、日本公認会計士協会調べ（R8.1現在）

(注1) 法律・要綱等で定める審議会のうち、県が目標を設定している審議会等委員の女性割合

◇ 女性活躍推進に向けた課題

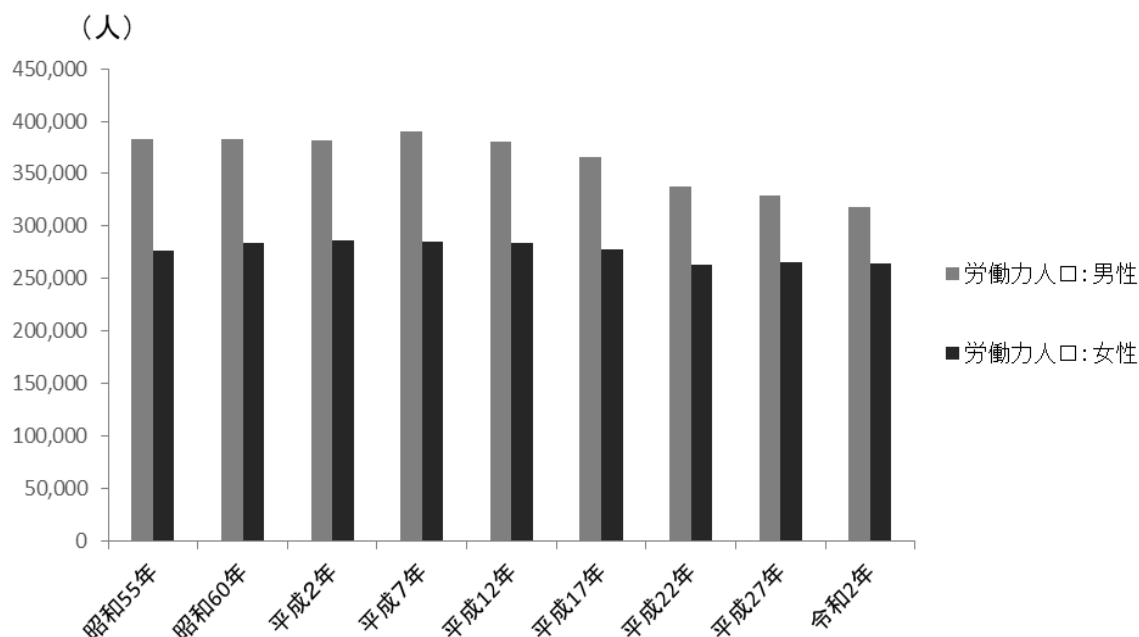
女性の管理職登用を推進する上では、「管理職になることに意欲的な女性従業員が少ない」、「女性従業員は、仕事よりも家庭責任を優先する傾向がある」といった女性の意欲や仕事と家庭の両立を課題と捉えている事業所が多くなっています。



(R6 男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

◇ 男女別労働力人口の推移（昭和 55 年～令和 2 年）

本県における労働力人口の推移を男女別にみると、女性は平成 2 年、男性は平成 7 年まではおおむね増加傾向にありましたが、その後減少が続いています。

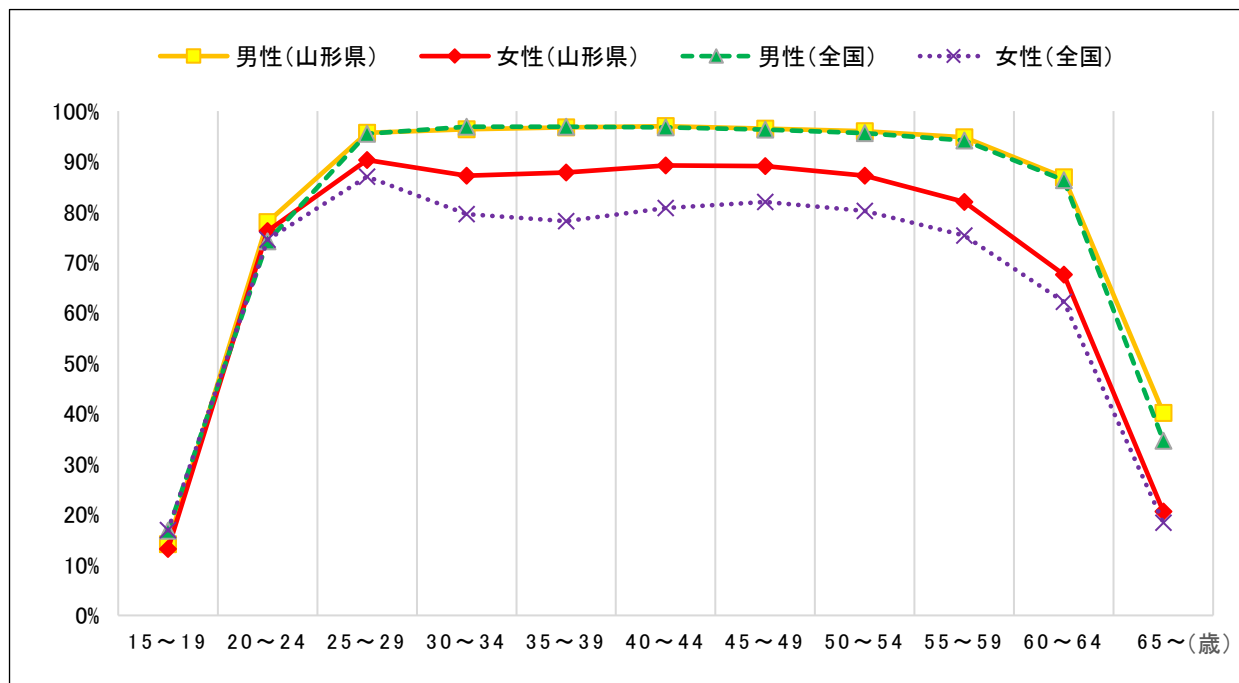


注) 平成 2 7 及び令和 2 年の労働力人口は不詳補完値による。

(R2 国勢調査 /総務省)

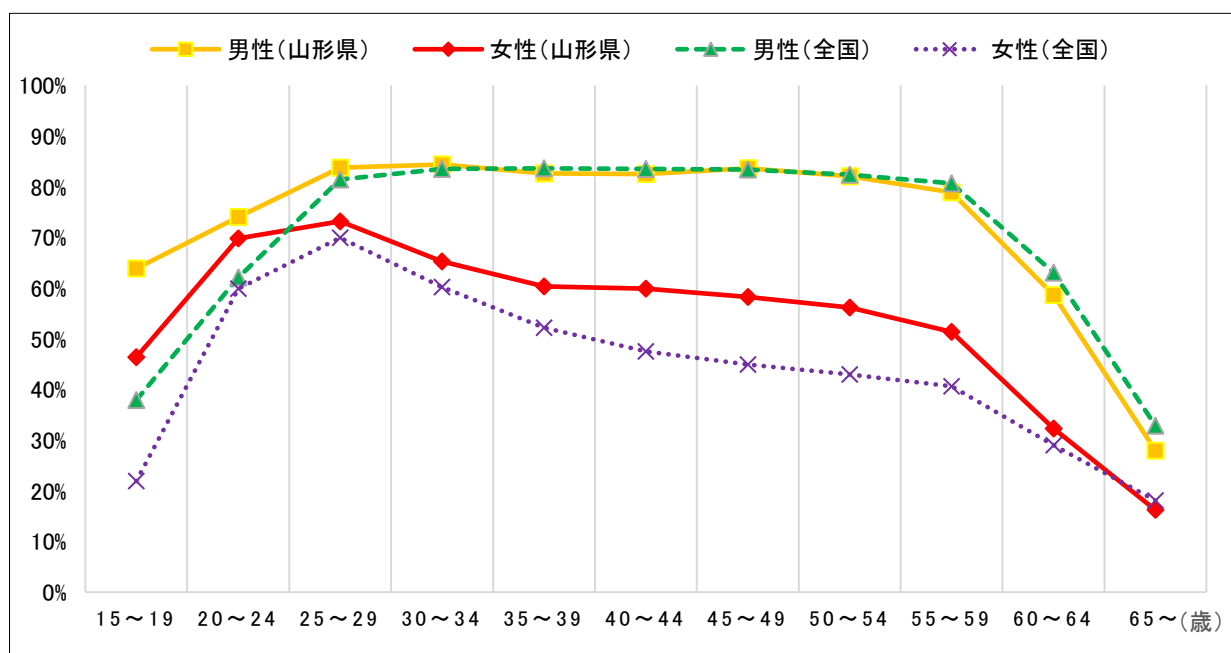
◇ 年齢階級別労働力率

労働力率のグラフは、男性が台形型を描くのに対し、女性は子育て期にあたる30歳代を底とするM字カーブを描く傾向にあります。本県は、その底が非常に浅くなっています。本県の女性の労働力率は、ほとんどの年代で全国に比べ高い状況にあり、30～34歳で全国2位、35～39歳で全国1位と、子育て期の女性の労働力率は、全国と比べても非常に高くなっています。



(R2 国勢調査 / 総務省)

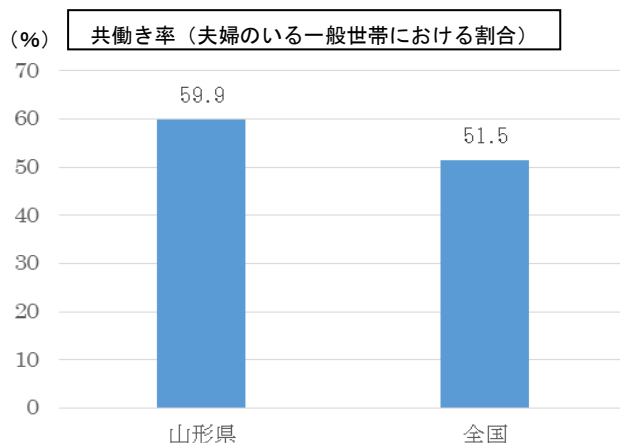
また、年齢階級別の正規雇用比率を見ると、男性は20代後半から50代まで大きな変化なく推移するものの、女性は25～29歳をピークに低下し、年齢の上昇とともに下がる、L字カーブを描いています。出産を契機に働き方を変える、もしくは一旦退職し、子どもが大きくなったら非正規雇用労働者として再就職するケースが多いと考えられています。



(R2 国勢調査 / 総務省)

◇ 共働き率

本県の共働き率は、59.9%と高く、全国との比較で見ても、トップクラスです。



～共働き率の高い都道府県～

1位 福井県 61.2%
2位 山形県 59.9%
3位 島根県 58.6%

(R2 国勢調査 / 総務省)

◇ 育児をしながら働いている女性の割合

本県の育児をしながら働いている女性の割合は87.2%と、全国平均の73.4%を大きく上回り、全国で2番目に高い状態にあります。

育児をしながら働いている女性の割合 (全国平均 73.4%)

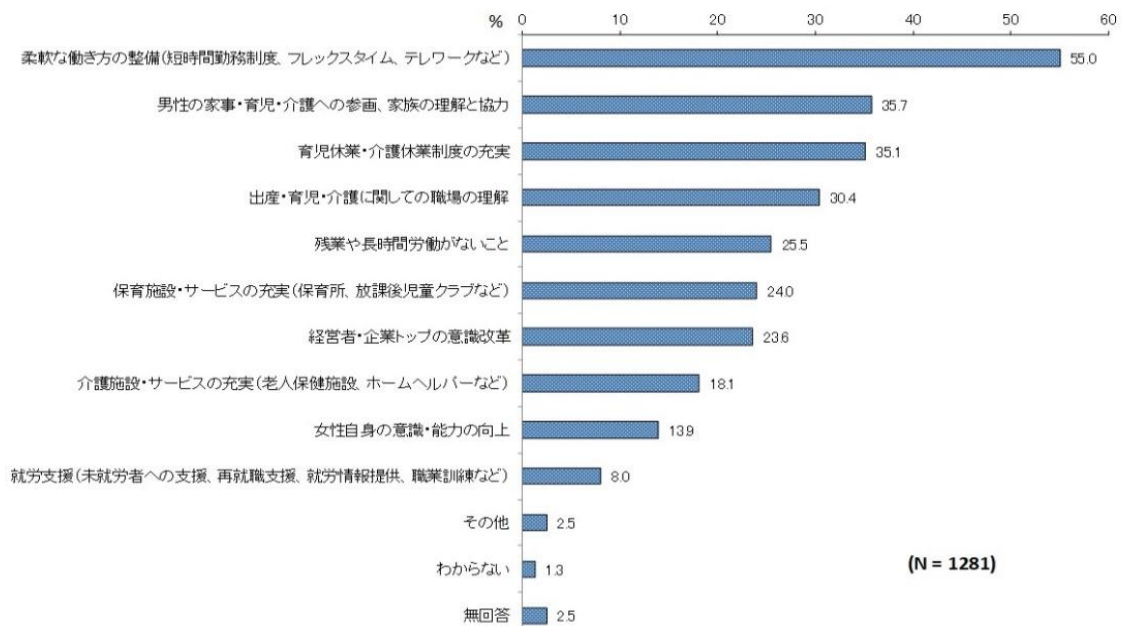
順位	都道府県名	割合 (%)
1	鳥取県	88.0
2	山形県	87.2
3	島根県	86.8
4	石川県	85.5
5	富山県	84.4

注)「育児をしている」とは、小学校入学前の未就学児を対象とした育児(乳幼児の世話や見守りなど)をいい、孫やおい・めい、弟妹の世話などは含まない。

(R4 就業構造基本調査/総務省)

◇ 女性が働き続けるために必要なこと

働きたい女性が就業を継続できるよう、柔軟な働き方の整備、男性の家事・育児への参画、家族の理解と協力や、育児休業・介護休業制度の充実が必要です。

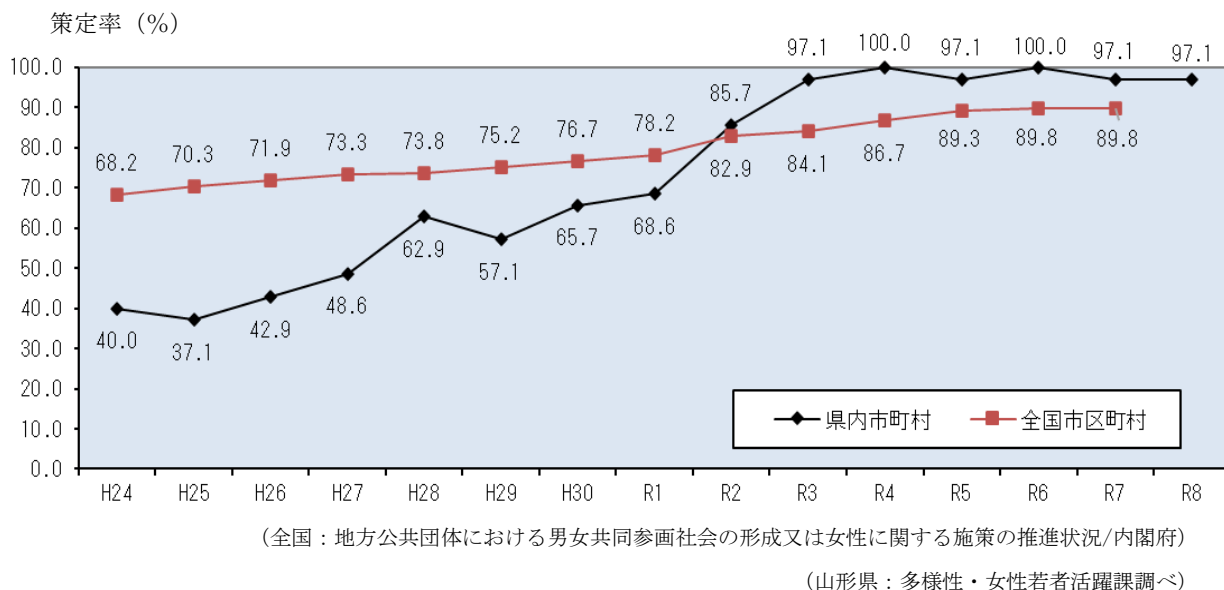


(N = 1281)

(R6 男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

◇ 市町村の男女共同参画計画の策定率

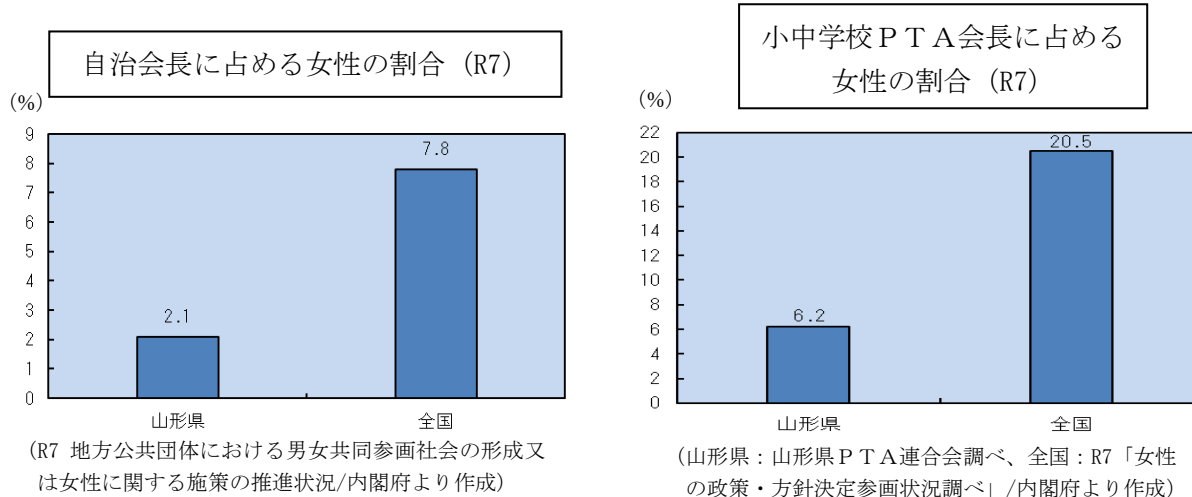
全国的に計画の策定率は上昇しておりますが、山形県では令和元年度以降策定が進んだことで、全国市町村平均を上回っており、令和8年3月時点で97.1%となっています。



◇ 自治会長・小中学校PTA会長の女性割合

自治会長の女性の割合は、山形県は2.1%で、全国平均の7.8%に対し、非常に低くなっています。

また、小中学校PTA会長に占める女性の割合についても、全国平均が20.5%であるのに対し、山形県は6.2%と、低い状況となっています。



課題

- 「指導的地位」に占める女性の割合が低く、政策・方針決定過程に女性登用が十分に進んでいないことから、女性の参画を拡大していくためには、女性活躍の推進に向けた組織トップ層の意識改革と女性人材の育成などを行う必要があります。
- 共働きや育児をしながら働く女性が多く、女性の社会参画が進んでいることから、男性の家庭参画を促進するなど、男女共に仕事と家庭生活を両立できるよう環境を整備していくことが求められます。
- 自治会やPTA等、地域におけるリーダーとしての女性の参画を促進するため、各団体への働きかけや、男女共同参画の普及啓発を促進する必要があります。

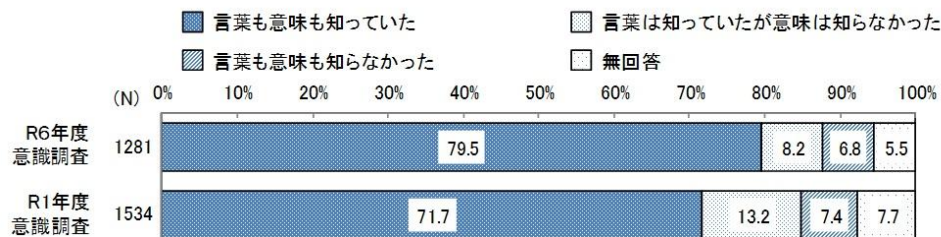
基本の柱Ⅲ 「安全・安心に暮らせる社会づくり」から見る現状と課題

現 状

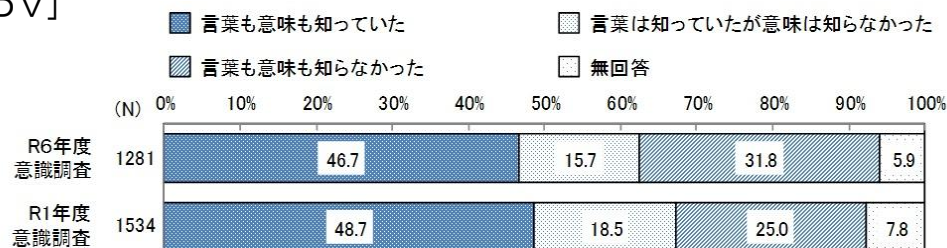
- 県民意識調査結果では「DV（ドメスティックバイオレンス）」について「言葉も意味も知っていた」が7.8ポイント増加した一方で、「デートDV」については「言葉も意味も知っていた」が2.0ポイント減少しています。
- 令和6年度山形県ひとり親家庭実態調査によると、本県の場合、母子家庭、父子家庭ともに9割以上が就業しているものの、就労による収入が200万円未満の世帯は、母子世帯の約47%、父子世帯の約22%であり、暮らしの状況について、母子家庭、父子家庭とも8割以上の家庭が「苦しい」と答えています。

◇ 「DV」及び「デートDV」の言葉の認知度及びDVを受けた時の相談先

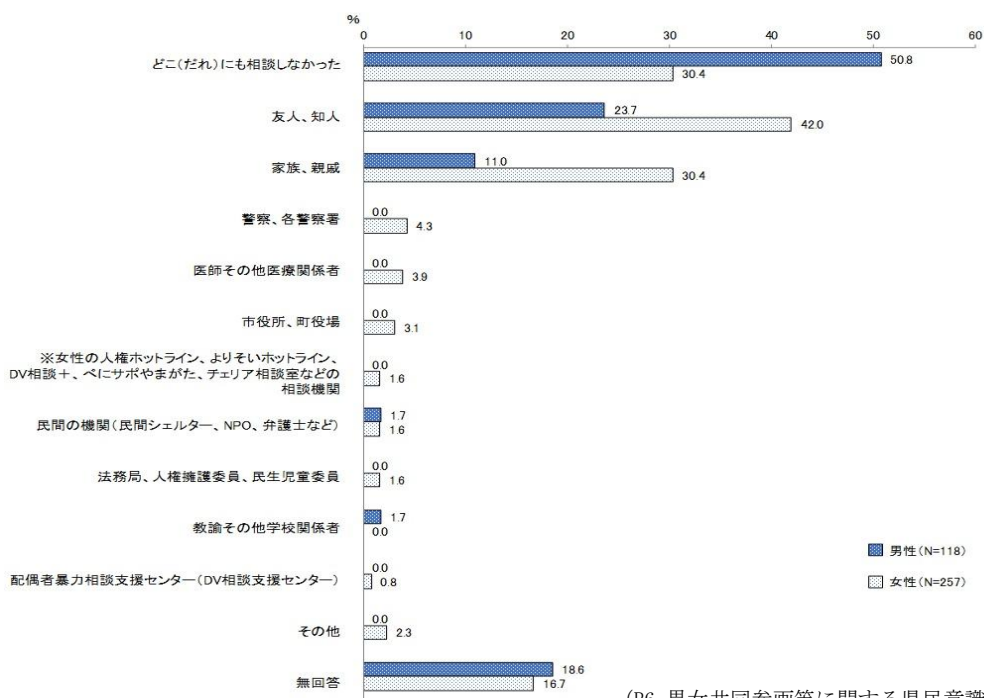
「DV」



「デートDV」



「DVを受けた時の相談先」



(R6 男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

◇ ひとり親家庭の就業状況及び親の年間就労収入額

(%)

就業状況		母子家庭				父子家庭			
		山形県		全 国		山形県		全 国	
		R1	R6	H28	R3	R1	R6	H28	R3
就業している		93.8	94.7	81.8	86.3	94.7	97.3	85.4	88.2
就業上の地位	事業主	2.8	3.4	4.3	4.8	13.8	13.7	19.9	14.5
	常用雇用者	61.6	61.8	44.2	50.0	71.3	73.3	68.2	77.6
	臨時・パート	28.2	27.5	43.8	38.7	5.6	2.7	6.4	4.6
	派遣社員	4.3	4.4	4.6	3.6	4.4	3.4	1.4	1.6
	家族従事者	0.9	1.0	0.5	0.5	3.8	2.7	2.6	0.7
	その他	2.3	1.9	2.5	2.4	1.3	4.1	1.4	1.0
就業していない		4.6	4.4	9.4	9.2	2.4	2.7	5.4	4.6
未回答・無効回答		1.6	0.9	8.8	4.5	3.0	0.0	9.1	7.2
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(山形県：山形県ひとり親家庭実態調査、全国：全国ひとり親等世帯等調査/厚生労働省)

(%)

金額		母子家庭				父子家庭			
		山形県		全 国		山形県		全 国	
		R1	R6	H28	R3	R1	R6	H28	R3
100 万円未満		13.0	10.4	17.0	12.3	6.4	7.7	3.7	2.7
100 万円～200 万円未満		42.2	36.8	37.9	28.8	22.9	13.8	12.7	3.9
200 万円～300 万円未満		29.1	28.4	23.6	26.3	32.9	26.9	17.2	12.1
300 万円以上		15.6	24.4	21.5	32.6	37.8	51.6	66.4	81.3

※「金額」は、調査実施年の前年の収入額です。

(山形県：山形県ひとり親家庭実態調査、全国：全国ひとり親等世帯等調査/厚生労働省)

(%)

暮らしの状況		母子家庭		父子家庭	
		山形県		山形県	
		R1	R6	R1	R6
大変苦しい		19.2	22.4	21.9	25.3
苦しい		33.1	32.0	27.2	34.0
やや苦しい		27.7	27.1	29.6	24.7
ふつう		16.3	15.9	17.2	15.3
ややゆとりがある		0.8	1.4	1.2	0.0
ゆとりがある		0.3	0.7	0.0	0.7
未回答・無効回答		2.5	0.6	3.0	0.0
総数		100.0	100.0	100.0	100.0

(山形県ひとり親家庭実態調査)

課 題

- DVという言葉の認知度は高い水準となっていますが、「言葉は知っていたが意味は知らなかった」「言葉も意味も知らなかった」と回答の方が一定数あり、暴力のない社会の実現に向け、DVに関する正しい認識の浸透を図るなど、さらなる周知・啓発が必要です。

- 県民意識調査によれば、被害を受けた際に「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた人の割合は、男性で 50.8%、女性で 30.4%と高く、被害者自身の早期相談、友人や家族を介した相談・通報につなげるため、相談機関のさらなる周知が求められます。
- ひとり親家庭の親は、仕事と子育てなど、一人で何役もこなさなければならず、特に母子家庭の母親は、結婚、出産などにより就業が中断している場合も多く、自立には、より大きな困難が伴うことから、安心して生活できる環境づくりが大切です。
- 様々な困難を抱える人も、安心していきいきと暮らしていけるよう、課題の解決に向けて、関係機関が連携して取り組む必要があります。

3 男女共同参画に係るデータ集

(1) 行政の取組み

① 男女共同参画に関する条例制定状況

(R7. 4. 1 現在)

都 道 府 県	47／47	100%	
政令指定都市	20／20	100%	
全国市区町村	704／1, 741	40. 4%	
県内市町村	3／35	8. 6%	山形市、長井市、白鷹町

(内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

※市区町村の中に政令指定都市を含む。

(参考) 山形市「山形市男女共同参画推進条例」

長井市「長井市男女共同参画推進条例」

白鷹町「白鷹町の行政機関の附属機関における男女の登用の均等促進に関する条例」

② 男女共同参画に関する計画策定状況

(R7. 4. 1 現在)

都 道 府 県	47／47	100%	
政令指定都市	20／20	100%	
全国市区町村	1, 563／1, 741	89. 8%	
県内市町村	34／35	97. 1%	未策定：西川町

(内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

※市区町村の中に政令指定都市を含む。

※県内市町村については、R8. 3 末時点（山形県：多様性・女性若者活躍課調べ）

③ 男女共同参画・女性のための総合施設の設置状況

(R7. 4. 1 現在)

都 道 府 県	45／47	95. 7%	未設置：宮城県、山口県
政令指定都市	20／20	100%	
全国市区町村	288／1, 741	16. 6%	
県内市町村	3／35	8. 6%	山形市「ファーラ」、酒田市「ウィズ」、遊佐町「生涯学習センター」

(内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

※市区町村の中に政令指定都市を含む。

④ 市町村における男女共同参画の宣言の状況

(R7. 4. 1 現在)

全国市区町村	204／1, 741	11. 7%	
県内市町村	6／35	17. 1%	山形市 (H10) 白鷹町 (H11) 大江町 (H12) 天童市 (H14) 村山市 (H17) 川西町 (H18)

(内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

※市区町村の中に政令指定都市を含む。

全国市区町村における男女共同参画に関する計画の策定状況(令和7年4月1日現在)

都道府県	策定率 (%)		都道府県	策定率 (%)	
岩手県	100.0	100% 19団体	岡山県	96.3	90～100% 未満 13団体
秋田県	100.0		佐賀県	95.0	
茨城県	100.0		山口県	94.7	
栃木県	100.0		福井県	94.1	
埼玉県	100.0		岐阜県	92.9	
神奈川県	100.0		愛知県	92.6	
富山県	100.0		宮城県	91.4	
石川県	100.0		熊本県	91.1	
静岡県	100.0		滋賀県	89.5	80～90% 未満 8団体
三重県	100.0		山梨県	88.9	
大阪府	100.0		鹿児島県	86.0	
兵庫県	100.0		京都府	84.6	
島根県	100.0		鳥取県	84.2	
広島県	100.0		東京都	83.9	
香川県	100.0		宮崎県	80.8	
愛媛県	100.0		群馬県	80.0	
福岡県	100.0		長野県	77.9	80%未満 7団体
長崎県	100.0		徳島県	75.0	
大分県	100.0		北海道	74.9	
福島県	98.3	90～100% 未満 13団体	高知県	73.5	
千葉県	98.1		新潟県	70.0	
青森県	97.5		奈良県	66.7	
山形県	97.1		沖縄県	61.0	
和歌山県	96.7		全体	89.8	

(内閣府：内閣府男女共同参画局 HP より作成)

県内市区町村における男女共同参画に関する計画の策定状況(令和8年3月31日現在)

＜山形県の状況＞

地域	市町村	策定あり	計画期間 (終期)	策定予定	策定率	地域	市町村	策定あり	計画期間 (終期)	策定予定	策定率
村山	山形市	○	8年度		92.9%	置賜	米沢市	○	8年度		100%
	寒河江市	○	8年度				長井市	○	10年度		
	上山市	○	14年度				南陽市	○	8年度		
	村山市	○	11年度				高畠町	○	10年度		
	天童市	○	7年度				川西町	○	7年度		
	東根市	○	8年度				小国町	○	7年度		
	尾花沢市	○	7年度				白鷹町	○	7年度		
	山辺町	○	7年度				飯豊町	○	8年度		
	中山町	○	8年度			庄内	鶴岡市	○	7年度		100%
	河北町	○	10年度				酒田市	○	10年度		
	西川町						三川町	○	12年度		
	朝日町	○	7年度				庄内町	○	8年度		
	大江町	○	8年度				遊佐町	○	7年度		
	大石田町	○	8年度								
最上	新庄市	○	8年度		100%	＜全市町村＞R8.3					
	金山町	○	11年度			計画のある市町村数		34/35			
	最上町	○	11年度			計画策定率		97.1%			
	舟形町	○	7年度			＜参考＞					
	真室川町	○	11年度			令和6年度末		34/35		97.1%	
	大蔵村	○	8年度								
	鮭川村	○	7年度								
	戸沢村	○	7年度								

※女性活躍推進法の推進計画及びDV防止法の基本計画は、男女共同参画計画を策定している市町村において、すべて一体型として策定している。

(2)政策・方針決定過程への女性の参画状況

①HDI（人間開発指数）、GDI（ジェンダー開発指数）、GII（ジェンダー不平等指数）、GGI（ジェンダー・ギャップ指数）＜国際比較＞

【日本の HDI】（「長寿で健康な生活」、「知識」、「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定した指数）・・・23 位/193 か国中

【日本の GDI】（人間開発における男女格差を表すもの。男女別の出生時平均余命、男女別の入学年齢児童の予測就学年数と25歳以上の成人の平均就学年数、男女別の一人当たり GHI 推計値から算出）・・・89 位/184 か国中

【日本の GII】（国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。妊産婦死亡率、15歳～19歳の女性1,000人あたりの出生数、国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の男女別割合、男女別労働力率から算出。）・・・22 位/172 か国中

【日本の GGI】（男女格差を測る指数で、経済分野、教育分野、保健分野及び政治分野の各種データから算出）・・・118 位/148 か国中

◇HDI、GDI、GII、GGI における日本の順位

HDI

2023年

順位	国名	HDI値
1	アイスランド	0.972
2	ノルウェー	0.970
2	スイス	0.970
4	デンマーク	0.962
5	ドイツ	0.959
—	—	—
20	韓国	0.937
21	スロベニア	0.931
22	オーストリア	0.930
23	日本	0.925

GDI

2023年

順位	国名	GDI値
1	ブルガリア	1.000
1	ポルトガル	1.000
3	アイルランド	1.001
3	クロアチア	0.999
3	スロバキア	0.999
—	—	—
86	オランダ	0.971
86	モーリシャス	0.971
86	モルドバ	1.029
89	日本	0.970

GII

2023年

順位	国名	GII値
1	デンマーク	0.003
2	ノルウェー	0.004
3	スウェーデン	0.007
4	スイス	0.010
5	オランダ	0.013
—	—	—
21	ドイツ	0.057
22	日本	0.059
23	エストニア	0.061
24	リトアニア	0.070

GGI

2025年

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
—	—	—
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663

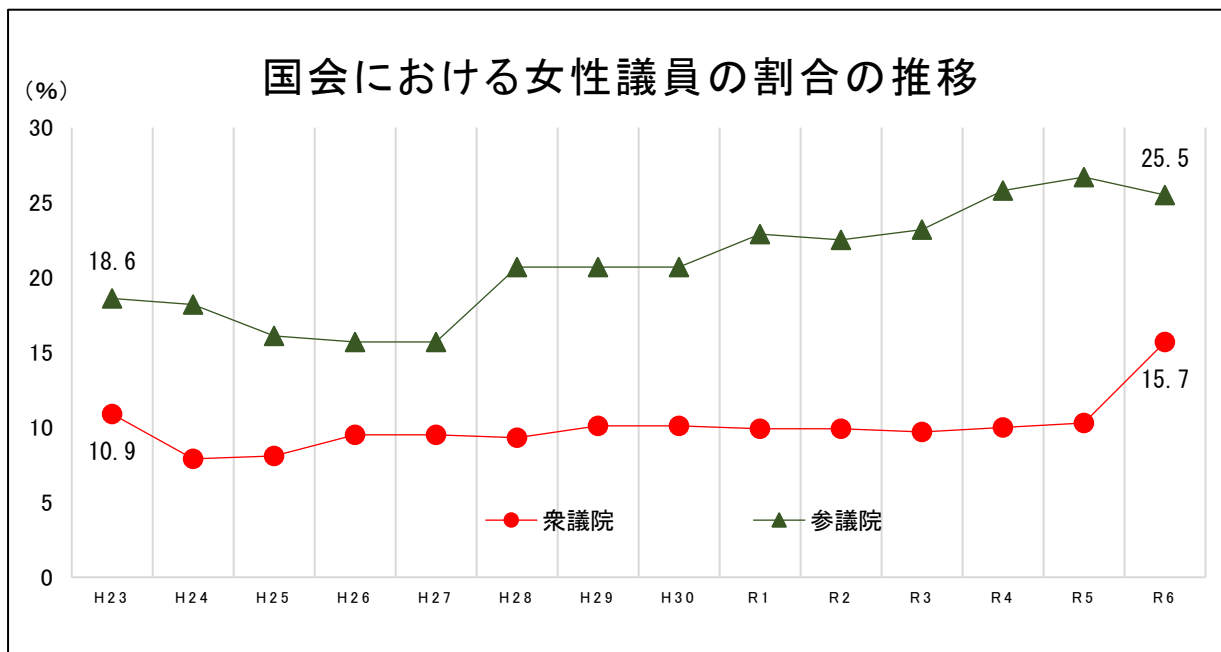
※日本の GGI における各分野の順位

経済：112 位 教育：66 位 健康：50 位 政治：125 位

資料出所：HDI、GDI 及び GII については国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書」、GGI は世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より

②議員における女性の状況

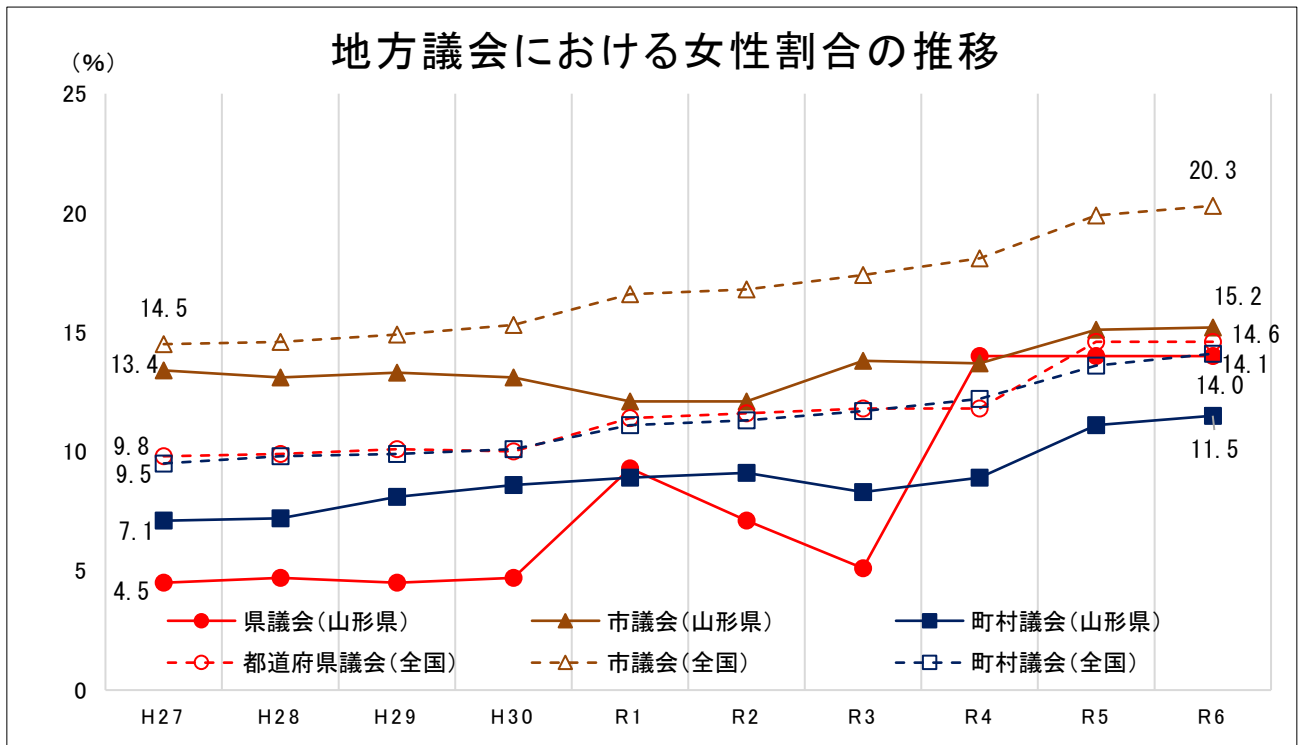
【国会】



衆議院				参議院			
	定数 (人)	女性数 (人)	女性割合		定数 (人)	女性数 (人)	女性割合
H23. 12	479	52	10. 9%	H23. 12	242	45	18. 6%
H24. 12	480	38	7. 9%	H24. 11	242	44	18. 2%
H25. 11	475	39	8. 1%	H25. 11	242	39	16. 1%
H26. 12	480	45	9. 5%	H26. 12	242	38	15. 7%
H27. 12	475	45	9. 5%	H27. 12	242	38	15. 7%
H28. 12	475	44	9. 3%	H28. 12	242	50	20. 7%
H29. 12	465	47	10. 1%	H29. 12	242	50	20. 7%
H30. 12	465	47	10. 1%	H30. 12	242	50	20. 7%
R1. 12	465	46	9. 9%	R1. 12	245	56	22. 9%
R3. 2	465	46	9. 9%	R3. 2	245	55	22. 5%
R3. 12	465	45	9. 7%	R4. 1	242	56	23. 2%
R5. 1	461	46	10. 0%	R5. 1	248	64	25. 8%
R6. 2	465	48	10. 3%	R6. 2	247	66	26. 7%
R6. 11	465	73	15. 7%	R7. 1	239	61	25. 5%

(内閣府：女性の政策・方針決定参画状況調べ)

【地方議会】



(単位：人、%)

			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全国	都道府県議会	議員総数	2,675	2,657	2,614	2,609	2,668	2,621	2,598	2,570	2,644	2,614
		女性数	261	263	264	262	303	305	306	303	386	382
		女性割合	9.8	9.9	10.1	10.0	11.4	11.6	11.8	11.8	14.6	14.6
	市(区)議会	議員総数	19,343	19,259	19,103	18,930	18,873	18,800	18,700	18,509	18,526	18,389
		女性数	2,802	2,804	2,855	2,892	3,133	3,165	3,260	3,341	3,694	3,732
		女性割合	14.5	14.6	14.9	15.3	16.6	16.8	17.4	18.1	19.9	20.3
	町村議会	議員総数	11,147	11,074	10,998	10,909	10,889	10,808	10,725	10,646	10,609	10,551
		女性数	1,064	1,081	1,092	1,105	1,204	1,217	1,260	1,295	1,443	1,492
		女性割合	9.5	9.8	9.9	10.1	11.1	11.3	11.7	12.2	13.6	14.1
	市町村合計	議員総数	30,490	30,333	30,101	29,839	29,762	29,608	29,425	29,155	29,135	28,940
		女性数	3,866	3,885	3,947	3,997	4,337	4,382	4,520	4,636	5,137	5,224
		女性割合	12.7	12.8	13.1	13.4	14.6	14.8	15.4	15.9	17.6	18.1
	合計	議員総数	33,165	32,990	32,715	32,448	32,430	32,229	32,023	31,725	31,779	31,554
		女性数	4,127	4,148	4,211	4,259	4,640	4,687	4,826	4,939	5,523	5,606
		女性割合	12.4	12.6	12.9	13.1	14.3	14.5	15.1	15.6	17.4	17.8
山形県	都道府県議会	議員総数	44	43	44	43	43	42	39	43	43	43
		女性数	2	2	2	2	4	3	2	6	6	6
		女性割合	4.5	4.7	4.5	4.7	9.3	7.1	5.1	14.0	14.0	14.0
	市(区)議会	議員総数	268	267	270	268	264	265	260	255	258	256
		女性数	36	35	36	35	32	32	36	35	39	39
		女性割合	13.4	13.1	13.3	13.1	12.1	12.1	13.8	13.7	15.1	15.2

			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	町村 議会	議員総数	252	250	246	244	248	243	242	237	244	243
		女性数	18	18	20	21	22	22	20	21	27	28
		女性割合	7.1	7.2	8.1	8.6	8.9	9.1	8.3	8.9	11.1	11.5
	市町村 合計	議員総数	520	517	516	512	512	508	502	492	502	499
		女性数	54	53	56	56	54	54	56	56	66	67
		女性割合	10.4	10.3	10.9	10.9	10.5	10.6	11.2	11.4	13.1	13.4
	合計	議員総数	564	560	560	555	555	550	541	535	545	542
		女性数	56	55	58	58	58	57	58	62	72	73
		女性割合	9.9	9.8	10.4	10.5	10.5	10.4	10.7	11.6	13.2	13.5

(内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

※山形県の都道府県議会については令和8年3月2日現在

③首長等に占める女性割合

(R7.7.1 現在)

		総数 (人)	女性 (人)	女性割合	(参考) 女性の長のいる地方公共団体
都道府 県	知事	47	2	4.3%	山形県、東京都
	副知事	96	11	11.5%	千葉県、東京都、富山県、福井県、愛知県、滋賀県、島根県、岡山県、広島県、福岡県、長崎県
市区	市区長	816	51	6.3%	青森県十和田市、宮城県仙台市、山形県酒田市、茨城県(土浦市、筑西市)、栃木県(栃木市、那須烏山市)、群馬県前橋市、埼玉県(川越市、行田市、草加市、朝霞市、和光市、蓮田市)、千葉県(柏市、勝浦市、鎌ヶ谷市、君津市)、東京都(港区、江東区、品川区、杉並区、豊島区、北区、足立区、小平市、東大和市)、神奈川県座間市、新潟県加茂市、福井県大野市、長野県諏訪市、静岡県(伊東市、島田市)、愛知県(碧南市、知立市、長久手市)、三重県鈴鹿市、滋賀県湖南市、京都府(宇治市、八幡市)、大阪府(池田市、大東市)、兵庫県明石市、岡山県(倉敷市、笠岡市)、山口県周南市、徳島県三好市、福岡県宗像市、熊本県阿蘇市、大分県日田市
	副市区長	1,055	61	5.8%	北海道函館市、岩手県盛岡市、山形県尾花沢市、茨城県(古河市、つくば市、潮来市)、群馬県(前橋市、渋川市)、千葉県木更津市、東京都(文京区、墨田区、江東区、世田谷区、渋谷区、荒川区、練馬区、江戸川区、府中市、調布市、小金井市、日野市、東村山市、多摩市、羽村市)、神奈川県(横浜市、相模原市、大和市、海老名市、南足柄市)、新潟県新潟市、福井県鯖江市、長野県(松本市、飯山市)、静岡県(磐田市、掛川市、御殿場市、裾野市)、愛知県(名古屋市、豊田市、大府市、愛西市)、三重県津市、京都府亀岡市、大阪府(貝塚市、松原市)、兵庫県(神戸市、明石市、淡路市)、奈良県奈良市、岡山県瀬戸内市、山口県下関市、高知県高知市、福岡県(北九州市、福岡市、大牟田市、直方市、飯塚市)、佐賀県神埼市、長崎県諫早市、大分県大分市

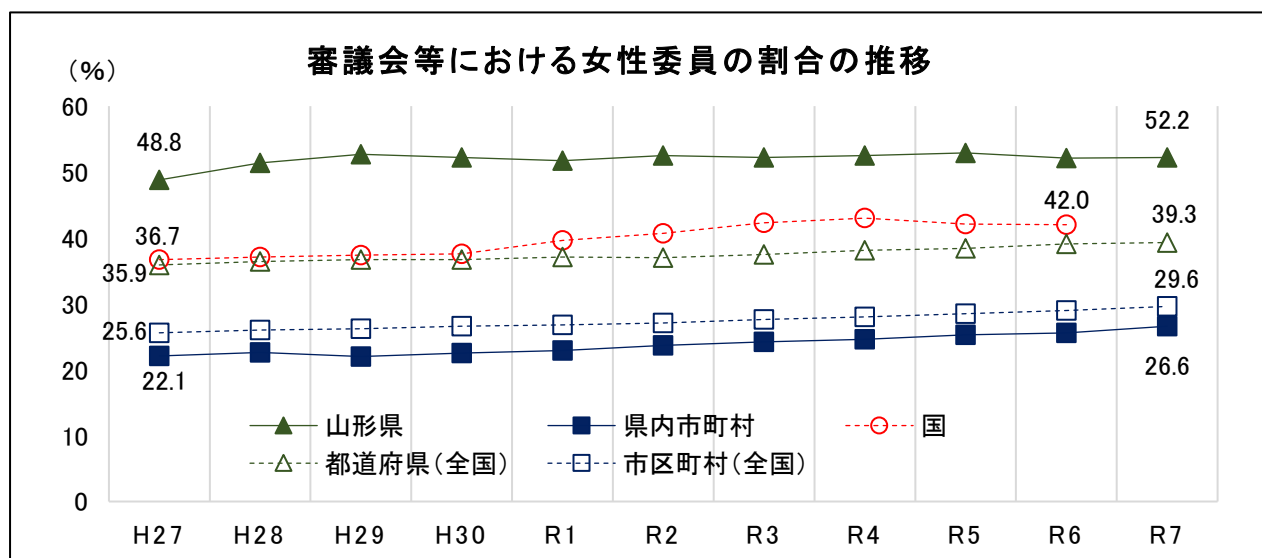
		総数 (人)	女性 (人)	女性割合	(参考) 女性の長のいる地方公共団体
町村	町村長	921	19	2.1%	北海道留寿都村、青森県外ヶ浜町、宮城県大衡村、山形県遊佐町、栃木県野木町、群馬県榛東村、埼玉県長瀨町、千葉県多古町、東京都三宅村、神奈川県二宮町、新潟県津南町、岐阜県岐南町、三重県明和町、大阪府忠岡町、和歌山県美浜町、鳥取県琴浦町、高知県いの町、福岡県小竹町、沖縄県中城村
	副町村長	859	20	2.3%	北海道標津町、宮城県利府町、秋田県大潟村、福島県桑折町、茨城県茨城町、富山県立山町、福井県永平寺町、山梨県富士河口湖町、三重県（大台町、南伊勢町）、奈良県（安堵町、田原本町）、和歌山県北山村、広島県安芸太田町、福岡県久山町、佐賀県（吉野ヶ里町、大町町）、熊本県（和水町、西原村）沖縄県座間味村

(内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

※調査時点は原則として令和7年7月1日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

④審議会等における女性委員の就任状況

【女性委員割合】



	国	山形県	都道府県 (全国)	県内市町村	市区町村 (全国)
H27	36.7%	48.8%	35.9%	22.1%	25.6%
H28	37.1%	51.4%	36.4%	22.6%	26.0%
H29	37.4%	52.7%	36.7%	22.0%	26.2%
H30	37.6%	52.2%	36.7%	22.5%	26.6%
R1	39.6%	51.7%	37.1%	22.9%	26.8%
R2	40.7%	52.5%	37.0%	23.7%	27.1%
R3	42.3%	52.2%	37.5%	24.2%	27.6%
R4	43.0%	52.5%	38.1%	24.6%	28.0%

	国	山形県	都道府県 (全国)	県内市町村	市区町村 (全国)
R5	42.1%	52.9%	38.4%	25.3%	28.5%
R6	42.0%	52.1%	39.1%	25.6%	29.0%
R7	—	52.2%	39.3%	26.6%	29.6%

(山形県：多様性・女性若者活躍課調べ、内閣府：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況、国の審議会等における女性委員の参画状況調べ)

※山形県、全国都道府県：目標の対象となる審議会等における登用状況（都道府県により対象となる審議会等の範囲が異なる）

※市町村（県内、全国）：地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況

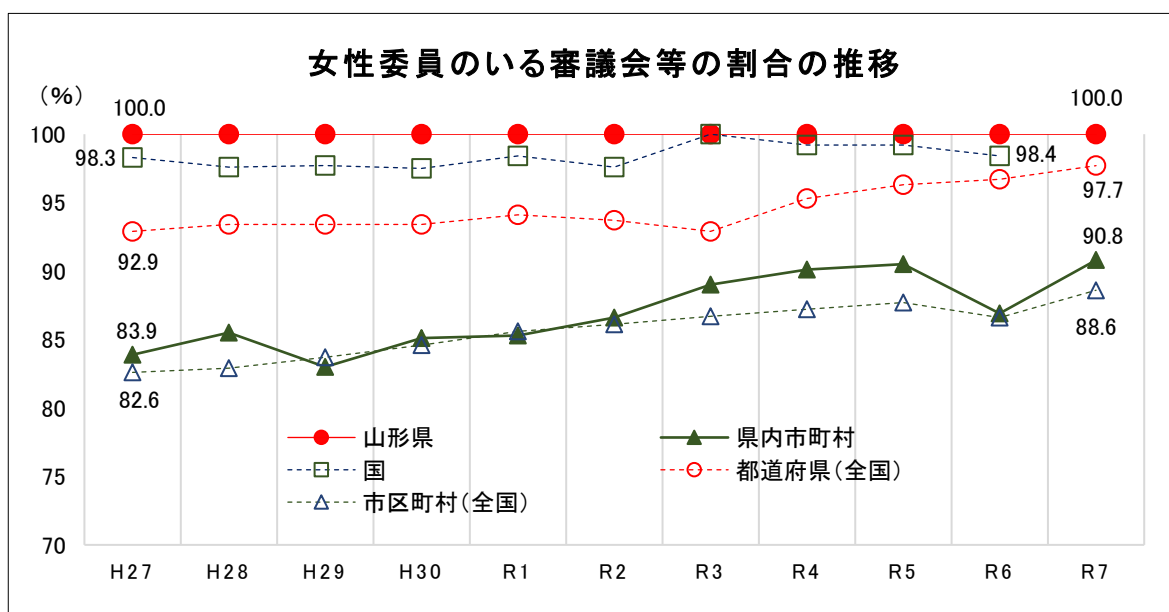
※各年3月のデータについて、山形県、県内市町村は3月31日現在のデータであるが、全国データは都道府県により調査時点が異なる。

※市区町村の中に政令指定都市を含む。

(参考) 目標値 国：R7まで40%以上60%以下、県：R7時点で50%程度を維持

(県内市町村で目標値を設定している市町村数25(71.4%) R8.1月現在)

【女性委員のいる審議会等割合】



	国	山形県	都道府県 (全国)	県内市町村	市区町村 (全国)
H27	98.3%	100.0%	92.9%	83.9%	82.6%
H28	97.6%	100.0%	93.4%	85.5%	82.9%
H29	96.7%	100.0%	93.4%	83.0%	83.7%
H30	97.5%	100.0%	93.4%	85.1%	84.6%
R1	98.4%	100.0%	94.1%	85.3%	85.6%
R2	97.6%	100.0%	93.7%	86.6%	86.1%
R3	100.0%	100.0%	92.9%	89.0%	86.7%
R4	99.2%	100.0%	95.3%	90.1%	87.2%
R5	99.2%	100.0%	96.3%	90.5%	87.7%
R6	98.4%	100.0%	96.7%	86.9%	86.6%
R7	—	100.0%	97.7%	90.8%	88.6%

(山形県：多様性・女性若者活躍課調べ、内閣府：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況、国の審議会等における女性委員の参画状況)

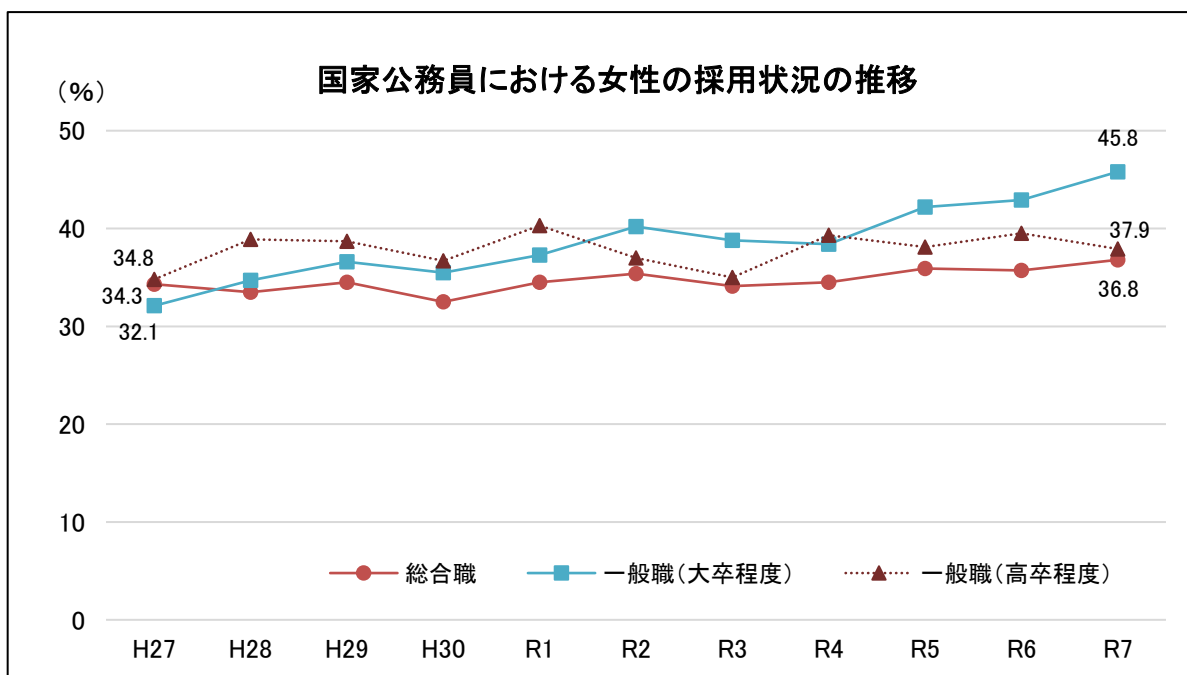
※国の審議会等は9月時点、都道府県、市町村は3月時点だが、全国データは都道府県により調査時点が異なる。

※山形県、全国都道府県：目標の対象となる審議会等における状況（都道府県により対象となる審議会等の範囲が異なる）

※市町村：地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における状況

⑤女性公務員の採用状況（女性割合）

【国家公務員】



	総合職等（旧Ⅰ種）			一般職・大卒程度（旧Ⅱ種）			一般職・高卒程度（旧Ⅲ種）		
	採用人数	うち女性	女性割合	採用人数	うち女性	女性割合	採用人数	うち女性	女性割合
H27	662	227	34.3%	2,179	699	32.1%	899	313	34.8%
H28	659	221	33.5%	2,493	866	34.7%	1,025	399	38.9%
H29	678	234	34.5%	2,626	963	36.7%	1,196	463	38.7%
H30	671	218	32.5%	2,665	946	35.5%	1,306	479	36.7%
R1	704	243	34.5%	2,910	1,085	37.3%	1,406	567	40.3%
R2	731	259	35.4%	3,050	1,225	40.2%	1,607	594	37.0%
R3	747	255	34.1%	3,277	1,273	38.8%	1,562	546	35.0%
R4	743	256	34.5%	3,274	1,257	38.4%	1,637	643	39.3%
R5	799	287	35.9%	3,314	1,398	42.2%	1,775	677	38.1%
R6	832	297	35.7%	3,489	1,497	42.9%	1,814	716	39.5%
R7	846	311	36.8%	3,368	1,542	45.8%	1,618	614	37.9%

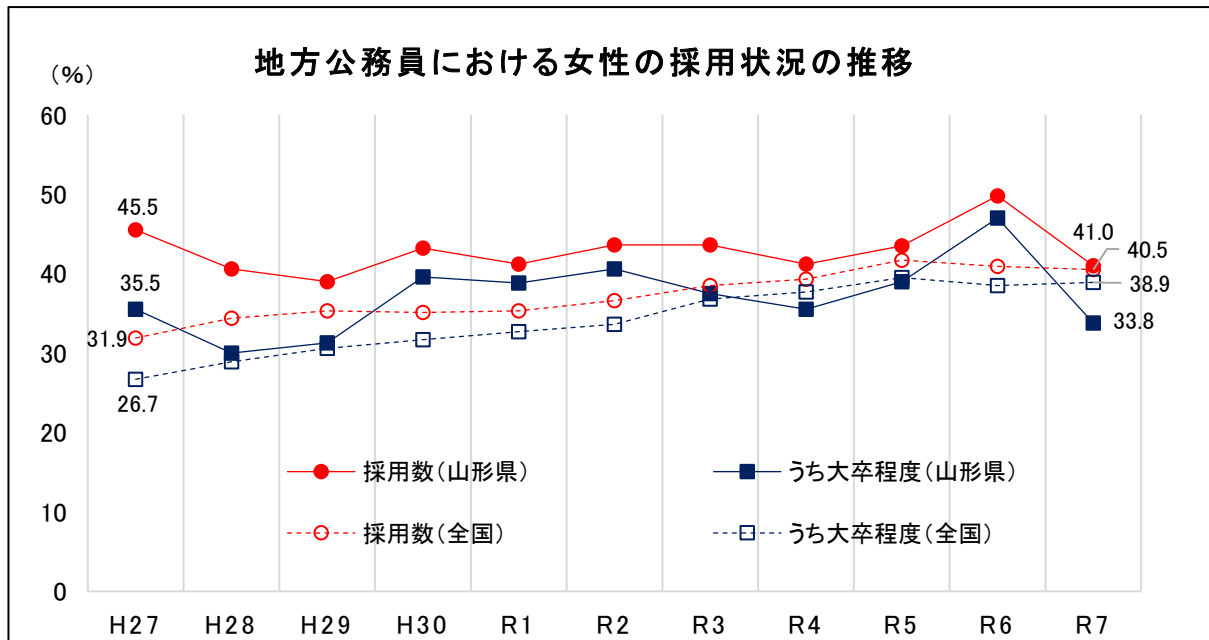
（内閣府：女性の政策・方針決定参画状況調べ）※4月1日付け採用者の値

（参考）目標値国家公務員：国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合 R2:36.8%→35%以上（毎年度）

国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合 R2:35.4%→35%以上（毎年度）

（男女共同参画基本計画〈第5次〉）

【地方公務員】

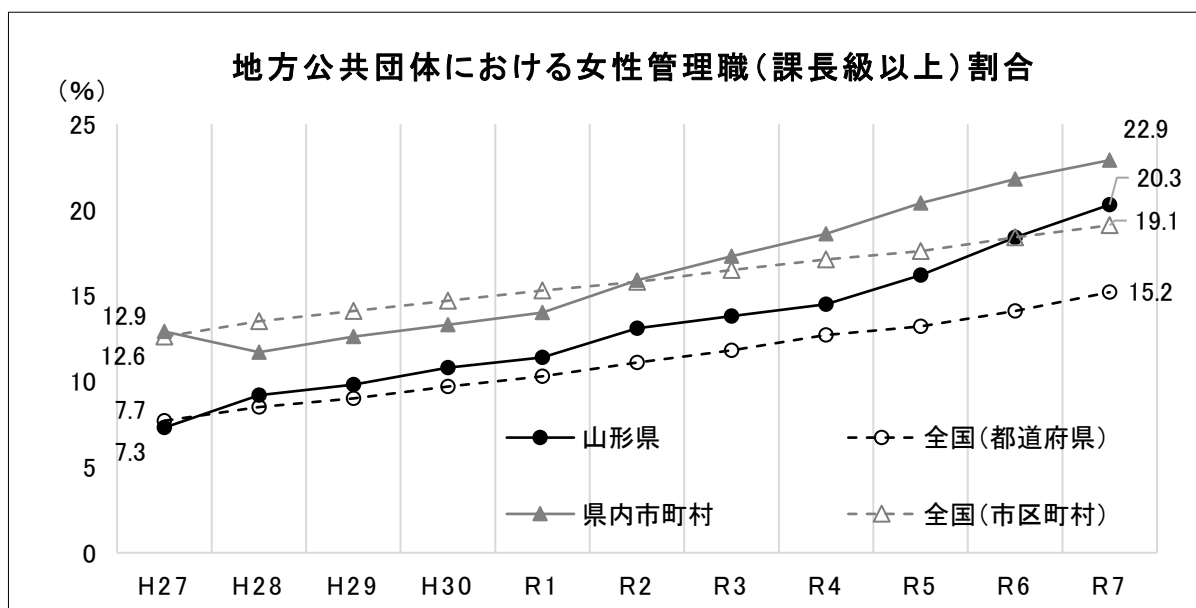


	山形県				全国			
	全体			大卒程度	全体			大卒程度
	採用人数	うち女性	女性割合	女性割合	採用人数	うち女性	女性割合	女性割合
H27	288	131	45.5	35.5	26,217	8,375	31.9	26.7
H28	288	117	40.6	30.0	25,473	8,758	34.4	28.9
H29	287	112	39.0	31.3	27,066	9,546	35.3	30.6
H30	301	130	43.2	39.6	27,361	9,600	35.1	31.7
R1	245	101	41.2	38.8	25,510	9,003	35.3	32.7
R2	250	109	43.6	40.6	24,836	9,098	36.6	33.6
R3	259	113	43.6	37.5	25,086	9,661	38.5	36.8
R4	272	112	41.2	35.5	26,800	10,532	39.3	37.7
R5	306	133	43.5	39.0	26,032	10,858	41.7	39.5
R6	267	133	49.8	47.0	25,161	10,286	40.9	38.5
R7	268	110	41.0	33.8	25,919	10,496	40.5	38.9

(内閣府：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況) ※前年度の採用者の値

⑥女性公務員の管理職等への登用状況

【女性管理職割合】



			山形県	うち知事部局	全国（都道府県）	県内市町村	全国（市区町村）
H27	全職種	総数（人）	648	421	37,349	967	108,510
		うち女性（人）	47	32	2,890	125	13,665
		女性割合	7.3%	7.6%	7.7%	12.9%	12.6%
	一般行政職	総数（人）	400	337	24,563	730	81,137
		うち女性（人）	19	18	1,773	53	7,264
		女性割合	4.8%	5.3%	7.2%	7.3%	9.0%
H28	全職種	総数（人）	655	426	37,379	993	107,988
		うち女性（人）	60	43	3,170	116	14,582
		女性割合	9.2%	10.1%	8.5%	11.7%	13.5%
	一般行政職	総数（人）	405	342	24,471	736	80,201
		うち女性（人）	26	24	1,934	45	7,778
		女性割合	6.4%	7.0%	7.9%	6.1%	9.7%
H29	全職種	総数（人）	654	424	37,372	1,014	107,518
		うち女性（人）	64	47	3,374	128	15,756
		女性割合	9.8%	11.1%	9.0%	12.6%	14.7%
	一般行政職	総数（人）	412	348	24,331	738	79,605
		うち女性（人）	32	31	2,067	59	8,380
		女性割合	7.8%	8.9%	8.5%	8.0%	10.5%
H30	全職種	総数（人）	651	421	37,651	1,021	106,799
		うち女性（人）	70	52	3,646	136	15,669
		女性割合	10.8%	12.4%	9.7%	13.3%	14.7%
	一般行政職	総数（人）	409	345	24,638	736	78,622
		うち女性（人）	35	34	2,257	68	8,779
		女性割合	8.6%	9.9%	9.2%	9.2%	11.2%

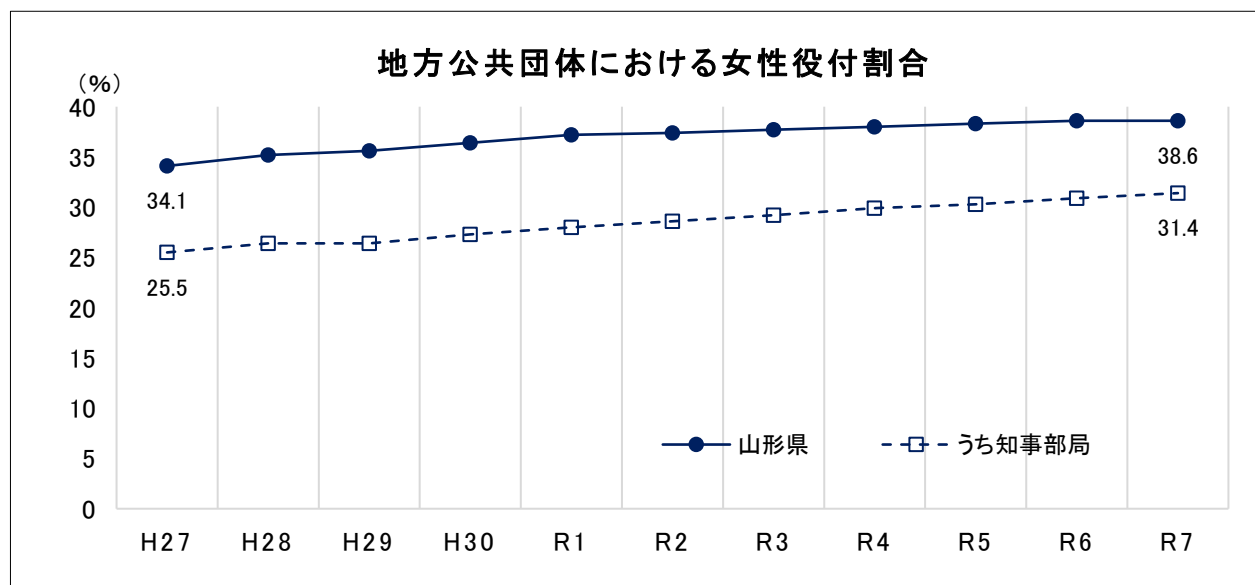
			山形県	うち知事部局	全国（都道府県）	県内市町村	全国（市区町村）
R1	全職種	総数（人）	648	417	37,853	989	106,292
		うち女性（人）	74	57	3,883	138	16,262
		女性割合	11.4%	13.7%	10.3%	14.0%	15.3%
	一般行政職	総数（人）	406	341	24,628	749	78,838
		うち女性（人）	40	39	2,434	87	9,293
		女性割合	9.9%	11.4%	9.9%	11.6%	11.8%
R2	全職種	総数（人）	648	422	37,931	1,033	107,206
		うち女性（人）	85	64	4,211	164	16,975
		女性割合	13.1%	15.2%	11.1%	15.9%	15.8%
	一般行政職	総数（人）	443	355	24,849	753	79,349
		うち女性（人）	43	42	2,686	97	9,817
		女性割合	9.7%	11.8%	10.8%	12.9%	12.4%
R3	全職種	総数（人）	654	427	38,392	1,032	107,082
		うち女性（人）	90	70	4,549	179	17,663
		女性割合	13.8%	16.4%	11.8%	17.3%	16.5%
	一般行政職	総数（人）	433	217	25,112	751	79,115
		うち女性（人）	48	41	2,947	111	10,319
		女性割合	11.1%	18.9%	11.7%	14.8%	13.0%
R4	全職種	総数（人）	654	425	38,567	1,060	108,167
		うち女性（人）	95	77	4,885	197	18,462
		女性割合	14.5%	18.1%	12.7%	18.6%	17.1%
	一般行政職	総数（人）	436	215	25,177	747	79,957
		うち女性（人）	54	44	3,218	114	10,974
		女性割合	12.4%	20.5%	12.8%	15.3%	13.7%
R5	全職種	総数（人）	650	428	37,940	1,039	107,478
		うち女性（人）	105	84	4,996	212	18,884
		女性割合	16.2%	19.6%	13.2%	20.4%	17.6%
	一般行政職	総数（人）	435	208	25,081	758	80,412
		うち女性（人）	60	48	3,477	130	11,602
		女性割合	13.9%	23.1%	13.9%	17.2%	14.4%
R6	全職種	総数（人）	645	427	37,847	1,046	108,401
		うち女性（人）	119	94	5,353	228	19,938
		女性割合	18.4%	22.0%	14.1%	21.8%	18.4%
	一般行政職	総数（人）	416	204	25,200	781	80,485
		うち女性（人）	68	55	3,758	140	12,166
		女性割合	16.3%	27.0%	14.9%	17.9%	15.1%

			山形県	うち知事部局	全国（都道府県）	県内市町村	全国（市区町村）
R7	全職種	総数（人）	644	429	37,711	1,053	107,956
		うち女性（人）	131	108	5,740	241	20,576
		女性割合	20.3%	25.2%	15.2%	22.9%	19.1%
	一般行政職	総数（人）	432	204	25,109	787	80,541
		うち女性（人）	80	59	4,050	150	12,877
		女性割合	18.5%	28.9%	16.1%	19.1%	16.0%

（山形県：多様性・女性若者活躍課調べ、内閣府：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況）

※「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」の調査による数値 ※教職員は対象外

【女性役付職員割合】※役付・・・係長相当職以上の役職についているもの。（課長相当職以上を除く。）



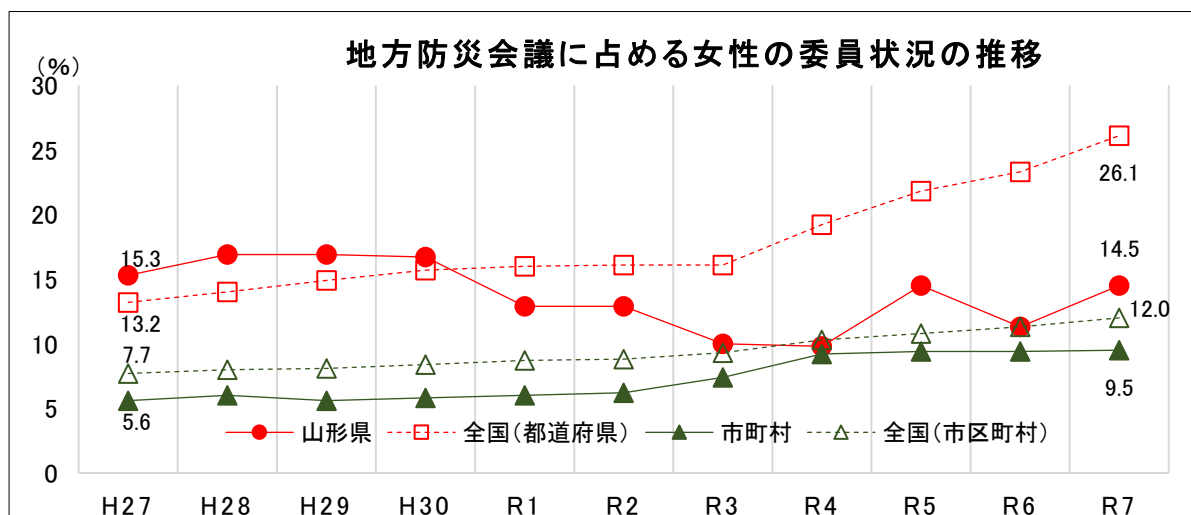
		H27	H28	H29	H30	R1	R2
山形県	総数（人）	4,770	4,777	4,829	4,827	4,822	4,786
	うち女性（人）	1,628	1,682	1,720	1,755	1,792	1,790
	女性割合	34.1%	35.2%	35.6%	36.4%	37.2%	37.4%
うち知事部局	総数（人）	2,462	2,429	2,427	2,418	2,381	2,370
	うち女性（人）	629	642	640	660	666	677
	女性割合	25.5%	26.4%	26.4%	27.3%	28.0%	28.6%
		R3	R4	R5	R6	R7	
山形県	総数（人）	4,747	4,686	4,648	4,650	4,552	
	うち女性（人）	1,791	1,781	1,780	1,796	1,758	
	女性割合	37.7%	38.0%	38.3%	38.6%	38.6%	
うち知事部局	総数（人）	2,337	2,310	2,265	2,280	2,212	
	うち女性（人）	683	691	687	705	694	
	女性割合	29.2%	29.9%	30.3%	30.9%	31.4%	

※教職員は対象外

（多様性・女性若者活躍課調べ）

⑦地方防災会議における女性の登用状況

【地方防災会議における女性委員割合】



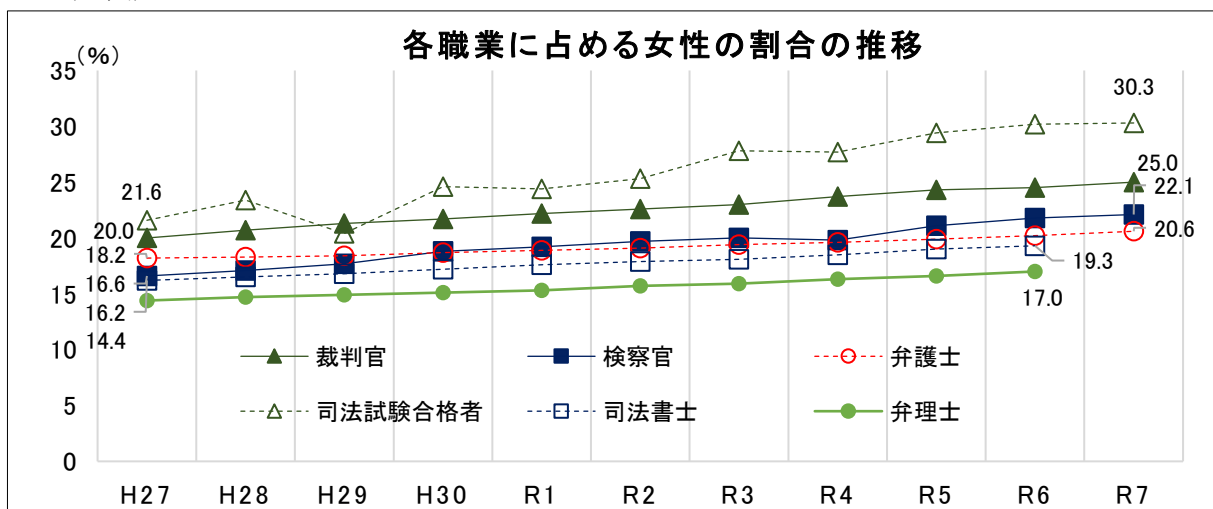
	山形県			都道府県（全国）		
	総数（人）	うち女性（人）	女性割合	総数（人）	うち女性（人）	女性割合
H27	59	9	15.3%	2,810	372	13.2%
H28	59	10	16.9%	2,815	393	14.0%
H29	59	10	16.9%	2,851	425	14.9%
H30	60	10	16.7%	2,882	453	15.7%
R1	62	8	12.9%	2,904	466	16.0%
R2	62	8	12.9%	2,932	471	16.1%
R3	60	6	10.0%	2,944	474	16.1%
R4	61	6	9.8%	2,977	571	19.2%
R5	62	9	14.5%	3,002	653	21.8%
R6	62	7	11.3%	3,008	700	23.3%
R7	62	9	14.5%	3,011	785	26.1%
	県内市町村			市区町村（全国）		
	総数（人）	うち女性（人）	女性割合	総数（人）	うち女性（人）	女性割合
H27	1,017	57	5.6%	45,919	3,520	7.7%
H28	955	57	6.0%	45,989	3,692	8.0%
H29	984	55	5.6%	46,414	3,747	8.1%
H30	1,002	58	5.8%	45,515	3,822	8.4%
R1	995	60	6.0%	45,739	3,959	8.7%
R2	1,044	65	6.2%	45,745	4,023	8.8%
R3	1,003	74	7.4%	45,905	4,256	9.3%
R4	1,015	93	9.2%	45,935	4,721	10.3%
R5	1,035	97	9.4%	46,633	5,023	10.8%
R6	1,051	99	9.4%	47,088	5,299	11.3%
R7	1,022	97	9.5%	46,090	5,528	12.0%

（内閣府：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況、女性の政策・方針決定参画状況調べ）

(3) 各種職業・団体役員等における女性の参画状況

① 司法への参画状況

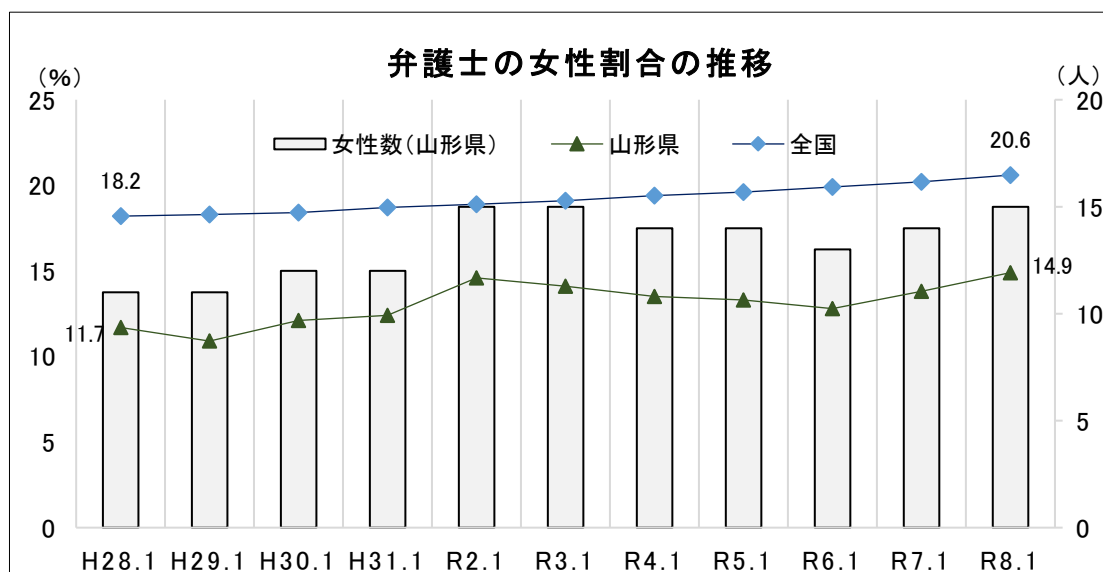
(全国)



	裁判官	検察官	弁護士	司法試験合格者	司法書士	弁理士
H27	20.0%	16.6%	18.2%	21.6%	16.2%	14.4%
H28	20.7%	17.1%	18.3%	23.4%	16.5%	14.7%
H29	21.3%	17.7%	18.4%	20.4%	16.8%	14.9%
H30	21.7%	18.8%	18.7%	24.6%	17.2%	15.1%
R1	22.2%	19.2%	18.9%	24.4%	17.6%	15.3%
R2	22.6%	19.7%	19.1%	25.3%	17.9%	15.7%
R3	23.0%	20.0%	19.4%	27.8%	18.1%	15.9%
R4	23.7%	19.8%	19.6%	27.7%	18.5%	16.3%
R5	24.3%	21.1%	19.9%	29.4%	19.0%	16.6%
R6	24.5%	21.8%	20.2%	30.2%	19.3%	17.0%
R7	25.0%	22.1%	20.6%	30.3%	—	—

(内閣府：女性の政策・方針決定参画状況調べ)

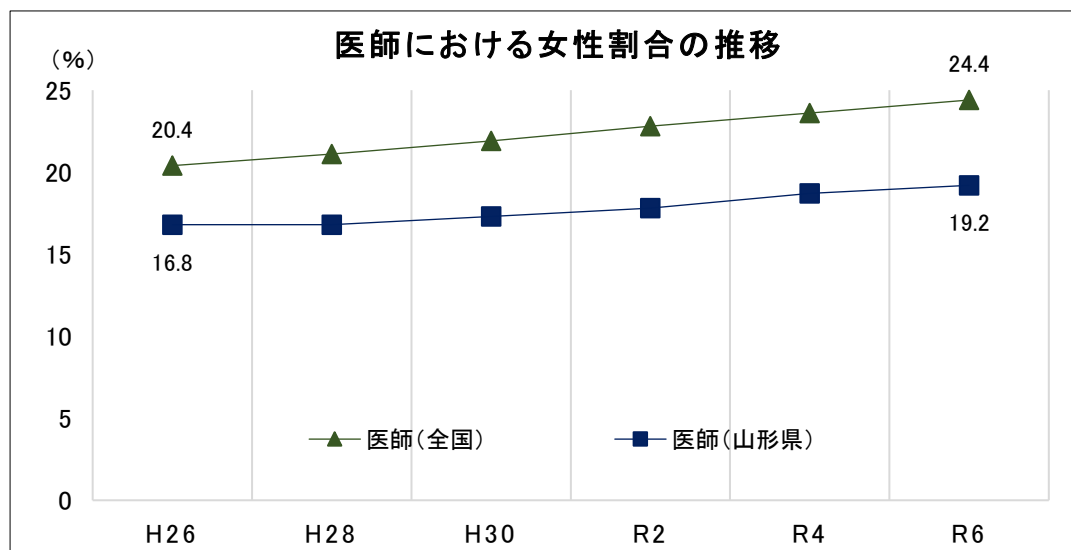
(山形県)



	総数（人）	うち女性数（人）	女性割合
H28. 1	94	11	11. 7%
H29. 1	101	11	10. 9%
H30. 1	99	12	12. 1%
H31. 1	97	12	12. 4%
R2. 1	103	15	14. 6%
R3. 1	106	15	14. 1%
R4. 1	104	14	13. 5%
R5. 1	105	14	13. 3%
R6. 1	101	13	12. 9%
R7. 1	101	14	13. 8%
R8. 1	101	15	14. 9%

（山形県弁護士会調べ）

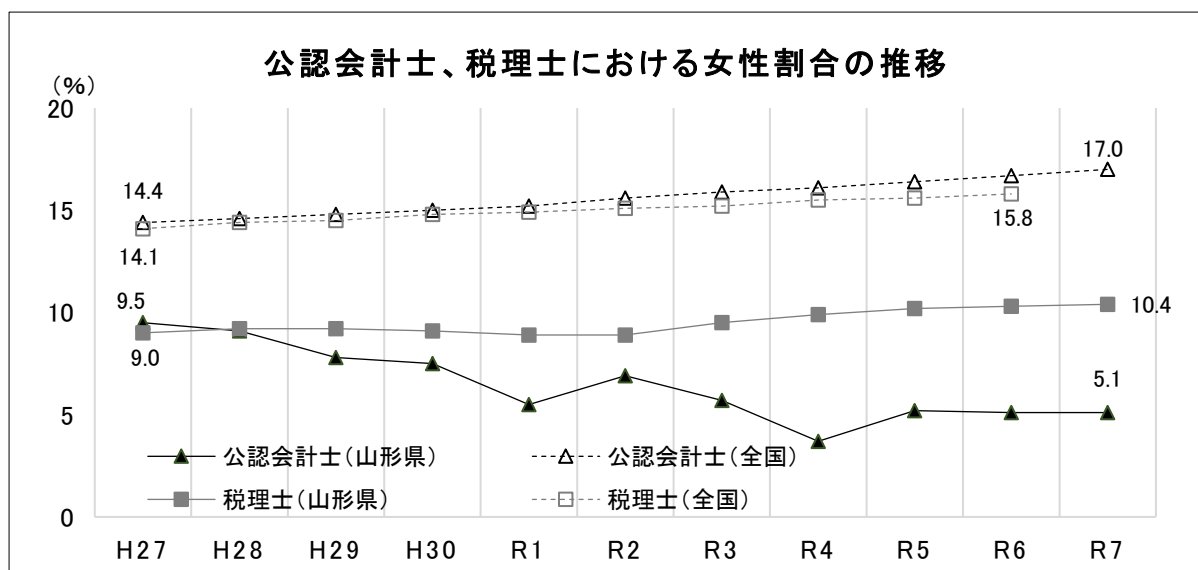
②医師・薬剤師への参画状況



	医師（全国）	医師（山形県）	医師国家試験合格者	薬剤師（全国）
H26	20. 4%	16. 8%	31. 8%	66. 1%
H27	—	—	31. 5%	—
H28	21. 1%	16. 8%	32. 8%	65. 9%
H29	—	—	34. 5%	—
H30	21. 9%	17. 3%	34. 0%	65. 6%
R1	—	—	33. 2%	—
R2	22. 8%	17. 8%	33. 6%	65. 2%
R3	—	—	33. 6%	—
R4	23. 6%	18. 7%	33. 7%	65. 1%
R5	—	—	34. 6%	—
R6	24. 4%	19. 2%	34. 6%	65. 1%

（女性の政策・方針決定参画状況調べ／内閣府、医師・歯科医師・薬剤師統計／厚生労働省）

③公認会計士・税理士への参画状況



	公認会計士女性割合			税理士女性割合		
	山形県	全国	合格者	山形県	全国	合格者
H27	9.5%	14.4%	19.7%	9.0%	14.1%	27.2%
H28	9.1%	14.6%	21.3%	9.2%	14.4%	25.4%
H29	7.8%	14.8%	19.7%	9.2%	14.5%	26.5%
H30	7.5%	15.0%	20.4%	9.1%	14.8%	25.4%
R1	5.5%	15.2%	23.6%	8.9%	14.9%	27.5%
R2	6.9%	15.6%	24.6%	8.9%	15.1%	24.4%
R3	5.7%	15.9%	21.8%	9.5%	15.2%	25.8%
R4	3.7%	16.1%	22.5%	9.9%	15.5%	30.2%
R5	5.2%	16.4%	22.3%	10.2%	15.6%	23.5%
R6	5.1%	16.7%	22.4%	10.3%	15.8%	25.6%
R7	5.1%	17.0%	24.0%	10.4%	—	—

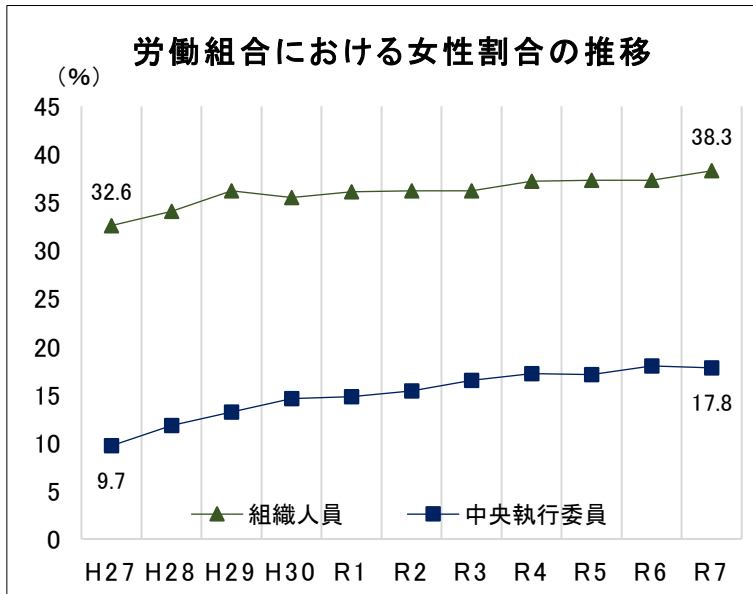
※公認会計士：会員数は外国公認会計士数を除き、未入会の会計士補登録数を含む。

(内閣府:女性の政策・方針決定参画状況調べ)

※山形県内に主たる事務所等を登録している公認会計士の数（日本公認会計士協会調べ）

※東北税理士会山形県支部連合会会員となっている税理士の数（東北税理士会山形県支部連合会調べ）

④労働組合への参画状況

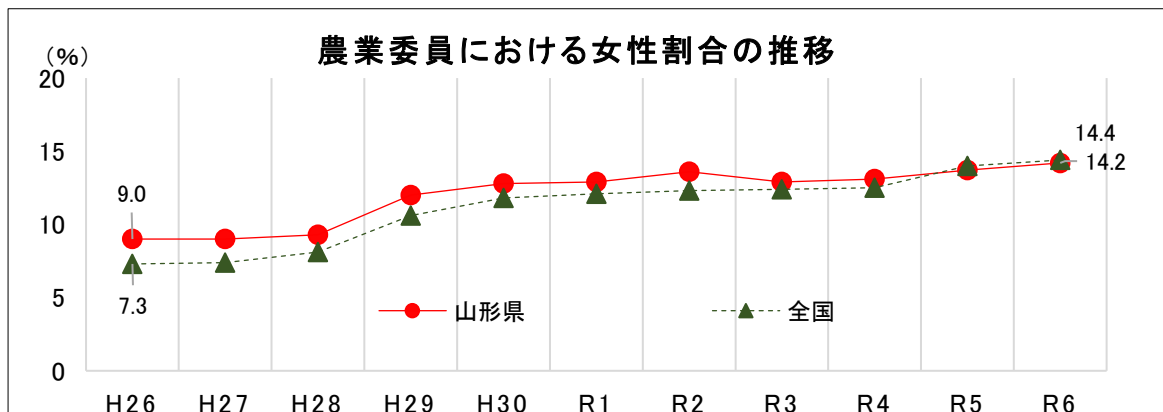


	組織人員	中央執行委員
H27	32.6%	9.7%
H28	34.1%	11.8%
H29	36.2%	13.2%
H30	35.5%	14.6%
R1	36.1%	14.8%
R2	36.2%	15.4%
R3	36.2%	16.5%
R4	37.2%	17.2%
R5	37.3%	17.1%
R6	37.3%	18.0%
R7	38.3%	17.8%

(内閣府：女性の政策・方針決定参画状況調べ)

⑤農林水産関係への参画状況

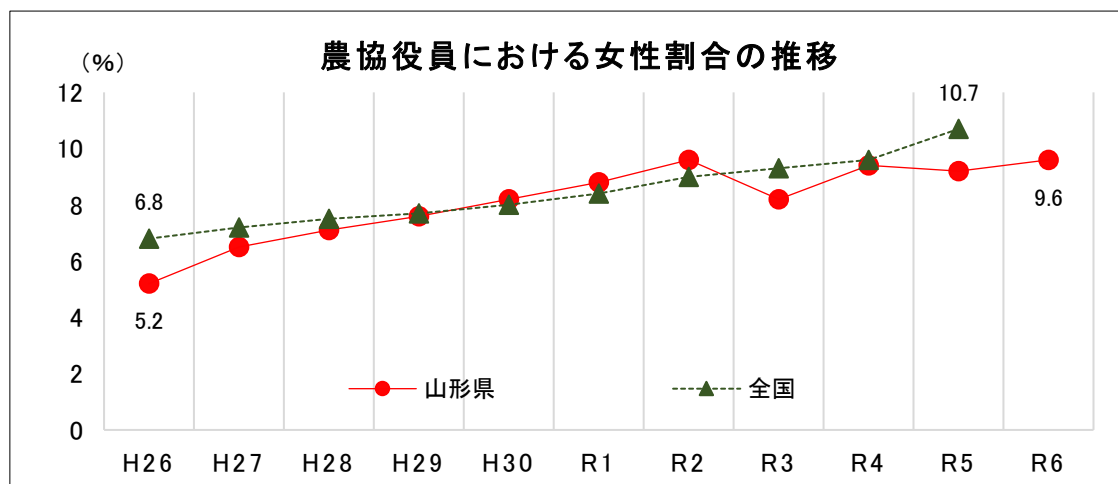
【農業委員】



	全国			山形県		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合
H26	35,635	2,572	7.2%	630	57	9.0%
H27	35,604	2,636	7.4%	630	57	9.0%
H28	33,174	2,671	8.1%	612	57	9.3%
H29	26,119	2,773	10.6%	516	62	12.0%
H30	23,196	2,747	11.8%	492	63	12.8%
R1	23,125	2,788	12.1%	488	63	12.9%
R2	23,201	2,861	12.3%	487	66	13.6%
R3	23,177	2,869	12.4%	488	63	12.9%
R4	23,106	2,894	12.5%	488	64	13.1%
R5	23,029	3,216	14.0%	488	67	13.7%
R6	23,016	3,323	14.4%	487	69	14.2%

(農林水産省：農業委員会及び都道府県農業会議実態調査)

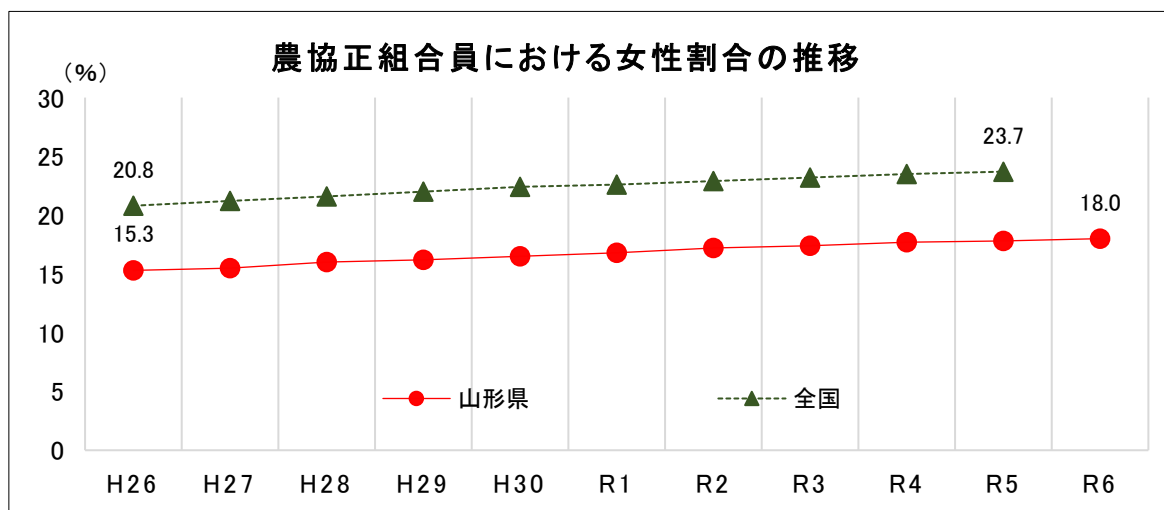
【農協役員】



	全国			山形県		
	総数（人）	うち女性（人）	女性割合	総数（人）	うち女性（人）	女性割合
H26	18,416	1,253	6.8%	407	21	5.2%
H27	18,139	1,313	7.2%	402	26	6.5%
H28	17,542	1,310	7.5%	395	28	7.1%
H29	17,272	1,327	7.7%	394	30	7.6%
H30	16,916	1,347	8.0%	388	32	8.2%
R1	16,241	1,358	8.4%	363	32	8.8%
R2	15,565	1,407	9.0%	356	34	9.6%
R3	15,087	1,399	9.3%	355	29	8.2%
R4	14,593	1,408	9.6%	352	33	9.4%
R5	13,965	1,488	10.7%	349	32	9.2%
R6	—	—	—	345	33	9.6%

(農業協同組合一斉調査)

【農協正組合員】



	全国			山形県		
	総数（人）	うち女性（人）	女性割合	総数（人）	うち女性（人）	女性割合
H26	4,478,620	932,121	20.8%	101,245	15,537	15.3%
H27	4,433,389	937,145	21.1%	100,002	15,522	15.5%
H28	4,367,858	939,283	21.5%	98,589	15,791	16.0%
H29	4,304,501	940,351	21.8%	97,163	15,717	16.2%
H30	4,225,505	945,416	22.4%	95,493	15,749	16.5%
R1	4,154,980	940,785	22.6%	94,231	15,872	16.8%
R2	4,073,527	934,782	22.9%	93,163	16,069	17.2%
R3	3,991,639	925,877	23.2%	92,210	16,051	17.4%
R4	3,905,175	916,250	23.5%	89,837	15,870	17.7%
R5	3,824,976	907,316	23.7%	88,160	15,655	17.8%
R6	—	—	—	86,343	15,537	18.0%

（農業協同組合一斉調査）

【指導・青年農業士数】（山形県）

	指導・青年農業士		
	総数（人）	うち女性（人）	女性割合
R1	296	53	17.9%
R2	304	60	19.7%
R3	302	56	18.5%
R4	283	49	17.3%
R5	287	48	16.7%
R6	290	43	14.8%

（指導農業士・青年農業士認定者名簿）

【家族経営協定締結農家数】（山形県）

	家族経営協定 締結農家数
R2.3	1,018
R3.3	1,033
R4.3	1,058
R5.3	1,062
R6.3	1,069
R7.3	1,051

（家族経営協定に関する実態調査）

【認定農業者数】

	全国			山形県		
	総数（人）	うち女性（人）	女性割合	総数（人）	うち女性（人）	女性割合
R2	227,443	11,604	5.1%	8,792	212	2.4%
R3	222,430	11,440	5.1%	8,602	215	2.5%
R4	219,831	11,624	5.3%	8,473	206	2.4%
R5	216,773	11,729	5.4%	8,629	192	2.2%
R6	212,123	11,589	5.5%	7,819	198	2.5%

※女性人数：女性単独申請及び共同申請（夫婦）の計（農林水産省：担い手及びその農地利用の実態に関する調査）

【漁協役員】

	全国			山形県		
	総数（人）	うち女性（人）	女性割合	総数（人）	うち女性（人）	女性割合
R2	8,433	39	0.5%	11	0	0.0%
R3	8,346	41	0.5%	11	0	0.0%
R4	8,206	42	0.5%	11	0	0.0%
R5	8,119	35	0.4%	11	0	0.0%
R6	—	—	—	11	0	0.0%

（水産業協同組合統計表、山形県漁業協同組合業務報告書）

【森林組合役員】

	全国			山形県		
	総数（人）	うち女性（人）	女性割合	総数（人）	うち女性（人）	女性割合
R1	8,730	48	0.5%	189	0	0.0%
R2	8,703	54	0.6%	185	0	0.0%
R3	8,616	69	0.8%	183	0	0.0%
R4	8,549	85	1.0%	182	0	0.0%
R5	8,459	102	1.2%	185	1	0.5%

(R5 森林組合統計)

⑥商工業等事業主における女性割合（山形県内）

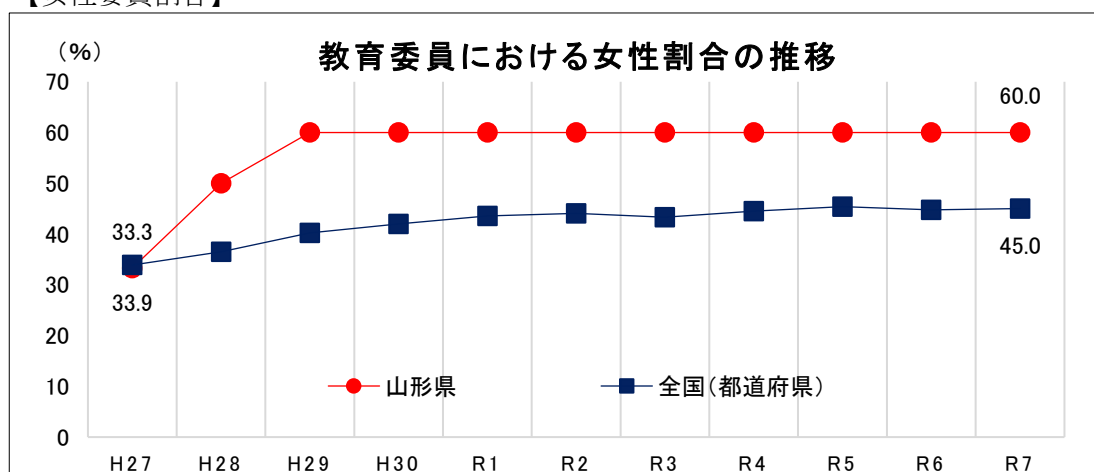
製造業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	宿泊・サービス飲食業	サービス業
22.0%	29.0%	38.3%	29.8%	37.4%	27.0%

(R2 国勢調査から算出)

(4)教育分野における男女共同参画の状況

①教育委員の状況

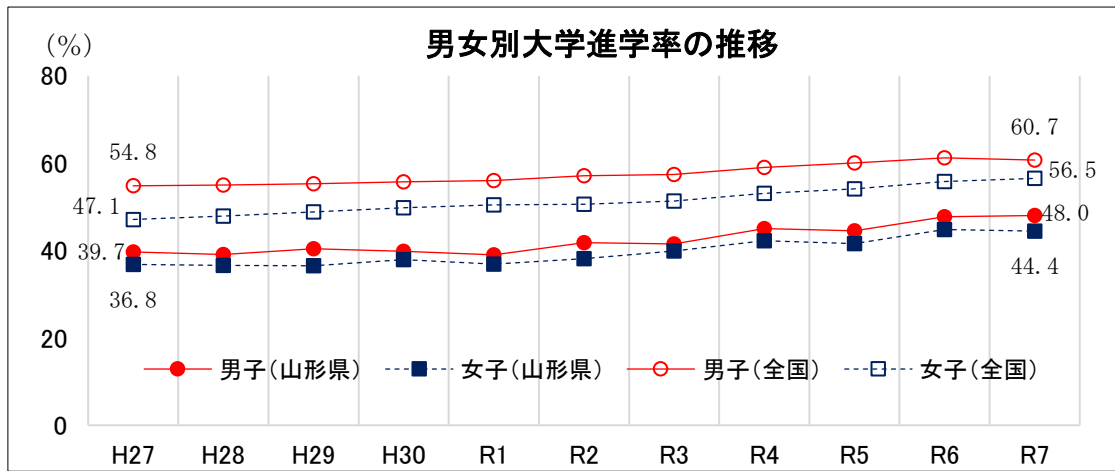
【女性委員割合】



	山形県	全国（都道府県）
H27	33.3%	33.9%
H28	50.0%	36.5%
H29	60.0%	40.2%
H30	60.0%	42.0%
R1	60.0%	43.6%
R2	60.0%	44.1%
R3	60.0%	43.3%
R4	60.0%	44.5%
R5	60.0%	45.4%
R6	60.0%	44.8%
R7	60.0%	45.0%

(内閣府:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

②進学率



山形県									
	高校進学率			大学進学率			短大進学率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
H27	99.3	99.5	99.4	39.7	36.8	38.3	1.4	11.1	6.2
H28	99.2	99.4	99.3	39.1	36.6	37.9	1.3	11.5	6.3
H29	99.3	99.7	99.5	40.4	36.5	38.5	1.7	10.9	6.2
H30	99.4	99.5	99.5	39.8	37.9	38.9	1.1	10.6	5.7
R1	99.5	99.6	99.5	39.0	36.9	37.9	1.5	10.7	6.0
R2	99.5	99.5	99.5	41.8	38.1	40.0	1.3	9.9	5.5
R3	99.5	99.3	99.4	41.5	39.9	40.7	1.0	9.4	5.1
R4	99.3	99.6	99.5	45.0	42.2	43.6	1.4	9.0	5.1
R5	99.2	99.7	99.5	44.5	41.6	43.1	1.2	9.0	5.0
R6	99.4	99.3	99.3	47.7	44.8	46.3	1.3	6.8	3.9
R7	99.2	99.2	99.2	48.0	44.4	46.3	0.9	6.8	3.8
全国									
	高校進学率			大学進学率			短大進学率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
H27	98.3	98.8	98.5	54.8	47.1	51.1	1.1	9.2	5.0
H28	98.5	99.0	98.7	55.0	47.9	51.5	1.0	8.9	4.9
H29	98.6	99.0	98.8	55.3	48.8	52.1	1.0	8.6	4.7
H30	98.6	99.0	98.8	55.7	49.8	52.9	0.9	8.3	4.5
R1	98.6	99.0	98.8	56.0	50.4	53.3	1.0	7.9	4.3
R2	98.7	99.0	98.8	57.1	50.6	53.9	1.0	7.6	4.2
R3	98.8	99.0	98.9	57.4	51.3	54.4	0.9	7.1	4.0
R4	98.7	98.9	98.8	59.0	53.1	56.1	0.9	6.6	3.7
R5	98.6	98.8	98.7	60.0	54.1	57.1	0.9	6.0	3.4
R6	98.5	98.7	98.6	61.2	55.8	58.6	0.9	5.5	3.1
R7	98.6	98.7	98.6	60.7	56.5	58.6	0.9	4.7	2.7

(単位: %)

(学校基本調査／文部科学省より作成)

※進学率は、卒業者に占める高等学校、大学等へ進学した者の割合。(通信制への進学者を含む)

(参考) 大学院への進学率 (R7) 男: 16.2% 女: 7.3%、(R7 山形県) 男: 30.3% 女: 11.5%

③高等学校（生徒）の状況

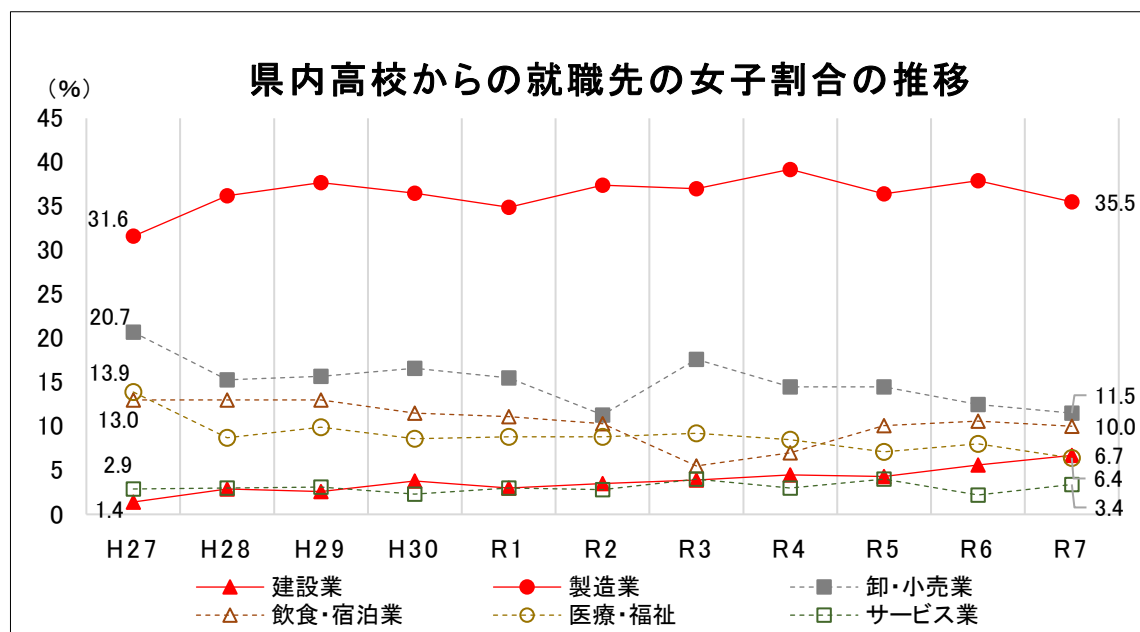
【県内高等学校生の学科別女子の割合】

（公立（全日制・定時制）及び私立（全日制）の合計） ※専攻科を除く （単位：％）

	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	看護科	情報科	総合科
H27	53.6	53.2	13.8	59.9	16.9	76.8	95.8	41.8	65.7
H28	53.5	53.8	13.9	61.3	19.1	76.1	97.5	41.3	64.1
H29	53.7	52.9	14.4	62.9	17.5	77.0	97.5	42.6	62.6
H30	53.9	53.2	14.5	64.1	15.3	75.7	96.6	40.8	62.0
R1	54.0	53.3	14.7	64.7	15.6	76.1	96.6	33.6	62.7
R2	53.3	55.4	14.5	65.0	9.3	76.5	96.6	30.6	65.0
R3	53.3	54.5	14.7	64.1	12.8	76.9	98.3	27.8	65.7
R4	53.0	53.1	15.2	62.0	9.9	76.0	97.2	24.0	65.0
R5	52.8	49.4	14.8	61.5	14.3	71.9	97.2	26.7	62.7
R6	52.3	48.2	15.5	61.8	19.0	69.7	98.0	20.8	60.8
R7	51.6	46.4	15.4	61.4	21.7	67.7	100.0	19.5	60.5

（山形県学校基本調査結果報告書より作成）

【県内高等学校からの就職者の男女別・産業別就職先構成割合】



（単位：％）

	建設業		製造業		卸・小売業		飲食・宿泊業		医療・福祉		サービス業	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
H27	19.0	1.4	44.1	31.6	8.8	20.7	2.8	13.0	2.5	13.9	9.8	2.9
H28	16.6	2.9	44.1	36.2	7.5	15.3	3.1	13.0	1.4	8.7	3.8	3.0
H29	16.5	2.6	43.9	37.7	6.7	15.7	4.4	13.0	1.4	9.9	3.2	3.1
H30	15.1	3.8	46.7	36.5	6.1	16.6	4.1	11.5	1.7	8.6	2.4	2.3
R1	14.1	3.0	48.5	34.9	5.5	15.5	2.4	11.1	1.9	8.8	3.3	3.0
R2	13.5	3.5	45.9	37.4	7.2	11.3	3.9	10.3	1.8	8.8	3.7	2.8

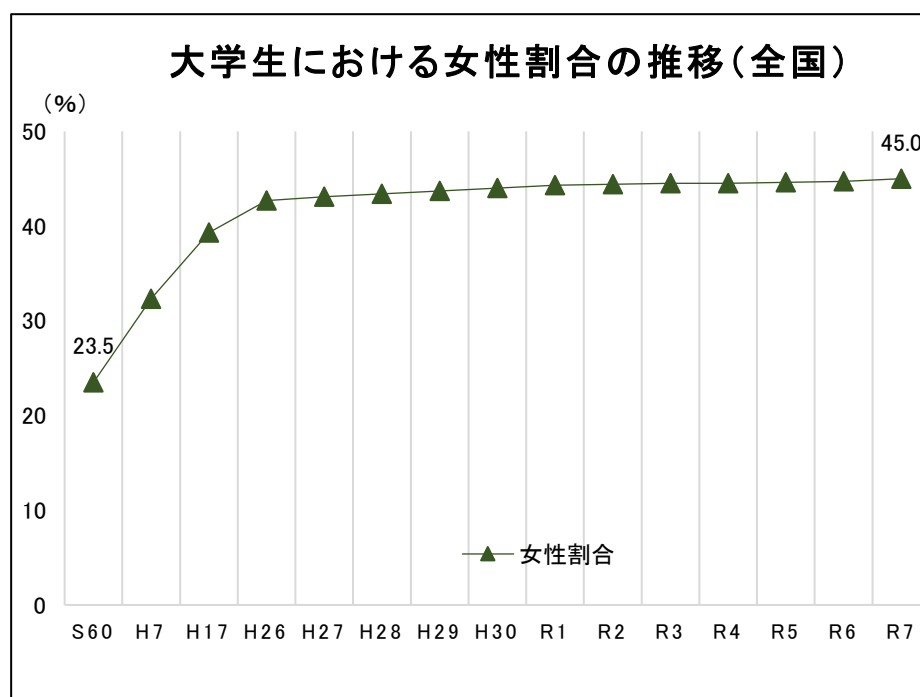
	建設業		製造業		卸・小売業		飲食・宿泊業		医療・福祉		サービス業	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
R3	17.6	3.9	40.9	37.0	7.1	17.6	2.7	5.5	2.2	9.2	3.4	4.0
R4	16.4	4.5	45.0	39.2	4.5	14.5	2.1	7.0	1.9	8.5	3.3	3.0
R5	13.5	4.3	49.8	36.4	5.7	14.5	2.9	10.1	1.8	7.1	3.7	4.0
R6	13.7	5.6	46.9	37.9	4.9	12.5	2.9	10.6	1.5	8.0	4.1	2.2
R7	14.1	6.7	43.0	35.5	7.0	11.5	3.8	10.0	0.7	6.4	4.2	3.4

(山形県学校基本調査結果報告書より作成)

④大学（学生）の状況

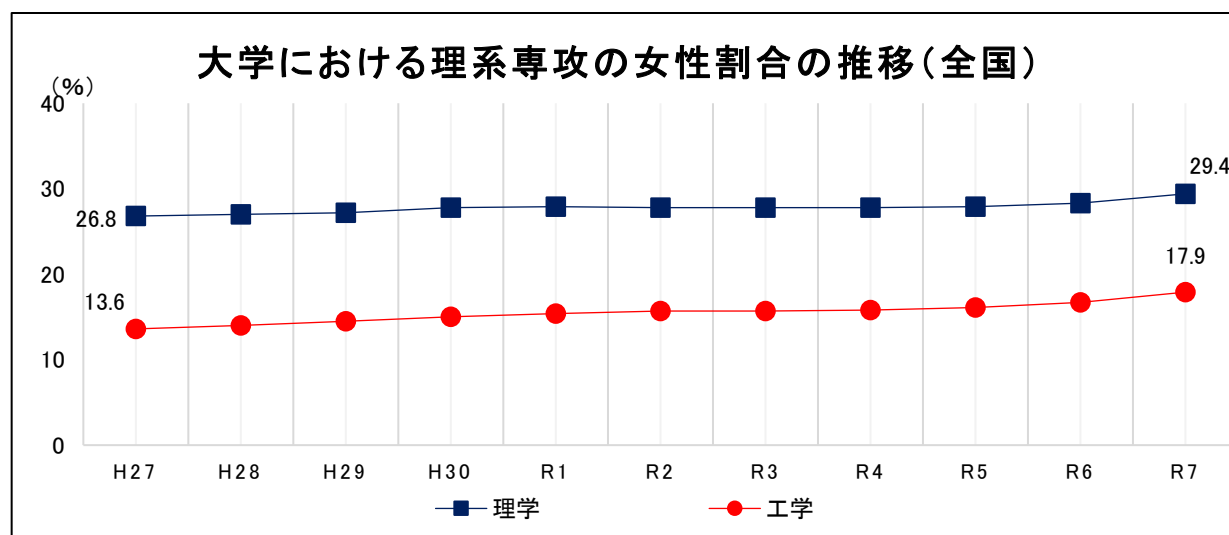
【大学生における女性割合の推移（全国）】

	全国
S60	23.5%
H7	32.3%
H17	39.3%
H26	42.7%
H27	43.1%
H28	43.4%
H29	43.7%
H30	44.0%
R1	44.3%
R2	44.4%
R3	44.5%
R4	44.5%
R5	44.6%
R6	44.7%
R7	45.0%



(学校基本調査／文部科学省より作成)

【大学・学部における専攻分野別女性割合（全国）】



(単位：％)

	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健 (医・歯)	保健 (その他)	家政	教育	芸術
H27	65.5	34.3	26.8	13.6	44.4	34.4	67.0	90.1	58.9	70.9
H28	65.4	34.7	27.0	14.0	44.5	34.7	67.5	90.5	59.0	70.6
H29	65.2	35.0	27.2	14.5	44.7	35.0	68.2	90.6	59.1	70.3
H30	65.3	35.3	27.8	15.0	45.0	35.2	69.0	90.5	59.2	69.6
R1	65.3	35.6	27.9	15.4	45.1	35.8	69.7	90.2	59.2	69.0
R2	65.2	35.7	27.8	15.7	45.1	36.3	70.0	89.2	59.1	68.6
R3	65.0	35.8	27.8	15.7	45.2	37.5	70.2	89.7	59.0	68.1
R4	64.6	36.2	27.8	15.8	45.5	37.8	70.1	90.1	59.2	68.0
R5	64.3	36.7	27.9	16.1	46.1	38.6	70.0	90.4	59.2	68.5
R6	64.0	37.3	28.3	16.7	46.8	39.5	70.1	89.9	59.1	68.4
R7	63.8	37.8	29.4	17.9	47.6	40.2	70.7	89.6	58.5	68.9

(学校基本調査／文部科学省より作成)

【大学・学部における男女別の専攻分野構成割合（全国）】

(単位：％)

		人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健 (医・歯)	保健 (その他)	商船	家政	教育	芸術	その他
H27	男	8.9	38.1	4.1	23.5	2.9	3.2	5.6	0.0	0.5	5.5	1.4	6.2
	女	21.4	25.2	1.9	4.7	3.0	2.1	14.3	0.0	5.7	9.9	4.3	7.3
H28	男	8.9	38.0	4.0	23.2	2.8	3.3	5.6	0.0	0.5	5.5	1.4	6.6
	女	21.0	25.2	1.9	4.7	3.0	2.2	14.6	0.0	5.7	9.9	4.3	7.6
H29	男	8.9	37.9	4.0	23.0	3.0	3.3	5.6	0.0	0.5	5.5	1.5	6.8
	女	20.6	25.3	1.9	4.8	3.0	2.2	14.9	0.0	5.6	9.8	4.3	7.8
H30	男	8.9	37.9	4.0	22.8	3.0	3.3	5.6	0.0	0.5	5.4	1.5	7.2
	女	20.4	25.2	1.9	4.9	3.0	2.2	15.2	0.0	5.5	9.6	4.2	8.0
R1	男	8.9	37.8	3.9	22.6	3.0	3.2	5.5	0.0	0.5	5.4	1.6	7.5
	女	20.1	25.1	1.8	4.9	2.9	2.2	15.3	0.0	5.5	9.5	4.2	8.3
R2	男	8.9	37.6	4.0	22.5	3.0	3.2	5.6	0.0	0.5	5.4	1.6	7.6
	女	19.9	25.0	1.8	5.0	2.9	2.2	15.7	0.0	5.4	9.4	4.3	8.4
R3	男	8.9	37.4	4.0	22.5	3.0	3.2	5.7	0.0	0.5	5.4	1.7	7.7
	女	19.7	24.9	1.8	5.0	2.9	2.3	15.9	0.0	5.3	9.3	4.4	8.4
R4	男	8.9	37.4	4.0	22.5	3.0	3.1	5.8	0.0	0.5	5.4	1.7	7.7
	女	19.3	25.2	1.8	5.0	3.0	2.3	16.2	0.0	5.2	9.2	4.4	8.3
R5	男	8.9	37.2	4.1	22.6	3.0	3.1	5.8	0.0	0.5	5.3	1.7	7.8
	女	19.0	25.6	1.9	5.1	3.0	2.3	16.2	0.0	5.1	9.1	4.4	8.2
R6	男	8.9	36.9	4.1	22.8	3.0	3.0	5.8	0.1	0.5	5.3	1.7	7.9
	女	18.7	25.9	1.9	5.4	3.1	2.3	16.2	0.0	4.8	9.0	4.4	8.3
R7	男	9.1	36.9	4.1	22.7	2.9	3.0	5.7	0.1	0.5	5.3	1.7	8.1
	女	18.6	26.1	2.0	5.8	3.1	2.4	16.1	0.0	4.6	8.8	4.4	8.1

(学校基本調査／文部科学省より作成)

【山形大学における学部別女子学生の状況】

(単位：％)

	人文 (社会科学)	地域教育 文化	理学	医学 (看護学科含む)	うち 医学科	工学	農学	合計
H27	47.2	64.9	28.3	48.4	35.3	15.8	46.2	36.4
H28	48.8	65.3	27.8	50.9	38.3	16.3	45.7	37.3
H29	51.8	65.6	27.5	51.0	38.3	15.8	46.3	37.3
H30	53.2	66.8	27.0	50.4	36.8	15.3	45.6	36.8
R1	52.5	64.4	26.3	51.8	38.1	14.7	46.1	35.9
R2	52.5	63.9	24.9	53.5	39.5	15.1	44.7	35.7
R3	53.2	62.2	25.5	53.2	39.0	16.0	42.2	35.6
R4	52.6	62.4	25.7	52.6	38.5	16.7	42.0	35.6
R5	54.1	63.1	24.8	52.0	37.1	17.3	44.1	36.3
R6	55.3	65.6	25.6	52.9	38.0	18.4	43.4	37.4
R7	54.3	66.7	24.8	53.5	39.1	18.3	43.4	37.1

※平成 29 年度より、人文学部の学生の募集を停止し、新たに人文社会科学部として学生を受け入れている。(山形大学調べ)

⑤小中高教員における女性管理職登用状況

(小学校・中学校・高等学校)

(単位：％)

	小学校						中学校					
	全国			山形県			全国			山形県		
	校長	教頭	教員総数	校長	教頭	教員総数	校長	教頭	教員総数	校長	教頭	教員総数
S60	2.3	4.3	56.0	—	—	—	0.3	1.4	33.9	—	—	—
H7	9.6	19.3	61.2	—	—	—	1.9	5.5	39.2	—	—	—
H27	19.1	22.8	62.3	11.3	10.3	59.9	6.1	8.9	42.8	3.0	3.6	43.8
H28	19.2	23.2	62.3	10.8	10.6	59.9	6.3	10.1	43.0	2.1	4.7	43.8
H29	19.3	24.5	62.2	11.9	13.1	60.2	6.6	11.0	43.1	2.1	10.3	44.3
H30	19.6	26.1	62.2	11.8	14.6	60.6	6.7	12.4	43.3	5.2	12.0	45.2
R1	20.6	27.4	62.2	10.2	20.5	61.2	7.4	13.6	43.5	6.4	14.2	45.6
R2	21.8	28.7	62.3	10.7	25.3	61.8	7.5	14.8	43.7	6.5	16.2	45.4
R3	23.4	30.1	62.4	14.0	29.6	62.2	8.7	16.4	44.0	4.4	17.7	46.0
R4	25.1	31.0	62.4	18.3	30.6	62.9	9.9	17.6	44.3	3.3	22.5	46.0
R5	26.7	32.0	62.6	21.1	31.4	63.0	11.1	19.2	44.6	6.7	25.2	46.4
R6	28.2	32.9	63.0	23.6	31.2	63.5	12.2	20.3	44.0	8.9	24.3	45.8
R7	29.5	33.5	62.7	26.4	31.2	63.1	13.9	21.4	45.0	14.6	29.1	47.3

	高校					
	全国			山形県		
	校長	教頭	教員総数	校長	教頭	教員総数
S60	2.4	1.2	18.7	—	—	—
H7	2.5	2.9	23.2	—	—	—
H27	7.7	8.0	31.3	10.3	8.1	30.5
H28	7.8	8.3	31.7	10.3	6.0	30.8
H29	7.9	8.9	31.9	10.3	7.3	30.9
H30	8.1	9.2	32.1	12.3	10.4	31.1
R1	8.1	9.8	32.3	12.3	9.1	31.4
R2	8.4	11.2	32.5	12.3	10.0	31.8
R3	8.4	12.0	32.9	15.8	8.8	31.9
R4	9.4	12.8	33.1	15.8	10.9	32.4
R5	10.3	13.7	33.4	15.8	12.1	32.6
R6	11.5	14.8	32.6	17.9	17.2	32.0
R7	12.5	16.5	34.1	16.4	18.0	33.4

※教頭に副校長を含む。

(学校基本調査／文部科学省より作成)

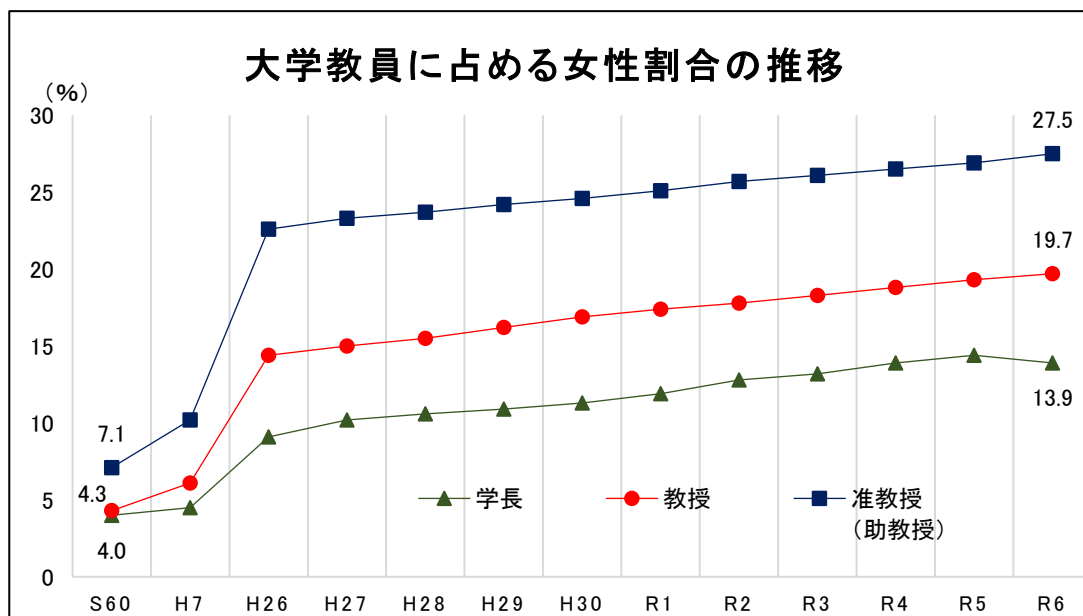
⑥研究者・大学教員における女性割合

【女性研究者の割合（全国）】

H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
14.7	15.3	15.7	16.2	16.6	16.9	17.5	17.8	18.3	18.5	19.0

(科学技術研究調査／総務省)

【大学教員における女性割合の推移（全国）】



	学長	副学長	教授	准教 (助教授)	講師	助教	助手	計
S60	4.0	1.5	4.3	7.1	10.4	—	13.7	8.5
H7	4.5	2.5	6.1	10.2	14.0	—	16.4	10.7
H26	9.1	8.5	14.4	22.6	31.0	27.9	55.7	22.5
H27	10.2	9.3	15.0	23.3	31.6	28.7	56.4	23.2
H28	10.6	10.9	15.5	23.7	31.7	29.2	57.2	23.7
H29	10.9	11.9	16.2	24.2	31.8	29.8	56.8	24.2
H30	11.3	11.7	16.9	24.6	32.3	30.4	57.1	24.8
R1	11.9	12.3	17.4	25.1	32.9	30.8	58.4	25.3
R2	12.8	14.1	17.8	25.7	33.2	31.6	58.4	25.9
R3	13.2	14.8	18.3	26.1	33.4	32.1	58.8	26.4
R4	13.9	14.9	18.8	26.5	34.0	32.4	57.8	26.7
R5	14.4	16.3	19.3	26.9	34.6	32.9	57.4	27.2
R6	13.9	17.5	19.7	27.5	34.9	33.8	57.3	27.8

(学校基本調査／文部科学省)

(5)企業(職場)における男女共同参画の状況

①労働力率、共働き世帯率、三世帯同居率

	労働力率 (15歳～、男)		労働力率 (15歳～、女)		労働力率 (15～64歳、男)		労働力率 (15～64歳、女)	
	全国	山形県	全国	山形県	全国	山形県	全国	山形県
H12	76.5%	75.5%	48.7%	51.5%	85.0%	86.7%	58.8%	67.9%
H17	75.3%	73.8%	48.8%	50.8%	86.1%	87.0%	61.1%	69.2%
H22	73.8%	71.4%	49.6%	50.0%	86.2%	86.6%	64.0%	70.5%
H27	70.9%	70.2%	50.0%	51.3%	85.6%	86.1%	67.3%	73.5%
R2	72.4%	70.7%	54.2%	54.1%	87.1%	86.9%	73.2%	78.0%

	労働力率 (30～39歳、女)		共働き世帯率 (対夫婦のいる一般世帯比)		三世帯同居率 (対一般世帯比)	
	全国	山形県	山形県	全国	山形県	全国
H12	59.0%	76.2% (全国1位)	60.4% (全国2位)	44.9%	28.1% (全国1位)	10.1%
H17	63.5%	78.2% (全国1位)	57.9% (全国2位)	44.4%	24.9% (全国1位)	8.6%
H22	68.6%	80.5% (全国2位)	55.7% (全国2位)	43.5%	21.5% (全国1位)	7.1%
H27	73.1%	83.6% (全国2位)	57.9% (全国2位)	47.6%	17.8% (全国1位)	5.7%
R2	78.2%	87.8% (全国1位)	59.9 (全国2位)	51.5%	13.9% (全国1位)	4.2%

(国勢調査／総務省)

※労働力率について、平成17年調査では労働力の状態をより的確に表すため、労働力状態が明らかでないもの(労働状態不詳)を除き算出しており、以前の数値についても、平成17年の算出方法により遡及して算出した数値を用いた。

<17年調査からの算出方法>

労働力率＝「労働力人口」÷「15歳以上人口(労働力状態不詳を除く)」×100

<12年調査までの算出方法>

労働力率＝「労働力人口」÷「15歳以上人口(労働力状態不詳を含む)」×100

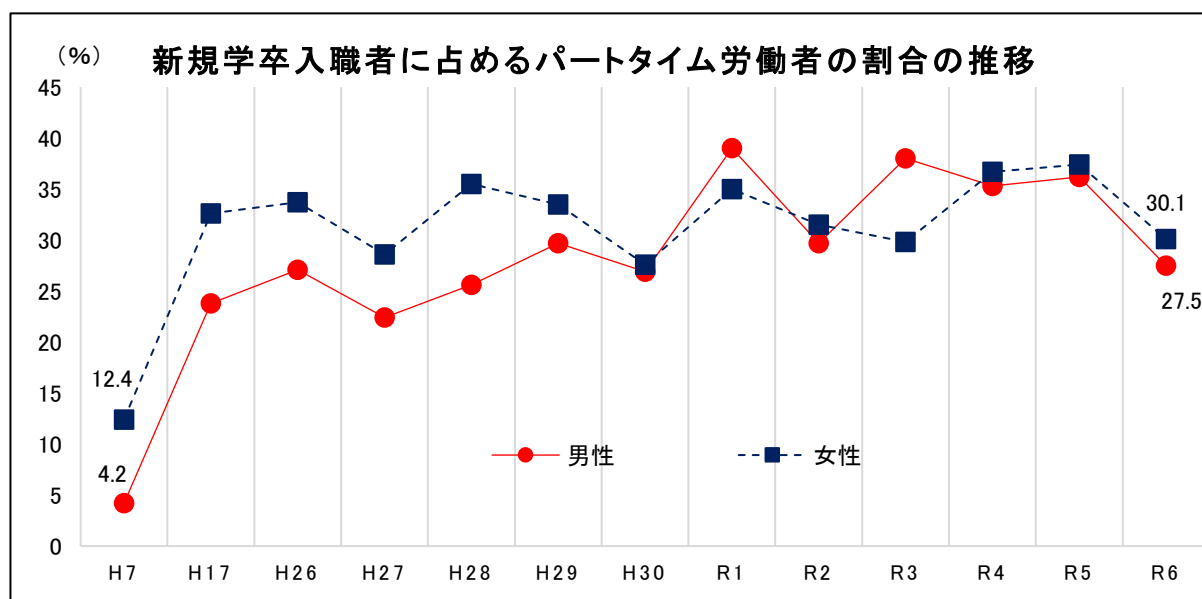
②雇用形態（正規・パート等）の状況

【男女別雇用者に占めるパート・アルバイト・派遣・契約社員等の割合】

	全国		山形県	
	男性	女性	男性	女性
H7	8.8%	39.0%	—	—
H18	17.9%	52.8%	21.3%	45.2%
H22	18.9%	53.8%	—	—
H23	19.9%	54.7%	26.1%	46.5%
H24	19.8%	54.5%	21.7%	41.0%
H25	21.2%	55.8%	20.3%	42.5%
H26	21.8%	56.7%	21.8%	44.5%
H27	21.9%	56.3%	23.8%	45.9%
H28	22.1%	55.9%	23.6%	44.9%
H29	21.9%	55.5%	—	—
H30	22.2%	56.1%	—	—
R1	22.9%	56.0%	—	—
R2	22.2%	54.4%	—	—
R3	21.8%	53.6%	19.0%	39.5%
R4	22.2%	53.4%	19.1%	40.7%
R5	22.5%	53.2%	19.8%	39.3%
R6	22.5%	52.6%	19.5%	38.7%
R7	22.3%	52.0%	20.1%	38.1%

(山形県:労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課、全国:労働力調査特別調査、労働力調査年報／総務省)

【新規学卒入職者に占めるパートタイム労働者の割合／全国】



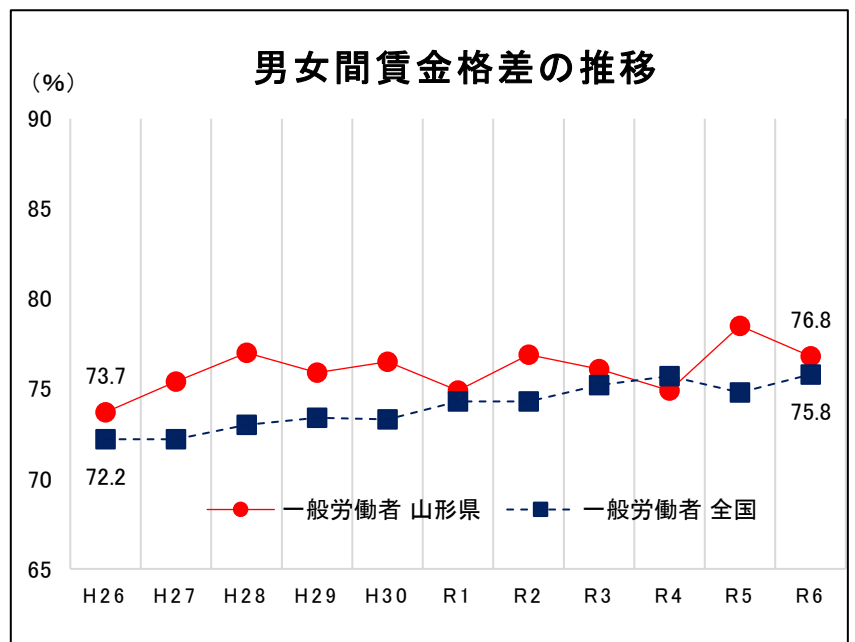
	全国		
	男性	女性	合計
H7	4.2%	12.4%	—
H17	23.8%	32.6%	28.3%
H26	27.1%	33.7%	30.4%
H27	22.4%	28.6%	25.5%
H28	25.6%	35.5%	30.7%
H29	29.7%	33.5%	31.5%
H30	26.9%	27.6%	27.2%
R1	39.0%	35.0%	37.1%
R2	29.7%	31.5%	30.6%
R3	38.0%	29.8%	34.2%
R4	35.3%	36.7%	36.0%
R5	36.2%	37.4%	36.8%
R6	27.5%	30.1%	28.8%

(雇用動向調査／厚生労働省)

③男女間及び全国との賃金格差

【男女間賃金格差、山形と全国との男女別賃金格差】

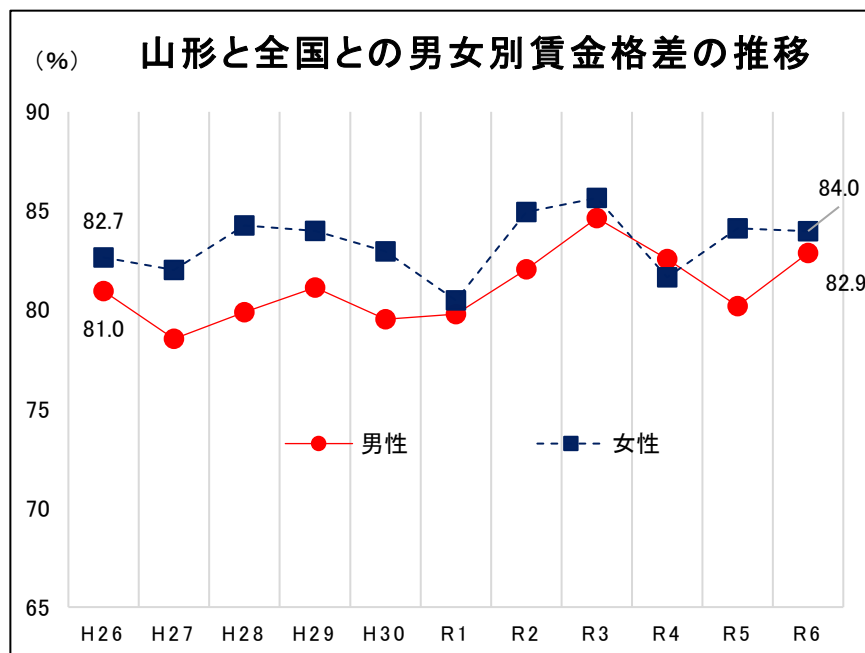
	男女間賃金格差 (男性を100とした場合の女性の賃金)	
	山形県	全国
H26	73.7%	72.2%
H27	75.4%	72.2%
H28	77.0%	73.0%
H29	75.9%	73.4%
H30	76.5%	73.3%
R1	74.9%	74.3%
R2	76.9%	74.3%
R3	76.1%	75.2%
R4	74.9%	75.7%
R5	78.5%	74.8%
R6	76.8%	75.8%



(賃金構造基本統計調査／厚生労働省)

山形と全国の賃金格差 (全国を100とした場合の山形の賃金)		
	男性	女性
H26	81.0%	82.7%
H27	78.5%	82.0%
H28	79.9%	84.3%
H29	81.1%	84.0%
H30	79.5%	83.0%
R1	79.8%	80.5%
R2	82.1%	85.0%
R3	84.6%	85.7%
R4	82.6%	81.7%
R5	80.2%	84.1%
R6	82.9%	84.0%

※賃金は「所定内給与額」を用いている。



(賃金構造基本統計調査／厚生労働省)

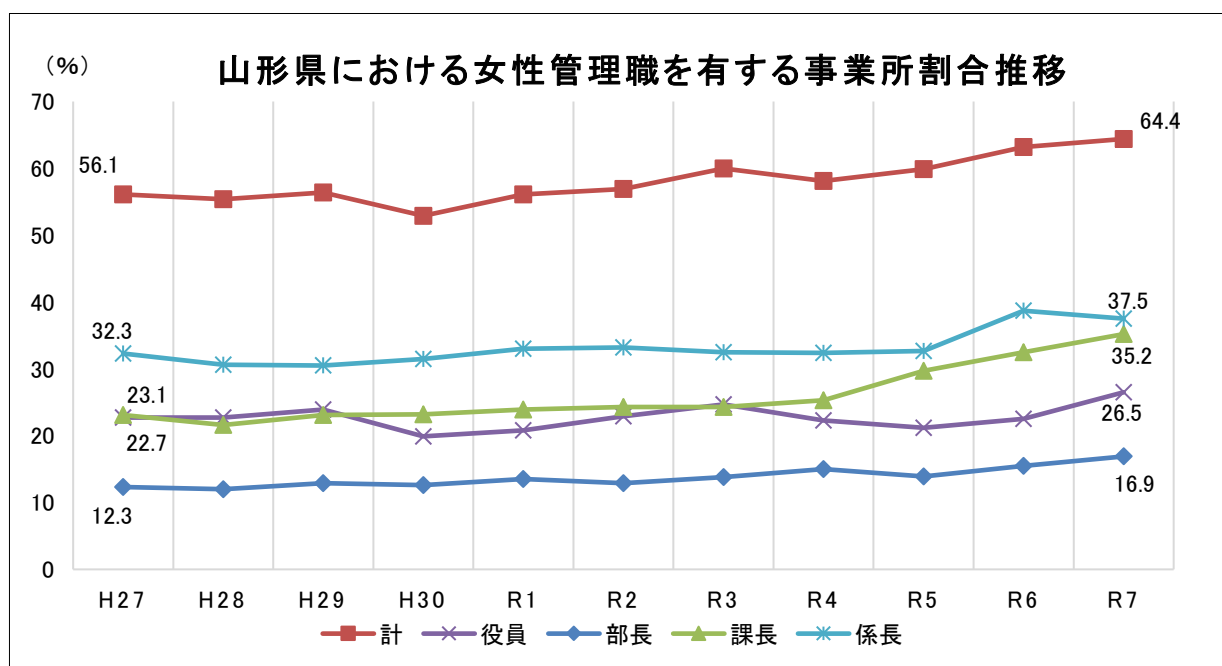
【所得水準 300 万円未満の雇用者割合／全国】

	正規・男性	正規・女性	パート・女性
H19	21.0%	54.0%	99.0%
H24	22.7%	51.8%	98.3%
H29	20.3%	48.2%	97.9%
R4	16.4%	40.3%	93.7%

(就業構造基本調査／総務省)

④女性管理職等の登用状況

【女性管理職を有する事業所割合】 ※計は係長相当職以上を有する事業所の割合（「役員」を含む）

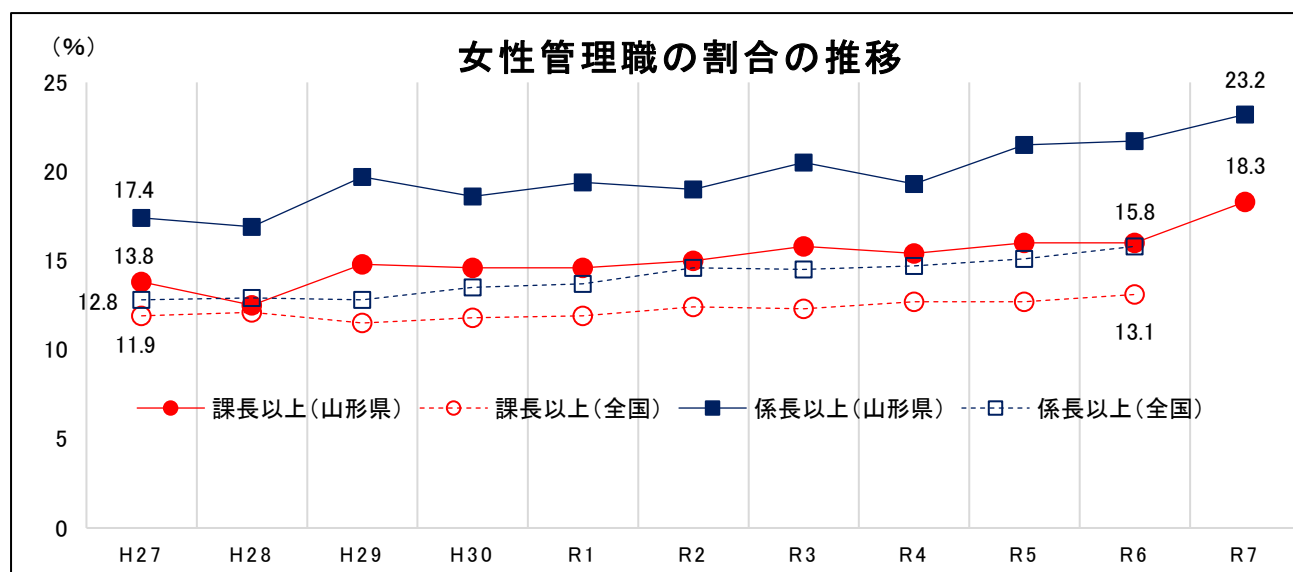


(単位：％)

		山形県					全国				
		役員	部長	課長	係長	計	役員	部長	課長	係長	計
H27	計	22.7	12.3	23.1	32.3	56.1	46.6	9.6	17.4	20.1	65.9
H28	計	22.7	12.0	21.6	30.6	55.4	—	—	—	—	—
H29	計	23.9	12.9	23.1	30.5	56.4	—	—	—	—	—
H30	計	19.9	12.6	23.2	31.5	52.9	—	—	—	—	—
R1	計	20.8	13.5	23.9	33.0	56.1	34.8	11.0	18.4	19.5	59.4
R2	企業規模 100人未満	35.9	9.6	15.2	21.4	57.9					
	企業規模 100～299	16.9	16.0	35.2	44.7	59.8					
	企業規模 300人以上	7.0	15.7	30.8	43.1	53.2					
	計	22.9	12.9	24.3	33.2	56.9	34.8	13.1	20.8	22.6	61.1
R3	企業規模 100人未満	36.8	9.2	14.5	18.6	59.8					
	企業規模 100～299	19.3	17.9	35.8	45.0	62.8					
	企業規模 300人以上	8.9	18.1	31.7	45.9	58.0					
	計	24.7	13.8	24.3	32.5	60.0	33.4	12.1	20.1	21.0	61.1
R4	企業規模 100人未満	35.4	11.2	13.4	19.4	57.7					
	企業規模 100～299	18.6	19.1	37.3	46.4	64.1					
	企業規模 300人以上	5.4	17.3	33.8	41.0	54.0					
	計	22.3	15.0	25.3	32.4	58.1	32.4	12.0	22.3	22.9	60.5
R5	企業規模 100人未満	33.7	10.5	17.8	19.5	57.2					
	企業規模 100～299	18.5	17.7	38.8	47.8	68.1					
	企業規模 300人以上	5.2	15.8	39.5	39.9	57.0					
	計	21.2	13.9	29.7	32.7	59.9	33.6	12.1	21.5	23.9	62.7
R6	企業規模 100人未満	37.4	12.1	19.8	22.9	61.8					
	企業規模 100～299	16.5	18.9	44.6	54.2	67.1					
	企業規模 300人以上	6.2	17.6	40.0	47.6	61.5					
	計	22.5	15.5	32.5	38.7	63.2	34.2	14.6	22.5	24.8	64.4
R7	企業規模 100人未満	38.4	15.6	25.7	24.2	65.9					
	企業規模 100～299	24.4	20.5	49.2	53.9	71.3					
	企業規模 300人以上	10.0	15.9	37.4	43.6	56.1					
	計	26.5	16.9	35.2	37.5	64.4					

(山形県：労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課、全国：雇用均等基本調査／厚生労働省)

【管理職数に占める女性管理職数割合】



(単位：％)

		山形県						全国					
		役員	部長 相当職	課長 相当職	小計	係長 相当職	計	役員	部長 相当職	課長 相当職	小計	係長 相当職	計
H27	計	18.4	10.2	13.6	13.8	22.5	17.4	23.2	5.8	8.4	11.9	14.7	12.8
H28	計	17.7	9.4	11.8	12.5	23.4	16.9	22.7	6.5	8.9	12.1	14.7	12.9
H29	計	19.9	9.7	15.1	14.8	27.3	19.7	20.7	6.6	9.3	11.5	15.2	12.8
H30	計	16.6	10.4	15.7	14.6	24.7	18.6	21.7	6.7	9.3	11.8	16.7	13.5
R1	計	16.8	11.8	15.0	14.6	26.9	19.4	20.1	6.9	10.9	11.9	17.1	13.7
R2	計	19.5	10.8	15.1	15.0	25.3	19.0	20.3	8.4	10.8	12.4	18.7	14.6
R3	企業規模 100人未満	28.6	16.7	18.6	22.7	36.0	26.0						
	企業規模 100～299	14.8	11.4	16.7	15.1	26.2	19.2						
	企業規模 300人以上	12.1	10.6	13.7	12.8	27.4	19.2						
	計	21.2	12.2	15.3	15.9	28.1	20.5						
R4	企業規模 100人未満	28.8	15.2	17.2	22.2	27.6	23.4						
	企業規模 100～299	12.0	9.5	14.1	12.6	25.7	17.4						
	企業規模 300人以上	7.6	12.1	15.8	14.2	24.1	19.0						
	計	19.6	11.8	15.4	15.4	24.9	19.3						
								21.4	7.8	10.7	12.3	18.8	14.5
								21.1	8.0	11.6	12.7	18.7	14.7

		山形県						全国					
		役員	部長 相当職	課長 相当職	小計	係長 相当職	計	役員	部長 相当職	課長 相当職	小計	係長 相当職	計
R5	企業規模 100 人未満	25.4	14.8	22.5	22.2	31.8	24.5						
	企業規模 100～299	12.3	8.7	17.5	14.3	26.9	19.4						
	企業規模 300 人以上	8.5	10.7	16.4	14.0	30.6	21.8						
	計	17.7	10.9	17.6	16.0	29.5	21.5	20.9	7.9	12.0	12.7	19.5	15.1
R6	企業規模 100 人未満	25.8	17.2	25.8	23.9	35.6	26.8						
	企業規模 100～299	10.5	9.1	18.7	14.5	30.9	21.0						
	企業規模 300 人以上	8.2	9.8	15.6	13.4	28.8	20.4						
	計	17.4	10.9	18.0	16.0	30.2	21.7	21.1	8.7	12.3	13.1	21.1	15.8
R7	企業規模 100 人未満	25.9	21.0	30.3	26.1	35.2	28.4						
	企業規模 100～299	17.5	11.8	18.9	16.8	31.6	22.1						
	企業規模 300 人以上	11.8	10.4	17.4	15.0	30.9	21.7						
	計	20.3	13.1	19.7	18.3	31.7	23.2						

(山形県:労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課、全国:雇用均等基本調査／厚生労働省)

(6)仕事と家庭、家事・育児等の状況

①事業所における育児支援・介護支援措置等の状況

【一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の届出状況】

	山形県			全国		
	101 人以上企業（義務）			100 人以下企業 （努力義務）	101 人以上企業 （義務）	100 人以下企業 （努力義務）
	対象企業数	届出企業数	届出率	届出企業数	届出率	届出企業数
H27	448 社	446 社	99.6%	99 社	95.8%	16,809 社
H28	457 社	456 社	99.8%	133 社	97.7%	20,464 社
H29	461 社	457 社	99.1%	184 社	98.2%	27,044 社
H30	459 社	459 社	100.0%	261 社	98.2%	34,223 社
R1	464 社	462 社	99.6%	300 社	98.4%	39,636 社
R2	459 社	458 社	99.8%	349 社	96.9%	44,882 社
R3	477 社	477 社	100.0%	395 社	97.6%	49,261 社
R4	469 社	468 社	99.8%	424 社	98.6%	53,710 社
R5	469 社	469 社	100.0%	435 社	98.4%	54,154 社
R6	457 社	457 社	100.0%	449 社	98.2%	56,171 社
R7	463 社	461 社	99.6%	433 社	96.7%	59,057 社

（全国：厚生労働省、山形県：山形労働局）

【くるみんマーク取得企業】

厚生労働省の次世代育成支援対策推進法に基づき認定された「子育てサポート企業」

（令和 7 年 12 月までの山形県の状況）

- ・くるみんマーク取得企業 68 件
- ・プラチナくるみんマーク取得企業 7 件

【一般事業主行動計画（女性活躍推進法）の届出状況】

	山形県							全国	
	301人以上企業（義務）			101人以上企業（R4より義務）			努力義務企業※の届出企業数	届出義務企業の届出率	努力義務企業※の届出企業数
	対象企業数	届出企業数	届出率	対象企業数	届出企業数	届出率			
R2.12	113社	113社	100%				79社	99.2%	7,875社
R3.12	111社	111社	100%				130社	98.1%	12,182社
R4.12	111社	111社	100%	359社	357社	99.4%	42社	98.9%	8,876社
R5.12	107社	107社	100%	365社	365社	100.0%	61社	97.7%	7,890社
R6.12	106社	106社	100%	356社	355社	99.7%	85社	98.0%	9,158社
R7.12	102社	102社	100%	365社	362社	99.2%	91社	96.7%	11,168社

※R3以前：常時雇用する従業員が300人以下 R4以降：常時雇用する従業員が100人以下

（令和4年4月以降、一般事業主行動計画の届出義務が301人以上から101人以上に変更）

R6年の全国の届出状況は9月末時点の数値

【えるぼし認定企業】

厚生労働省の女性活躍推進法に基づき認定された企業

（令和7年12月までの山形県の状況）

- ・1段階目 0件
- ・2段階目 5件
- ・3段階目 34件
- ・プラチナえるぼし 1件

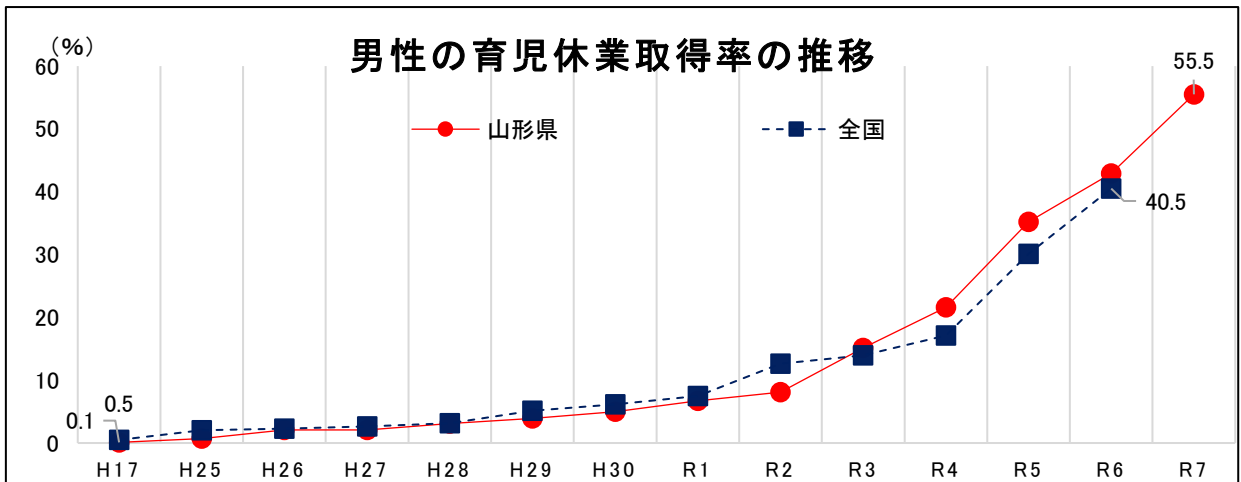
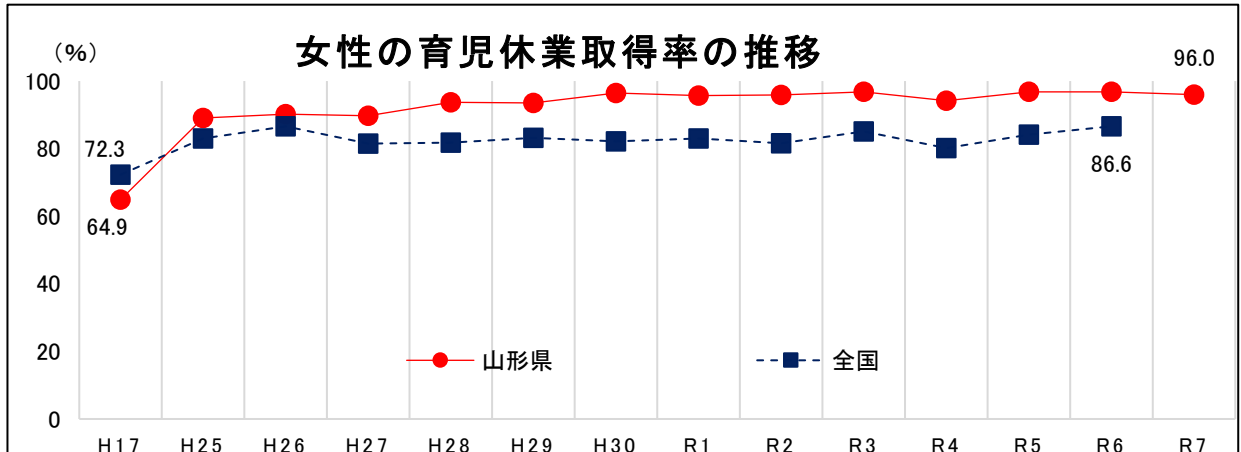
（山形労働局）

【育児休業制度の規定状況】

	育児休業の規定あり（山形県）			
	企業規模 99人以下	企業規模 100～299人	企業規模 300人以上	計
R1	73.8%	99.1%	99.6%	87.5%
R2	72.2%	99.1%	99.3%	86.4%
R3	76.3%	99.1%	99.6%	88.2%
R4	75.4%	99.5%	99.6%	88.5%
R5	80.5%	99.6%	99.7%	91.1%
R6	79.9%	99.6%	99.3%	91.0%
R7	81.9%	99.2%	99.7%	91.6%

（山形県労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課）

【育児休業の取得率】

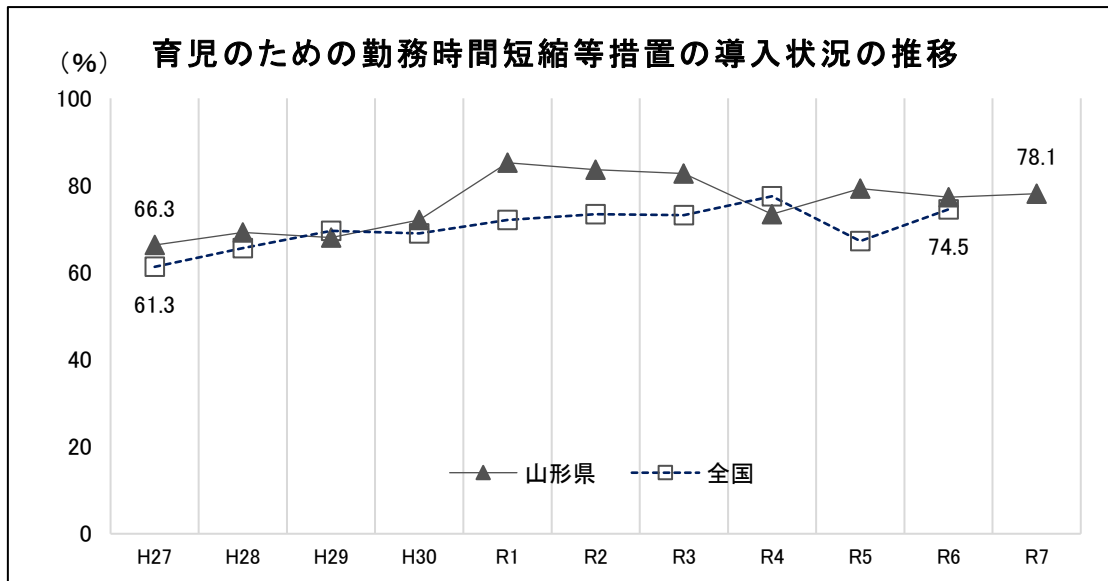


	山形県								全国	
	女性	企業規模			男性	企業規模			女性	男性
		～99 人	100～299 人	300 人～		～99 人	100～299 人	300 人～		
H17	64.9	44.8	53.7	73.3	0.1	0.0	0.4	0.0	72.3	0.5
H25	89.1	75.0	88.8	91.2	0.7	0.8	0.4	0.8	83.0	2.0
H26	90.2	74.7	91.9	92.5	2.1	4.8	2.3	1.3	86.6	2.3
H27	89.7	73.8	87.9	92.5	2.1	4.3	1.3	2.1	81.5	2.7
H28	93.7	82.4	93.0	95.3	3.4	6.8	0.6	4.4	81.8	3.2
H29	93.5	80.8	95.1	95.1	3.9	8.5	2.0	4.1	83.2	5.1
H30	96.5	85.3	96.3	98.2	5.0	9.5	5.1	4.1	82.2	6.2
R1	95.7	91.0	93.7	97.2	6.7	10.1	5.2	7.1	83.0	7.5
R2	95.9	91.3	97.3	96.0	8.1	14.1	6.5	7.9	81.6	12.7
R3	96.8	90.7	95.7	98.4	15.1	8.8	11.0	17.7	85.1	14.0
R4	94.2	77.3	96.5	95.5	21.6	15.4	18.5	24.3	80.2	17.1
R5	96.8	91.0	96.7	97.6	35.2	39.8	32.3	35.7	84.1	30.1
R6	96.8	89.7	97.2	97.5	42.9	32.4	46.2	42.9	86.6	40.5
R7	96.0	93.8	96.2	96.2	55.5	43.5	54.5	57.7	—	—

(県:山形県労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課 全国:雇用均等基本調査／厚生労働省)

<参考>育児休業取得率の県の目標値 男性 (R1) 6.7%→(R7)15.0%

【育児のための勤務時間短縮等措置の導入状況】



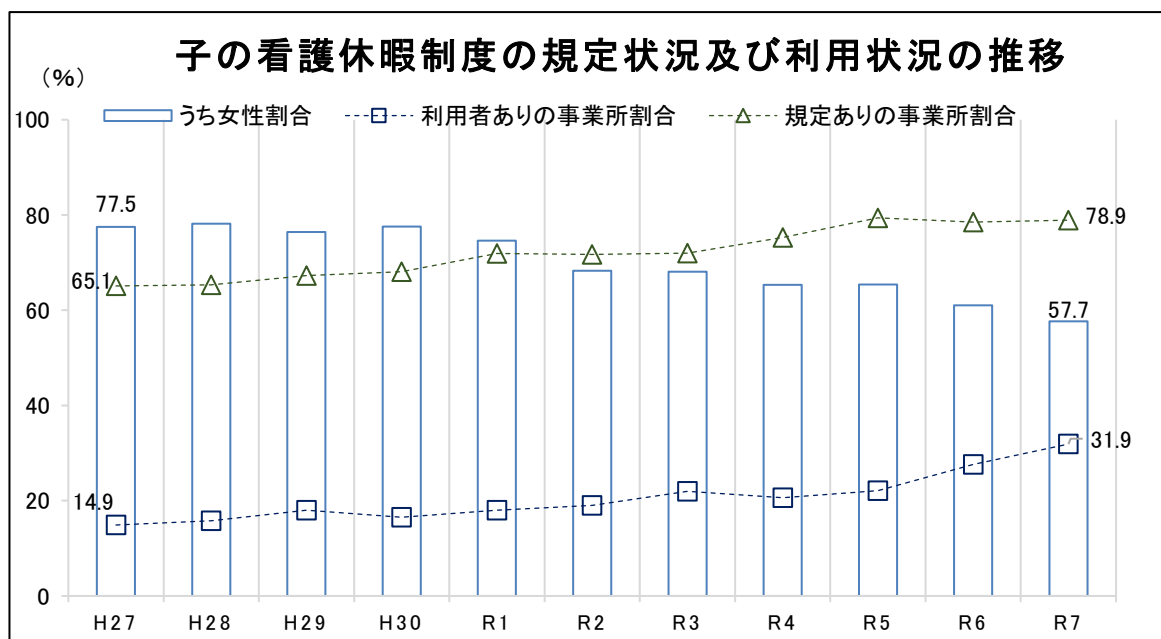
	山形県				全国
	企業規模			計	計
	99人以下	100～299人	300人以上		
H27	43.7%	88.9%	92.2%	66.3%	61.3%
H28	49.2%	86.1%	90.6%	69.2%	65.6%
H29	46.5%	85.0%	90.8%	68.0%	69.6%
H30	48.9%	90.7%	93.2%	72.1%	69.0%
R1	71.9%	96.4%	97.0%	85.2%	72.1%
R2	70.5%	95.4%	95.3%	83.6%	73.4%
R3	69.0%	94.0%	96.8%	82.7%	73.2%
R4	52.4%	87.7%	93.5%	73.4%	77.5%
R5	62.5%	92.2%	93.5%	79.3%	67.2%
R6	54.8%	92.0%	96.7%	77.3%	74.5%
R7	59.6%	92.5%	93.8%	78.1%	—

(県：山形県労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課 全国：雇用均等基本調査／厚生労働省)

※「育児のための勤務時間短縮等の措置」とは、従業員が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置であり、以下のものをいう。

- ①短時間勤務制度 ②育児のためのフレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ
- ④所定外労働をさせない制度 ⑤事業所内託児施設の設備運営 ⑥育児に要する経費の援助制度
- ⑦育児休業の制度に準ずる措置

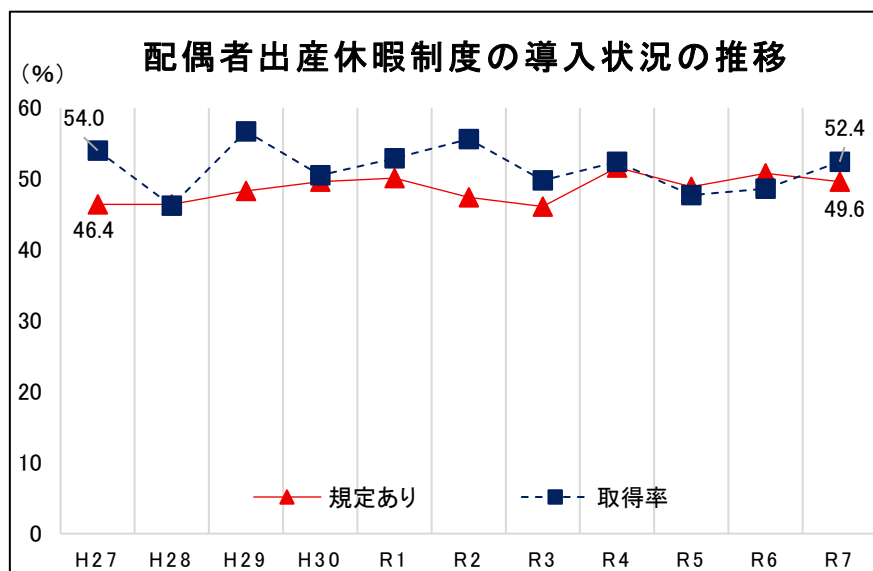
【子の看護休暇制度の規定状況】



	企業規模			計	利用者有の 事業所割合	取得者の 女性割合
	99 人以下	100～299 人	300 人以上			
H27	44.3%	85.9%	88.7%	65.1%	14.9%	77.5%
H28	44.2%	83.2%	87.8%	65.3%	15.8%	78.2%
H29	47.2%	83.5%	88.6%	67.3%	18.0%	76.4%
H30	45.0%	87.7%	88.6%	68.1%	16.5%	77.6%
R1	50.9%	89.2%	91.0%	71.9%	18.0%	74.6%
R2	49.6%	93.2%	90.6%	71.7%	19.0%	68.3%
R3	51.1%	89.4%	93.2%	72.0%	22.0%	68.1%
R4	54.3%	90.5%	95.0%	75.3%	20.6%	65.3%
R5	61.0%	95.3%	93.5%	79.4%	22.1%	65.4%
R6	58.3%	94.4%	93.4%	78.5%	27.6%	61.0%
R7	60.3%	92.1%	95.8%	78.9%	31.9%	57.7%

(山形県労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課)

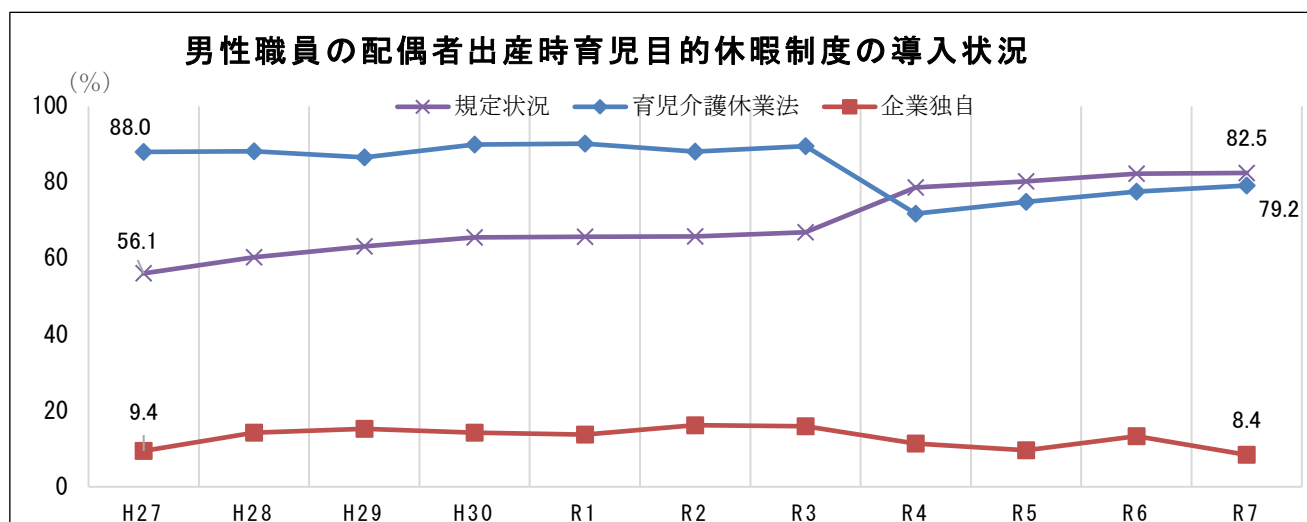
【配偶者出産制度の導入状況（山形県）】



	規定あり	取得率
H27	46.4%	54.0%
H28	46.4%	46.2%
H29	48.3%	56.7%
H30	49.6%	50.5%
R1	50.1%	52.9%
R2	47.4%	55.6%
R3	46.1%	49.8%
R4	51.6%	52.4%
R5	48.9%	47.7%
R6	50.8%	48.6%
R7	49.6%	52.4%

（山形県労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課）

【男性職員の配偶者出産時育児目的休暇制度の導入状況】

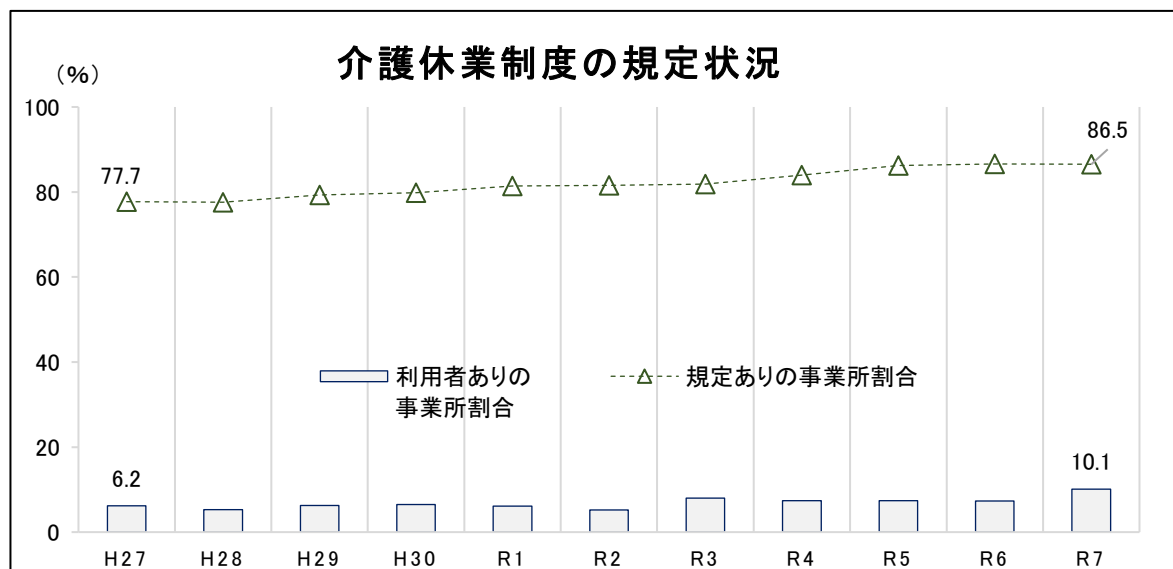


（山形県）

	規定状況	育児介護休業法	企業独自
H27	56.1%	88.0%	9.4%
H28	60.3%	88.2%	14.2%
H29	63.2%	86.6%	15.2%
H30	65.6%	90.0%	14.2%
R1	65.7%	90.2%	13.7%
R2	65.8%	88.1%	16.2%
R3	66.9%	89.5%	15.9%
R4	78.7%	71.8%	11.4%
R5	80.3%	74.9%	9.6%
R6	82.3%	77.6%	13.3%
R7	82.5%	79.2%	8.4%

（山形県労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課）

【介護休業制度の規定状況】



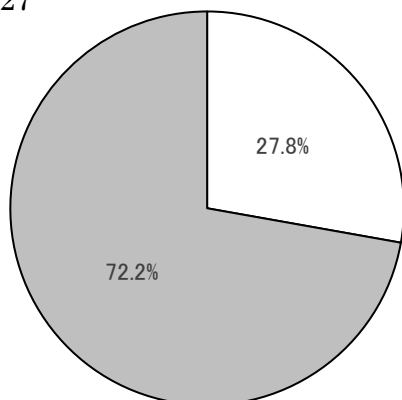
	99 人以下	100～299 人	300 人以上	計	利用者ありの事業所割合
H27	60.2%	97.0%	96.1%	77.7%	6.2%
H28	58.7%	97.5%	94.9%	77.6%	5.3%
H29	60.4%	97.5%	97.0%	79.3%	6.3%
H30	58.4%	97.8%	98.6%	79.8%	6.5%
R1	63.0%	97.3%	97.4%	81.4%	6.1%
R2	64.1%	97.7%	97.3%	81.6%	5.2%
R3	65.6%	97.7%	96.8%	81.9%	8.0%
R4	67.5%	97.7%	97.8%	84.0%	7.4%
R5	71.3%	99.1%	97.6%	86.2%	7.4%
R6	71.4%	98.4%	98.2%	86.6%	7.3%
R7	71.3%	98.8%	99.0%	86.5%	10.1%

(山形県労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課)

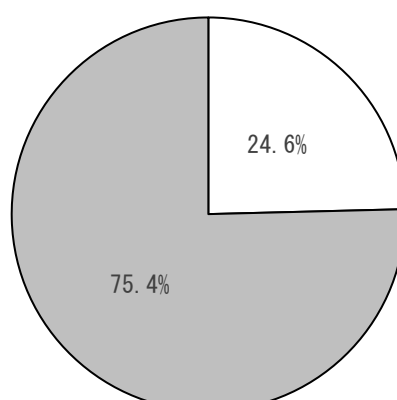
【介護休業取得者数及び男女別割合】

介護休業取得者における男女割合

H27



R7

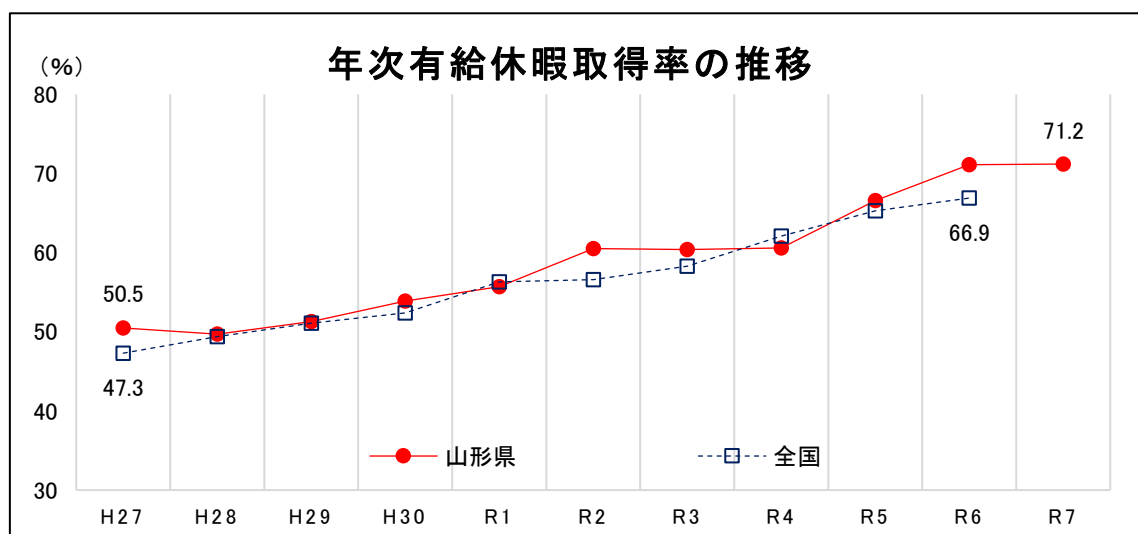


□ 男性 ■ 女性

	企業規模 99 人以下		企業規模 100～299 人		企業規模 300 人以上		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
H27	4 人 44.4%	5 人 55.6%	3 人 20.0%	12 人 80.0%	8 人 26.7%	22 人 73.3%	15 人 27.8%	39 人 72.2%
H28	5 人 55.6%	4 人 44.4%	2 人 22.2%	7 人 77.8%	8 人 24.2%	25 人 75.8%	15 人 29.4%	36 人 70.6%
H29	5 人 83.3%	1 人 16.7%	6 人 30.0%	14 人 70.0%	8 人 30.8%	18 人 69.2%	19 人 36.5%	33 人 63.5%
H30	0 人 0.0%	3 人 100.0%	1 人 7.1%	13 人 92.9%	10 人 25.0%	30 人 75.0%	11 人 19.3%	46 人 80.7%
R1	1 人 20.0%	4 人 80.0%	7 人 43.8%	9 人 56.3%	5 人 17.2%	24 人 82.8%	13 人 26.0%	37 人 74.0%
R2	5 人 23.8%	16 人 76.2%	5 人 27.8%	13 人 72.2%	6 人 31.6%	13 人 68.4%	16 人 27.6%	42 人 72.4%
R3	4 人 18.2%	18 人 81.8%	4 人 17.4%	19 人 82.6%	8 人 22.2%	28 人 77.8%	16 人 19.8%	65 人 80.2%
R4	2 人 40.0%	3 人 60.0%	10 人 31.3%	22 人 68.8%	13 人 29.5%	31 人 70.5%	25 人 30.9%	56 人 69.1%
R5	2 人 25.0%	6 人 75.0%	11 人 31.4%	24 人 68.6%	9 人 25.7%	26 人 74.3%	22 人 28.2%	56 人 71.8%
R6	3 人 33.3%	6 人 66.7%	6 人 19.4%	25 人 80.6%	8 人 22.2%	28 人 77.8%	17 人 22.4%	59 人 77.6%
R7	4 人 19.0%	17 人 81.0%	15 人 29.4%	36 人 70.6%	25 人 23.4%	82 人 76.6%	44 人 24.6%	135 人 75.4%

(山形県労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課)

【労働者 1 人当たりの年次有給休暇の付与日数及び取得状況】



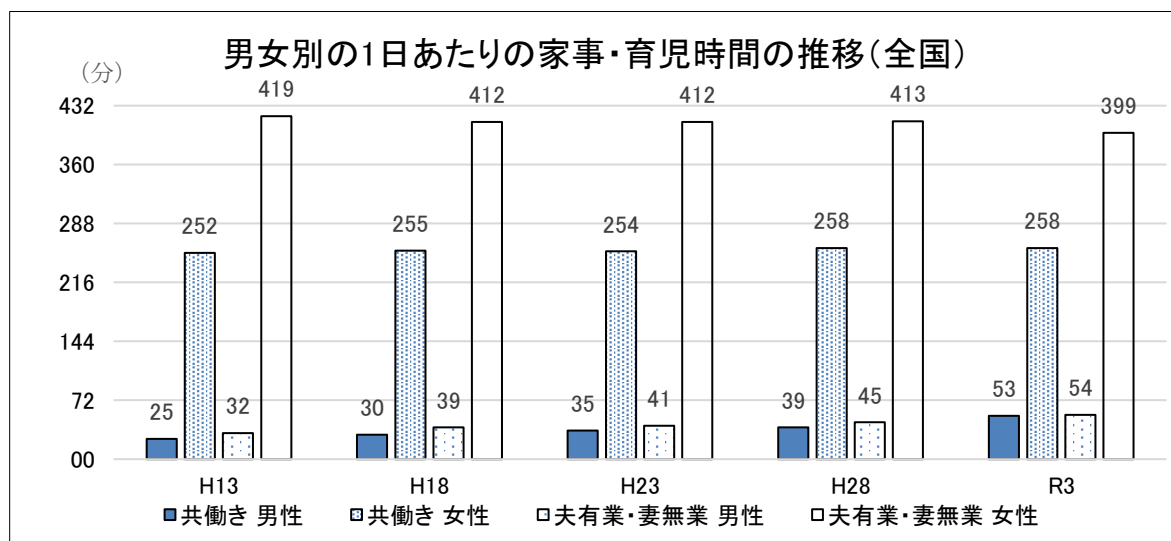
	山形県			全国		
	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率
H27	17.8	9.0	50.5%	18.5	8.8	47.3%
H28	17.6	8.7	49.7%	18.2	9.0	49.4%
H29	17.1	8.8	51.3%	18.2	9.3	51.1%
H30	17.3	9.3	53.9%	18.0	9.4	52.4%
R1	17.3	9.6	55.7%	18.0	10.1	56.3%
R2	17.2	10.4	60.5%	17.9	10.1	56.6%
R3	17.1	10.4	60.4%	17.6	10.3	58.3%
R4	17.3	10.5	60.6%	17.6	10.9	62.1%
R5	17.5	11.7	66.6%	16.9	11.0	65.3%
R6	17.6	12.5	71.1%	18.1	12.1	66.9%
R7	17.6	12.5	71.2%	—	—	—

(県：山形県労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課 全国：就労条件総合調査／厚生労働省)

②家事・育児の状況

【男女別の1日当たり家事・育児時間】

ア. 全国



		共働き世帯	夫有業、妻無業
H23	男性	35 分	41 分
	女性	4 時間 14 分	6 時間 52 分
H28	男性	39 分	45 分
	女性	4 時間 18 分	6 時間 53 分
R3	男性	53 分	54 分
	女性	4 時間 18 分	6 時間 39 分

(家事、介護・看護、育児、買い物の合計時間 社会生活基本調査／総務省)

イ. 山形県

		家事		育児 (該当者のみの平均)	
		R1	R6	R1	R6
平日	男性	1 時間 7 分	1 時間 13 分	18 分	31 分
	女性	3 時間 22 分	2 時間 51 分	1 時間 40 分	1 時間 28 分
休日	男性	1 時間 50 分	2 時間 24 分	1 時間 5 分	1 時間 39 分
	女性	4 時間 12 分	4 時間 23 分	3 時間 18 分	3 時間 47 分

(R6 年度男女共同参画等に関する県民意識調査／山形県)

ウ. 山形市 (R1)

(家事時間)	0 分	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 8 時間未満	8 時間以上	無回答
全体	1.4%	3.6%	10.1%	26.9%	41.7%	10.6%	2.9%	1.0%	1.7%
男性	3.6%	7.3%	16.4%	35.0%	28.2%	4.1%	0.9%	0.9%	3.6%
女性	0%	1.4%	6.4%	22.0%	49.9%	14.5%	4.2%	1.1%	0.6%

(男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査報告書／山形市)

③男女別の就業時間

		1週間当たり就業時間（時間）				週 60 時間以上就業者割合（％）				所定外就業 時間（時間）
		25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	
H26	男性	45.3	46.8	47.3	47.3	13.5	16.3	17.2	16.7	183.6
	女性	38.3	35.4	33.3	32.5	4.4	3.2	2.4	2.6	68.4
H27	男性	45.0	46.5	47.1	47.2	12.9	15.2	16.4	16.8	184.8
	女性	38.6	35.7	33.5	32.7	4.5	3.2	2.4	2.6	67.2
H28	男性	44.9	46.2	46.8	46.9	11.9	14.2	15.7	15.7	181.2
	女性	38.6	35.5	33.3	32.5	4.1	2.8	2.5	2.3	67.2
H29	男性	45.1	46.3	47.1	47.4	12.1	13.7	15.7	15.5	183.6
	女性	38.9	35.5	33.5	32.9	4.5	2.7	2.5	2.0	68.4
H30	男性	44.1	45.6	46.3	46.4	10.4	12.7	14.4	14.2	180.0
	女性	38.2	35.2	33.1	32.5	3.7	2.7	2.2	2.3	69.6
R1	男性	43.7	45.2	46.0	46.0	9.7	12.2	13.3	12.9	177.6
	女性	38.4	35.0	33.0	32.4	3.6	2.4	2.2	2.1	68.4
R2	男性	42.2	43.2	44.0	44.3	7.5	9.3	10.3	10.2	156.0
	女性	37.4	34.5	32.5	32.0	2.8	2.0	1.8	1.8	58.8
R3	男性	42.1	43.1	44.0	44.2	7.5	9.5	10.1	10.3	164.4
	女性	37.7	34.8	32.6	32.0	2.8	2.1	1.8	1.9	61.2
R4	男性	42.5	43.1	43.8	44.4	7.8	8.5	10.1	10.5	171.6
	女性	37.8	35.1	32.5	32.1	2.7	2.4	1.8	1.9	67.2
R5	男性	42.5	43.3	43.9	44.4	7.0	8.3	10.1	10.5	170.4
	女性	38.1	35.0	33.0	32.2	3.0	2.0	1.8	1.9	66.0
R6	男性	41.6	42.5	43.1	43.8	6.9	7.6	8.8	9.6	166.8
	女性	37.6	35.3	32.6	32.3	2.6	2.0	1.9	1.6	68.4

（労働力調査／総務省 毎月勤労統計調査／厚生労働省）

（7）多様な人々が多分野で活躍できる環境の整備をめぐる状況

①女性の就業希望者（山形県）

【山形県内の就業希望者の状況】

（単位：人）

		就業希望者数			左のうち、求職活動を行っているもの		
		転職等希望	無業者（新規）	計	転職等希望	無業者（新規）	計
H29	男	43,400	22,800	66,200	7,400	10,100	17,500
	女	42,300	33,700	76,000	8,600	11,000	19,600
	計	85,800	56,500	142,300	15,700	21,100	36,800
R4	男	44,400	26,000	70,400	8,300	10,100	18,400
	女	41,500	28,800	70,300	7,400	10,700	18,100
	計	85,900	54,800	140,700	15,700	20,800	36,500

※「転職等希望」は「転職希望」及び「追加就業希望」の合計

（就業構造基本調査／総務省）

②起業の状況

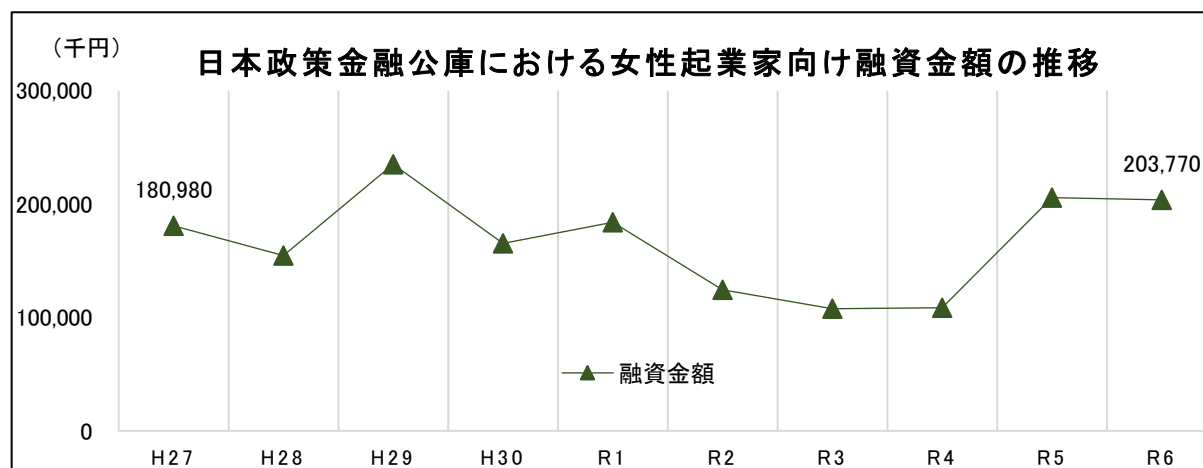
【自営業主（起業者）数】

（単位：人）

			全国		山形県	
H24	男	自営業主	4,450,100	75.3%	55,400	77.4%
	女		1,459,400	24.7%	16,200	22.6%
	計		5,909,500	100.0%	71,600	100.0%
H29	男	自営業主	4,188,800	74.6%	49,800	77.1%
		うち起業者	2,691,600	78.5%	25,100	77.5%
	女	自営業主	1,428,300	25.4%	14,800	22.9%
		うち起業者	738,500	21.5%	7,300	22.5%
	計	自営業主	5,617,100	100.0%	64,600	100.0%
		うち起業者	3,430,100	100.0%	32,400	100.0%
R4	男	自営業主	3,713,000	72.7%	42,100	77.4%
		うち起業者	2,482,300	74.8%	22,500	77.3%
	女	自営業主	1,395,100	27.3%	12,300	22.6%
		うち起業者	838,400	25.2%	6,600	22.7%
	計	自営業主	5,108,100	100.0%	54,400	100.0%
		うち起業者	3,320,700	100.0%	29,100	100.0%

（就業構造基本調査／総務省）

【日本政策金融公庫における女性起業家向け融資の実績（山形県）】



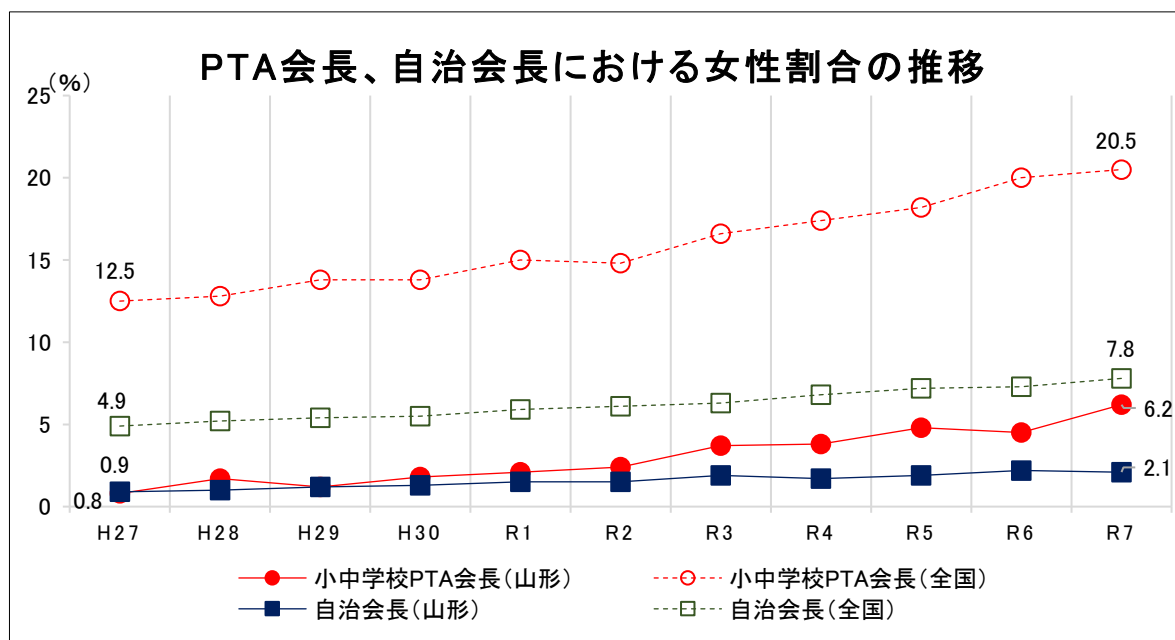
（単位：件、千円）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	37	44	39	42	44	41	35	37	53	57
金額	180,980	154,730	235,240	165,430	184,000	124,540	107,750	108,540	205,850	203,770

※「女性・若者／シニア起業家支援資金」のうち女性起業家が利用した件数・金額

（日本政策金融公庫調べ）

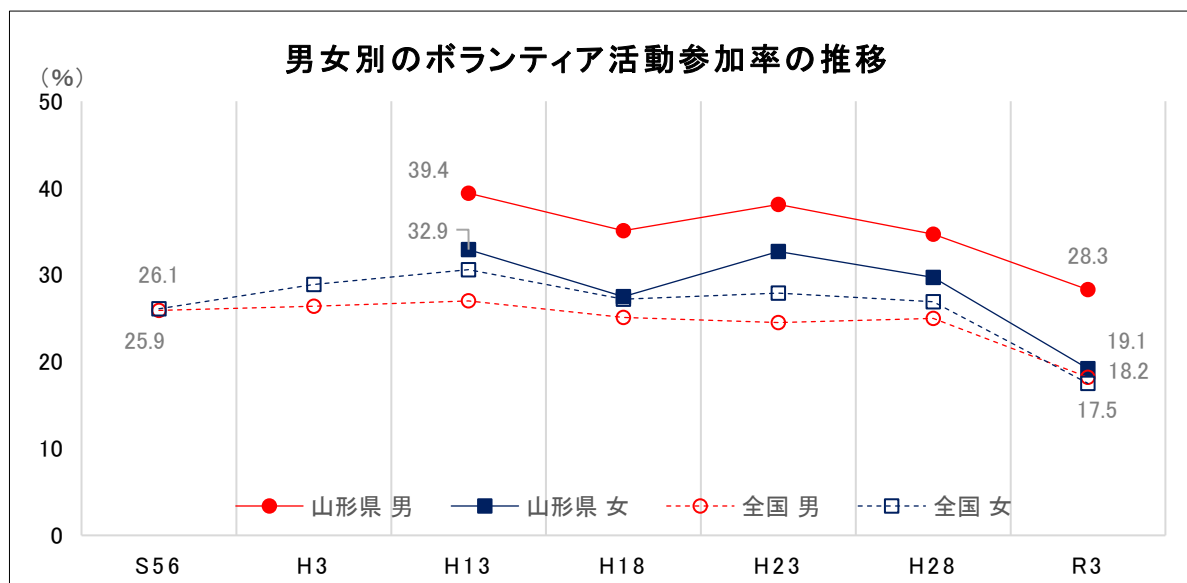
③ P T A会長、自治会長への参画状況（女性の占める割合／山形県内）



	小中学校P T A会長 (山形)	小中学校P T A会長 (全国)	自治会長 (山形)	自治会長 (全国)
H27	0. 8%	12. 5%	0. 9%	4. 9%
H28	1. 7%	12. 8%	1. 0%	5. 2%
H29	1. 2%	13. 8%	1. 2%	5. 4%
H30	1. 8%	13. 8%	1. 3%	5. 7%
R1	2. 1%	15. 0%	1. 5%	5. 9%
R2	2. 4%	14. 8%	1. 5%	6. 1%
R3	3. 7%	16. 6%	1. 9%	6. 3%
R4	3. 8%	17. 4%	1. 7%	6. 8%
R5	4. 8%	18. 2%	1. 9%	7. 2%
R6	4. 5%	20. 0%	2. 2%	7. 3%
R7	6. 2%	20. 5%	2. 1%	7. 8%

（P T A会長/自治会長：「内閣府：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、P T A山形県分：「山形県P T A連合会」）

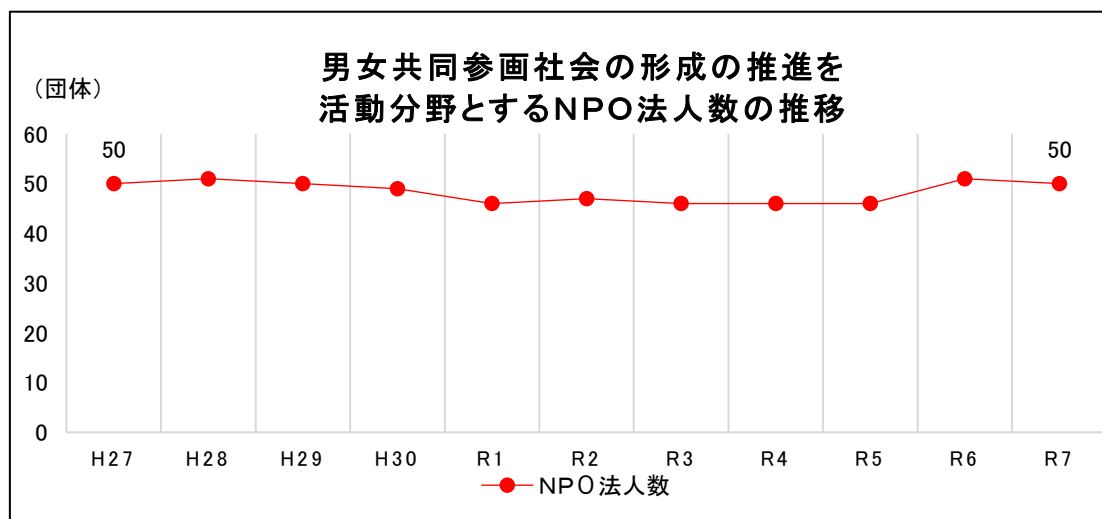
④男女別のボランティア活動参加率



		S56	H3	H13	H18	H23	H28	R3
全国	男	25.9%	26.4%	27.0%	25.1%	24.5%	25.0%	18.2%
	女	26.1%	28.9%	30.6%	27.2%	27.9%	26.9%	17.5%
山形県	男	—	—	39.4%	35.1%	38.1%	34.7%	28.3%
	女	—	—	32.9%	27.5%	32.7%	29.7%	19.1%

(社会生活基本調査／総務省統計局)

⑤男女共同参画社会の形成の推進を活動分野とするNPO法人数



(単位：団体)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
山形県	50	51	50	49	46	47	46	46	46	51	50

(県「山形県特定非営利活動法人一覧」)

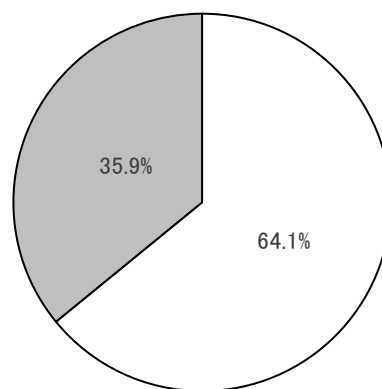
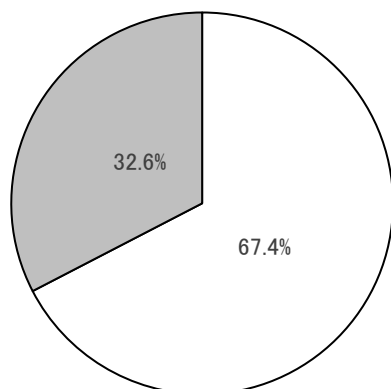
⑥シルバー人材センター会員数 男女別構成比【山形県】

(各年度末現在)

シルバー人材センター会員数男女構成比

H26

R6



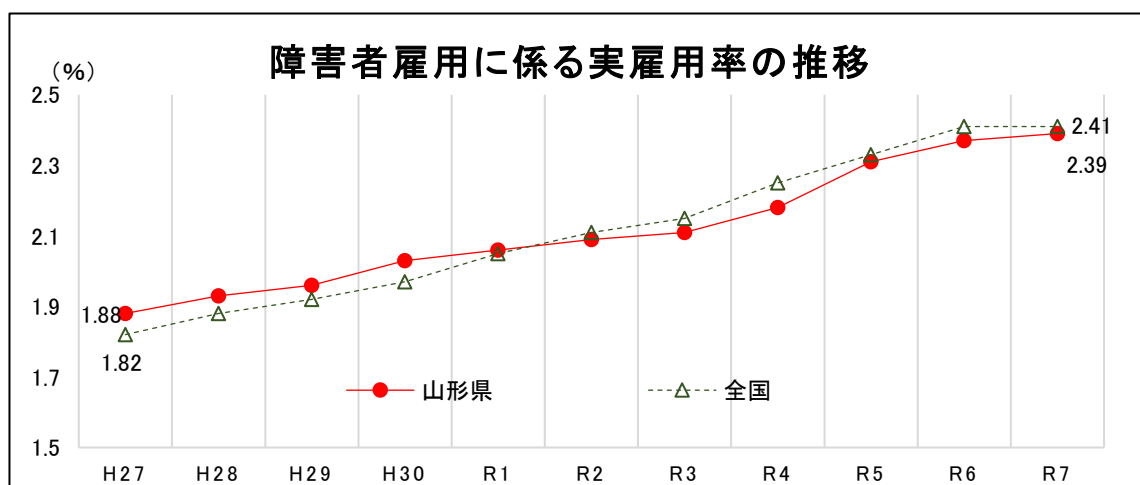
□男 □女

(単位 : %)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
男	67.4	67.5	67.5	67.1	66.4	65.6	65.4	65.2	65.3	64.7	64.1
女	32.6	32.5	32.5	32.9	33.6	34.4	34.6	34.8	34.7	35.3	35.9

(山形県シルバー人材センター連合会:事業統計年報)

⑦障害者雇用に係る実雇用率（民間企業）



(単位 : %)

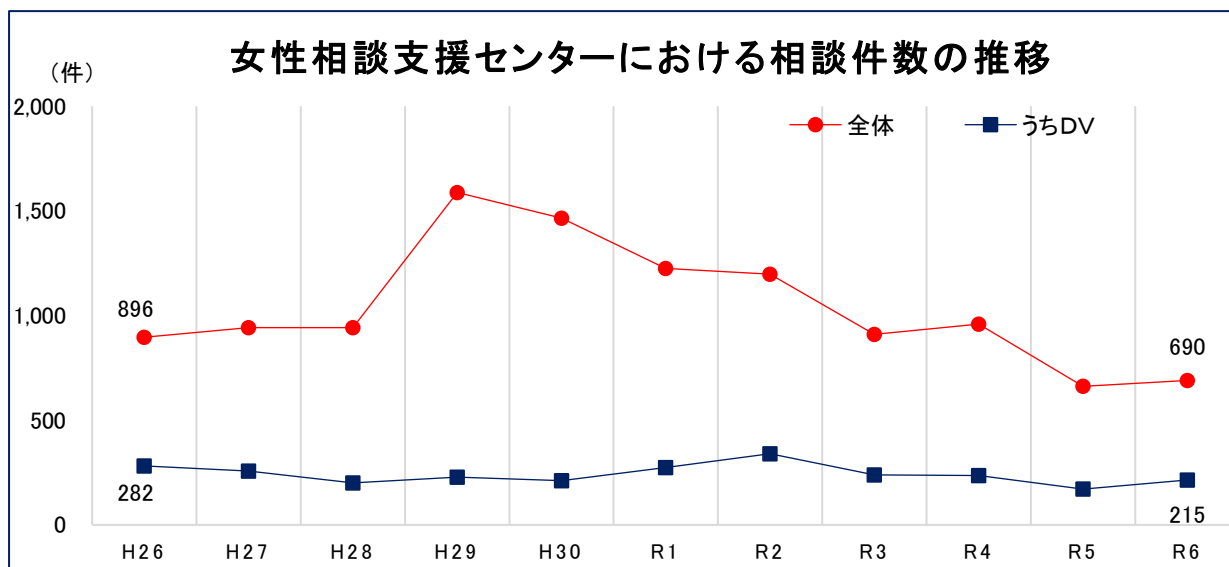
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全国	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11	2.15	2.25	2.33	2.41	2.41
山形県	1.88	1.93	1.96	2.03	2.06	2.09	2.11	2.18	2.31	2.37	2.39

(全国：厚生労働省「障害者雇用状況報告」山形県：山形労働局「障害者雇用状況の集計結果」)

(8)DV、その他女性に対する暴力の状況

①DVの状況(女性相談支援センターにおける件数)

【相談受付件数】



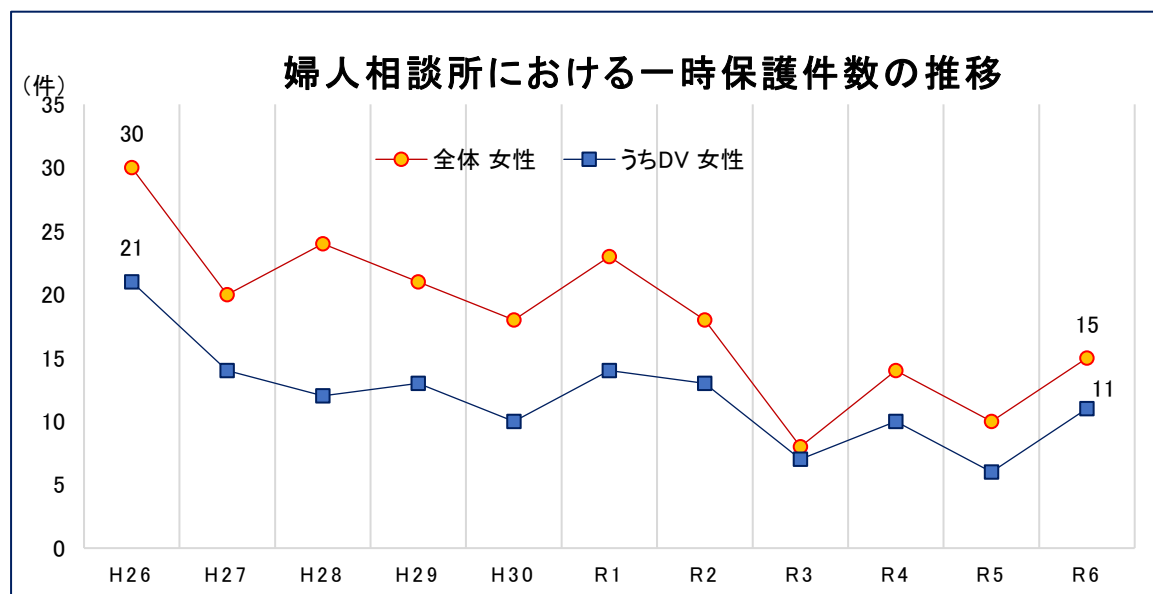
(単位：件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全体	896	943	942	1,588	1,465	1,225	1,198	911	960	662	690
うちDV	282	257	201	229	211	274	340	239	236	171	215

※平成 29 年度より、相談専用電話に同一人物からの電話相談がある場合も全て、相談受付件数とした。

(県こども家庭福祉課調べ)

【一時保護件数】



(単位：件)

	全体			うちDV		
	女性	平均保護日数	同伴家族	女性	平均保護日数	同伴家族
H26	30	8.5	24	21	8.4	23
H27	20	9.3	18	14	10.1	16

	全体			うちDV		
	女性	平均保護日数	同伴家族	女性	平均保護日数	同伴家族
H28	24	12.0	10	12	14.3	7
H29	21	13.2	20	13	13.1	16
H30	18	15.8	15	10	19.1	11
R1	23	16.3	25	14	16.0	20
R2	18	14.8	20	13	16.7	18
R3	8	14.7	10	7	13.1	8
R4	14	12.0	23	10	11.4	19
R5	10	16.0	14	6	20.3	3
R6	15	16.0	10	11	11.0	8

(県子ども家庭福祉課調べ)

【外国人の相談・保護件数】 (単位：件)

	全体		うちDV	
	相談件数	保護件数	相談件数	保護件数
H26	8	2	7	2
H27	8	1	5	1
H28	2	1	0	0
H29	1	0	1	0
H30	0	0	0	0
R1	5	1	4	0
R2	1	1	1	1
R3	1	1	1	1
R4	0	0	0	0
R5	2	0	2	0
R6	1	2	1	2

(県子ども家庭福祉課調べ)

②山形地方裁判所による保護命令件数

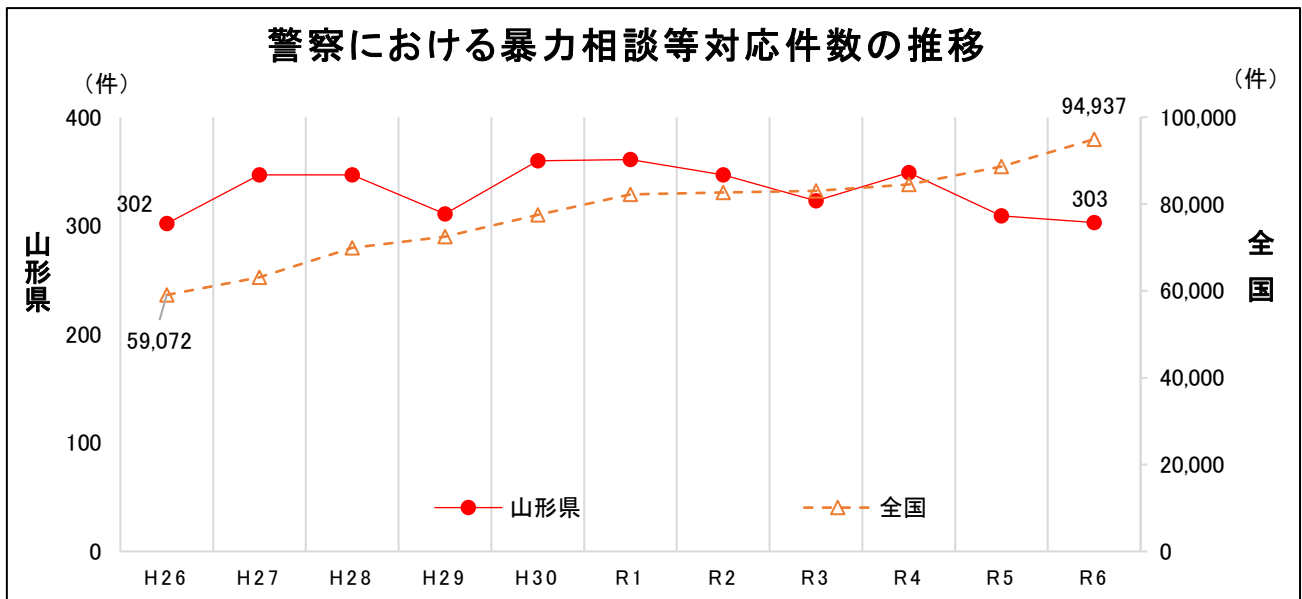
(単位：件)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
保護命令件数	15	12	10	11	14	14	8	5	3	6	6
接近禁止命令のみ	3	1	2	3	3	1	1	1	0	0	0
退去命令のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
接近禁止及び退去命令	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
電話等禁止命令のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
接近禁止及び電話等禁止命令	12	10	6	8	9	12	5	4	2	4	5
退去命令及び電話等禁止命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
接近禁止、退去及び電話等禁止命令	0	1	1	0	2	1	2	0	1	2	1

(山形地方裁判所調べ)

③警察における状況

【暴力相談等対応件数】



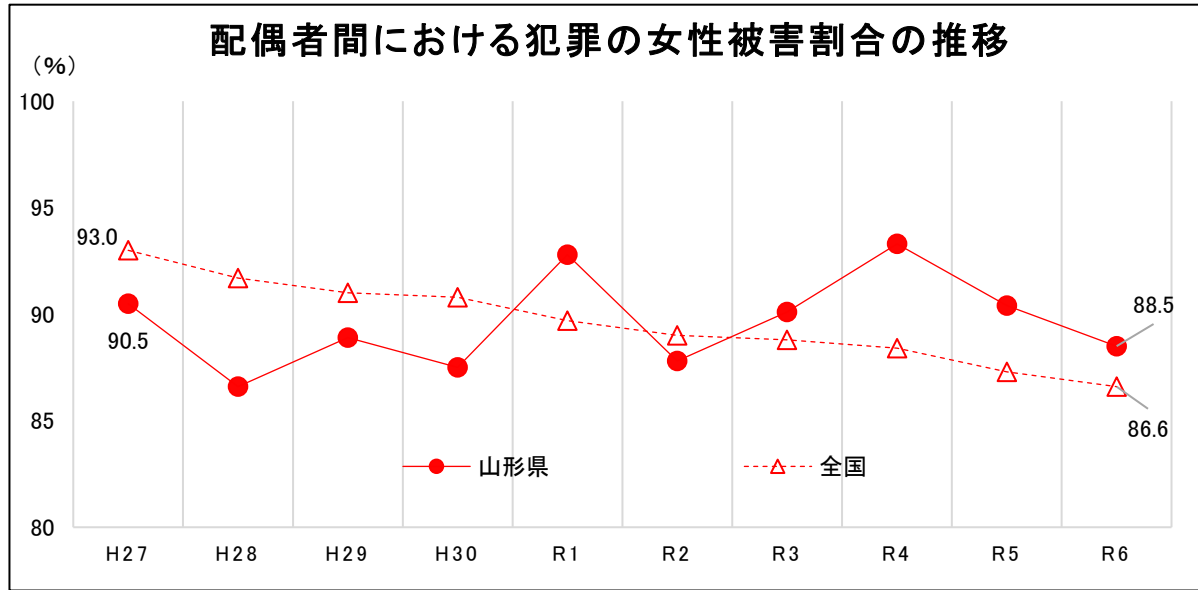
(単位: 件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全国	59,072	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207	82,643	83,042	84,496
※	7,402	9,226	10,695	11,543	12,657	13,914	14,528	15,118	16,355
山形県	302	347	347	311	360	361	347	323	349
※	23	40	35	42	62	60	36	35	53
	R5	R6							
全国	88,619	94,937							
※	17,774	19,148							
山形県	309	303							
※	55	47							

※生活の本拠を共にする交際関係（元を含む）によるものの件数

（県警察本部・警察庁調べ）

【配偶者間における犯罪の被害件数】



(単位：件)

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全国	殺人	157	147	157	153	158	124	122	108	106	120
	うち女性被害者	82	87	87	85	85	75	76	68	63	70
	傷害	2,697	2,652	2,682	2,684	2,639	1,866	1,742	1,733	1,787	1,788
	うち女性被害者	2,503	2,486	2,482	2,489	2,420	1,679	1,578	1,567	1,598	1,571
	暴行	2,953	3,743	4,225	4,830	4,987	3,865	3,997	3,811	3,890	3,572
	うち女性被害者	3,500	3,707	3,858	4,386	4,481	3,459	3,548	3,360	3,389	3,107
	合計	5,807	6,542	7,064	7,667	7,784	5,855	5,861	5,652	5,783	5,480
	うち女性被害者	6,085	6,280	6,427	6,960	6,986	5,213	5,202	4,995	5,050	4,748
山形県	女性被害割合	93.0%	91.7%	91.0%	90.8%	89.7%	89.0%	88.8%	88.4%	87.3%	86.6%
	殺人	0	2	0	1	2	0	0	0	0	0
	うち女性被害者	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	傷害	33	33	14	18	20	16	14	11	13	21
	うち女性被害者	33	20	13	17	19	16	13	11	12	18
	暴行	117	134	121	109	116	99	107	108	91	66
	うち女性被害者	119	129	107	95	107	85	96	100	82	59
	合計	150	169	135	128	138	115	121	119	104	87
	うち女性被害者	153	149	120	112	128	101	109	111	94	77
	女性被害割合	90.5%	86.6%	88.9%	87.5%	92.8%	87.8%	90.1%	93.3%	90.4%	88.5%

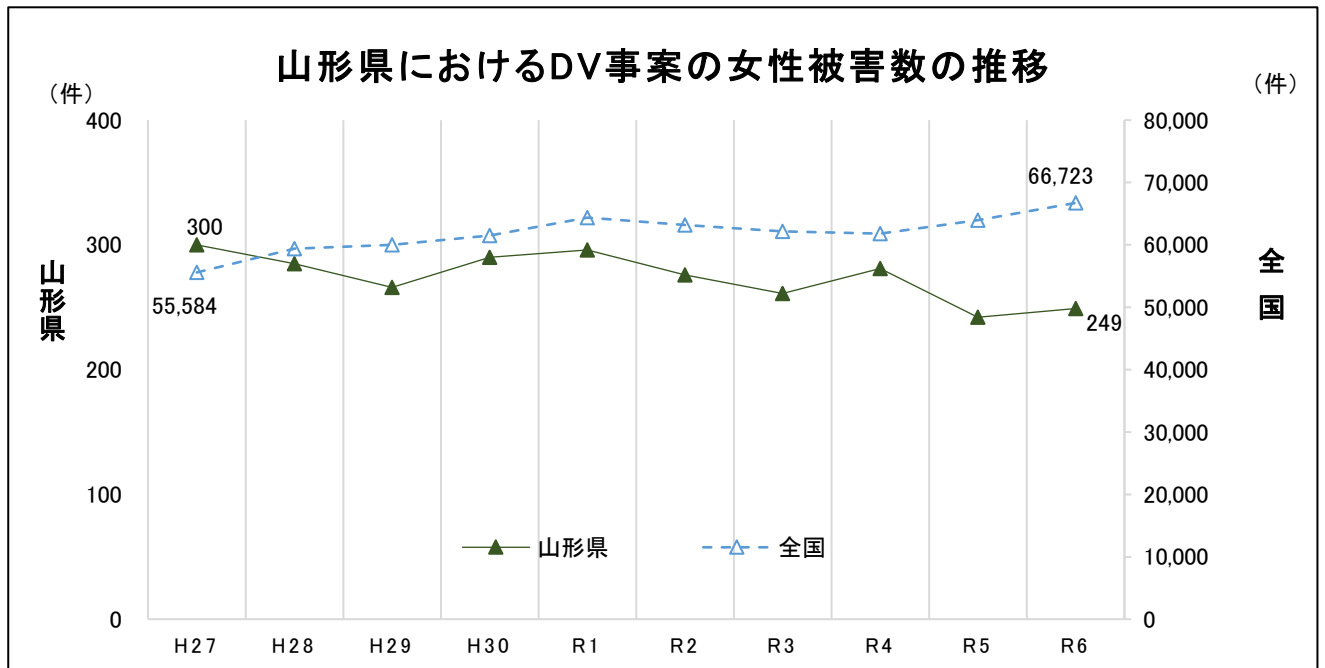
※犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上している。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なもの含まれている。

※件数には「既遂」の他、「未遂罪」「予備罪」を含んでいる。

※配偶者間には内縁を含む。

(県警察本部・警察庁調べ)

【DV事案の件数】



(単位: 件)

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全国	認知件数	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207	82,643	83,042	84,496	88,619	94,937
	うち女性被害	55,584	59,412	60,015	61,518	64,392	63,165	62,147	61,782	63,935	66,723
	暴行・傷害等検挙数	8,006	8,291	8,342	9,017	9,090	8,702	8,634	8,535	8,636	8,479
山形県	認知件数	347	347	311	360	361	347	323	349	309	303
	うち女性被害	300	285	266	290	296	276	261	281	242	249
	暴行・傷害等検挙数	208	221	170	187	185	180	176	188	167	139

(県警察本部・警察庁調べ)

④性犯罪等の状況

【認知件数】

(単位: 件)

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
強制性交等	全国	1,109	1,307	1,405	1,332	1,388	1,655	2,711	3,936
	山形県	6	9	3	13	6	5	10	14
強制わいせつ	全国	5,809	5,340	4,900	4,154	4,283	4,708	6,096	6,992
	山形県	17	24	26	20	13	19	24	33
ストーカー行為	全国	23,079	21,556	20,912	20,189	19,728	19,131	19,843	19,567
	山形県	79	88	122	156	112	172	146	135

※平成29年7月、強姦罪の強制性交等罪への変更

※令和5年7月、強制性交等罪が準強制性交等罪と併せて不同意性交等罪に変更

強制わいせつ罪が不同意わいせつ罪に変更

(県警察本部・警察庁調べ)

⑤ハラスメントの状況

【山形労働局雇用環境・均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数】(単位：件)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
山形県	83	82	71	24	91	54	72	71

※男性や事業主、家族・知人からの相談も含む

(山形労働局)

【事業所におけるセクシュアルハラスメント対策の実施状況】

	トップの宣言、会社の 方針に定めた	相談・苦情窓口の設置	就業規則などの社内規 定に盛り込んだ	実施していない
H30	31.4%	56.4%	52.4%	20.7%
R1	38.8%	57.2%	57.6%	18.0%
R2	49.2%	62.5%	67.5%	15.5%
R3	47.8%	63.0%	67.7%	14.0%
R4	50.5%	67.0%	70.6%	12.2%
R5	55.8%	70.3%	74.2%	11.1%
R6	58.0%	72.9%	74.7%	11.0%
R7	54.5%	68.9%	70.2%	13.2%

(山形県労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課)

【事業所におけるパワーハラスメント対策の実施状況】

	トップの宣言、会社の 方針に定めた	相談・苦情窓口の設置	就業規則などの社内規 定に盛り込んだ	実施していない
H30	28.1%	52.8%	43.7%	24.3%
R1	36.5%	54.2%	48.8%	20.3%
R2	47.7%	60.3%	59.5%	17.2%
R3	47.3%	61.5%	61.6%	16.0%
R4	49.9%	66.2%	66.7%	14.0%
R5	54.7%	69.9%	71.3%	12.8%
R6	58.3%	72.5%	71.3%	11.3%
R7	57.1%	70.9%	73.0%	11.0%

(山形県労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課)

【事業所におけるマタニティハラスメント対策の実施状況】

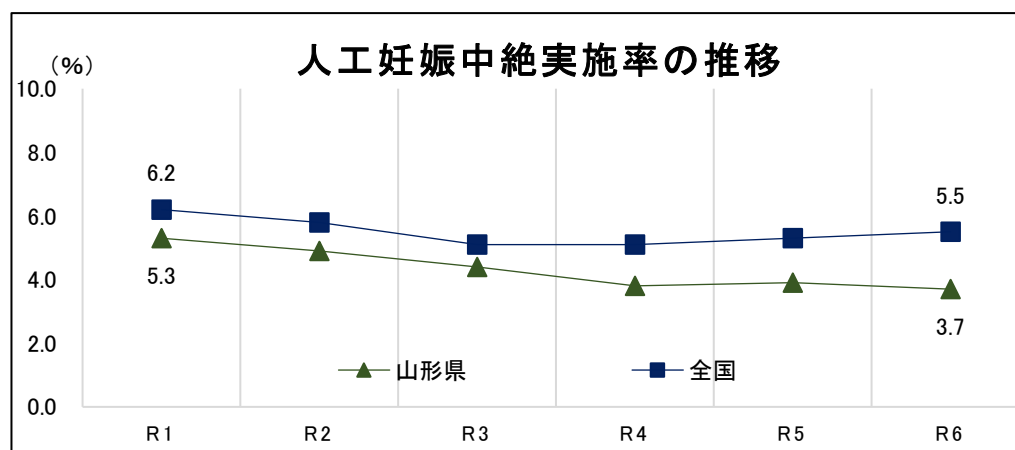
	トップの宣言、会社の 方針に定めた	相談・苦情窓口の設置	就業規則などの社内規 定に盛り込んだ	実施していない
H30	18.3%	42.3%	32.8%	34.3%
R1	26.2%	45.2%	36.5%	28.8%
R2	41.1%	53.5%	51.1%	22.8%
R3	43.2%	57.9%	55.7%	19.6%
R4	46.6%	61.6%	59.9%	17.7%
R5	50.5%	64.8%	62.6%	16.2%
R6	54.1%	68.2%	65.9%	15.4%
R7	54.3%	66.8%	67.1%	14.5%

(山形県労働条件等実態調査／雇用・産業人材育成課)

(9)安心できる生活の確保をめぐる状況

①女性の健康をめぐる状況

【人工妊娠中絶件数・実施率】



年次		総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳
R1	全国	156,430	12,678	39,805	31,392	29,402	28,131	13,589	1,399	11	23
		6.2	4.5	12.9	10.4	8.9	7.6	3.2	0.3	—	—
	山形県	982	62	211	168	204	225	104	8	—	—
		5.3	2.6	11.1	8.4	8.2	7.8	3.2	0.2	—	—
	全国順位	37位	45位	31位	37位	34位	26位	21位	36位	—	—
R2	全国	141,433	10,309	35,434	28,622	26,555	25,993	13,187	1,319	10	4
		5.8	3.8	12.2	9.7	8.3	7.2	3.2	0.3	—	—
	山形県	874	57	164	154	198	195	97	9	—	—
		4.9	2.5	8.8	7.8	8.3	6.9	3.0	0.3	—	—
	全国順位	37位	43位	40位	38位	28位	31位	33位	10位	—	—
R3	全国	126,174	9,093	30,882	26,087	23,386	23,435	12,018	1,252	19	2
		5.1	3.3	10.1	8.4	7.3	6.5	3.0	0.3	—	—
	山形県	781	59	140	130	147	191	106	8	—	—
		4.4	2.6	7.4	6.8	6.4	6.8	3.3	0.2	—	—
	全国順位	33位	34位	37位	37位	36位	19位	17位	25位	—	—
R4	全国	122,725	9,659	30,544	26,153	22,287	21,947	11,079	1,127	8	11
		5.1	3.6	10.0	8.4	7.1	6.2	2.8	0.2	—	—
	山形県	662	39	148	104	113	156	92	10	—	—
		3.8	1.8	7.8	5.5	5.1	5.8	3.0	0.3	—	—
	全国順位	39位	45位	32位	41位	42位	32位	20位	6位	—	—
R5	全国	126,734	10,053	32,547	27,879	22,600	21,379	11,170	1,073	15	18
		5.3	3.8	10.8	8.9	7.3	6.2	2.9	0.2	—	—
	山形県	662	37	142	123	144	135	71	10	—	—
		3.9	1.7	7.9	6.8	6.9	5.2	2.4	0.3	—	—
	全国順位	39位	45位	34位	38位	30位	37位	36位	5位	—	—

年次		総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳
R6	全国	127,992	10,844	33,663	28,676	22,424	20,386	10,878	1,079	11	31
		5.5	4.1	11.1	9.1	7.2	6.1	2.9	0.3	—	—
	山形県	614	47	135	114	119	125	70	8	—	—
		3.7	2.0	7.1	6.3	6.0	5.0	2.4	0.2	—	—
	全国順位	42位	45位	37位	40位	37位	38位	37位	27位	—	—

上段：実施数 下段：実施率（年齢階層別女子人口千対）

（衛生行政報告例／厚生労働省 母子保健事業のまとめ／山形県こども安心保育支援課）

②生活上様々な困難を抱える人をめぐる状況

【ひとり親世帯の状況（山形県）】

年度	母子世帯（他の世帯員 がいる世帯を含む）		父子世帯（他の世帯員 がいる世帯を含む）		合計	
	A	母子のみ	C	父子のみ	E (A+C)	母子・父子のみ
		B		D		F (B+D)
H22	9,468	5,034	2,399	508	11,867	5,542
H27	9,445	5,265	2,052	547	11,497	5,812
R2	8,070	4,450	1,648	482	9,718	4,932

(R2 国勢調査/総務省)

【一人暮らしの高齢者の状況】

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
65歳以上人口（人）		352,575	355,688	359,277	361,007	361,456	360,220
高齢化率（％）		32.1	32.7	33.4	34.0	34.4	34.8
ひとり暮らし高齢者数		39,967	41,322	43,182	44,948	46,631	49,900
65歳以上人口に占める割合（％）		11.3	11.6	12.0	12.5	12.9	13.9
区 分		R6	R7				
65歳以上人口（人）		359,019	357,846				
高齢化率（％）		35.2	35.6				
ひとり暮らし高齢者数		51,217	50,771				
65歳以上人口に占める割合（％）		14.3	14.2				

※各年4月1日現在 ※高齢者とは、65歳以上としている。

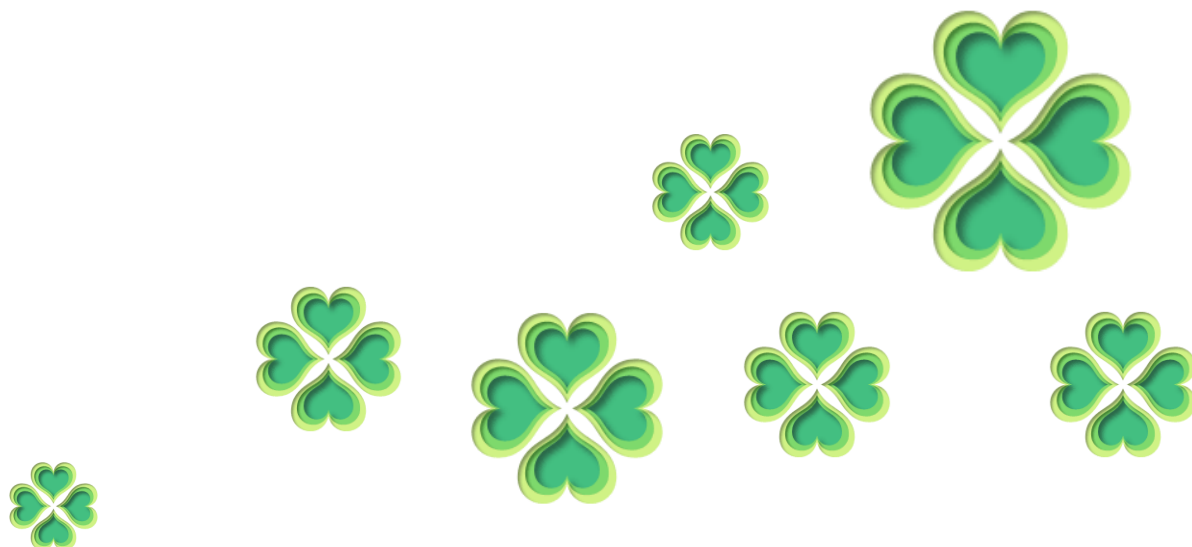
（高齢者支援課「市町村在宅高齢者数等調査」）

第3章

山形県男女共同参画計画に係る令和7年度の実施概要

山形県男女共同参画計画では、3つの“基本の柱”、9の“施策の方向”を掲げており、各“施策の方向”からつながる35の“主な施策”ごとに、関係各課の事業をまとめています。

第3章では、令和7年度の実施概要と、県で実施の関係施策の概要について記載しています。



令和7年度 山形県男女共同参画計画関連施策一覧

(千円)

基本の柱	施策の方向	主な施策	令和7年度 当初予算額
Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1 教育・メディア等を通した男女双方の意識改革、理解の促進	①互いに尊重し合い、主体的に進路を選択する教育・学習の推進	141,419
		②性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取り組みの加速化	10,608
		③多様なメディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の推進	700
		④男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進	0
	2 若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信	①女性の意見を施策に反映し発信する機会の創出	4,396
		②多様な暮らし方や働き方の発信	275,954
		③ライフスタイルに応じた仕事の創出、働き方支援	2,196,275
		④若年女性の回帰のための支援	767,125
	3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進	①防災分野への女性の参画促進	6,145
		②環境分野における男女共同参画の推進	8,407
		③科学技術・学術分野等性別に偏りのある分野への女性の参画促進	32,072
		④女性の起業に対する支援	12,723,600
		小計	16,166,701
Ⅱ いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①管理職、役員等への女性の登用促進	6,426
		②審議会等委員への女性の参画促進	0
		③政治分野における女性の参画促進	0
		④農林水産分野等における女性リーダー等の育成	0
		⑤政策・方針決定過程に参画する人材の育成とネットワークの形成促進	17,080
	5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現	①中小企業における柔軟な働き方の導入の推進	8,310
		②働き方の見直しに向けた事業主・労働者の意識改革と女性の職域拡大に向けた職場環境づくりの推進	2,884
		③結婚・出産・育児等で離職した女性の再就業に向けた支援体制の強化	327,412
		④関係法令の遵守と男女間格差の是正	255,932
		⑤ハラスメント防止対策の促進	59,178
	6 家庭・地域における男女共同参画の推進	①男女共同参画に関する機運醸成及び自治会やPTA、地域づくり等、各分野におけるリーダーとしての女性の参画の促進	838
		②男性の家事・育児・介護等への参画促進	7,325
		③男女の多様な選択を可能とする子育て・介護支援対策の拡充	3,488,690
		小計	4,174,075
Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり	7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶	①女性に対するあらゆる暴力の防止	7,688
		②DV防止の普及啓発及び被害者の保護等の推進	7,041
		③DV対応と児童虐待対応との連携強化	0
		④性犯罪・性暴力・ストーカー事案への対策の推進	6,618
	8 生涯を通じた健康支援	①ライフステージに応じた健康の保持増進	8,242
		②性と生殖に関する正しい知識の普及啓発・教育の推進	923
		③妊娠・出産・育児に関する保健医療対策の充実	1,626,573
	9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備	①子育て中のひとり親家庭への経済的支援、相談体制の充実	1,095,482
		②貧困、高齢、障がい等により生活上の困難に直面する人への支援	1,853,372
		③多様な性的指向・性自認への理解促進	21,880
		小計	4,627,819
		合計	24,968,595

※「基本の柱」ごとに予算計上をしているため、小計及び合計では重複している場合があります。

山形県男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度） 数値目標

基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

数値目標番号	項 目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値	
				年度等	数値	年度	数値
	施策の方向1 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進						
1	・「夫は働き、妻は家庭を守る」という考え方について、「反対」又は「どちらかと言えば反対」と答える割合	多様性・女性若者活躍課	%	R6	58.9	R7	60.0
2	・県男女共同参画センター利用者の男性の利用割合	多様性・女性若者活躍課	%	R8.2	29.9	R7	35.0
3	・保護者用学習資料(※)を活用した講座・研修会等の実施回数 ※県生涯教育・学習振興課作成資料	生涯教育・学習振興課	回	R6	381	R6	150
4	本県独自教材を活用した授業を実施した県立高等学校の割合	高校教育課	%	R3	100.0	R6	100.0
	施策の方向2 若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信(重点分野)						
5	・「チャレンジ応援やまがた」に掲載するモデル事例(累計)	多様性・女性若者活躍課	人	R8.2	227	R7	235
6	・マザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数(累計)	雇用・産業人材育成課	件	R8.1	3,515	R7	2,850
	施策の方向3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進(重点分野)						
7	・女性委員が登用されている市町村防災会議の組織割合	防災危機管理課	%	R7.3	87.9	R7	100.0
8	・県防災会議の委員に占める女性の割合	防災危機管理課	%	R7.12	32.5	R7	増加させる
9	・「チャレンジ応援やまがた」に掲載するモデル事例(累計)(再掲)	多様性・女性若者活躍課	人	R8.2	227	R7	235
10	・県の支援による創業件数	産業創造振興課	件	R8.1	72	R6	70

基本の柱Ⅱ いきいきと男女が共に活躍できる環境づくり

	項 目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値	
				年度等	数値	年度	数値
	施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大(重点分野)						
11	・県における女性管理職割合(課長相当職以上)	人事課	%	R7.4	25.2	R7	25%以上
12	・市町村における女性管理職割合(課長相当職以上)	多様性・女性 若者活躍課	%	R7.4	22.9	R7	21.0
13	・企業における女性管理職割合(課長相当職以上)	多様性・女性若者活躍課 雇用・産業人材育成課	%	R7	18.3	R7	21.0
14	・県の審議会等委員に占める女性委員の割合	多様性・女性 若者活躍課	%	R7.3	52.2	R7	50%程度 を維持
15	・市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合	多様性・女性 若者活躍課	%	R7.3	26.6	R7	30.0
16	・女性農業者によるビジネスプラン策定件数	農業技術環境課	件	R6	127	R6	108
17	・家族経営協定締結農家数	農業技術環境課	件	R6	1,051	R6	1,043
18	・男女共同参画センターエンパワーメントセミナー「チェリア塾」の 修了生総数	多様性・女性 若者活躍課	人	R7	532	R7	610

項 目		担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値	
				年度等	数値	年度	数値
施策の方向5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現(重点分野)							
19	・企業における男性の育児休業取得率	多様性・女性若者活躍課 雇用・産業人材育成課	%	R7	55.5	R7	15.0
20	・県における男性の育児休業取得率	人事課	%	R6	88.1	R7	100.0
21	・市町村における男性の育児休業取得率	多様性・女性 若者活躍課	%	R6	55.2	R7	30.0
22	・本県女性労働者(正規＋非正規)所定内給与額全国順位	雇用・産業人材育成課	位	R6	43	R7	現状より 改善
23	・年間総労働時間	雇用・産業人材育成課	時間	R6	1,762	R7	現状より 改善
24	・ワーク・ライフ・バランスの内容の認知度	多様性・女性 若者活躍課	%	R6	83.4	R7	70.0
25	・マザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数(累計)(再掲)	雇用・産業人材育成課	件	R8.1	3,515	R7	2,850
26	・パワーハラスメント防止対策を実施している事業所割合	雇用・産業人材育成課	%	R7	87.3	R7	80.0
施策の方向6 家庭・地域における男女共同参画の推進(重点分野)							
27	・男女共同参画推進員による活動回数(延べ)	多様性・女性 若者活躍課	回	R7.12	2,664	R7	2,300
28	・やまがたイクボス同盟加盟組織数	雇用・産業人材育成課	社	R8.1	874	R7	680
29	・保護者用学習資料(※)を活用した講座・研修会等の実施回数 (再掲) ※県生涯教育・学習振興課作成資料	生涯教育・ 学習振興課	回	R6	381	R6	150
30	・保育所入所待機児童数	こども安心保育支援課	人	R7.4	0	R6	0
31	・やまがた子育て応援パスポート協賛店舗数(累計)	しあわせ子育て政策課	店舗	R6	5,306	R6	5,253
32	・介護休業の取得実績がある事業所割合	雇用・産業人材育成課	%	R7	10.1	R7	7.0

基本の柱Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり

項 目		担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値	
				年度等	数値	年度	数値
施策の方向7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶							
33	・市町村におけるDV被害者支援の基本計画の策定率	こども家庭福祉課 多様性・女性若者活躍課	%	R7	97.1	R7	100
34	・DVの内容の認知度	多様性・女性 若者活躍課	%	R6	79.5	R7	100
施策の方向8 生涯を通じた健康支援							
35	・女性(20歳以上)の子宮(頸)がん健診の受診率	がん対策・ 健康長寿日本一推進課	%	R4	46.8	R4	60
36	・女性(40歳以上)の乳がん健診の受診率	がん対策・ 健康長寿日本一推進課	%	R4	48.8	R4	60
37	・産後ケア事業を実施する市町村数	こども安心保育支援課	市町村	R7	35	R7	35
施策の方向9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備							
38	・ひとり親家庭就業・自立支援センター利用者の就業実績(累計)	こども家庭福祉課	件	R6	313	R6	280
39	・ひとり親家庭応援センターの認知度	こども家庭福祉課	%	R6	32.4	R6	100
40	・障がい者の実雇用率の全国順位	雇用・産業人材育成課	位	R7	40	R7	10位 以内

◆ 山形県男女共同参画計画に係る令和7年度の取組み概要一覧

基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

施策の方向1 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

(1) 互いに尊重し合い、主体的に進路を選択する教育・学習の推進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画センター 事業	35,727 の一部	あらゆる世代が男女共同参画について学ぶ機会を提供するため、県男女共同参画センターにおいて、市町村等と連携し男女共同参画啓発セミナー等を実施。	—
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画センター 事業（再掲）	35,727 の一部	県男女共同参画センターにおいて、団体・グループ等が自ら企画・実施する各種講座、調査研究等の優れた企画に対して助成。	—
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画センター 事業（再掲）	35,727 の一部	学生向けに、女性が積極的に社会参画する意義や、男性が育児や介護にかかわる必要性、ワーク・ライフ・バランスに向けた取組等について学びの場を提供することで、男女共同参画社会づくりの若き担い手の育成を図る。	—
教育局義務教育課 教育局高校教育課	学校における男女平等 教育の推進	—	発達段階に応じ、道徳科や家庭科等の授業において、男女が協力して主体的に学校や家庭生活を送るための資質・能力の育成を図る。	4
教育局義務教育課	学校教育における進路 意識の啓発	—	児童生徒が自らの進路選択を主体的にとらえ、考えを深められるようにする。教育課程及び教育活動をキャリア教育の視点でとらえ直して効果的に実施する。	—
教育局高校教育課	キャリア教育推進事業	2,250	望ましい勤労観・職業観を身に付け地域産業の発展に貢献する高校生を育成するために、インターンシップ、各分野のスペシャリストによる講演、普通科高等学校におけるキャリア教育等を実施する。	—
高等教育政策・学 事文書課	私立学校への男女共同 参画の視点に立った教 育の啓発	—	関係機関と連携し、私立学校に対し、生命（いのち）の安全教育について周知・啓発した。	—
高等教育政策・学 事文書課	大学コンソーシアムや まがた支援事業	—	県内の大学等で構成する大学コンソーシアムやまがたと連携して、県内各高等教育機関に対する男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を図る。	—
しあわせ子育て政 策課	ライフデザイン形成支 援	2,465	学生や若手社会人を対象に、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を提供し、考える機会を持たせる取組として、外部講師によるセミナーとワークショップを開催。 併せて、県外外部講師によるモデルセミナーを開催するほか、県内外部講師・高校教員を対象としたスキルアップセミナーを開催。	—
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画センター 事業（再掲）	35,727 の一部	県男女共同参画センターにおいて、中学・高校期に男女共同参画の意識を醸成するため、男女共同参画に関するリーフレットを作成し、県内中学校へ配布するとともに、授業での活用を働きかける。	—
教育局生涯教育・ 学習振興課	学校・家庭・地域の連 携協働推進事業	100,977 の一部	性別や年齢を問わず、子育て・孫育てに携わる全ての大人を対象に、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の視点に立った家庭教育に関するテーマや内容の講座や研修会を行う。	3

(2) 性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取組みの加速化

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画推進事業	1,568 の一部	県内各地域における男女共同参画の理解の促進を図るため、男女共同参画推進員による出前講座を実施。また、推進員を対象とした研修会を実施。	27
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画推進関連 の周知・啓発	—	ウェブサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用し、幅広い世代の意識改革を図る。	1
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画推進関連 の周知・啓発（再掲）	—	6月23日～30日の男女共同参画週間の期間に、県や市町村などにおいて、パネル展示や講演会、市町村報などにより普及啓発を実施。	1
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画センター 事業（再掲）	35,727 の一部	あらゆる世代が男女共同参画について学ぶ機会を提供するため、県男女共同参画センターにおいて、市町村等と連携し男女共同参画啓発セミナー等を実施。	—
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画センター 事業（再掲）	35,727 の一部	県男女共同参画センターにおいて、男性を対象としたセミナーを開催し、併せて男性向けの相談窓口を運営。	2
生涯教育・学習振 興課	学校・家庭・地域の連 携協働推進事業（再 掲）	100,977 の一部	性別や年齢を問わず、子育て・孫育てに携わる全ての大人を対象に、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の視点に立った家庭教育に関するテーマや内容の講座や研修会を行う。	3
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画センター 事業（再掲）	35,727 の一部	県男女共同参画センターにおいて、女性相談員を2名配置し、女性が自分らしく、自立して生きていくうえで生じる様々な問題を一緒に考え、解決の方向を見つけるための相談事業を実施。	—
多様性・女性若者 活躍課	包摂性・寛容性の高い 地域づくり推進事業費 （アンコンシャス・バ イアス気づき発信事 業）	7,100	【新規】 女性や若者の声を活かした気づき発信動画を作成し、様々な媒体で発信する。	1
村山総合支庁	女性活躍応援事業	1,940 の一部	【新規】 アンコンシャス・バイアス解消に向けた動画を作成し、映画館にて動画を活用した啓発キャンペーンを展開	1

(3) 多様なメディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の推進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画推進関連 の周知・啓発（再掲）	—	6月23日～30日の男女共同参画週間の期間に、県や市町村などにおいて、パネル展示や講演会、市町村報などにより普及啓発を実施。	—
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画センター 事業（再掲）	35,727 の一部	県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画パネル展の開催や講演会等普及啓発事業の実施により、県民に対する働きかけを行う。	—
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画センター 事業（再掲）	35,727 の一部	県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画をテーマとした広報誌等を作成・発行し、広く県民に向け情報発信を行う。	—

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度取組み概要	
多様性・女性若者 活躍課	青少年健全育成条例運 用費	700	青少年にとって有害な図書類を指定するほか、書店やコンビニ等図書類取扱店への立入調査を実施し、青少年への有害図書類の販売禁止や区分陳列等に関する指導を行う。 各携帯電話事業者等への立入調査を実施し、フィルタリングの利用普及、有害情報等への対策の推進に関する指導を行う。	—
警察本部人身安全 少年課	—	—	私事性的画像記録の提供等による被害防止に関する法律（平成26年法律第126号）を適用した被疑者の検挙、被害の発生・拡大を防止するための広報を実施。	—
教育局高校教育課	—	—	子どもたちが、情報を主体的に収集・判断し、インターネットやスマートフォンを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解しながら、情報化の進展に対応できる能力の育成に取り組む。	—
教育局義務教育課	—	—	学校の情報モラル教育を推進し、情報や情報技術を適切かつ効果的に活用する能力を育成する。	—

(4) 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度取組み概要	
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画推進事業 (再掲)	1,568 の一部	山形県男女共同参画推進条例に基づき、関係各課で推進している事業の実施状況・指標の達成状況等、男女共同参画の推進の状況を取りまとめ、「男女共同参画白書」として公表。	—
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画センター 事業(再掲)	35,727 の一部	県男女共同参画センターにおいて、団体・グループ等が自ら企画・実施する各種講座、調査研究等の優れた企画に対して助成。	—
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画センター 事業(再掲)	35,727 の一部	県男女共同参画センターにおいて、情報交換を行う場や機器等の提供により、男女共同参画社会づくりを推進する団体・グループの支援を行う。	—

施策の方向2 若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信

(1) 女性の意見を施策に反映し発信する機会の創出

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度 の取組み概要	
いきいき山形未来 企画室・ 広報広聴推進課	「県民まんなか」みらい 共創カフェ	1,063	【新規】 県内外の女性や若者等と知事が持続可能で明るい山形県の未来について意見交換を行う。	—
雇用・産業人材育 成課	オール山形人材確保・ 生産性向上推進協議会	427 の一部	若年女性の県内就職・定着推進に向けた取組を検討・推進するため、「若年女性県内就職・定着促進協議会」を開催。	—
多様性・女性若者 活躍課	包摂性・寛容性の高い 地域づくり推進事業費 (女性活躍推進事業)	2,906	【新規】 山形で暮らし活躍する若い女性と女子学生の交流を通し、山形で暮らし働くことの魅力や山形でのキャリア形成の可能性について考えを深める交流会を開催する。	13

(2) 多様な暮らし方や働き方の発信

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度 の取組み概要	
雇用・産業人材育 成課	新卒者等早期離職防止 事業	—	(令和7年度で終了) 企業経営者の意識改革に向けた経営者セミナーおよび若手社員を対象とした、企業・業種の枠を超えた交流会を開催。	—
教育局高校教育課	—	—	学校における、地域の人と関わりながら地域の魅力について学ぶ機会の充実。	—
移住定住・地域活 力拡大課	移住定住・人材確保戦 略的展開事業費	253,867 の一部	移住・定住のイベント等により多様な仕事や暮らし、山形の魅力を発信。	—
多様性・女性若者 活躍課	やまがた若者地域づく り参加推進事業費	9,529	若者の地域活動の総合相談窓口として若者支援コンシェルジュを配置し、若者サポーターによる若者活動の伴走型支援を行うとともに、県内若者の活躍や山形暮らしの魅力を県内外へ広く発信する。若者の地域とのつながりを深め、やまがたの元気創出を図るため、地域の課題に目を向けて、その解決に取組む若者の地域おこし活動を支援する。	—
多様性・女性若者 活躍課	包摂性・寛容性の高い 地域づくり推進事業費 (やまがた暮らしびと 発信事業)	6,145	【新規】 高校生～20代の若者が、山形で多様な働き方・暮らし方を発信する人を取材し、Web等で広く発信するとともに、進路を考え始める高校1年生に冊子を配布。	—
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画センター 事業（再掲）	35,727 の一部	多様な分野での女性の活躍の状況や、支援機関、県内の講座情報等について「チャレンジ応援やまがた」等で情報提供。	5
建設企画課	建設業魅力発信事業	2,044	将来の職業など進路を考える最初の時期である中学生やその保護者、先生等に対し新しい建設業の姿をアピールし、建設業に興味を持ってもらうため、先進的な建設現場の見学会等を開催する。 建設業の魅力を効果的に伝え、中学校の総合学習の時間等で活用できる出前授業コンテンツを作成する。	—
建設企画課	建設業人手不足対策事 業	4,117	【新規】 建設業における女性の活用について理解を促進していくため、経営者を対象に、女性の働き方やキャリアアップ方法を学ぶセミナーを開催する。 女性のキャリア形成推進のため、資格取得のための費用の助成を行う。	—
農業技術環境課	各総合支庁各農業技術 普及課の普及指導事業	—	農産加工品の開発や直売所の運営等6次産業化を推進していく中で、女性農業者の起業を支援する。	16

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
置賜総合支庁	女性活躍推進事業	252	HP等各種媒体を通して多くの女性に生き方や自己実現についての情報提供を行う。	—

(3) ライフスタイルに応じた仕事の創出、働き方支援

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
産業創造振興課	やまがたチャレンジ創業応援事業	32, 931	ワンストップ・ワンパッケージでの創業支援を行うことで女性が創業しやすい環境を整備するとともに、創業に係る経費の一部を助成。 女性・若者の創業には助成金の加算枠を設定	10
雇用・産業人材育成課	就業職場環境改善促進事業	6, 160	職場環境改善アドバイザーが常用雇用規模100人以下の企業を訪問し、多様な正社員制度など、労働者それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方について周知啓発及び相談・助言を実施。	—
産業創造振興課	企業立地促進事業	1, 924, 496 の一部	若年女性の働く場となる I T ・デザイン業等のソフト産業の誘致を促進。	—
商業振興・経営支援課	プロフェッショナル人材戦略推進事業費	34, 570	プロフェッショナル人材戦略拠点による支援を通し、県内企業における首都圏等の副業・兼業人材活用を促進。	—
商業振興・経営支援課	中小企業まるっとサポート事業	124, 010 の一部	【新規】 D X の推進による業務改善に資する設備投資等の取組への支援。（令和7年度当初予算は令和6年度2月補正前倒）	—
雇用・産業人材育成課	マザーズジョブサポートセンター運営事業	39, 963	女性の就労相談、仕事と子育ての両立に関した情報提供や託児サービスの提供等によるワンストップ支援を行うマザーズジョブサポート山形及びマザーズジョブサポート庄内を運営するとともに、各地域において出張相談・セミナーを開催。	6
農業経営・所得向上推進課	未来を育む農業担い手育成支援事業	34, 145 の一部	女性農業者を含む多様な農業人材の活躍促進に向けた労働環境整備や研修会開催等の取組みを支援。（令和6年度「元気な地域農業担い手育成支援事業」）	—

(4) 若年女性の回帰のための支援

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
建築住宅課	セーフティーネット住宅供給促進事業・良質住宅ストック形成推進事業	314, 738 の一部	若者や新婚・子育て世帯等の移住・定住につながる世帯向け賃貸住宅や持ち家へのリフォームを支援。	—
移住定住・地域活力拡大課	移住定住・人材確保戦略的展開事業費（再掲）	253, 867 の一部	移住交流ポータルサイトやSNS等による情報発信を行うとともに、首都圏での相談活動、移住コーディネーターによる支援活動を行う。また、首都圏でのUIターンフェア「やまがた移住・交流フェア」を開催。併せて、県内中小企業への就業者等に対しては、移住支援金を支給するほか、県外から移住した若者・子育て世帯に対して支援金を給付。	—
移住定住・地域活力拡大課	やまがた魅力体感関係人口創出事業費	22, 375 の一部	（令和7年度で終了） 気軽に、山形の仕事、観光、地域との交流等を体験できるお試しやまがた暮らしを実施。	—
産業創造振興課	やまがた就職促進奨学金返還支援事業	371, 486	若者の県内回帰・定着を促進するため、奨学金の貸与を受ける大学生等が卒業後、県内に定住・就業した場合に、市町村・企業等と連携し奨学金の返還を支援。	—

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度取組み概要	
産業創造振興課	デジタル産業人材育成・県内回帰促進事業	4,000	高校生がAI技術の基礎を学ぶ「やまがたAI部」の活動への支援を通じて、デジタル人材の育成と若者の県内回帰を促進する。	—
雇用・産業人材育成課	女性の賃金向上推進事業	53,000	女性非正規雇用労働者の賃金引上げ及び正社員転換を実施した事業者に対して支援金を支給。	22
雇用・産業人材育成課	若者女性県内就職・定着促進事業	1,073	学生と県内企業の若手社員とのトークイベントを通して、学生の県内就職に係る意識醸成を図る。	—
庄内総合支庁	女性活躍応援事業	453	【新規】 地域における女性の活躍の推進と地元定着を促進するための女子中高生向けオフィスツアーを開催する。	—
多様性・女性若者活躍課	包摂性・寛容性の高い地域づくり推進事業費(女性活躍推進事業)(再掲)	2,906	【新規】 山形で暮らし活躍する若い女性と女子学生の交流を通し、山形で暮らし働くことの魅力や山形でのキャリア形成の可能性について考えを深める交流会を開催する。	13

施策の方向3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進

(1) 防災分野への女性の参画促進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度取組み概要	
防災危機管理課 消防救急課	市町村等に対する防災分野における男女共同参画の促進の働きかけ	—	市町村・消防本部担当者会議等において、防災分野における男女共同参画の取組み（防災会議の女性委員の登用、男女共同参画センターと連携した体制の構築、女性消防吏員数の拡大等）を促進するよう働きかけを行う。	7 8
消防救急課	消防活性化推進事業の一部	239	県内の全消防団員(女性消防団員含む。)が、県内の協力店舗等から各種サービスを受けられる優遇制度「やまがた消防団応援事業」の運用により、女性を含めた消防団への加入促進につなげる。	—
防災危機管理課 多様性・女性若者活躍課	共助による地域防災力活性化事業	172	(令和7年度で終了) 女性の地域防災への裾野の拡大を図るため、女性の視点を取り込んだ防災セミナーを開催。	—
防災危機管理課	地域における防災学習推進事業	5,734	【新規】 防災分野における男女共同参画が重要視され、女性防災士に対する期待が高まっていることから、県内4地域において女性を対象とするセミナーを開催し、女性防災士の増加につなげていくことにより、防災分野における女性の参画促進を図る。	—

(2) 環境分野における男女共同参画の推進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度取組み概要	
環境企画課	環境教育推進事業費	8,407 の一部	全ての世代の県民一人ひとりが環境に配慮した行動ができるよう、学校、家庭、地域、職場等様々な機会と場面を捉え、ライフステージを踏まえた環境教育・環境学習を推進。 環境教育に関する普及啓発、相談の受付、環境教室の実施や講師派遣を行い、県民の環境問題への関心を高める。 また、環境保全、環境学習支援等に取り組んでいる活動実践者を対象に、情報交換や交流する機会を設けることにより、指導者間のネットワーク構築・スキルアップを図る。	—
環境企画課	環境審議会	—	気候変動問題等の環境問題の政策・方針決定過程への女性の参画拡大。 気候変動問題等の環境問題の政策・方針を審議する環境審議会の女性委員を積極登用する。	—

(3) 科学技術・学術分野等性別に偏りのある分野への女性の参画促進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度取組み概要	
教育局高校教育課	—	—	女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成。	—
産業創造振興課	デジタル産業人材育成・県内回帰促進事業（再掲）	4,000	高校生がAI技術の基礎を学ぶ「やまがたAI部」の活動への支援を通じて、デジタル人材の育成と若者の県内回帰を促進する。	—
雇用・産業人材育成課	ものづくりヤマガタ情報サイト運営事業（山形県就職情報サイト等運営事業の一部）	5,775の一部	ものづくり産業に対する女性の就業・定着を促進するため、今現在ものづくり分野で活躍する女性を「ものづくりヤマガタ情報サイトY＋M」を通じて、就職活動前の若者・女性に対し情報発信することにより、本県の産業や地域企業に対して理解を深め、将来のものづくり産業を担う人材の確保に繋げる。	—
建設企画課	建設業魅力発信事業（再掲）	2,044	将来の職業など進路を考える最初の時期である中学生やその保護者、先生等に対し新しい建設業の姿をアピールし、建設業に興味を持ってもらうため、先進的な建設現場の見学会等を開催する。 建設業の魅力を効果的に伝え、中学校の総合学習の時間等で活用できる出前授業コンテンツを作成する。	—
建設企画課	建設工事等における女性技術者進出の推進	—	建設工事や建設工事関連業務委託の発注に際し、女性や40歳未満の男性を配置予定技術者とした場合に高評価が得られる若手・女性技術者評価型総合評価落札方式の活用を継続。	—
建設企画課	建設業人手不足対策事業（再掲）	4,117	【新規】 建設業における女性の活用について理解を促進していくため、経営者を対象に、女性の働き方やキャリアアップ方法を学ぶセミナーを開催する。 女性のキャリア形成推進のため、資格取得のための費用の助成を行う。	—
医療政策課	女性医師サポート事業	26,297	女性医師が仕事と家庭を両立しながら医師として働き続けることができる環境づくりを進めるため、女性医師支援ステーションを設置するとともに、女性医師の就労環境の改善に取り組む病院を支援。	—

(4) 女性の起業に対する支援

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度取組み概要	
商業振興・経営支援課	商工業振興資金融資事業	12,723,600の一部	開業支援資金を利用する方が、女性の場合、金利優遇を実施。	10
産業創造振興課	やまがたチャレンジ創業応援事業（再掲）	32,931	ワンストップ・ワンパッケージでの創業支援を行うことで女性が創業しやすい環境を整備するとともに、創業に係る経費の一部を助成。 女性・若者の創業には助成金の加算枠を設定	10
多様性・女性若者活躍課	男女共同参画センター事業（再掲）	35,727の一部	多様な分野での女性の活躍の状況や、支援機関、県内の講座情報等について「チャレンジ応援やまがた」等で情報提供。	9
農業技術環境課	各総合支庁各農業技術普及課の普及指導事業（再掲）	—	農産加工品の開発や直売所の運営等6次産業化を推進していく中で、女性農業者の起業を支援。	16

基本の柱Ⅱ いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり

施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 管理職、役員等への女性の登用促進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
人事課 企業局総務企画課 病院事業局県立病院課 教育局教育政策課 教育局教職員課 警察本部警務課	—	—	女性職員の能力が多様な分野で発揮されるよう、また、将来の幹部職員登用も展望した人材育成推進の観点も踏まえ、多様な分野へ積極的な登用を一層推進するほか、能力と意欲のある女性職員の確保・育成の取組みの推進など、各任命権者が定める特定事業主行動計画に基づいた取組みを実施。	11
多様性・女性若者活躍課	男女共同参画行政推進事業	271	市町村における女性職員の登用について、女性活躍推進法に基づき定める特定事業主行動計画に沿って積極的に取り組むよう働きかけを行う。	12
雇用・産業人材育成課	やまがたトップセミナー実施事業	2,150	「やまがたイクボス同盟」の活動による企業経営者層の意識改革を図るため、経営者等を対象とするトップセミナーを開催。	28
雇用・産業人材育成課	やまがたスマイル企業認定制度事業	2,778	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む企業に対する本県独自の認定制度「やまがたスマイル企業認定制度」により、認定企業を支援。	—
雇用・産業人材育成課	労政関係調査事業 (労働条件等実態調査事業)	1,227	県内の民間事業所における労働者の労働条件等を把握し、県の労働行政の基礎資料とするため、「育児休業制度の有無及び取得状況」等について調査を実施。	—
多様性・女性若者活躍課	男女共同参画センター事業(再掲)	35,727の一部	県男女共同参画センターにおいて、地域における男女共同参画推進のキーパーソンや女性リーダーを育成する「チェリア塾」や企業で働く女性の資質向上を図る「キャリアアップセミナー」を開催。	13
多様性・女性若者活躍課	包摂性・寛容性の高い地域づくり推進事業費 (女性活躍推進事業) (再掲)	2,906	【新規】 山形で暮らし活躍する若い女性と女子学生の交流を通し、山形で暮らし働くことの魅力や山形でのキャリア形成の可能性について考えを深める交流会を開催する。	13

(2) 審議会等委員への女性の参画促進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
多様性・女性若者活躍課	県審議会等への女性の参画推進	—	「女性の人材リスト」の拡充を図り、各部局毎の年次計画に基づき県審議会等における女性の積極的な起用を推進。また、登用進捗状況を調査し、公表。	14
多様性・女性若者活躍課	市町村審議会等への女性の参画登用の調査・公表	—	毎年実施している内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」に基づく政治分野における女性の参画状況を調査・公表。	15
多様性・女性若者活躍課	市町村審議会等への女性の参画登用の働きかけ	—	市町村における審議会等委員への女性の参画登用に関して協力を求める。	15

(3) 政治分野における女性の参画促進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
多様性・女性若者活躍課	政治分野における女性の参画状況の調査	—	毎年実施している内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」に基づく政治分野における女性の参画状況を調査・公表。	—
多様性・女性若者活躍課	男女共同参画センター事業(再掲)	35,727の一部	多様な分野での女性の活躍の状況や、支援機関、県内の講座情報等について「チャレンジ応援やまがた」等で情報提供。	5
多様性・女性若者活躍課	男女共同参画センター事業(再掲)	35,727の一部	県男女共同参画センターにおいて、地域における男女共同参画推進のキーパーソンや女性リーダーを育成する「チェリア塾」や企業で働く女性の資質向上を図る「キャリアアップセミナー」を開催。	—

(4) 農林水産分野等における女性リーダー等の育成

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
農政企画課 団体検査指導室	—		女性が農業や農村社会で重要な役割を果たしていることを踏まえ、女性 — 性の農協役員等への登用を促進し、組織の活性化が図られるよう機運醸 成を図る。	—
農業技術環境課	各総合支庁各農業技術 普及課の普及指導事業 (再掲)		— 農産加工品の開発や直売所の運営等6次産業化を推進していく中で、 女性農業者の起業を支援。	16
農業技術環境課	各総合支庁各農業技術 普及課の普及指導事業 (再掲)		— 農業経営における役割分担や報酬等を定める家族経営協定の締結を推進 する中において、女性の農業経営への主体的な参画についても働きかけ る。	17

(5) 政策・方針決定過程に参画する人材の育成とネットワークの形成促進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
人事課	職員研修事業	17,080 の一部	職員が、男女ともに将来にわたって高い意欲を維持し、自分の強みや 価値観を再確認し、将来に向けたキャリアスタイルを描くための研修を 実施。	—
多様性・女性若者活 躍課	男女共同参画センター 事業(再掲)	35,727 の一部	県男共同参画センターにおいて、地域における男女共同参画推進の キーパーソンや女性リーダーを育成する「チェリア塾」や企業で働く女 性の資質向上を図る「キャリアアップセミナー」を開催。	18
農政企画課 団体検査指導室	—		— 女性が農業や農村社会で重要な役割を果たしていることを踏まえ、女 性の農協役員等への登用を促進し、組織の活性化が図られるよう機運醸 成を図る。	—

施策の方向5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現

(1) 中小企業における柔軟な働き方の導入の推進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
雇用・産業人材育成 課	就業職場環境改善促進 事業(再掲)	6,160	職場環境改善アドバイザーが常用雇用規模100人以下の企業を訪問し、 多様な正社員制度など、労働者それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働 き方について周知啓発及び相談・助言を実施。	32
雇用・産業人材育成 課	やまがたトップセミ ナー実施事業(再掲)	2,150	「やまがたイクボス同盟」の活動による企業経営者層の意識改革を図 るため、経営者等を対象とするトップセミナーを開催。	28
雇用・産業人材育成 課	やまがたスマイル企業 認定制度事業(再掲)	2,778	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む企業に対する 本県独自の認定制度「やまがたスマイル企業認定制度」により、認定企 業を支援。	—
雇用・産業人材育成 課	各地域における企業交 流会実施事業	2,535	各地域において企業の人事労務担当者等によるワーク・ライフ・バラ ンスに関する交流会を実施。	—
雇用・産業人材育成 課	WEB労働やまがた運営事 業(山形県就職情報サ イト等運営事業の一 部)	5,775 の一部	雇用における男女の均等な機会及び処遇の確保を図るため、ホーム ページやメールマガジン等を通じ、関係機関と連携した普及啓発を実 施。	—

(2) 働き方の見直しに向けた事業主・労働者の意識改革と女性の職域拡大に向けた職場環境づくりの推進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に係る予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
雇用・産業人材育成課	やまがたトップセミナー実施事業（再掲）	2,150	「やまがたイクボス同盟」の活動による企業経営者層の意識改革を図るため、経営者等を対象とするトップセミナーを開催。	28
雇用・産業人材育成課	やまがたスマイル企業認定制度事業（再掲）	2,778	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む企業に対する本県独自の認定制度「やまがたスマイル企業認定制度」により、認定企業を支援。	—
雇用・産業人材育成課	各地域における企業交流会実施事業（再掲）	2,535	各地域において企業の人事労務担当者等によるワーク・ライフ・バランスに関する交流会を実施。	—
雇用・産業人材育成課	WEB労働やまがた運営事業（山形県就職情報サイト等運営事業の一部）（再掲）	5,775の一部	雇用における男女の均等な機会及び処遇の確保を図るため、ホームページやメールマガジン等を通じ、関係機関と連携した普及啓発を実施。	—
雇用・産業人材育成課	就業職場環境改善促進事業（再掲）	6,160	職場環境改善アドバイザーが常用雇用規模100人以下の企業を訪問し、多様な正社員制度など、労働者それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方について周知啓発及び相談・助言を実施。	32
雇用・産業人材育成課	経営者と若者との座談会	2,884	経済団体と連携し、県内企業の経営者と県内外の若者社員・学生との座談会を開催するとともに、レポート、ダイジェスト動画を作成し、魅力ある職場環境づくりの重要性を普及啓発。	—
建設企画課	建設業人手不足対策事業（再掲）	4,117	【新規】 建設業における女性の活用について理解を促進していくため、経営者を対象に、女性の働き方やキャリアアップ方法を学ぶセミナーを開催する。 女性のキャリア形成推進のため、資格取得のための費用の助成を行う。	—

(3) 結婚・出産・育児等で離職した女性の再就業に向けた支援体制の強化

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
雇用・産業人材育成課	マザーズジョブサポートセンター運営事業（再掲）	39,963	女性の就労相談、仕事と子育ての両立に関する情報提供や託児サービスの提供等によるワンストップ支援を行うマザーズジョブサポート山形及びマザーズジョブサポート庄内を運営するとともに、各地域において出張相談・セミナーを開催。	25
医療政策課	女性医師サポート事業（再掲）	26,297	女性医師が仕事と家庭を両立しながら医師として働き続けることができる環境づくりを進めるため、女性医師支援ステーションを設置するとともに、女性医師の就労環境の改善に取り組む病院を支援。	—
医療政策課	ナースセンター事業	25,024	潜在看護師等の再就業を促進するため、看護師等免許保持者の届出制度などを活用しながら、県ナースセンターによる就業相談・斡旋、各種ガイダンス等を開催。	—
雇用・産業人材育成課	職業能力開発校管理運営	33,642	山形職業能力開発専門学校及び庄内職業能力開発センターにおける新規学卒者、在職者及び離転職者を対象とした職業訓練の実施に伴う施設管理を行う。	—
雇用・産業人材育成課	職業能力開発校教務	14,809	山形職業能力開発専門学校及び庄内職業能力開発センターにおける新規学卒者、在職者及び離転職者を対象とした職業訓練を実施。	—
雇用・産業人材育成課	離転職者職業訓練事業	221,783の一部	離転職者の多様な職業訓練の機会を確保し再就職を図ること目的に、民間教育訓練機関を活用した職業訓練を実施。	—
雇用・産業人材育成課	YAMAGATA bizウーマンキャリア形成応援事業	29,166の一部	大学等卒業後、就職したものの早期離職により再就職を希望する女性や、移住等により県内での就職を希望する女性を対象とした再就職支援を実施。	—
こども家庭福祉課	ひとり親家庭就業自立支援センター事業	2,988	ハローワークを含む関係機関による就業支援連絡会議において、DV被害者を含むひとり親家庭の就業促進のため、情報交換や支援を行う。	—

(4) 関係法令の遵守と男女間格差の是正

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
雇用・産業人材育成課	WEB労働やまがた運営事業（山形県就職情報サイト等運営事業の一部）（再掲）	5,775の一部	雇用における男女の均等な機会及び処遇の確保を図るため、ホームページやメールマガジン等を通じ、関係機関と連携した普及啓発を実施。	—
雇用・産業人材育成課	就業職場環境改善促進事業（再掲）	6,160	職場環境改善アドバイザーが常用雇用規模100人以下の企業を訪問し、多様な正社員制度など、労働者それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方について周知啓発及び相談・助言を実施。	32
雇用・産業人材育成課	女性の賃金向上推進事業（再掲）	53,000	女性非正規雇用労働者の賃金引上げ及び正社員転換を実施した事業者に対して支援金を支給。	22
雇用・産業人材育成課	労働学院関係事業	249	関係機関と連携し労働基準法等の理解と的確な制度運用の啓発を実施。	—
雇用・産業人材育成課	トータル・ジョブサポート運営事業	6,892	若者就職支援センター、求職者総合支援センターとハローワークが連携して就職支援のためのワンストップサービスを提供する相談窓口を県内4地区で運営。また、チーム支援による早期就職に向けた集中的支援の実施。	—
こども家庭福祉課	保育士等キャリアアップ研修費等（教育・保育給付）	19,875	保育所の保育士等の職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修を実施。	—
こども家庭福祉課	放課後児童クラブ指導員の処遇改善等（放課後児童クラブ推進事業）	228,113	指導員の処遇改善に取り組む放課後児童クラブに対する支援等を行う。	—
高齢者支援課	介護職員確保定着促進事業費（介護人材確保対策連携協働推進事業）	803	県及び関係機関・団体（国、市町村、養成・教育機関、施設・事業所、関係団体）で構成される「山形県介護職員サポートプログラム推進会議」を開催し、介護職員をサポートする事業を総合的かつ一体的に実施し、介護職員が安心して介護業務に従事できる体制を構築する。	—

(5) ハラスメント防止対策の促進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
雇用・産業人材育成課	WEB労働やまがた運営事業（山形県就職情報サイト等運営事業の一部）（再掲）	5,775の一部	雇用における男女の均等な機会及び処遇の確保を図るため、ホームページやメールマガジン等を通じ、関係機関と連携した普及啓発を実施。	26
雇用・産業人材育成課	山形県中小企業労働相談事業	59,178の一部	賃金や労働時間など、労働に関する悩みについて、助言や関係機関の紹介の実施。なお、各総合支庁に労働相談員（社会保険労務士）を週1回配置することにより、専門的な相談へも対応。	—
多様性・女性若者活躍課	男女共同参画推進事業（再掲）	1,568の一部	県内各地域における男女共同参画の理解の促進を図るため、男女共同参画推進員による出前講座を実施。また、推進員を対象とした研修会を実施。	27

施策の方向6 家庭・地域における男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画に関する気運醸成及び自治会やPTA、地域づくり等、各分野におけるリーダーとしての女性の参画の促進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
多様性・女性若者活躍課	県男女共同参画センター事業（再掲）	35,727の一部	オンラインに対応した環境整備を行うなど、地域における男女共同参画の拠点である県男女共同参画センター「チェリア」の機能強化を図る。	—
多様性・女性若者活躍課	男女共同参画推進事業（再掲）	1,568の一部	県内各地域における男女共同参画の理解の促進を図るため、男女共同参画推進員による出前講座を実施。また、推進員を対象とした研修会を実施。	27
多様性・女性若者活躍課	県男女共同参画センター事業（再掲）	35,727の一部	市町村担当者会議（オンライン）を開催することで、男女共同参画推進のための情報交換を行い、市町村と県が一体となって男女共同参画社会づくりを推進。	—
多様性・女性若者活躍課	県男女共同参画センター事業（再掲）	35,727の一部	県男女共同参画センターにおいて、実行委員会形式の男女共同参画に関する地域講座を開催。	—
多様性・女性若者活躍課	県男女共同参画センター事業（再掲）	35,727の一部	県男女共同参画センターにおいて、チェリア塾修了生のネットワーク化を促進し、活動を支援。	—
多様性・女性若者活躍課	県男女共同参画センター事業（再掲）	35,727の一部	県男女共同参画センターにおいて、女性団体のネットワークの活動の活性化を図るため、活動を支援。	—
多様性・女性若者活躍課	男女共同参画推進事業	276	多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人又は団体について顕彰し、その功績を称えとともに、県民の一層の関心を高めるため、知事表彰を行う。また、仕事や地域活動等、様々な分野でのチャレンジを顕彰する「チャレンジ賞」表彰を行う。	—
最上総合支庁	女性活躍応援事業	562の一部	女性が地域で活躍する上で課題となっている、男性の家事分担や家族の理解と協力への意識の向上のため、家事・育児に携わっている子育て世代に意識向上を働きかけていく。	—

(2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
雇用・産業人材育成課	やまがたトップセミナー実施事業（再掲）	2,150	「やまがたイクボス同盟」の活動による企業経営者層の意識改革を図るため、経営者等を対象とするトップセミナーを開催。	28
雇用・産業人材育成課	やまがたスマイル企業認定制度事業（再掲）	2,778	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む企業に対する本県独自の認定制度「やまがたスマイル企業認定制度」により、認定企業を支援。	—
雇用・産業人材育成課	各地域における企業交流会実施事業（再掲）	2,535	各地域において企業の人事労務担当者等によるワーク・ライフ・バランスに関する交流会を実施。	—
生涯教育・学習振興課	学校・家庭・地域の連携協働推進事業（再掲）	100,977 の一部	性別や年齢を問わず、子育て・孫育てに携わる全ての大人を対象に、ワーク・ライフ・バランス・男女共同参画の視点に立った家庭教育に関するテーマや内容の講座や研修会を行う。	29
しあわせ子育て政策課	子育て県民運動の推進等	4,400	県民総ぐるみの、子どもや子育て家庭に対する応援活動の実践。 ・「山形県子育て基本条例」に基づく全県的な気運醸成活動の展開 ・「やまがた子育て応援サイト」の運営 ・「地域みんなで子育て応援団活動」による県内4地域の特色を活かした各地域における情報発信や子育て応援活動	—
しあわせ子育て政策課	パパママ一緒に子育て応援事業	968	夫婦で共に働き、一緒に子育てをして、子育ても仕事も楽しむことができるよう、子連れで楽しめるおでかけスポットの体験レポートを「やまがた子育て応援サイト」に掲載。 当事者男性等を対象に、家事・育児参画セミナーを開催。	19～ 21
しあわせ子育て政策課	赤ちゃんほっとステーション事業	1,957	男性も女性も安心して授乳やおむつ替えができる施設を県が「赤ちゃんほっとステーション」として登録・周知を行うとともに、登録に向けた環境整備に利用できる補助事業を実施。 また、企業から寄附を受けた紙おむつやおしりふき等の消耗品を各登録施設に配置し、寄附を行った企業を応援企業として紹介することで、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する。	—

(3) 男女の多様な選択を可能とする子育て・介護支援対策の拡充

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
しあわせ子育て政策課	子育て県民運動の推進等（再掲）	4,400	県民総ぐるみの、子どもや子育て家庭に対する応援活動の実践。 ・「山形県子育て基本条例」に基づく全県的な気運醸成活動の展開 ・「やまがた子育て応援サイト」の運営 ・「地域みんなで子育て応援団活動」による県内4地域の特色を活かした各地域における情報発信や子育て応援活動	—
しあわせ子育て政策課	やまがた子育て応援パスポート事業	908	企業・店舗の参画を得て、社会全体で子育てを支援する気運を醸成し、子育て家庭の負担感を軽減するため、協賛した企業・店舗において子育て家庭に各種サービスを提供する仕組みを運営。	31
しあわせ子育て政策課	赤ちゃんほっとステーション事業（再掲）	1,957	男性も女性も安心して授乳やおむつ替えができる施設を県が「赤ちゃんほっとステーション」として登録・周知を行うとともに、登録に向けた環境整備に利用できる補助事業を実施。 また、企業から寄附を受けた紙おむつやおしりふき等の消耗品を各登録施設に配置し、寄附を行った企業を応援企業として紹介することで、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する。	—
しあわせ子育て政策課	山形で子育てしたいプロジェクト発信事業	266	Webサイトで、山形で結婚・子育てするライフデザインを描くための「やまがた結婚・子育てデザインコンテンツ」を提供し、子育て環境・支援制度について情報発信を行う。	—

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
しあわせ子育て政策課	やまがた他孫（たまご）育て支援事業	734	地域での子育て支援に関心のあるシニア層を対象に、地域の中で一人一人が実践できる子育て支援について学ぶことができる講座を開催するとともに、実際の活動事例をロールモデルとして情報を発信することにより、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する。	—
こども安心保育支援課	妊娠・出産・子育て安心生活応援事業	43,954の一部	妊娠期から出産・子育てまで一貫した妊婦等包括相談支援事業と経済的支援とを一体的に行う市町村に対し助成するとともに、こども家庭センターの体制を整備するなど、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を充実し、安心して子育てできる環境づくりを促進。	—
こども安心保育支援課	認定こども園等整備推進	56,875	質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制の整備を推進。	30
こども安心保育支援課	特別保育事業	42,085	保育需要の多様化に対応するため、障がい児保育等の特別保育を実施するとともに、保育士を支える保育支援者を配置するなど、保育所における保育サービスの充実を図る。	—
こども安心保育支援課	届出保育施設等すこやか保育事業	15,744	届出保育施設等における0～2歳児及び待機児童の受入れ等に係る経費を助成。	30
こども安心保育支援課	放課後児童支援員認定資格研修事業（放課後児童クラブ推進事業）	4,377	放課後児童支援員として業務を行ううえで必要最低限の知識・技能を修得し、実践する際の基本的な考えや心得を認識してもらうことを目的とした研修会を実施。	—
こども安心保育支援課	放課後児童クラブ整備推進	78,658	放課後児童クラブの整備に対する助成事業を実施。	—
こども安心保育支援課	保育士人材確保研修等事業	319,347	拡大する保育需要に対応するため、保育士の就業促進、処遇改善、潜在保育士再就職支援等を実施し、保育人材の確保を図る。	30
こども安心保育支援課	多子世帯における保育料負担軽減事業	23,257	多子世帯の負担軽減と子育てしやすい環境の整備を図るため、同一世帯から2人以上の就学前児童が届出保育所に入所している場合に、保育料の減額を行った市町村に対して補助を行う。	—
こども安心保育支援課	放課後児童クラブ利用料軽減事業	78,481	放課後児童クラブを兄弟姉妹で同時利用している世帯に対する利用料軽減及び低所得世帯に対する利用料軽減のため、市町村に対し助成を行う。	—
こども安心保育支援課	地域子ども・子育て支援事業	942,974	保育ニーズの多様化に対応するため、市町村におけるファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業などの子ども及び子育て家庭への支援に対して助成。	—
こども安心保育支援課	私立幼稚園預かり保育推進事業（私立幼稚園子育て支援事業費補助金）	26,556	私立幼稚園が行う預かり保育事業を促進するため、事業に要する経費の一部を支援。	—
こども安心保育支援課	保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業費	988,768	0歳から2歳児の保育料について、国基準の「所得階層8区分」のうち無償化されていない第3及び第4階層世帯の負担軽減に加え、第5階層世帯の負担の一部軽減を市町村と連携して実施する。	—
こども家庭福祉課	—	—	ウェブサイトを利用し、妊娠・出産・育児に関する情報提供やメール相談等を行うことにより、妊娠期から子育て期における不安を抱える子育て家庭等を支援。	—
こども家庭福祉課	—	—	妊娠・出産・子育て期への一貫した「切れ目のない支援」を行うため、市町村による総合的なワンストップ相談拠点を充実し、安心して子育てできる環境づくりを推進。	—

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
高齢者支援課	地域支援事業	863, 949	要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する目的で市町村が実施する「地域支援事業」に対する法定負担分を交付。	—
村山総合支庁	むらやま若者子育て安心イメージアップ事業	250	中学生・高校生に乳幼児とのふれあいの機会や子育て中の親子との交流の機会を提供することにより、若者世代が男女共に安心して子育てに臨むイメージを高める。	—
村山総合支庁	子育て応援情報発信事業	290 の一部	村山地域みんなで子育て応援団サイト「むらやま子育てナビ」により、子育て支援情報の発信を行う。	—
最上総合支庁	子育て応援情報発信事業	292	子育て応援イベントや子育て支援者向け研修会等を実施する。また、ホームページ（moconet）による子育て支援情報の発信を行う。	—
置賜総合支庁	子育て応援情報発信事業	—	置賜地域みんなで子育て応援団サイト「ウキウキたむたむ」により、地域に密着した子育て支援情報の発信を行う。	—
庄内総合支庁	地域みんなで子育て応援事業	288	子育て家庭向けイベントや子育て支援者向け研修会等を実施する、また、庄内子育て情報サイト「TOMONI」による情報発信を支援する。	—

基本の柱Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり

施策の方向7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対するあらゆる暴力の防止

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
教育局義務教育課 教育局高校教育課 教育局特別支援教育課	—	—	児童生徒の発達段階に応じた、分かりやすい教材の開発や、医師など外部の専門家による児童生徒に対する指導機会を充実。	—
教育局義務教育課 教育局高校教育課 教育局特別支援教育課	—	—	児童生徒からのサインを的確に受け止めることができるようにするための教員を対象とした研修を充実。	—
教育局義務教育課 教育局高校教育課 教育局特別支援教育課 教育局学校体育保健課	—	—	保護者が、児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育や性被害の防止方法について学習する機会及び相談体制を充実。	—
こども家庭福祉課	—	—	D V計画改訂に向け、庁内関係課から、現D V計画に基づく施策の実施状況を把握するとともに、次期D V計画における強化すべき施策展開について、関係部局間で協議、検討を行う。	—
多様性・女性若者活躍課	女性に対する暴力の防止の周知	49	「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中、市町村や総合支庁等と連携し、ポスターの掲示や、リーフレットを設置。また、ホームページへの掲載等により女性に対する暴力の防止について周知を図る。	—
警察本部 人身安全少年課	被害防止活動の普及啓発推進	—	関係機関との連携を図りながら女性に対する犯罪の防止について周知するとともに、加害者の検挙、被害者の保護対策を推進。	—
警察本部 広報相談課	相談体制の整備 (今後の刑事手続や利用できる支援制度の教示)	150	犯罪被害者に被害を受けた後の刑事手続や利用できる制度などを知らせる「被害者の手引」を配付し、犯罪被害者を支援。	—
消費生活・地域安全課	性犯罪・性暴力等被害者支援事業	7, 489	性犯罪・性暴力被害者に被害直後から総合的な支援を可能な限り一か所で提供する「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサボやまがた）」を運営し、内閣府コールセンターと連携し24時間365日体制で電話相談を受け付け、必要な支援等に対応。 子ども・若者の性被害防止のための対策として、各学校での出前講座を行う。	—

(2) DV防止の普及啓発及び被害者の保護等の推進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
多様性・女性若者 活躍課	D V 防止に向けた啓発 の推進	—	女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、克服すべき重要な課題であることを、あらゆる世代に対し広めていくため、D V 防止啓発リーフレットを高校等の学校、民間支援団体、イベントホール、医療機関等に幅広く配布。	34
多様性・女性若者 活躍課	デートD V 防止出前講座	191	若年層におけるD V 被害の未然防止を目的とし、高等学校、大学、短期大学等に対し講師を派遣し、生徒等にデートD V の実情や予防啓発の必要性に対する理解を深めるための出前講座を実施。	34
多様性・女性若者 活躍課	—	—	若年層に向けたD V の予防教育の強化につなげるため、デートD V 防止出前講座等の予防啓発を行うことができるファシリテーターを養成する研修を実施。	—
こども家庭福祉課	D V センター機能強化	—	女性相談支援センターのほか、各総合支庁子ども家庭支援課（村山総合支庁は生活福祉課）の配偶者暴力相談支援センター機能を活用し、D V 被害者に対する相談支援を行う。	—
警察本部 広報相談課	警察安全相談受理時の被害者等に対する支援活動	60	相談者から寄せられるS O S に対して、機敏できめ細やかな対応を心掛け、相談者と直接面談による安否確認を徹底し、被害者の保護、一時避難その他緊急時における自衛手段等の教示、関係機関への情報提供を行うなど事案に応じて対処する。	—
警察本部 人身安全少年課	被害防止に向けた体制の整備	—	「山形県警察本部人身安全関連事案対処体制」を確立し、県民の安全を確保するため、相談者との直接面談による被害状況の確認や、その危険性・切迫性に応じた保護対策を講じるとともに、加害者の検挙や指導警告を行う等、被害の発生防止や重大事件への発展の防止を図る。	—
警察本部 人身安全少年課	子ども・女性安全対策推進事業	584 の一部	相談者に対して、保護命令制度及び女性相談センターへの一時保護を教示するほか、自ら避難場所を確保することができない場合又は公的施設への避難が困難な場合において、民間宿泊施設への一時避難を伴う費用を負担する措置を講じ、被害者の安全を確保する。	—
こども家庭福祉課	D V 被害者の保護・自立支援	6, 206 の一部	中央配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談、保護、自立支援を行うとともに、各地域配偶者暴力相談支援センター、市福祉事務所、警察署等との連携会議を開催し、D V 被害者保護支援ネットワークの強化を図るとともに、迅速かつ適切な保護・移送を図る。	—
建築住宅課	県営住宅に入居する際の優遇措置	—	D V 被害者の県営住宅への入居に際し、単身の入居を可とする等、入居条件等の優遇措置を講じる。	—
建築住宅課	別の県営住宅への住み替え	—	県営住宅の既存入居者でD V 被害者については、別の県営住宅への住み替え（特定入居）を認める。	—
こども家庭福祉課	D V 被害者自立支援	—	N P O 等民間支援団体が、シェルターやステップハウスを設置する動向がないか情報収集に努める。	—
こども家庭福祉課	ひとり親家庭就業自立支援センター事業（再掲）	2, 988	ハローワークを含む関係機関による就業支援連絡会議において、D V 被害者を含むひとり親家庭の就業促進のため、情報交換や支援を行う。	—
多様性・女性若者 活躍課	男女共同参画行政推進事業	—	市町村におけるD V 計画策定や市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に関して働きかけを行う。	33
こども家庭福祉課	D V センター機能強化（再掲）	—	関係機関との連携を密にするため、県域及び総合支庁ごとにD V 被害者支援対策関係機関連絡会議を開催する。	—

(3) DV対応と児童虐待対応との連携強化

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度取組み概要	
こども家庭福祉課	－		福祉相談センターが女性相談支援センターと中央児童相談所の機能を有していることから、有機的に連携することでDV及び児童虐待への対応を強化する。	－
こども家庭福祉課	－		全ての市町村要保護児童対策地域協議会の実務者会議に女性相談支援員等が参画するよう市町村を支援し、DV対応と児童虐待対応の連携強化を実施する。	－

(4) 性犯罪・性暴力・ストーカー事案への対策の推進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度取組み概要	
警察本部 人身安全少年課	子ども・女性安全対策 推進事業（再掲）	584 の一部	性犯罪の前兆とみられる声かけ、つきまとい等が発生した場合、行為者を特定し、検挙や指導警告等の措置を講じ、重大事件の発生を未然に防止する。 更に、被害者方への防犯カメラの設置や緊急通報装置の貸出し等により再被害防止を図る。	－
消費生活・地域安全課	性犯罪・性暴力等被害者支援事業（再掲）	7,489	性犯罪・性暴力被害者に被害直後から総合的な支援を可能な限り一か所で提供する「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」を運営し、内閣府コールセンターと連携し24時間365日体制で電話相談を受け付け、必要な支援等に対応。 子ども・若者の性被害防止のための対策として、各学校での出前講座を行う。	－
警察本部 広報相談課	性犯罪被害者に対する 経済的・精神的負担の 軽減	412	性犯罪被害者の産婦人科医療等の経費を公費負担するとともに、カウンセリングを実施し、被害者の経済的・精神的負担軽減を図る。	－
各総合支庁	各地域困難女性及びDV被害者支援調整議会	－	配偶者等からの暴力の防止対策及びDV被害者への支援を推進するため、総合支庁と関係機関等で構成した地域困難女性及びDV被害者支援調整会議を開催。	－
警察本部 広報相談課	「性犯罪被害相談電話」＃8103（通称：ハートさん）の設置	－	性的被害に関する悩みや苦しみを抱える方からの相談に応じるため、全国共通の短縮ダイヤル「性犯罪被害相談電話」＃8103（通称：ハートさん）が設置されており、その周知を図るとともに、相談内容に応じて適切に対処する。	－
警察本部 人身安全少年課	子ども・女性安全対策 推進事業（再掲）	24	ストーカー事案を認知した場合、危険性・切迫性に応じて、加害者の検挙や警告、禁止命令の措置を講じ、重大事件への発展を防止するほか、加害者に、カウンセリングや精神医療の受診を勧め、精神科医療等と連携した再発防止を図る。	－
警察本部 人身安全少年課	子ども・女性安全対策 推進事業（再掲）	584 の一部	被害者やその親族の安全を確保するため、緊急保護の必要がある場合には、一時的にビジネスホテルなどの宿泊施設を提供するとともに、その宿泊費用を支援。	－
こども家庭福祉課	一時保護	6,206 の一部	緊急に保護することが必要と認められる女性被害者について、施設での一時保護を実施し、安全の確保を図る。	－

施策の方向8 生涯を通じた健康支援
 (1) ライフステージに応じた健康の保持増進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度取組み概要	
こども安心保育支援課	性と健康の相談センター事業	1,302	各保健所において、男女を問わず健康の保持増進のための相談・健康教育や妊娠相談窓口を設置し、妊娠、出産、不妊、思春期、更年期等に関する相談事業及び普及啓発を推進。	—
がん対策・健康長寿日本一推進課	①地域・職域連携推進事業 ②健康増進事業 ③がん検診受診率向上対策事業 ④女性のがん検診受診率向上対策	2,455	地域・職域連携推進協議会、健康増進事業評価検討会等の機会を捉え、特定健診やがん検診受診率向上に向けた取組みを推進するとともに、女性のがん検診を受けやすい環境の整備や新聞、SNS、リーフレット等様々な広報媒体を活用したがん検診受診率向上に向けた普及啓発活動を実施。	35 36
教育局学校体育保健課	学習指導要領及び年間指導計画に基づく健康に關した指導	—	各学校における保健教育（関連する教科での保健に関する学習、学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動、日常の学校生活における個別指導等）を通して、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための学校教育活動の推進を図る。	—
スポーツ振興課	広域スポーツセンター運営事業	1,975	県民の誰もが、生涯にわたり、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができるよう環境を整備し生涯スポーツ社会の実現を図るため、地域住民が主体的に参画する「総合型地域スポーツクラブ」の育成支援を実施。	—
高齢者支援課	通いの場における介護・フレイル予防対策事業	1,089	地域ケア会議に関わっている専門職能団体と協力のうえ作成した、通いの場で実施可能な総合的な介護・フレイル予防プログラムを普及させるため、通いの場の代表者研修会等へ専門職を派遣し、作成したプログラムの実地指導を行う。また、専門職による啓発事業を実施する。	—
高齢者支援課	地域包括支援センター職員研修	1,170	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村に設置されている地域包括支援センターの機能を強化するため、職員の経験年数に応じた能力の取得を目指す研修を実施し、資質向上を図る。	—
がん対策・健康長寿日本一推進課	受動喫煙防止対策促進事業	251	改正健康増進法及び平成30年12月に制定した「山形県受動喫煙防止条例」を広く県民に周知し、受動喫煙のない地域社会づくりを進めるため、出前講座、リーフレットの配布等の取組みを実施。	—

(2) 性と生殖に関する正しい知識の普及啓発・教育の推進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度取組み概要	
こども安心保育支援課	性と健康の相談センター事業（再掲）	1,302	各保健所において、男女を問わず健康の保持増進のための相談・健康教育や妊娠相談窓口を設置し、妊娠、出産、不妊、思春期、更年期等に関する相談事業及び普及啓発を推進。	—
教育局学校体育保健課	子どもの健康づくり連携事業	923	子どもの現代的な健康課題に適切に対応するために、小・中・高等学校、特別支援学校40校に専門医を派遣し、教職員への指導助言、講話または講演、児童生徒や保護者への健康相談等を実施。	—

(3) 妊娠・出産・育児に関する保健医療対策の充実

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関係する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度取組み概要	
医療政策課	周産期医療対策事業	145, 780	安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、「第8次山形県保健医療計画（R6.3策定）」に基づき、総合周産期母子医療センター等の運営費の助成や周産期・新生児医療従事者の技術力向上を図るための研修等を支援。	—
こども安心保育支援課	妊娠・育児に関する情報発信・メール相談事業	1, 072 の一部	妊娠期から出産・子育てまで一貫した妊婦等包括相談支援事業と経済的支援とを一体的に行う市町村に対し助成するとともに、こども家庭センターの体制を整備するなど、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を充実し、安心して子育てできる環境づくりを促進する。 Webサイトやまがた子育て応援サイトにおいて、妊娠・出産・子育てに関する情報を掲載し、メール相談を実施。	37
こども安心保育支援課	妊婦等包括相談支援事業	12, 743		
医療政策課	小児救急電話相談事業	14, 081	保護者の不安解消及び適正受診の推進を図るため、小児救急電話相談を実施。（毎日18時～翌朝8時）	—
医療政策課	小児救急医療体制整備事業	27, 945	小児の救急医療体制を確保するため、休日・夜間における診療体制の整備に対する支援や、乳幼児の保護者等を対象とした急病時の対応方法に係る講習会等の普及啓発を行う。	—
こども安心保育支援課	子育て支援医療給付事業	1, 099, 925	就学前乳幼児及び小・中学生の保険診療に係る自己負担額（小学4年生から中学3年生までの者は入院に係る費用のみ）について、市町村が助成した事業に要する経費に対して補助する。	—
こども家庭福祉課	ひとり親家庭等医療給付事業	218, 378	ひとり親家庭等の対象者の保険診療に係る自己負担額について、市町村が助成した事業に要する経費に対して補助する。	—
こども安心保育支援課	不妊専門相談センター事業	844	山形大学医学部に委託し、不妊に悩む夫婦に、予約制により産婦人科医師が無料で面接・電話相談を実施する。	—
こども安心保育支援課	不妊治療費（保険適用分）助成事業	91, 275	公的医療保険の対象となる不妊治療（生殖補助医療）を受けた者に対し、自己負担分の一部助成をすることにより、経済的負担の軽減を図る。	—
こども安心保育支援課	不妊検査費助成事業	9, 450	不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦に対し、不妊検査で生じた自己負担分に対し助成をすることにより、経済的負担の軽減を図る。	—
雇用・産業人材育成課	WEB労働やまがた運営事業（山形県就職情報サイト等運営事業の一部）（再掲）	5, 775 の一部	女性労働者の母性健康管理のために、妊娠中及び出産後の就労に関する保護規定について、ホームページ「WEB労働やまがた」により周知。	—
がん対策・健康長寿日本一推進課	受動喫煙防止対策促進事業（再掲）	251	改正健康増進法及び平成30年12月に制定した「山形県受動喫煙防止条例」を広く県民に周知し、受動喫煙のない地域社会づくりを進めるため、出前講座、リーフレットの配布等の取組みを実施。	—
がん対策・健康長寿日本一推進課	がん患者妊孕性温存治療費助成事業	5, 080	【新規】 治療により妊孕性の低下が予想される若者ががん患者に対し、妊孕性温存療法や温存後生殖補助医療を受ける場合の費用の一部を助成。	35 36

施策の方向9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備

(1) 子育て中のひとり親家庭への経済的支援、相談体制の充実

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
教育局義務教育課	チーム学校生徒支援体制整備事業	254, 376	配慮を必要とする児童生徒への対応については、情報の秘匿について十分に配慮しながらも、教員、教育委員会、医療機関等が連携し、チームで支援する。	—
こども家庭福祉課	ひとり親家庭等医療給付事業（再掲）	218, 378	ひとり親家庭等の対象者の保険診療に係る自己負担額について、市町村が助成した事業に要する経費に対して補助する。	—
こども家庭福祉課	ひとり親家庭の自立支援	619, 323	子育て支援、生活支援、就労支援、経済的支援の総合的な支援を行う。 ・生活支援員の派遣 ・母子・父子自立支援員による相談支援の実施 ・ひとり親家庭応援センターにおける総合的な相談対応及び関係機関等の支援情報の紹介等の実施 ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、講習会等の実施 ・高等職業訓練促進給付金の支給、生活応援給付金・住まい応援給付金の支給、入学準備金及び就職準備金の貸付 ・児童扶養手当の支給 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付	38 39
雇用・産業人材育成課	離転職者職業訓練	221, 783 の一部	託児サービスを付加した職業訓練の実施により、子育てをしながらの再就職を支援。	—
建築住宅課	県営住宅に入居する際の優遇措置（再掲）	—	ひとり親家庭の県営住宅への入居に際し、入居条件等の優遇措置により支援。（抽選確率の優遇、連帯保証人1名で可、等）	—

(2) 貧困、高齢、障がい等により生活上の困難に直面する人への支援

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
雇用・産業人材育成課	職場適応訓練	1, 061	障がい者等就職困難な求職者の就職を容易にするために、県と委託契約する事業所において能力に適合する作業の訓練を実施。この訓練期間中、訓練生には生活の安定を図るための訓練手当を、委託事業主に対しては委託料を支給。訓練期間（一般：6ヶ月以内、重度障がい者：1年以内）	—
雇用・産業人材育成課	障がい者就業支援事業	8, 868	・障がい者就業支援員を配置し、職業訓練の受入先となる企業開拓を強化し、障がい者の就業機会の拡大を推進。 ・積極的に障がい者雇用を進める企業の認定を行い、認定企業の取組みを県がPRすることで、法定雇用率未達成企業等に対する障がい者雇用に対する理解を促進。 ・新規に障がい者を雇用した企業を対象に障がい者雇用奨励金を支給。 ・障がい者雇用の理解促進を図る為、障がい者雇用セミナーを実施。	40
雇用・産業人材育成課	就職促進手当支給事業	4, 715	ハローワークの受講指示を受けて県外の障害者職業能力開発校に入校した障がい者に対する訓練手当を支給。	—
雇用・産業人材育成課	離転職者職業訓練事業（障がい者対象職業訓練）、未来へつなぐものづくり振興事業、職業能力開発関係指導（アビリンピック育成強化支援）	9, 990 の一部	求職障がい者の就労委託訓練の実施と全国アビリンピックの出場を目指す技能者の支援を実施。	—
地域福祉推進課	日常生活自立支援事業	110, 000	認知症高齢者等が自立した地域生活が送れるよう、生活支援員を派遣し、福祉サービス利用に関する支援と日常的な金銭管理を行う。	—
地域福祉推進課	生活困窮者自立支援事業	101, 921 の一部	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、困窮の相談窓口としての自立相談支援事業をはじめ、住居確保給付金支給、就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援等事業を実施し、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を行うことで自立の促進を図る。	—

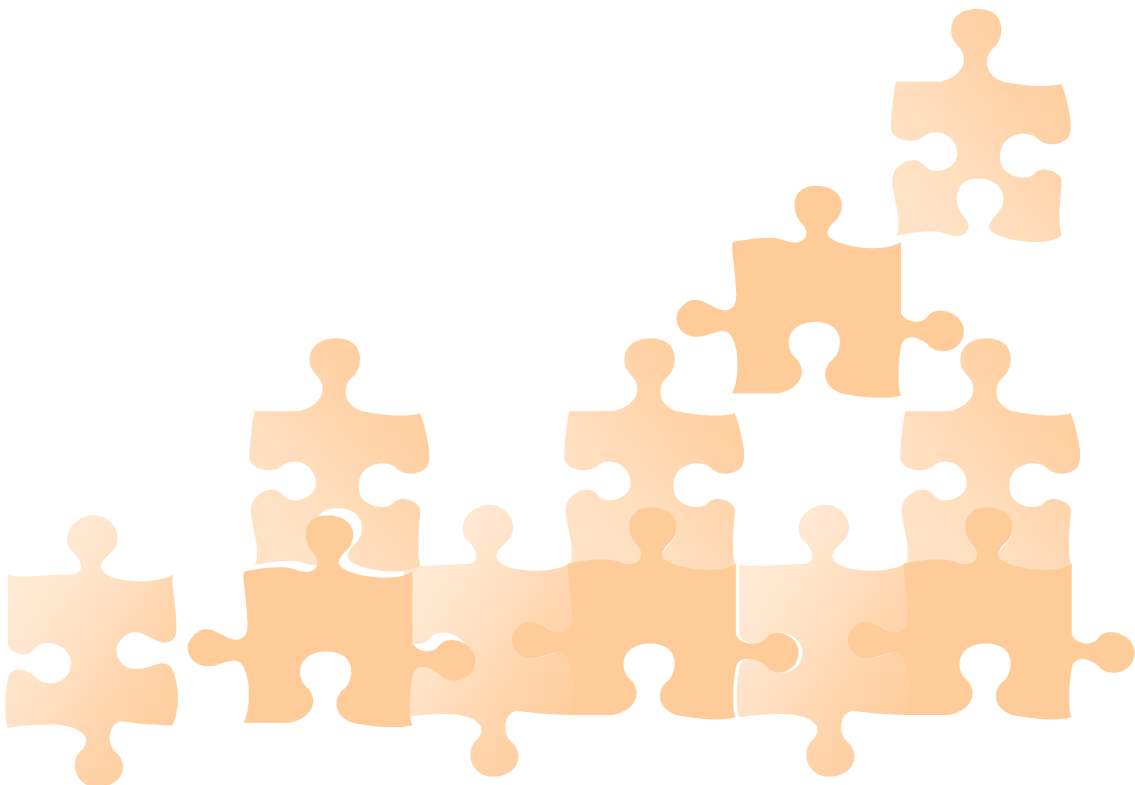
担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度の取組み概要	
建築住宅課	県営住宅に入居する際の優遇措置（再掲）		高齢者・障がい者に配慮して設計された1階にある県営住宅については、対象者を優先して募集するものとし、その他については、抽選確率を優遇する措置を講じる。	—
建築住宅課	セーフティーネット住宅供給促進事業	3,088 の一部	低所得者、移住者等の住宅確保要配慮者専用として登録されたセーフティーネット住宅について、改修費の一部を助成。	—
高齢者支援課	老人クラブ助成事業	25,294	老人クラブの活動を支援するほか、一人暮らし高齢者を訪問し、話し相手を兼ねた見守りや日常生活の支援を行う「友愛活動」等に対して助成を行う。また、会員数増強に向けた活動について支援を行う。	—
高齢者支援課	地域包括支援センター職員研修（再掲）	1,170	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村に設置されている地域包括支援センターの機能を強化するため、職員の経験年数に応じた能力の取得を目指す研修を実施し、資質向上を図る。	—
障がい福祉課	社会福祉施設整備補助事業（障がい福祉施設）	165,117	社会福祉法人が行う障がい福祉施設の創設、大規模修繕の整備等に対し補助することにより、施設利用者の処遇の向上を図る。	—
障がい福祉課	重度心身障がい（児）者医療給付事業	1,071,112	重度心身障がい児（者）の保険診療に係る自己負担額について、市町村が助成した事業に要する経費に対して補助する。	—
建築住宅課	良質住宅ストック形成促進事業	311,650 の一部	障がい者等が自宅で快適に生活できるよう、また住宅介護時の家族等の負担を軽減するために行う住宅リフォームに要する費用に対して補助する。	—
多文化共生・国際交流推進課	山形県国際交流協会運営	14,463 の一部	県国際交流協会において、日本語教室を開催し、外国人が日本語や日本文化などを学ぶ機会を提供。	—
多文化共生・国際交流推進課	国際交流センター管理運営	26,093 の一部	県国際交流センターにおいて、外国人相談窓口を設置し、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語で相談対応を実施。	—

(3) 多様な性的指向・性自認への理解促進

担当課	施策・事業名	左記事業のうち男女共同参画に関する予算及び取組み概要		関連 数値 目標 番号
		令和7年度 当初予算額(千円)	令和7年度取組み概要	
多様性・女性若者 活躍課	包摂性・寛容性の高い 地域づくり推進事業費 (性の多様性が尊重さ れる社会づくり推進事 業)	4, 800	【新規】 性の多様性に関する県民・企業の理解促進に向けた出前講座や企業の研修等で活用できる動画を作成し、発信する。 性的マイノリティ当事者の方などが抱えている不安や悩みに寄り添う相談窓口を設置する。 「山形県パートナーシップ宣誓制度」の運用及び制度の周知啓発を行う。	—
多様性・女性若者 活躍課	—	—	国の調査研究の動向や他の都道府県、民間団体等における取組状況等を随時情報収集し、人権の尊重を旨とした今後の本県の取組みの参考とする。	—
人事課（職員育成 センター）	職員研修事業	17, 080 の一部	新規採用職員研修において、多様性が尊重される社会づくりの推進に係る講義を実施し、県職員としての責務を理解するとともに、多様性を尊重し合い、誰もが個性や能力を発揮できる県づくり・組織づくりに向けて意識の向上を図る。	—
教育局義務教育課	チーム学校生徒支援体 制整備事業 (再掲)	254, 376	配慮を必要とする児童生徒への対応については、情報の秘匿について十分に配慮しながらも、教員、教育委員会、医療機関等が連携し、チームで支援する。	—
教育局高校教育課	—	—	各県立高校における性同一性障がいにかかわる生徒の個別の事案に応じ、細やかな対応と教育相談活動の充実、組織的なサポート体制の整備をはかるよう周知しながら、関係機関との連携を密にし、研修会への参加等を促す。	—

附 属 資 料

- 1 法令・規定集
 - 男女共同参画社会基本法
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
 - 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
 - 山形県男女共同参画推進条例
 - 山形県男女共同参画推進本部設置要綱
- 2 山形県ワーク・ライフ・バランス憲章
- 3 ワーク・ライフ・バランス推進協定書
- 4 やまがた女性活躍応援連携協議会設置要綱
- 5 やまがた女性活躍応援宣言
- 6 山形県男女共同参画推進員設置要項
- 7 審議会等への女性委員登用の推進について（部長会議申し合わせ）
- 8 女性活躍推進に向けた北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言
～輝く女性 ほくとう宣言～
- 9 山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱
- 10 男女共同参画のあゆみ（年表）
- 11 男女共同参画に関する用語集（キーワード）



目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当

たつては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者

(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和七年六月二七日法律第八〇号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日〔令和八年四月一日〕から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位

にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣

府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、

指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 （平成二十九年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 略

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第二十八条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則〔中略〕第二十四条〔中略〕の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則 （令和七年六月一一日法律第六三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定〔中略〕並びに附則〔中略〕第七条、第八条の二〔中略〕の規定 公布の日

二 〔前略〕第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定〔中略〕 令和八年四月一日

（女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置）

第六条 第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第八条の二 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であつて、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成30年5月23日法律第28号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社

会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第3条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第4条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第7条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第8条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の

提出その他必要な協力を求めることができる。

- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第9条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第10条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第11条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第12条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第2条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第8条—第19条）

第3章 男女共同参画審議会（第20条—第26条）

附則

私たちが目指す21世紀の社会は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によってのびやかに生きることができる社会である。また、男女が共に助け合い、力を合わせて地域の未来を創り出していく社会である。

しかしながら、依然として性別によって役割を固定的にとらえる人びとの意識やこれを反映した社会慣行などが様々な分野に根強く残っている状況にある。

山形県においては、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきたところであり、また、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にあるが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場で関わる状況には未だ至っていない。

本格的な少子高齢社会の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、次代を担う子供達が健やかに生まれ育ち、将来にわたって活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画の推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別による身体的特徴の違いについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保（積極的改善措置を含む。）、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害に関する配慮)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。）及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定め、又は変更するに当たっては、山形県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、県民の意見を聴くものとする。

(広報活動等)

第9条 県は、男女共同参画の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を行うものとする。

(教育の推進等)

第10条 県は、学校教育その他の教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に関する教育の推進、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第11条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第12条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第13条 県は、市町村の男女共同参画計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(事業者の調査協力)

第15条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進の状況等の公表)

第16条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情等及び相談への対応)

第17条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見の申出があった場合は、適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、山形県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第7条に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第24条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、しあわせ子育て応援部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月24日条例第19号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第5号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和３年３月１９日条例第５号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

山形県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、男女が共に支え合う 21 世紀の豊かな山形県を創造するため、山形県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 山形県男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策にかかる関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には副知事、副本部長にはしあわせ子育て応援部長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を統括し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要と認めた場合は、第3条に定める者以外の者を本部会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置き、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、しあわせ子育て応援部次長をもって充てる。
- 3 幹事長に事故あるときは、多様性・女性若者活躍課長がその職務を代理する。
- 4 幹事会は、推進本部の所掌事項について本部員を補佐するものとし、必要の都度幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要と認めた場合は、第1項に定める者以外の者を幹事会に出席させることができる。

(推進部会)

第6条 男女共同参画施策の推進事案を検討するため、幹事会のもとに推進部会を置く。

- 2 推進部会の運営等については、別に定める。

(事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するため、事務局をしあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

- (平成14年4月1日一部改正)
- (平成15年4月1日一部改正)
- (平成16年4月1日一部改正)
- (平成17年4月1日一部改正)
- (平成18年4月1日一部改正)
- (平成20年4月1日一部改正)
- (平成21年4月1日一部改正)
- (平成22年4月1日一部改正)
- (平成23年4月1日一部改正)
- (平成24年4月1日一部改正)
- (平成25年4月1日一部改正)
- (平成26年4月1日一部改正)
- (平成28年4月1日一部改正)
- (平成29年4月1日一部改正)
- (平成30年4月1日一部改正)
- (平成31年4月1日一部改正)
- (令和 2年4月1日一部改正)

(令和 3年4月1日一部改正)
(令和 4年4月1日一部改正)
(令和 5年4月1日一部改正)
(令和 6年4月1日一部改正)
(令和 7年4月1日一部改正)

山形県男女共同参画推進本部

別表1 本部構成員

本 部 長	副知事
副 本 部 長	しあわせ子育て応援部長
本 部 員	企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長、総務部長、みらい企画創造部長、防災くらし安心部長（兼）危機管理監、環境エネルギー部長（兼）洋上風力推進監、健康福祉部長、医療統括監、産業労働部長（兼）洋上風力推進監、観光文化スポーツ部長、農林水産部長（兼）洋上風力推進監、県土整備部長（兼）洋上風力推進監、県土整備部技術統括監、会計管理者、村山総合支庁長、最上総合支庁長、置賜総合支庁長、庄内総合支庁長（兼）洋上風力推進監

別表2 幹事会構成員

	部 局 名	構 成 員
幹 事 長		しあわせ子育て応援部次長
幹 事	総 務 部	広報広聴推進課長、人事課長、行政経営企画課長、高等教育政策・学事文書課長
	みらい企画創造部	企画調整課長、市町村課長、多文化共生・国際交流推進課長、DX推進課長
	防災くらし安心部	防災危機管理課長、消防救急課長、消費生活・地域安全課長
	環境エネルギー部	環境企画課長
	しあわせ子育て応援部	しあわせ子育て政策課長、こども安心保育支援課長、こども家庭福祉課長、多様性・女性若者活躍課長
	健 康 福 祉 部	健康福祉企画課長、医療政策課長、地域福祉推進課長、がん対策・健康長寿日本一推進課長、高齢者支援課長、障がい福祉課長
	産 業 労 働 部	産業創造振興課長、産業技術イノベーション課長、商業振興・経営支援課長、雇用・産業人材育成課長
	観光文化スポーツ部	観光交流拡大課長、スポーツ振興課長
	農 林 水 産 部	農政企画課長、農業技術環境課長
	県 土 整 備 部	管理課長、建設企画課長、都市計画課長、建築住宅課長
	会 計 局	会計課長
	総 合 支 庁	村山総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課長、最上総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課長、置賜総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課長、庄内総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課長
	企 業 局	総務企画課長
	病 院 事 業 局	県立病院課長
	教 育 局	教育政策課長、生涯教育・学習振興課長、義務教育課長、特別支援教育課長、高校教育課長、学校体育保健課長
	警 察 本 部	広報相談課長、警務課長、人身安全少年課長

山形県ワーク・ライフ・バランス憲章
— 仕事と生活の調和がとれた社会をめざして —

私たちは、家庭や職場、地域社会においてそれぞれに役割を持っており、そして誰もがその責任を果たしたいと願っています。この思いを実現し、安心して暮らせる、活力ある豊かな山形県を築くためには、私たち一人ひとりがそれぞれの持つ力を発揮できる「全員参加」の社会づくりを進める必要があります。

このため、私たちは、男性も女性もあらためて自らの生活や働き方を見つめ直し、いきいきと仕事をし、子育てや介護にたずさわ^{つちか}り、地域活動に取り組んでいかなければなりません。

また、企業等は、あらゆる職場において、働く人の生活に配慮した働き方ができるよう努めることにより、働く意欲の向上や人材の確保・定着などの効果を期待することができます。

さらに、行政は、県民や企業等の取り組みが効果的に進められるような環境づくりに努めていかなければなりません。

私たちは、山形県の特徴でもある三世代同居や地域社会が有する助け合いの風土といった、これまで培^{つちか}ってきた家族や地域の「絆^{きずな}」を活かし、世代間や地域住民同士で支え合い、家庭生活・仕事・地域活動において、それぞれ調和のとれた生き方ができる“やまがた”らしい社会の実現に向け、しっかりと考え、そして実践することが大切です。

私たちは、ここに仕事と生活の調和がとれた社会をめざして憲章を制定し、県民、企業等、行政が力を合わせて取り組むことを誓います。

(家 庭) — 助け合^{きずな}う —

- 1 家族みんなが助け合い、家族の絆^{きずな}を大切にする家庭をつくります。
- 2 男性も家庭生活に参加し、共に喜び合える家庭をつくります。

(職 場) — 分かち合^{きずな}う —

- 3 働き方を見直し、いきいきと活躍できる職場をつくります。
- 4 子育てや介護をしながら仕事を続けられる職場をつくります。

(地域社会) — 育み合^{きずな}う —

- 5 一人ひとりが能力を発揮し、育み合う社会をつくります。
- 6 地域活動に積極的に参加し、住民同士で支え合う地域をつくります。
- 7 地域全体で子育てを応援し、子育てしやすい社会をつくります。

ワーク・ライフ・バランス推進協定書

社会や企業が持続的に発展し、活力ある山形県としていくためには、将来を担う人材の育成、確保が不可欠であります。そのため、子育てや介護などに携わる人々をはじめとして、多様な働き方のニーズを持つ人材を積極的に活かし、登用していくことが必要となっています。

社団法人山形県経営者協会、日本労働組合総連合会山形県連合会、山形労働局、山形県市長会、山形県町村会及び山形県は、困難な状況に対応し、多様な人材を活かした生産性の高い働き方を実現することにより、県民一人ひとりが充実した豊かな生活を送れるよう、「山形県ワーク・ライフ・バランス憲章」が掲げる仕事と生活の調和のとれた社会の実現に向けた取組みを、一体となって推進します。

- 1 労使は協調して、働く人の健康で豊かな生活の実現のため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を図るなど、働き方の見直しを推進するとともに、誰もが仕事と子育てや介護の両立など、個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方が選択できる職場環境づくりに取り組みます。
- 2 国及び地方公共団体は、仕事と生活の調和のとれた社会の実現に向けた県民の理解や合意形成を進めるため、広報活動の充実を図ります。また、労使の取組みを支援するため、先進企業の事例などの情報提供や成果をあげている企業の取組みの顕彰などを行うとともに、多様な働き方の実現を支える社会的基盤の形成に取り組みます。
- 3 労使と国及び地方公共団体は、一人ひとりの自己啓発や

地域活動への参加を促進するため、地域情報などの共有や
発信を行うとともに、人々が参加しやすい環境整備を相互
に推進し、温かく活力溢れる地域社会づくりに取り組みま
す。

平成21年12月21日

社団法人山形県経営者協会会長

相馬 健一

日本労働組合総連合会山形県連合会会長

大岸 敏男

山形労働局長

田川 順一

山形県市長会会長

市川 昭男

山形県町村会会長

小野 精一

山形県知事

志村 美栄子

やまがた女性活躍応援連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 少子高齢化社会が進展し、労働力人口が減少する中、女性の力が最大限発揮できる社会づくりの推進が求められる。このため、各界・各分野を代表する機関・団体を参集し、本県における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みの効果的かつ円滑な実施とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備を目的に協力・連携する場として、「やまがた女性活躍応援連携協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成団体等)

第2条 協議会を構成する者・団体（以下「構成員」という。）は、別紙のとおりとする。

2 構成員以外の団体等から協議会への参加申し出があった場合は、構成員の過半数の承認を得ることにより、新たに構成員となることができる。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、構成員による互選により選出する。

2 会長は会務を総理する。会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(所管事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、必要な取組み、情報共有及び検討・意見交換を行う。

- (1) 女性の活躍推進及び支援に関すること。
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- (3) その他、第1条に掲げる目的の達成に必要な事項に関すること。

(会議)

第5条 会議は、会長が議長となる。

2 協議会の会議において、必要があると認めるときは、議事に関係する者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、しあわせ子育て応援部に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年6月1日から施行し、令和18年3月31日をもって、その効力を失う。

(令和2年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(令和8年2月6日一部改正)

やまがた女性活躍応援連携協議会構成員

分 野	団 体 名
経 済 関 係	一 般 社 団 法 人 山 形 県 経 営 者 協 会
	山 形 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会
	山 形 県 商 工 会 連 合 会
	山 形 県 商 工 会 議 所 連 合 会
農 業 関 係	山 形 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会
労 働 関 係	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 山 形 県 連 合 会
社 会 福 祉 関 係	社 会 福 祉 法 人 山 形 県 社 会 福 祉 協 議 会
金 融 関 係	一 般 社 団 法 人 山 形 県 銀 行 協 会
報 道 関 係	株 式 会 社 山 形 新 聞 社
教 育 関 係	国 立 大 学 法 人 山 形 大 学
学 識 経 験 者	国 立 大 学 法 人 山 形 大 学 名 誉 教 授 國 方 敬 司
就 労 支 援 関 係	認 定 特 定 非 営 利 活 動 法 人 や ま が た 育 児 サ ー ク ル ラ ン ド
市 町 村 関 係	山 形 県 市 長 会
	山 形 県 町 村 会
男 女 共 同 参 画 関 係 団 体	山 形 県 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー
行 政 機 関	山 形 労 働 局 雇 用 環 境 ・ 均 等 室
	山 形 労 働 局 職 業 安 定 部 職 業 安 定 課
	山 形 県

やまがた女性活躍応援宣言

私たちは、女性の力が最大限発揮できる山形県の実現を目指します。

そのために、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みの効果的かつ円滑な実施とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備に一体となって取り組みます。

平成28年6月1日

やまがた女性活躍応援連携協議会

山形県男女共同参画推進員設置要項

(設置)

第1条 県内の各地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るために、各地域の実情や特性を踏まえて地域の中で男女共同参画を推進する山形県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(活動)

第2条 推進員の活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する普及・啓発
- (2) 県及び市町村の男女共同参画施策に関する情報の地域への提供
- (3) 県及び市町村が行う男女共同参画施策の推進への支援・協力
- (4) その他男女共同参画を推進するために必要な活動

(市町村等との連携)

第3条 推進員は、市町村をはじめ地域における各種関係団体等と連携を図りながら活動するものとする。

(推進員の委嘱等)

第4条 推進員は、原則として公募とし、男女共同参画の理念等をよく理解し、その推進のために熱意をもって活動する意欲がある者の中から、知事が委嘱する。

2 知事は、推進員を委嘱しようとする者に対して承諾書（様式第1号）の提出を求め、承諾書の提出があった場合は、推進員証（様式第2号）を交付する。

(推進員の解職)

第5条 知事は、任期満了に伴うもののほか、推進員から辞退の申し出があった場合、また、推進員としてふさわしくない行為があった場合には、その職を解くことができる。

2 前項の辞退の申し出をしようとする者は、辞退届（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(推進員の任期)

第6条 推進員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度の末日（3月31日）とする。なお、再任を妨げない。

(推進員への情報提供)

第7条 県は、推進員の活動を支援し、地域における効果的な取組を促進するため、推進員に対し男女共同参画に関する各種情報を提供するものとする。

(秘密の保持等)

第8条 推進員は、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 推進員は、その地位を第2条第1項の活動を推進する目的以外に利用しないものとする。

(報告)

第9条 推進員は、その活動状況等について、四半期ごとに、活動報告書（様式第4号）またはそれに準ずる方法により、県に報告するものとする。

(事務)

第10条 推進員に関する事務は、しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課において処理する。なお、必要に応じて、山形県男女共同参画センターの協力を得るものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成２８年１０月２０日から施行する。

附 則

この要項は、平成２９年１月２０日から施行する。

(平成２９年４月１日一部改正)

(令和２年４月１日一部改正)

(令和３年４月１日一部改正)

(令和５年４月１日一部改正)

審議会等への女性委員登用の推進について

平成28年3月に策定した新たな「山形県男女共同参画計画」に基づき、引き続き、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図るため、以下により取り組むものとする。

1 対象となる審議会等

- ① 法律、条例に基づき設置される審議会等
- ② 行政運営上有識者等の意見を求めるため、要綱等に基づき継続的に設置される懇話会等

2 女性委員登用の推進方策

- (1) 各部局は、以下により、所管する審議会等について、女性委員の割合が50%となるよう積極的に取り組むものとする。
 - ① 各部局は、審議会等の女性委員登用について、関係団体等へ積極的に働きかけを行うとともに、計画的にその達成に努めるものとする。この場合、個別審議会のみでは目標達成が不可能な場合は、部局全体として50%の数値目標が達成されるよう調整を図るものとする。なお、女性委員の登用に係る計画について、進捗状況に応じて見直しを行うものとする。
 - ② 各審議会等ごとに、総委員数のあり方、委員選任方法等の検討を行い、目標達成を目指すものとする。
 - ③ 各部局は、特に女性人材の少ない分野での積極的な登用や任用を図ることにより、女性委員の候補者が増えるよう、関係団体へ要請するものとする。
- (2) 子育て推進部は、毎年度末現在における女性委員登用状況を部局別に調査し、公表する。
- (3) 子育て推進部は、各分野において活躍している女性の情報収集等により、女性人材リストの拡充に努め、各部局に対して情報提供を行う。改選期が近い審議会については、個別に女性の積極的登用の依頼を行う。また、女性人材の育成・発掘に努める。

女性活躍推進に向けた 北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言 ～輝く女性 ほくとう宣言～

長期化する新型コロナウイルスの感染拡大は、女性の雇用や生活に大きな影響を及ぼしています。また、多くの地方自治体においては、若者、特に若年女性の首都圏への流出が、人口減少に歯止めがかからない要因の一つとなっております。

一方、テレワークなど新しい働き方の可能性が広がり、地方への関心も高まる中、これを好機と捉え、女性が自ら希望する生き方・働き方を実現できるよう、豊かな自然や食文化、ゆとりある生活環境などを強みとする北海道・東北地方・新潟県から、女性活躍を一層前進させる必要があります。

私たちは、次の項目に自ら率先して取り組むとともに、1道7県で推進し、社会全体での取組に広がっていきます。

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、組織トップ層の意識改革を図るとともに、女性リーダーの育成に取り組めます。
- 2 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消に向けて意識改革を促す取組を推進します。
- 3 男性の家事・子育て等への参画、育児休業の取得促進等、男女ともに家庭と仕事を両立できる環境づくりの促進に向けて取り組めます。
- 4 男女間の賃金格差の解消や待遇の改善などを進め、女性も十分な所得が得られやりがいをもって働ける職場環境づくりを推進します。
- 5 コロナ下で不安を抱える女性に寄り添った対応ができるよう、相談・支援に取り組めます。

令和3年11月16日

北海道知事 鈴木 直道
青森県知事 三村 申吾
岩手県知事 達増 拓也
宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久
山形県知事 吉村美栄子
福島県知事 内堀 雅雄
新潟県知事 花角 英世

山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての県民が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分に発揮できる山形県の実現を目指し、山形県パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した関係であって、その双方又はいずれか一方が「性的指向（自己の恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の属する性別についての認識をいう。）が出生時の性と異なる者」であるものをいう。
- (2) パートナー パートナーシップにある相手方をいう。
- (3) 宣誓 パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを知事に対して宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方がともに成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 双方又はいずれか一方が県内に住所を有していること。
 - ロ 双方又はいずれか一方が3箇月以内に県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。
- (3) 双方がともに現に婚姻をしていないこと。
- (4) 双方に当該宣誓に係るパートナー以外にパートナー及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
- (5) 双方が民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーと共に次の各号に掲げる書類（以下「宣誓書等」という。）に自ら記入し、当該書類を知事に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）
 - (2) パートナーシップ宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）
- 2 知事は、宣誓をしようとする者が宣誓書等に自ら記入することができないと認める場合は、他の者をしてこれを記入させることができる。
- 3 宣誓をしようとする者は、第1項の規定により宣誓書等を提出する際は、次の各号に掲げる書類（宣誓をしようとする日前3箇月以内に発行されたものに限る。）を添付するものとする。
- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）
 - (2) 官公署が発行した現に婚姻をしていないことを証明する書類又は戸籍抄本
- 4 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認める場合は、同項に定める書類に類する書類をもってこれに代えることができる。
- 5 第1項の規定による提出は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。
- 6 知事は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) マイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した資格証明書等であって、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの（知事が認めるものに限る。）
 - (5) その他前各号に類するものとして、知事が認める書類
- 7 前項の確認は、知事が指定する方法でインターネットにより行うことができる。

(通称の使用)

- 第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他知事が特に理由があると認める場合は、宣誓書等に氏名と併せて通称を記載することができる。
- 2 前項の規定により通称を記載する場合にあっては、前条第1項の規定により宣誓書等を提出する際に、当該通称を生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる書類を添付するものとする。

(子に関する記載)

- 第6条 宣誓をしようとする者は、その双方又はいずれか一方と生計を一にする未成年の子（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合は宣誓書に子の氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）を記載することができる。
- 2 前項の規定により子に関する記載をする場合にあっては、第4条第1項の規定により宣誓書等を提出する際に、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 住民票の写し等その他の子との関係性を確認できる書類
 - (2) 子の氏名等の記載に関する同意書（様式第3号。宣誓をしようとする日において満15歳以上の子に関する記載である場合に限る。）

(県内転入の届出)

- 第7条 宣誓をしようとする者の双方が県外に在住しており、今後、その双方又はいずれか一方が県内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）は、第4条の規定による宣誓をした日から3箇月以内に、県内への転入を証する住民票の写し等を知事に提出するものとする。

(宣誓書受領証等の交付)

- 第8条 知事は、第4条の規定による宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が、第3条に定める要件を満たしていると認める場合は、山形県パートナーシップ宣誓書受領証（様式第4号。以下「宣誓書受領証」という。）と宣誓書の写しを宣誓者の双方に交付するものとする。
- 2 知事は、宣誓者が第5条第1項の規定により通称を記載した場合は、宣誓書受領証の表面に通称を、裏面に氏名を記載するものとする。
- 3 知事は、宣誓者が第6条第1項の規定により子に関する記載をした場合は、宣誓書受領証の裏面に子の氏名等を記載するものとする。
- 4 知事は、宣誓者が転入予定者である場合は、第1項の規定にかかわらず、転入予定者受付票（様式第5号。以下「受付票」という。）を交付し、その後、前条の規定による提出があったときに、受付票と引き換えに、第1項の規定により宣誓書受領証及び宣誓書の写し（以下「宣誓書受領証等」という。）を宣誓者の双方に交付するものとする。

(宣誓書受領証等の再交付)

- 第9条 宣誓書受領証等の交付を受けた者が宣誓書受領証又は宣誓書の写しを紛失、毀損等した場合にあっては、その再交付を知事に申請することができる。この場合において、当該申請をする者はパートナーと共にパートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）に自ら記入し、当該書類を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。
- 3 第1項の規定による申請については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。
- 4 毀損の理由により第1項の規定による申請を行う際は、毀損した宣誓書受領証等を再交付申請書に添付するものとする。
- 5 知事は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を確認し、宣誓書受領証等を再交付するものとする。
- 6 紛失の理由により再交付を受けた者は、紛失した宣誓書受領証等を発見した場合は、速やかに当該宣誓書受領証等を知事に返還するものとする。

(宣誓事項の変更)

- 第10条 宣誓書受領証等の交付を受けた者は、宣誓書受領証の記載事項に変更があった場合は、パートナーと共にパートナーシップ宣誓書受領証記載事項変更届（様式第7号）に自ら記入し、当該書類に変更内容が確認できる書類及び宣誓書受領証を添付して、知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。
- 3 第1項の規定による届出については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。
- 4 知事は、第1項の規定による届出があった場合は、その内容を確認し、変更後の内容を記載した宣誓書受領証を交付するものとする。

(宣誓書受領証等の返還)

第11条 宣誓書受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第8号。以下「返還届」という。)に宣誓書受領証等を添付して、知事に届け出なければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、同条第2号に関し、第16条の規定による連携自治体への住所の異動後も引き続きパートナーシップの継続を希望する場合を除く。
- 2 前項の規定による届出は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。
- 3 第1項の規定による届出については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。
- 4 知事は、第1項の規定による届出があった場合は、その内容を確認し、返還届の写しを交付するものとする。
- 5 知事は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による届出がされたものとみなすことができる。
- 6 知事は、第1項の規定による届出を受けたとき又は前項の規定により届出がされたとみなしたときは、当該宣誓者に係る宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(子に関する記載の削除)

第12条 第8条第3項の規定により宣誓書受領証に氏名等を記載された子(満15歳以上の者に限る。)は、パートナーシップ宣誓書受領証に関する申立書(様式第9号。以下「申立書」という。)に自ら記入し、宣誓書受領証から氏名等を削除するよう知事に申し立てることができる。

- 2 前項の規定による申し立ては、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による申し立てがあった場合は、当該申し立てに係る宣誓者に対し、宣誓書受領証の返還を求めるとともに、当該申し立てを行った子の氏名等を削除した宣誓書受領証を交付する。
- 4 知事は、第1項の規定による申し立てがあった場合は、その内容を確認し、申立書の写しを交付するものとする。
- 5 第1項の規定による申し立て及び第3項の規定による交付については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。
- 6 第1項の場合において、知事は、第3項の規定により返還を求める宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(無効となる宣誓)

第13条 宣誓書等の内容に虚偽があったときは、当該宣誓は、無効とする。

- 2 前項の場合において、知事は、宣誓書受領証等の返還を求めることができる。
- 3 第1項の場合において、知事は、当該宣誓者に係る宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(宣誓書受領証等の不正使用)

第14条 知事は、宣誓者が宣誓書受領証又は宣誓書の写しを不正に使用し、偽造し、又は変造したと認めるときは、宣誓書受領証等の返還を求めることができる。

- 2 前項の場合において、知事は、当該宣誓者に係る宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(宣誓書等の保存)

第15条 知事は、宣誓書等を30年間保存するものとする。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第16条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク(本県が加入するものに限る。)を構成する自治体(以下「連携自治体」という。)においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている者が、県内への住所の異動後も引き続きパートナーシップの継続を希望するときは、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第3条第2項の規定に基づき、宣誓書受領証の交付を受けることができる。ただし、第3条第2号ロを除く同条各号のいずれにも該当する者に限る。

- 2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「継続申告者」という。)は、パートナーと共にパートナーシップ宣誓継続申告書(様式第10号)に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して知事に申告しなければならない。
 - (1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証
 - (2) 住民票の写し等(申告日前3箇月以内に発行されたものに限る。)
- 3 前項の規定による申告は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。
- 4 第2項の規定による申告については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。
- 5 知事は、継続申告者から第2項の規定による申告があった場合は、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

(事前調整)

第17条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

2 宣誓書受領証等の交付を受けた者は、第9条の規定による申請並びに第10条及び第11条の規定による届出を行う場合は、あらかじめその日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

3 第12条の規定による申し立てを行う者は、あらかじめその日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

4 継続申告者は、あらかじめその日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

(個人情報の適切な取扱い)

第18条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理及び保管するものとする。

(周知啓発)

第19条 知事は、県民及び事業者がこの要綱の規定に基づくパートナーシップ宣誓制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応を行うことができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、宣誓の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

男女共同参画のあゆみ

年	年度	世界の動き	国内の動き	山形県の動き
1945	昭和20		・婦人参政権	
1947	22		・日本国憲法施行 基本的人権の尊重、法の下での平等明文化	
1972	47	・第27回国連総会で、1975年を「国際婦人年」とする宣言		
1975	50	・「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ) テーマ「平等、発展、平和」「世界行動計画」採択 ・第30回国連総会「国連婦人の十年」の決定(1976～1985)	・婦人問題企画推進本部設置 本部長 内閣総理大臣 ・婦人問題企画推進会議設置 ・総理府に婦人問題担当室発足 ・「育児休業法」公布(義務教育教員等)(S61施行)	
1976	51		・「民法」改正(離婚後復讐制度)	
1977	52		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館	・企画調整部青少年課を青少年婦人課に課名変更 ・「山形県婦人問題推進本部」設置 ・「婦人問題推進懇話会」設置
1978	53			・「婦人問題推進のための県内行動計画」策定
1979	54	・国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		
1980	55	・「国連婦人の十年中間年世界会議」(コペンハーゲン)	・「民法」改正(配偶者の相続割合1/3から1/2)	
1981	56	・「女子差別撤廃条約」発効		・「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」規定
1984	59		・「国籍法」改正(父母両系血統主義)	
1985	60	・「国連婦人の十年最終年世界会議」(ナイロビ)「2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	・「勤労婦人福祉法」が改正「男女雇用機会均等法」となる(S61.4.1施行) ・「女子差別撤廃条約」批准	・「山形県婦人の現状と施策」発刊
1986	61		・「国民年金法」改正(女性の年金権の確立) ・「労働基準法」改正(母性保護の充実等)	・婦人問題推進懇話会が「第2期山形県婦人行動計画実現のための提言」提出
1987	62		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(総合目標男女共同参画型社会の形成を目指して)	・第2期県内行動計画「新やまがた女性プラン」策定(昭和63年度～平成12年度)
1988	63	・女子差別撤廃委員会(第7回)で我が国報告書の審議		・「山形県婦人問題推進本部」設置(第2次)
1989	平成元		・新学習指導要領の告示(家庭科の男女共修)	
1990	2	・婦人の地位委員会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直し及び評価に伴う勧告及び結論」の採択		
1991	3	・婦人の地位委員会で「第4回世界婦人会議」について審議	・「新国内行動計画」の第一次改定(男女共同参加→男女共同参画へ) ・「育児休業法」公布(H4.4.1施行)	
1992	4		・初の「婦人問題担当大臣」任命	
1993	5		・「パートタイム労働法」公布・施行 ・第4回世界婦人会議日本国内委員会設置	・青少年女性課に課名変更 ・女性施策推進懇話会「県の各種審議会等における女性委員の登用促進のための提言」提出
1994	6		・総理府に男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画推進審議会の設置	・「新やまがた女性プラン」見直し(中間年)

年	年度	世界の動き	国内の動き	山形県の動き
1995	7	・第4回世界女性会議（北京）北京宣言及び行動綱領採択 ・NGOフォーラム開催	・「育児休業法」から「育児・介護休業法」へ改正 ・ILO156号条約批准	
1996	8		・新たな国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」策定	・県民生活女性課青少年女性室に改組
1997	9		・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」改正	
1998	10		・「特定非営利活動等促進法（NPO法）」公布・施行	・山形県男女共同参画センター基本計画策定
1999	11		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の一部改正	・女性施策推進懇話会を男女共同参画推進懇話会に名称変更
2000	12	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）政治宣言及び成果文書採択	・男女共同参画基本計画策定 ・推進体制の強化、充実のため新設された内閣府に男女共同参画局を設置 ・「男女共同参画会議」を設置し、権限機能を充実・強化	・県民生活女性課に男女共同参画室を設置 ・第3期県内行動計画「山形県男女共同参画計画」策定（平成13年度～平成22年度） ・男女共同参画社会づくり知事表彰制度を創設
2001	13		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布・一部施行	・山形県男女共同参画センター「チェリア」を開設
2002	14		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」全面施行	・山形県男女共同参画推進条例制定 ・山形県男女共同参画審議会設置
2003	15		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」策定	・文化振興課男女共同参画室に改組
2004	16		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2005	17	・第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）（ニューヨーク）	・「少子化・男女共同参画担当大臣」任命 ・第2次男女共同参画基本計画策定	・文化環境部女性青少年政策室に改組 ・山形県男女共同参画計画を改定（平成18年度～平成22年度） ・山形県DV被害者支援基本計画策定（平成18年度～平成22年度）
2006	18		・「男女雇用機会均等法」改正	・男女いきいき企業懇話会を設立 ・チャレンジ応援サイトやまかたを開設 ・男女共同参画社会づくり知事表彰制度に「チャレンジ賞」を新設 ・いきいきWネットワーク設立
2007	19		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（H20.1施行） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・男女いきいき・子育て応援宣言企業総合支援事業の創設
2008	20		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	・山形県ワーク・ライフ・バランス憲章の制定
2009	21	・「女子差別撤廃条約」実施状況第6回報告の審議・最終見解の公表	・「育児・介護休業法」改正	・子ども政策室女性青少年課に改組 ・ワーク・ライフ・バランス推進協定の締結 ・ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰制度を創設 ・新男女共同参画計画意識調査実施
2010	22	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	・第3次男女共同参画基本計画策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	・子育て推進部青少年・男女共同参画課に改組 ・山形県男女共同参画計画策定（平成23年度～平成27年度） ・山形県DV被害者支援基本計画策定（平成23年度～平成27年度）
2011	23	・UN Women（「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」）正式発足		・地域での女性登用に関する意識調査実施 ・デートDV実態調査実施

年	年度	世界の動き	国内の動き	山形県の動き
2012	24	・APEC 女性と経済フォーラム ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画 ～働く『なでしこ』大作戦～」策定	
2013	25	・APEC 女性と経済フォーラム	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（H26.1施行） ・全国知事会による「女性の活躍促進のための提言」 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	・若者支援・男女共同参画課に課名変更 ・「山形県いきいき子育て応援企業」認定制度創設 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「ウーマノミクスで地域再生・日本再生～女性の活躍促進のための提言～」を政府に提言
2014	26		・「日本再興戦略」改訂2014に「『女性か輝く社会』の実現」 ・女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針決定 ・すべての女性が輝く社会づくり本部を設置	・「輝く女性応援会議 in 山形」の開催 ・マザーズジョブサポート山形の開設 ・女性の活躍促進に向けた企業実態調査実施 ・ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画県民意識調査実施 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性も男性も共に働き共に育むことができる社会～女性の活躍ウーマノミクスで日本を変える～」を政府に提言
2015	27	・持続可能な開発のための2030アジェンダ採択	・「女性活躍加速のための重点方針2015」の決定 ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!）開催 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍促進法）公布・施行 ・第4次男女共同参画基本計画策定 ・UN Women 日本事務所（東京都文京区）に開設	・山形県男女共同参画計画策定（平成28年度～平成32年度） ・山形県DV被害者支援基本計画策定（平成28年度～平成32年度） ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「第4次男女共同参画基本計画に関する提言」を政府に提言 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性も男性も共に働き、共に育み、支え合う社会づくり～女性の活躍 ウーマノミクスで地方を変える、日本を変える～」を政府に提言 ・有村女性活躍担当大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画、少子化対策）と全国知事会との意見交換の開催 ・「働く女性のロールモデル集」の発行
2016	28	・APEC 女性と経済フォーラム2016	・「育児・介護休業法」改正 ・「ニッポン一億総活躍プラン」の決定 ・「女性活躍加速のための重点方針2016」の決定	・「やまがた女性活躍応援推進協議会」の発足 ・山形県男女共同参画推進員の設置 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性の活躍促進で地方創生・日本再生～今こそウーマノミクス～」及び「女性の活躍促進の加速化に向けた財源確保に関する緊急提言」を政府に提言 ・「ファザーリング全国フォーラム in やまがた」の開催
2017	29	・APEC 女性と経済フォーラム2017	・「育児・介護休業法」改正 ・「女性活躍加速のための重点方針2017」の決定 ・「“おとう飯”始めよう」キャンペーンの実施	・若者活躍・男女共同参画課に課名変更 ・マザーズジョブサポート庄内の開設 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「ウーマノミクスの加速で地方創生・日本再生～女性も男性も共に働き、共に育み、活躍する社会～」を政府に提言

年	年度	世界の動き	国内の動き	山形県の動き
2018	30	・APEC 女性と経済フォーラム2018	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2018」の決定	・子育て推進部次長級の「女性活躍推進監（兼）次長」を新設 ・やまがたウーマノミクス加速化プロジェクトチームを庁内に設置 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性の活躍～ウーマノミクス～加速で地方創生・日本再生～男女の格差をなくし、仕事と家事・育児・介護を共に担う社会を～」を政府に提言
2019	令和元	・APEC 女性と経済フォーラム2019	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 ・「女性活躍加速のための重点方針2019」の決定	・山形県知事が内閣府男女共同参画会議の議員に就任 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性活躍～ウーマノミクス～を加速し、経済活性化！！～育児・介護と仕事の両立支援、男女が尊重し合い格差解消～」を政府に提言 ・ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査実施
2020	2	・APEC 女性と経済フォーラム2020	・第5次男女共同参画基本計画策定 ・「女性活躍加速のための重点方針2020」の決定 ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定	・子育て若者応援部若者活躍・男女共同参画課を改組 ・子育て若者応援部長がコロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の構成員に就任 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「男女共同参画の推進に向けた提言～ウーマノミクスで新地方創生・日本再生～」を政府に提言 ・山形県男女共同参画計画策定（令和3年度～令和7年度） ・山形県DV被害者支援基本計画策定（令和3年度～令和7年度）
2021	3	・APEC 女性と経済フォーラム2021	・男女共同参画会議に「計画実行・監視専門調査会」を設置 ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」の決定	・しあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進課を改組 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「男女共同参画の推進に関する提言～ポストコロナ時代のジェンダー平等に向けて～」を政府に提言 ・「女性活躍推進に向けた北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言～輝く女性まとう宣言～」の発出
2022	4	・APEC 女性と経済フォーラム2022	・国際女性会議WAW!2022を開催 ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」の決定 ・「AV出演被害防止・救済法」公布・施行 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布（R6.4.1施行）	・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「ジェンダー平等の実現に向けた提言～世界のフロントランナーとなるための4つ（教育・経済・政治・健康）の戦略～」を政府に提言 ・国際女性会議WAW!2022にて「女性と防災」をテーマとした分科会にパネリストとして登壇
2023	5	・APEC 女性と経済フォーラム2023	・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」の決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（R6.4.1施行） ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行	・多様性・女性若者活躍課を課名変更 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「ジェンダー平等の実現に向けた提言～ジェンダー主流化の浸透を目指して～」を政府に提言 ・「やまがたスマイル企業認定制度」創設 ・「山形県パートナーシップ宣誓制度」創設 ・山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画策定（令和6年度～令和7年度）

年	年度	世界の動き	国内の動き	山形県の動き
2024	6	・APEC 女性と経済フォーラム2024	・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」の決定 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正（R7.4.1施行）	・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「ジェンダー平等の実現に向けた提言～一人ひとりが幸福を実感できる社会の実現に向けて～」を政府に提言 ・男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査実施 ・全国女性会館協議会第68回全国大会 in 山形2024の開催
2025	7	・APEC 女性と経済フォーラム2025	・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」の決定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「独立行政法人男女共同参画機構法」公布 ・「男女共同参画社会基本法」改正 ・第6次男女共同参画基本計画策定	・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「第6次男女共同参画基本計画に関する提言」を政府に提言 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「ジェンダー平等の実現に向けた提言～完全なジェンダー平等社会の実現を目指して～」を政府に提言 ・山形県DV被害者支援基本計画及び山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画を統合し、山形県男女共同参画計画策定（令和8年度～令和12年度）

あ行 ■ アウティング

本人の同意なく、その人の性のあり方(性的指向やジェンダーアイデンティティなど)を第三者に暴露してしまうこと。アウティングはプライバシーの侵害であり、本人の尊厳を傷つける行為。

■ アライ(Ally)

性的マイノリティについて理解・共感し、応援する人。

■ アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

人が無意識に持つ思い込み。過去の経験によって、気づかずに身につけたもので、意図せず、行動や意思決定に影響を与える。

■ アンペイド・ワーク(無償労働)

家事、育児、介護、ボランティア活動など、家庭や地域での無償労働を指す。こうした労働の多くは女性が担っており、賃金や報酬を伴わず数量的に把握することが困難なことから、女性の果たしている役割が過小評価されるといった結果を生んでいる。男女共同参画社会の実現には、男女が共に有償労働、無償労働を平等に分ち合うことが求められている。

■ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

いわゆる「育児介護休業法」。1992 年(平成4年)に施行された。2021 年(令和3年)に改正され、「産後パパ育休」の創設、妊娠、出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の義務付け等が 2022 年(令和4 年)より、常時雇用する労働者が 1,000 人超の事業主の取得状況の公表の義務付けが 2023 年(令和5 年)より施行された。

■ イクボス

部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績と結果を出し、自らも仕事と私生活を楽しむことができる経営者や上司のこと。

■ イクメン

子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。又は、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。

■ SDGs(エスディーゼーズ)

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015 年(平成 27 年)9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が 2016 年(平成 28 年)から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標。目標の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられている。

■ エンパワメント(力をつけること)

過去における社会的・構造的な差別の中で奪われてきた、本来持っている力を取り戻すこと。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

■ M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率(15 歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)をグラフにしたときに描き出される曲線で、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという形状が「M」のような形を描くことをいう。近年は、M字から台形のような形になりつつある。

■ L字カーブ

女性の年齢階級別正規雇用比率(15 歳以上人口に占める正規の職員・従業員の割合)をグラフにしたときに描き出される曲線で、女性は 25~29 歳をピークに低下し、年齢の上昇とともに下がる形状が、「L」のような形を描くことをいう。

か行 ■ 家族経営協定

家族経営協定は、女性の経営参画をはじめ、家族全員が意欲と生きがいを持って農業に取り組む環境づくりのため、農業経営の方針や役割分担、報酬、休日の取り方、経営移譲計画などについて家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるを行うものである。

■ カミングアウト

これまで公にしていなかった自分の性のあり方(性的指向や性自認／性同一性など)を本人が他者に表明すること。

■ クォータ制(割り当て制)

不平等是正のための方策の一つで「割り当て制度」などという。選挙の立候補者(ノルウェー等)や審議会の人数など男女の比率に偏りがないように定める方法。男女共同参画社会基本法第 25 条第1項第2号に規定する男女共同参画会議議員(学識経験者議員)に関する規定(男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員総数の十分の四未満であってはならない。)などもこれに当たる。県の男女共同参画審議会もクォータ制を導入している。

■ 合計特殊出生率

15～49 歳の全女性を対象に各年齢ごとに、子どもの出生数を女子人口で割った出生率を算出し合計する。この値が 2.08 を下回ると人口は将来減少すると言われている。

■ 行動綱領 Platform for Action

1995 年(平成7年)に北京で開催された第 4 回世界女性会議で採択されたもので、21 世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示している。12 の重大問題領域(A 貧困、B 教育と訓練、C 健康、D 女性に対する暴力、E 女性と武力抗争、F 経済、G 権力及び意志決定、H 女性の地位向上のための制度的な仕組み、I 人権、J メディア、K 環境、L 女兒(少女))があげられ、それぞれについて戦略目標ととるべき行動が提示されている。

■ 高齢者総合相談センター(高齢者総合相談所)

高齢者やその家族が抱える保健、医療、福祉等に係る各種の心配ごとや悩みごとに対する相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援するなどの事業を実施する。

■ 国際婦人年 International Women's Year

1972 年(昭和 47 年)第 27 回国連総会において、性差別撤廃に向けて世界的規模の行動をもって取り組むために、1975 年(昭和 50 年)を「国際婦人年」とすることを決議された。

■ 国内行動計画

1975 年(昭和 50 年)の国際婦人世界会議(メキシコ会議)で採択された「世界行動計画」に基づき、1977 年(昭和 52 年)に我が国最初の国内行動計画が策定された。

1977 年(昭和 52 年) 国内行動計画

1987 年(昭和 62 年) 西暦 2000 年に向けての新国内行動計画

1991 年(平成3年) 西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第 1 次改定)

1996 年(平成8年) 男女共同参画 2000 年プラン

■ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

いわゆる「男女雇用機会均等法」。1986 年(昭和 61 年)に施行され、1997 年(平成9年)6月に、女性に対する募集、採用、配置などの差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用管理上の規定を新設するなどの改正が行われた。

■ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、福祉の増進を図るため、2022 年(令和 4 年)6月に議員立法により成立した。困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるように、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関及び民間団体

の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することなどを基本理念とする。

さ行 ■ 在宅介護支援センター

在宅の要介護高齢者やその家族に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じたり、各種の保健、福祉サービスの提供の調整を図ることを目的とした施設。

■ 在宅ワーク

テレワーク(情報通信機器等を活用し、遠隔地間で仕事をする働き方)の一形態であり、会社員が自宅で働く「在宅勤務」などと異なり、企業に属さず請負的に仕事を行うもの。雇用者ではなく、独立自営的に就業するものであることから、大きくSOHOの中に位置づけられる。

■ シェルター(女性のための緊急一時避難所)

本来は震災などで住居を失った人々のための避難所を意味するが、近年、夫や同居の男性などから暴力を受けた女性(DV被害者)のための避難所をも意味するようになった。

■ ジェンダー(文化的社会的な性別)

「女らしさ」「男らしさ」、「女の役割」「男の役割」など、社会的・文化的に作られた性別のこと。人が誕生と同時に振り分けられる男・女という生物学的な性別(sex)や性徴・性的魅力(Sexuality)と区別して用いる。

■ ジェンダーアイデンティティ

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。性自認、性同一性。

■ ジェンダーバイアス

社会のあらゆる場面に存在する、ジェンダーにかかわる偏りをいう。社会の仕組みや人々の行動様式、意識など、さまざまなレベルにおいて、明示されたものであれ、暗黙のものであれ、性による区別や男女の非対称的な扱いがなされている。

■ シスジェンダー

出生時に割り当てられた性別と性自認／性同一性が同じである人。

■ 女子差別撤廃条約

1979年(昭和54年)の第34回国連総会で、130か国の賛成を得て採択され、我が国は1985年(昭和60年)に批准した。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等を達成するために必要な措置を定めている。

■ 女性に対する暴力をなくす運動

女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁が主唱し、平成13年から実施しているもの。毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を運動期間とし、国、都道府県、各市町村においてさまざまな関連行事や取組を行う。山形県においても、県及び市町村にて様々な啓発活動を展開している。

■ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

いわゆる「女性活躍推進法」。女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、様々な社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現すること目的に、2015年(平成27年)6月に公布・施行された法律。

女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、支援措置等について定める。

この法律は、令和8年3月31日をもって効力を失う時限立法である。(期限を10年間延長(令和18年3月31日まで)する改正法案を第217回通常国会に提出。)

■ ストーカー

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に愛情や関心を抱いている、あるいは抱くようになるはずだと病的に思い込み、または、これらがかなわなかったことに怨みを抱くなどし、執拗に相手をつけ回し、迷惑や被害を与える人のこと。

■ ストーカー行為等の規制に関する法律

いわゆる「ストーカー規制法」。ストーカー行為を処罰するなどストーカー行為について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的として、2000年(平成12年)5月に議員立法で成立した法律。

■ 性自認／性同一性

自己の性別についての持続的な認識。

■ 性的指向

自己の恋愛または性愛の対象となる性別についての指向。

■ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

通称「LGBT理解増進法」。全ての国民が、その性的指向及びジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの基本理念に基づいて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的に、いわゆる理念法として2023年(令和5年)6月に公布・施行された法律。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及や相談体制の整備等を、国、地方公共団体及び事業主等の努力義務としている。

■ 性的マイノリティ

同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーやその他の多様な性自認や性的指向を持つ人。

■ 生物学的性

出生時の身体的特徴などをもとにして判断される生物学的な性別。

■ 性別による固定的な役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主役、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識をいう。

■ 性別の表現

自己の性をどのように表現するか、見た目やしぐさ、言葉づかいなどの表現に係る性。

■ 生理の貧困

経済的な理由等で生理用品を購入できない女性がいう問題。生理の貧困は、女性の心身の健康や社会活動に影響を与えるとされており、政府は女性の健康や尊厳に関わる重要な課題であると捉え、生理用品を必要とする女性が、必要な情報に基づきアクセスできるよう、地域女性活躍推進交付金による相談支援の一環として生理用品を提供した事例や各地方公共団体による独自の取組について2021年(令和3年)から調査し、公表している。

■ 世界女性会議

すべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進するための方策を探る国連主催の会議。

過去の開催実績は次のとおり。

1975年(昭和50年)	メキシコシティ(メキシコ)	国際婦人年
1980年(昭和55年)	コペンハーゲン(デンマーク)	国際婦人の10年中間年
1985年(昭和60年)	ナイロビ(ケニア)	国際婦人の10年最終年
1995年(平成7年)	北京(中華人民共和国)	
2000年(平成12年)	ニューヨーク(アメリカ合衆国)	国連特別総会「女性2000年会議」
2005年(平成17年)	ソウル(韓国)	

世界女性会議で採択された宣言や行動計画は、各国の女性施策に大きな影響を与えてきており、第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」は、女性のエンパワーメントに関する予定表(アジェンダ)であるとされている。

■ セクシュアリティ

性徴・性的魅力の概念、さらに、性にかかわる現象、行動、傾向などを総称することば。生物学的な性差(sex)に対して、社会的・文化的・心理的な面を含めて、より広く性的なものをさす。ジェンダーに縛られない社会の実現に向けて、「人権としての性」という視点にたち、個人の自由・自己決定権にかかわるもっとも個人的・内面的な課題として考えていくことが必要である。

■ セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり(※対価型セクシュアル・ハラスメント)、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させる(※環境型セクシュアル・ハラスメント)こと。例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布など、様々なものが含まれる。男女雇用機会均等法では事業主に対して職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための雇用管理上の配慮を義務づけている。県の条例では、「あらゆる場」におけるセクシュアル・ハラスメントによる権利侵害に関する配慮を規定している。

た行 ■ ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢、障がいの有無などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことを「ダイバーシティ社会」という。

■ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう(男女共同参画審議会設置法第1条に定義)。

■ 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野の取組を総合的かつ計画的に推進するために、1999年(平成11年)6月23日に公布・施行された法律。5つの基本理念と、国、地方公共団体、国民の責務等について規定している。

■ 男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する国民の理解を深めることを目的として、平成13年(2001年)度から毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定め、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を実施している。

■ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

いわゆる「パートタイム労働法」。短時間労働について、雇用の改善に関する措置や職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者が能力を有効に発揮することができるようにすることを目的として、1993年(平成5年)6月に成立した法律。

■ 地域子育て支援センター

家庭での子育てに対する相談指導、子育てサークルへの支援など家庭での育児をバックアップする専門機能を有する施設で、地域の中核となる保育所に附置される。

■ デートDV

交際関係にあるものまたはあったものの間で行われる身体的・精神的などの苦痛を与える暴力行為のこと。

■ ドメスティック・バイオレンス(DV)

「夫婦(恋人)間暴力」のことで親密な関係にある暴力をいう。広義には女性や子ども、高齢者や障害者など家庭内の弱者への家庭内暴力をさす。この問題解決に向けて、第4回世界女性会議の行動綱

領をはじめ、「男女共同参画 2000 年プラン」等にも重要課題の一つとして取り上げられており、1999 年（平成 11 年）5 月には男女共同参画審議会より「女性に対する暴力のない社会を目指して」の答申が出されている。2001 年（平成 13 年）10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行（平成 14 年全面施行）された。2014 年（平成 26 年）1 月には法の改正がおこなわれ、名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。また改正によって、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなった。県条例では、「あらゆる場」における配偶者に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為による権利侵害に関する配慮を規定している。

は行 ■ パープルリボン運動

「パープルリボン運動」は、世界を、子どもや女性に対する暴力被害者にとって、より安全なものとするを目的として、1994 年、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で、近親姦やレイプの被害者によって始められたといわれている。

女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、「パープル」をシンボルカラーとして布リボンやバッチなどにより「パープルリボン」を広めており、現在では 40 カ国以上に広がっている。

■ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

いわゆる「配偶者暴力防止法」「DV 防止法」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、2001 年（平成 13 年）4 月、議員立法により成立した法律。

「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の別を問わない。また、「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。

令和 5 年度の改正では保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化が規定された。

■ 配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、被害者の相談やカウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、各種情報の提供を行う施設。

■ パタニティ・ハラスメント

育児のための休暇や時短を申し出る男性に対するいやがらせ。

■ パワーハラスメント

優越的な関係に基づき、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、身体的もしくは精神的な苦痛を与えること（職場環境を害すること）。

■ ファミリー・サポート・センター

地域において育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人お互い会員になり、助け合うグループを作り、育児や介護に関する相互援助活動を行う。

■ ファミリーフレンドリー企業

法を上回るレベルの育児休業制度、介護休業制度、フレックスタイム制、在宅勤務等の制度を持っており、経営トップや管理職の理解があって実際によく利用されているなど、仕事と家庭の両立がしやすい企業文化を持っている企業

■ ヘテロセクシュアル(Heterosexual)

性的指向が異性に向く人。異性愛者。

■ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている集団(女性や人種的な少数弱者など)に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした、暫定的な措置。男女共同参画社会基本法第 2 条第 2 項では、「積極的改善措置」として次のように定義している。「(男女共同参画に関し)男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」

ま行 ■ マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児休業等を理由に不利益な取り扱いを行うこと。

や行 ■ 山形県パートナーシップ宣誓制度

双方又はいずれか一方が性的マイノリティである二者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であることを宣誓する制度。県は、宣誓したことを証明する「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する。宣誓書受領証を活用することで、行政や民間の各種サービスが利用可能となることや、パートナー同士の関係性の説明が円滑に行えるようになることが期待される。

わ行 ■ ワークシェアリング

一つの仕事を多人数で分割すること。一人当たりの労働時間を短縮することで、多くの人が仕事を分かち合うという意味。不況時には雇用維持対策として見られがちであるが、労働時間の短縮や高齢者等に対して職場を供給する効果があるといわれている。

■ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態。

略語 ■ GDI(ジェンダー開発指数)

Gender Development Index

国連開発計画(UNDP)による指数で、人間開発における男女格差を表すもので、男女別の人間開発指数(HDI)の比率で示される、人間開発の3つの基本的側面における達成度の男女格差。基本的側面とは次の3側面を指標とする。

【健康】・男女別の出生時平均余命

【教育】・男女別の入学年齢児童の予測就学年数と25歳以上の成人の平均就学年数

【経済的資源の可用度】男女別の一人当たりGNI推計値

■ GII(ジェンダー不平等指数)

Gender Inequality Index

国連開発計画(UNDP)による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】・妊産婦死亡率 ・15-19歳の女性1,000人当たりの出生数

【エンパワーメント】・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)

【労働市場】・労働力率(男女別)

■ GGI(ジェンダー・ギャップ指数)

Gender Gap Index

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値

・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率 ・初頭、中等、高等教育の各在学率

【健康分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命

【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の国家元首の在任年数

■ HDI(人間開発指数)

Human Development Index

国連開発計画(UNDP)による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識(平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出している。

■ LGBTQ

Lesbian、Gay、Bisexual、Transgender、Questioning/Queer

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニング及びクィアの頭文字をとった言葉。性的マイノリティの人たちを表す総称の一つとして使われる。

L(レズビアン)

性自認／性同一性が女性で、性的指向が女性に向く人。女性同性愛者。

G(ゲイ)

性自認／性同一性が男性で、性的指向が男性に向く人。男性同性愛者。

B(バイセクシュアル)

性的指向が同性にも異性にも向く人。

T(トランスジェンダー)

出生時に割り当てられた性別と性自認／性同一性が異なる人。

Q(クエスチョニング)

自身の性のあり方について特定の枠に属さない人、わからない人、決めていないなどの人。

Q(クィア)

かつては「奇妙な、風変わりな」という意味の侮辱的な言葉だったが、現在は規範的でない性のあり方を誇りをもって表現するために用いられる。

■ SOGI(ソジ・ソギ)

Sexual Orientation and Gender Identity

性的指向(Sexual Orientation)、性自認／性同一性(Gender Identity)の頭文字をとった言葉。性的マイノリティであるか否かに関わらず、全ての人が持つ性のあり方を表現するための言葉。

■ SRHR(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ 性と生殖に関する健康・権利の確立)

子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを女性が自分で決める権利を認めようとする考え方。ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障するもので、すべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。

■ WAW ! (国際女性会議)

World Assembly for Women

世界の様々な地域、国際機関から女性の分野で活躍するトップ・リーダーが参加し、日本及び世界における女性のエンパワーメント、女性の活躍促進のための取組について議論を行う日本政府主催の国際会議。

令和7年度 山形県男女共同参画白書

令和8年7月発行

発行者 山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

電話 023-630-3269

ホームページ <https://www.pref.yamagata.jp/>

